新たな基本構想・基本計画策定に向けた

基礎調査報告書

2019年３月

町　田　市

長期計画策定に向けた基礎調査　報告書

目　　次

序章　調査の概要　1

1　調査の目的---------- 1
2　調査の体系---------- 2

第１章　社会経済動向の調査・分析　3

1　人口---------- 3
2　産業・経済---------- 7
3　都市構造---------- 10
4　自治体経営---------- 14
5　社会経済動向のまとめ---------- 16

第２章　全市的な動向の調査・分析　17

1　位置及び地勢---------- 19
2　市の沿革---------- 20
3　人口---------- 21
（1）人口・世帯数---------- 21
（2）地域別人口---------- 24
（3）年齢別人口---------- 33
（4）人口動態---------- 36
（5）通勤・通学---------- 49
4　土地利用---------- 52
（1）利用区分別の土地利用---------- 52
（2）都市計画の状況---------- 53
（3）地価---------- 54
（4）住宅---------- 56
5　産業構造---------- 62
6　行財政---------- 68
（1）歳入---------- 68
（2）財政調整基金---------- 71
（3）地方債---------- 72
（4）歳出---------- 72
（5）主要財政指標---------- 74
（6）職員数---------- 77
（7）公共施設等---------- 78
7　全市的な動向のまとめ---------- 80

第３章　分野別の動向の調査・分析　81

１　子育て支援等---- 81
（１）妊娠・出産支援---- 81
（２）子育て支援---- 86
２　学校教育---- 93
（１）義務教育---- 93
３　生涯学習等---- 97
（１）青少年育成---- 97
（２）生涯学習---- 100
４　健康・医療---- 102
（１）健康---- 102
（２）医療---- 106
５　福祉---- 109
（１）高齢者福祉---- 109
（２）障がい者福祉---- 112
（３）地域福祉---- 114
６　地域コミュニティ等---- 118
（１）地域コミュニティ---- 118
（２）男女共同参画---- 120
（３）多文化共生---- 123
７　防災・防犯等---- 123
（１）防災---- 127
（２）防犯・交通安全---- 130
（３）消費生活---- 135
８　産業---- 138
（１）商業・サービス業---- 138
（２）工業---- 145
（２）農業---- 148
９　芸術・文化・スポーツ---- 153
（１）芸術文化・歴史---- 153
（２）スポーツ---- 155
10　シティプロモーション等---- 159
（１）観光・シティプロモーション---- 159
11　交通---- 162
（１）道路---- 162
（２）公共交通---- 164
12　住環境---- 169
（１）市街地整備---- 169
（２）景観---- 173
（３）公園・緑地---- 175

13　環境---------- 178
（１）環境保全・公害---------- 178
（２）ごみ処理---------- 182
（３）下水道---------- 184

序　章　調査の概要

1　調査の目的

本市の基本構想及び基本計画（まちだ未来づくりプラン）は、2021 年度に計画期間を終えることとなっています。近年、人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、全国的にまちづくりを取り巻く社会環境が大きな変化を続けている中、本市の人口は 2022 年にピークに達し、今後、過去から現在のトレンドの延長線上で推移すると仮定した場合には、本格的な減少局面に移行すると予測されています。

特に、地域の経済社会を支える中心的な世代である生産年齢人口（15～64 歳）は、既に減少傾向に転じている一方、急速な高齢化の進展による社会保障関係費の増加と、生産年齢人口の減少を背景とした市税収入の減少によって、構造的な収支不足に陥ることが大いに懸念されるなど、かつて経験したことのない深刻な事態に直面しています。

このような状況下、2022 年度を開始年度とする新たな基本構想及び基本計画は、我が国全体で老年人口（65 歳以上）がピークを迎える 2040 年頃を見据えた中で、誰もが夢を描くことができ、幸せを感じられる未来をつくるために策定します。

本調査は、新たな基本構想及び基本計画策定に向けた基礎資料の１つとして活用するため、本市のまちづくりを取り巻く社会経済動向、主要な統計指標の推移などを踏まえ実施するものです。

2 調査の体系

本調査の体系は、図表 序章－１に示すとおりです。

図表 序章－１ 調査の体系

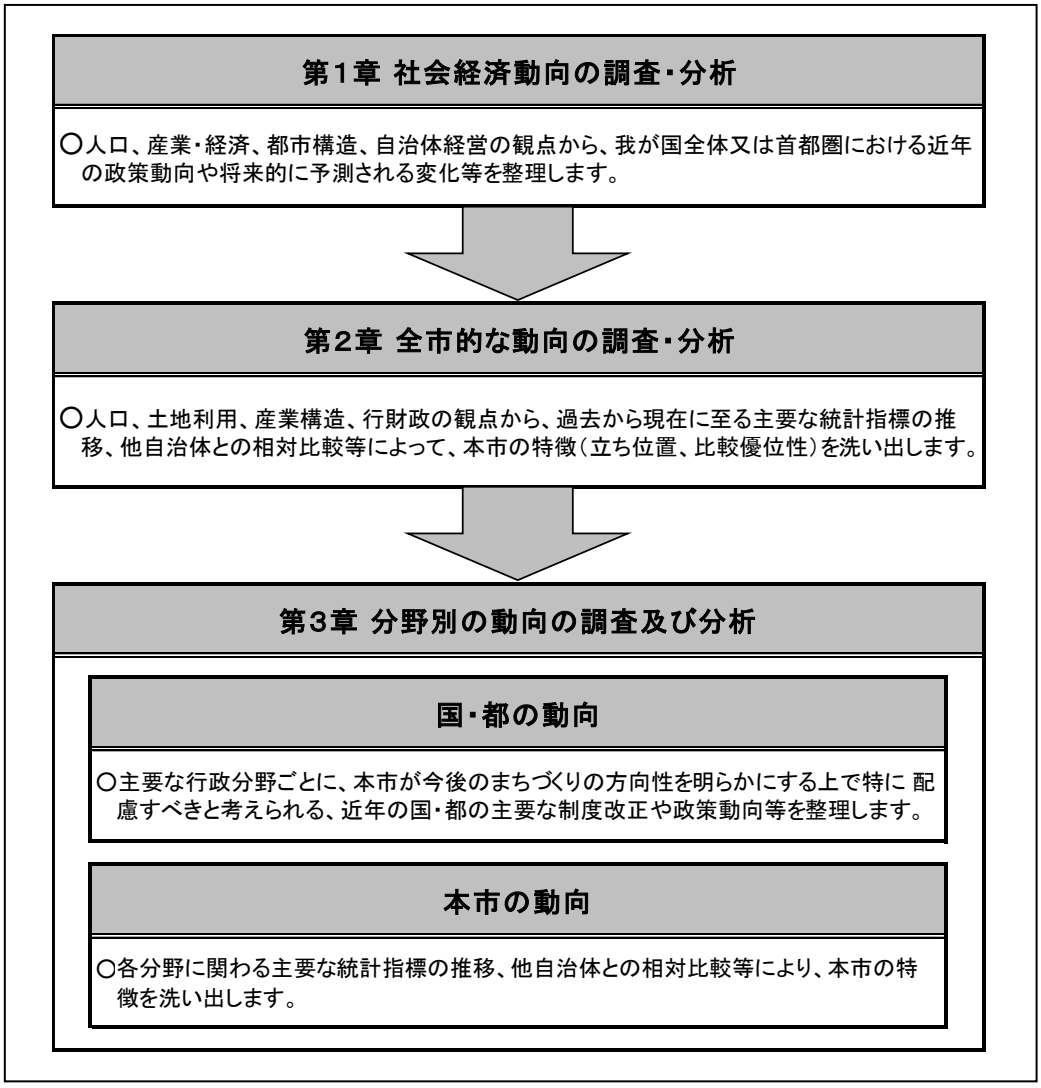

第１章　社会経済動向の調査・分析

１　人口

－かつて経験したことのない人口減少・超高齢社会の到来－

- 我が国の総人口は 2010 年頃を境に減少傾向に転じ、近年、本格的な人口減少社会に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2017 年推計、出生中位・死亡中位仮定)」によると、総人口は 2045 年には１億 600 万人、対 2015 年比で 2,100 万人減少すると予測されています。
- 年齢階層別にみると、働く年齢の中核の人々である生産年齢人口（15～64 歳）は、2000 年以降、既に減少局面に移行し、2045 年では 5,600 万人まで落ち込み、総人口に占める割合も 53%に低下するのに対し、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続け、2045 年には高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）が 37%に上昇すると予測されています。

図表１－１－１　全国の将来推計人口の動向
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017 年推計)」

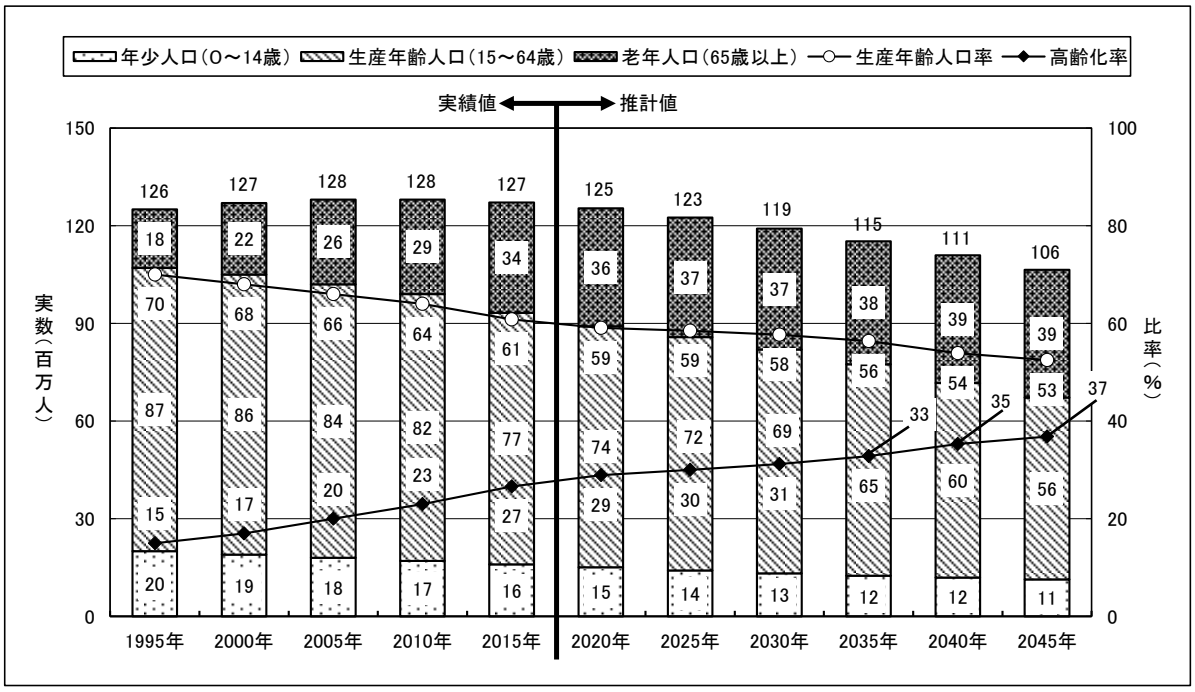

- 一方、首都圏[1]の総人口は 2020 年頃までは増加傾向で推移するものの、その後は長期にわたる減少局面に移行すると予測されています。過去から将来にわたる人口動向を年齢階層別にみると、少子高齢化の進展を背景に、生産年齢人口（15～64 歳）が総人口よりも 10 年早い 2015 年に、既に減少傾向に転じているのが特徴的といえます。

[1] 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県。

● これに対し、老年人口（65 歳以上）は一貫して増え続け、2045 年には 1,380 万人、対 2015 年比で約 1.3 倍（310 万人増）に増加し、高齢化率が 26.6%から 34.5%に大きく上昇すると予測されています。

図表１－１－２ 首都圏の将来推計人口の動向
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」

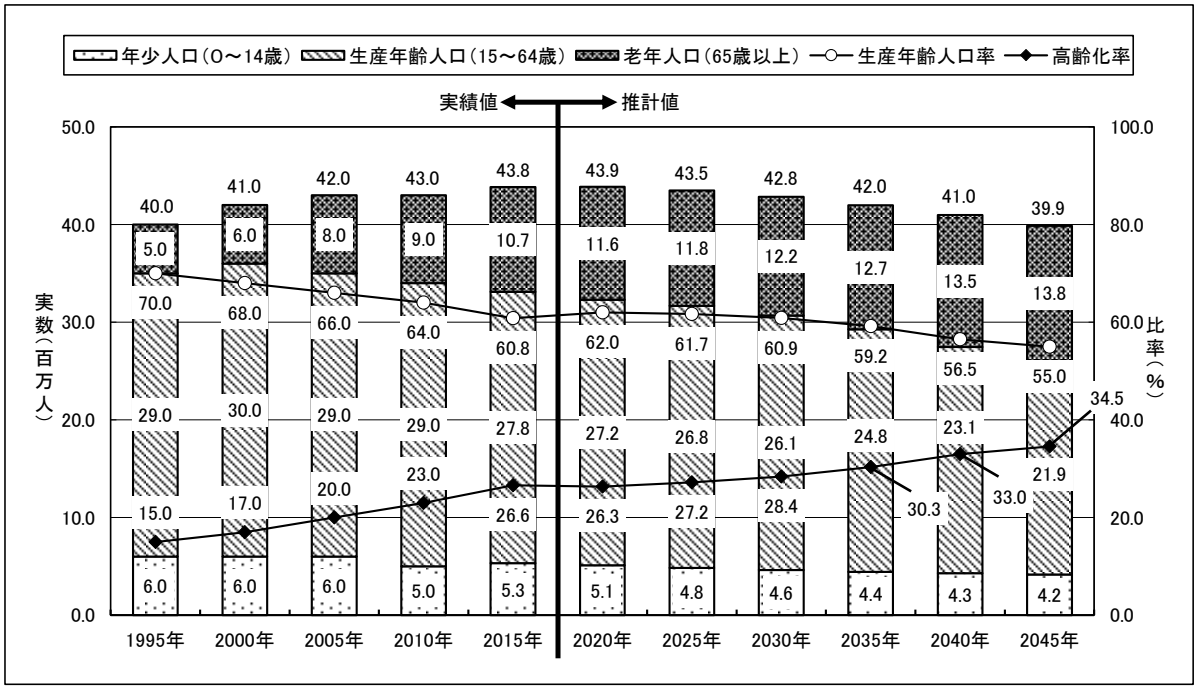

● 圏域別の人口の推移をみると、周辺４県[2]は 2000 年代から既に減少局面に移行、また、近隣３県[3]は 2020 年頃までに減少傾向に転じると予測されている一方、東京都が減少に転じる時期はこれらより遅い 2035 年頃と予測されています。

● 首都圏の人口増減の推移を距離圏別にみると、本市が含まれる 40 ㎞圏では、2010～2015 年に増加幅が大幅に縮小した後、2015 年以降は減少局面に移行し、その後は年を経るにつれて縮小幅が拡大していくと予測されています。

図表１－１－３ 圏域別人口の推移
出典：国土交通省「平成 30 年版首都圏白書」（以下同様）

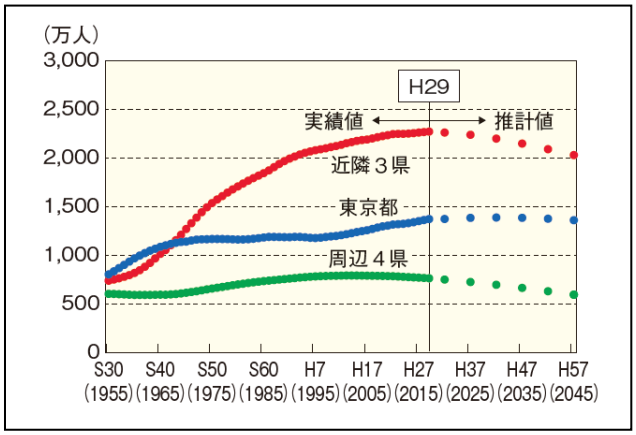

[2] 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県。
[3] 埼玉県、千葉県、神奈川県。

図表１－１－４　東京 70 ㎞圏内の市区町村距離圏区分

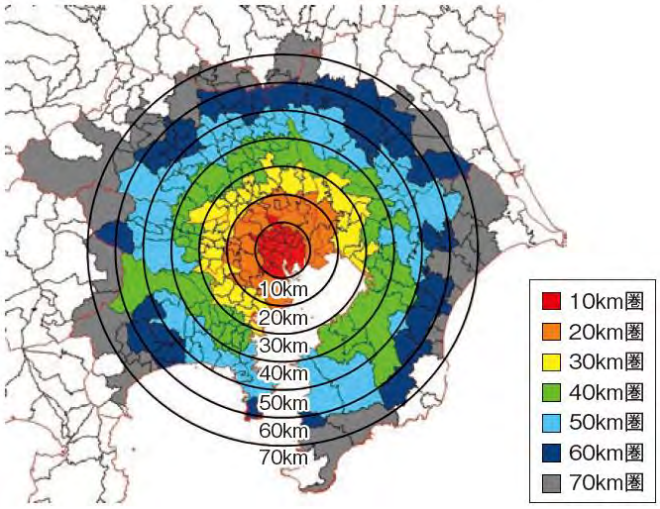

区分	距離圏	主たる市区町村
都心・副都心	10km圏	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・渋谷区・中野区・豊島区・北区・荒川区
準都心	20km圏	川口市・草加市・戸田市・三郷市・市川市・松戸市・浦安市・大田区・世田谷区・杉並区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・武蔵野市・三鷹市・調布市・川崎市（川崎区・幸区・中原区・高津区・宮前区）
郊外部	30km圏	さいたま市（大宮区・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区・岩槻区）・所沢市・越谷市・朝霞市・新座市・富士見市・千葉市（花見川区・美浜区）・船橋市・習志野市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市・府中市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・東久留米市・多摩市・西東京市・横浜市（鶴見区・神奈川区・西区・中区・港北区・緑区・青葉区・都筑区）・川崎市（多摩区・麻生区）
郊外部	40km圏	取手市・さいたま市（西区・北区・見沼区）・川越市・春日部市・狭山市・上尾市・入間市・ふじみ野市・千葉市（中央区・稲毛区・若葉区・緑区）・木更津市・野田市・市原市・八千代市・我孫子市・立川市・昭島市・町田市・日野市・横浜市（南区・保土ヶ谷区・磯子区・戸塚区・港南区・旭区・瀬谷区・栄区・泉区）・相模原市（緑区・中央区・南区）・大和市・座間市
郊外部	50km圏	鴻巣市・久喜市・坂戸市・成田市・佐倉市・八王子市・青梅市・横浜市（金沢区）・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・厚木市・海老名市
超郊外部	60km	圏土浦市・古河市・つくば市・加須市・平塚市・秦野市・伊勢原市
超郊外部	70km	圏小山市・熊谷市・小田原市

図表１－１－５　距離圏別人口増減の推移

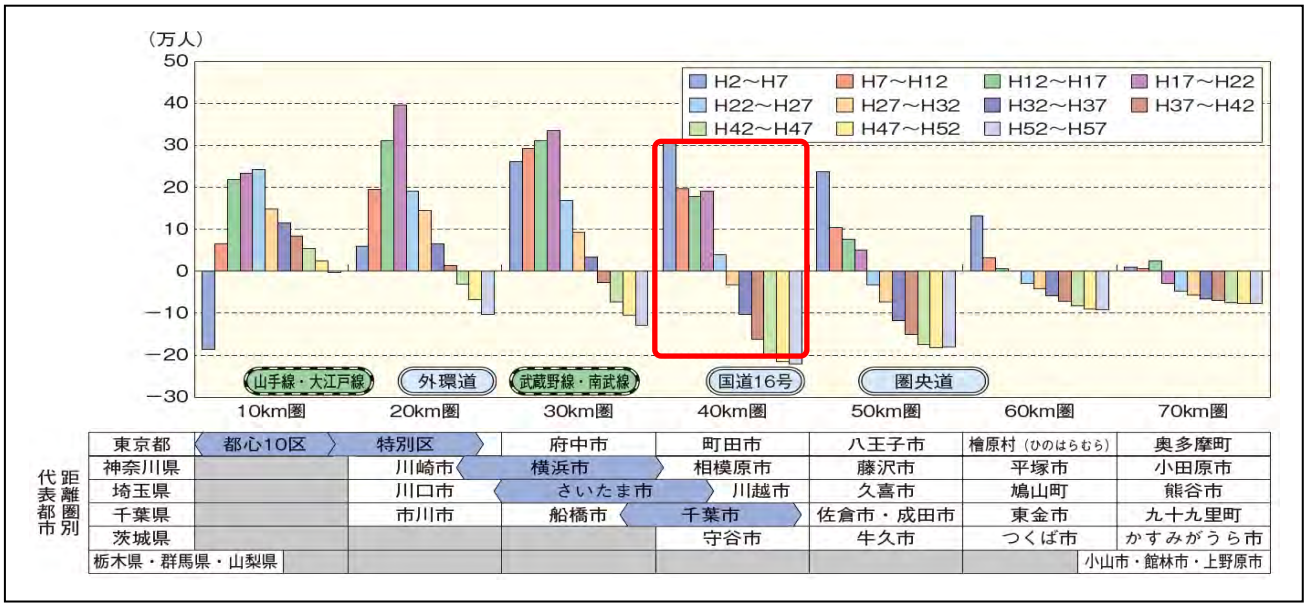

● 内閣府の「平成 29 年版高齢社会白書」によると、2015 年現在、男性 80.75 年、女性 86.99 年となっている我が国の平均寿命は、今後、男女ともにさらに延伸し、50 年後の 2065 年には男性 84.95 年、女性 91.35 年になると予測されています。

図表１－１－６ 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」

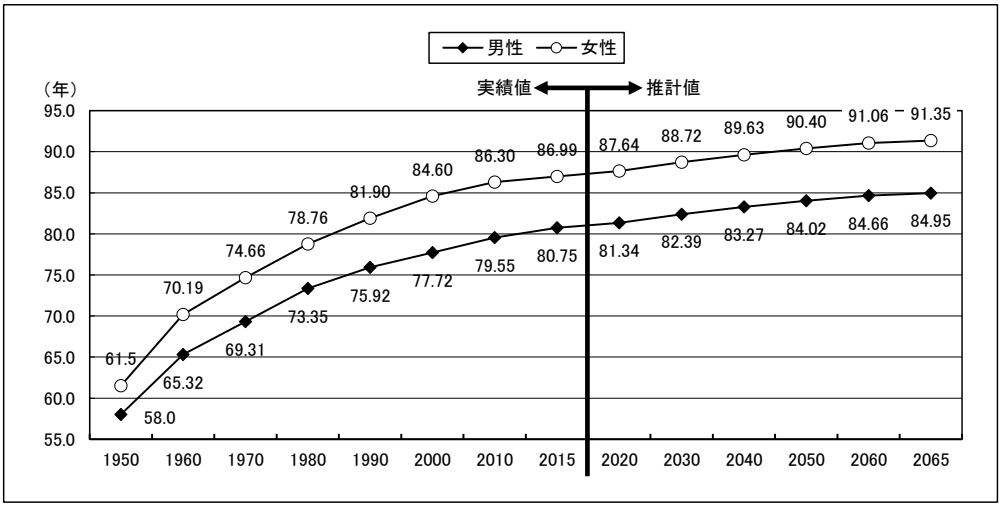

● 現在、我が国は、健康寿命[4]が世界一の長寿命社会を迎えています。ある海外の研究[5]によると、「日本では、2007 年に生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きる」と推計されています。人生 100 年時代の到来を踏まえ、従来のような「教育・仕事・老後」という３ステージの単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどのように可能としていくのか、これを支える社会・経済システムのあり方が抜本的に問われる時代が到来しつつあります。

図表１－１－７ 主要国の健康寿命・平均寿命
出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資料」

国名	健康寿命（年）	（参考）健康寿命の順位	平均寿命（年）	（参考）平均寿命の順位
日本	74.9	1位	83.7	1位
韓国	73.2	3位	82.3	11位
イタリア	72.8	5位	82.7	6位
フランス	72.6	8位	82.4	9位
カナダ	72.3	10位	82.2	12位
イギリス	71.4	21位	81.2	20位
ドイツ	71.3	23位	81.0	24位
アメリカ	69.1	36位	79.3	31位
中国	68.5	41位	76.1	53位
ロシア	63.4	104位	70.5	110位

図表１－１－８ 2007 年生まれの子どもの 50%が到達すると期待される年齢
出典：内閣官房「人生 100 年時代構想推進室資

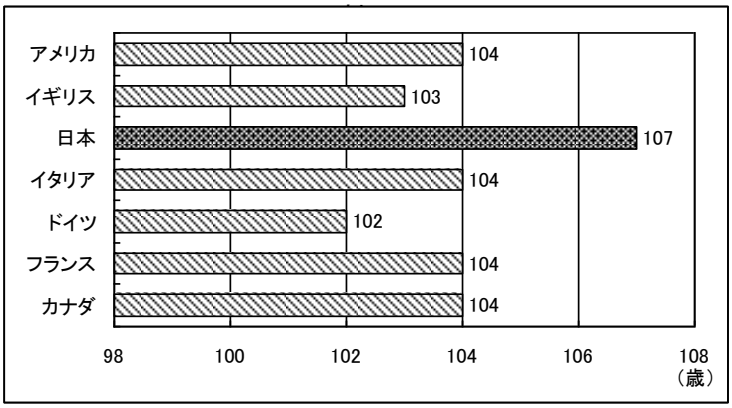

● 過去から現在のトレンドの延長線上で推移すると仮定した場合、今後、本市の人口も首都圏の他自治体と同様に、かつて経験したことのない人口減少・超高齢社会に突入する可能性が考えられます。

[4] 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

[5] 1 Human Mortality Database, U.C. Berkeley(USA) and Max Planck Institute for Demographic Research(Germany)

2 産業・経済

－第４次産業革命の技術革新を活かした「超スマート社会」の実現－

- 近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT（Internet of Things)」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI（Artificial Intelligence:人工知能)」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第４次産業革命」と称される技術革新が世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。
- このような技術革新の進展によって、「大量生産・画一的なサービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供」、「既に存在している資源・資産の効率的な活用」、「AIやロボットによる従来人間が行っていた労働の補助・代替」などが可能になるとされています。

図表１－２－１ 第４次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開
出典：首相官邸「未来投資戦略 2018 概要（要約版)」

- 第４次産業革命は、ICT の新たな進展をもたらし、これにより新たな財・サービスの提供や価格の低下等によって大きな需要が創出されることが大いに期待されています。総務省によると、ICTの新たなサービスの需要創出効果は年間最大で約 1.8 兆円に上り、また、消費者が支払っても良いと考えている支払意思額が大きい分野では、コミュニケーション型・育児向け見守り型・介護向け見守り型ロボットが 4,700 億円程度で突出しています。

図表１－２－２ 第４次産業革命による経済的なインパクト
（新しいＩＣＴサービスの需要創出効果）
出典：内閣府「日本経済 2016-2017」

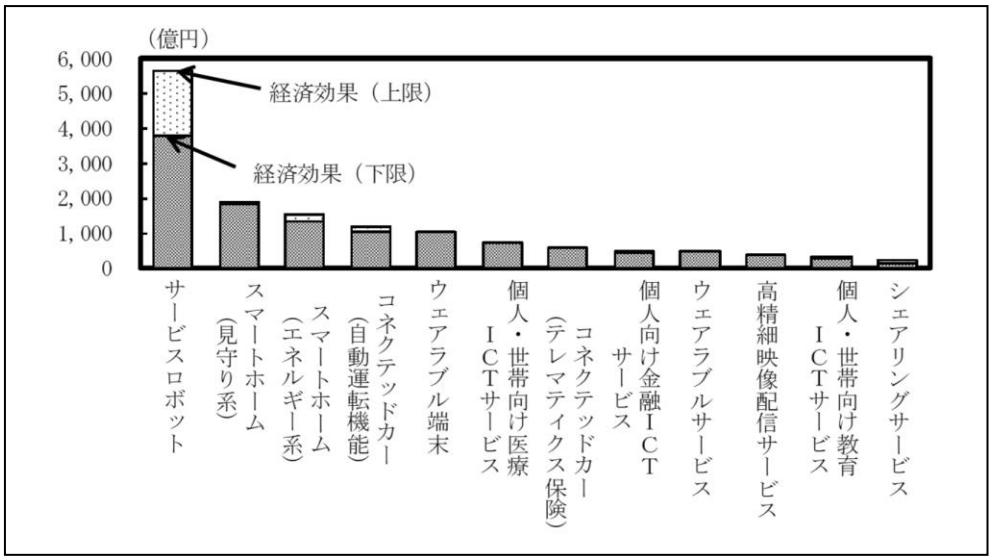

● 国は、「第５期科学技術基本計画[6]（2016 年１月 閣議決定）」の中で、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らせる「Society5.0[7]（超スマート社会）」の実現を掲げています。

図表１－２－３ Society5.0 で実現する社会
出典：内閣府「Society 5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」

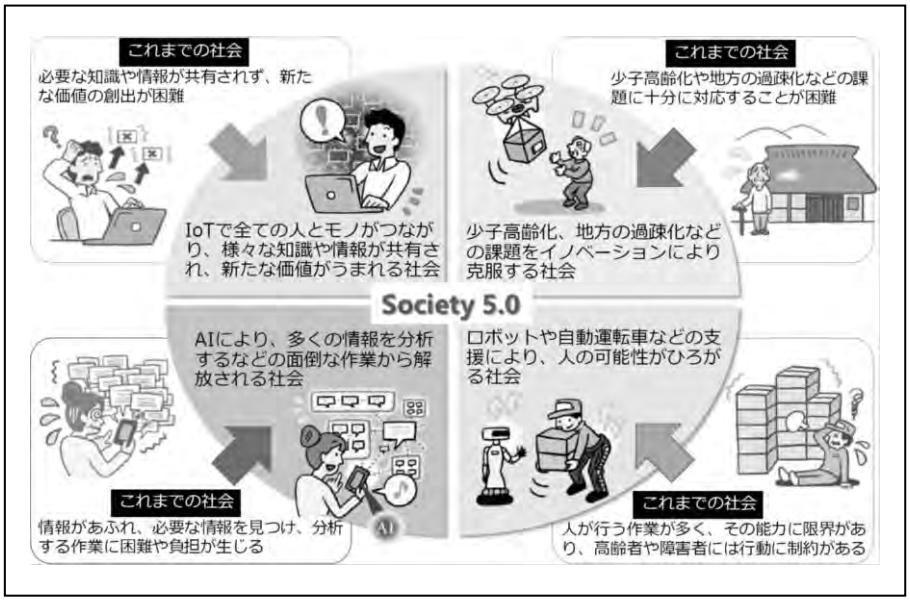

● 「Society5.0」で実現する社会では、IoT や AI、ロボット等の第４次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、本市はもとより、我が国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが期待されています。

[6] 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後 10 年程度を見通した５年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。
[7] 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指すもの。

- また、IoT や AI に代表される ICT の進展により商品の利用状況を把握し続けることが可能となり、同時に商品を売らずに利用権のみを一定期間提供することが可能になり、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義される「シェアリングエコノミー」と呼ばれる新たな経済活動が拡大しています
- 主婦等のすきま時間などの地域の活用されていない資源と地域住民のニーズのマッチングなど、「シェアリングエコノミー」の活用による地域課題解決や地域経済の活性化が期待されています。

図表１－２－４ シェアリングエコノミーによる地域課題解決のイメージ
出典：総務省「シェアリングエコノミー活用推進事業」

<シェアリングエコノミーを活用した地域課題解決の取組イメージ>

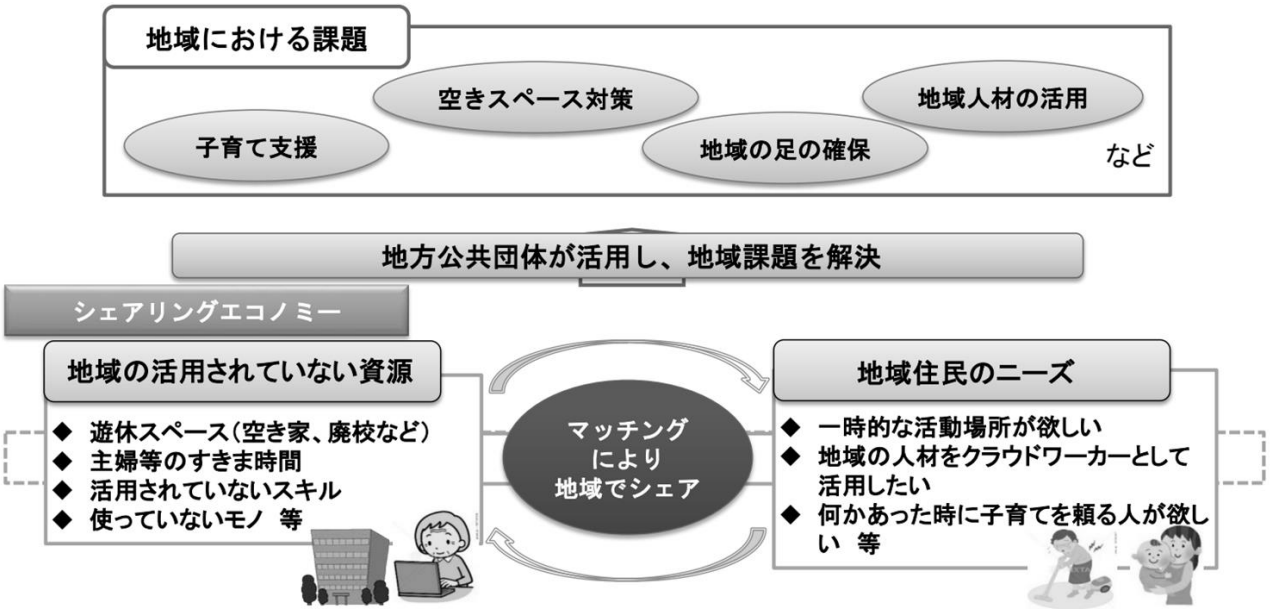

3 都市構造

－リニア新幹線の開業等により、町田駅の交通結節点としての機能が更に高まる－

＜リニア中央新幹線の開業＞

- リニア中央新幹線は、超電動磁気浮上方式で東京・大阪間を時速 500 ㎞で走行する新幹線鉄道であり、現在 2027 年に予定されている東京・名古屋間の開業に向け、営業・建設主体である東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）によって整備が進められています。
- これにより、東京・名古屋間（約 286 ㎞）と東京・大阪間（約 438 ㎞）の所要時間は、現行の東海道新幹線に比べ前者が約 110 分から約 40 分、後者が約 150 分から 67 分に短縮され、本市を含む首都圏と中京圏及び近畿圏との速達性が飛躍的に向上し、我が国の新たな大動脈となることが期待されています。
- JR 東海が 2013 年９月に公表した環境影響評価準備書の中で、リニア中央新幹線の中間駅の１つが近隣の相模原市の橋本駅付近に設置されることが示され、2014 年 10 月には全国新幹線整備法に基づく工事実施計画が認可されています。

図表１－３－１ リニア中央新幹線の概略ルート・駅位置
出典：JR 東海「環境影響評価書（2014 年８月）」

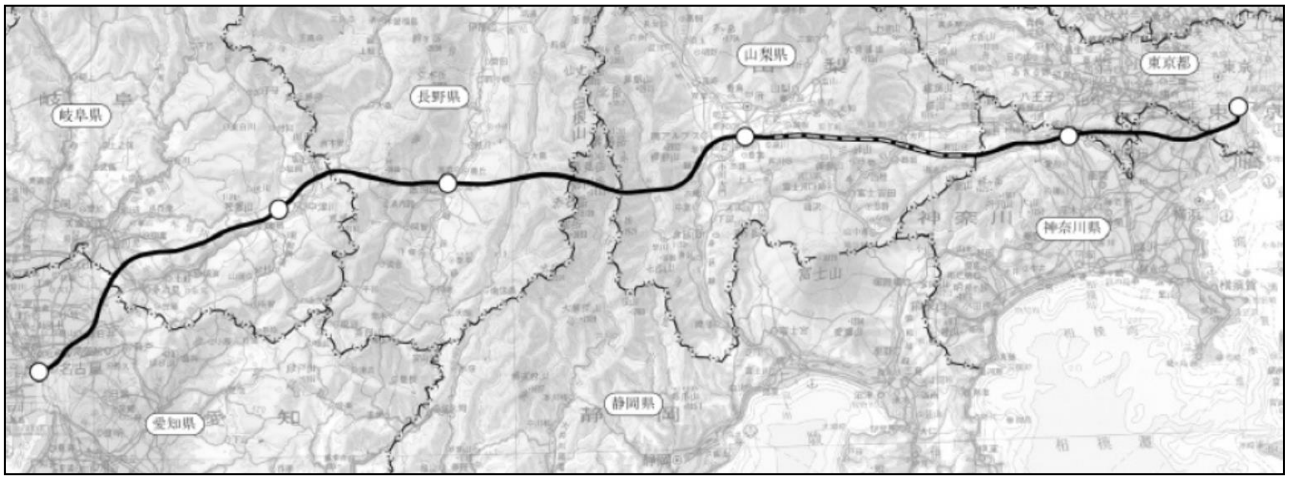

＜既存の鉄道路線の延伸＞

- 2016 年４月、国土交通省交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申の中で、現在、百合ヶ丘から唐木田まで運行中の小田急多摩線の延伸（唐木田～相模原～上溝）と、上北台から多摩センターまで運行中の多摩都市モノレールの延伸（多摩センター～町田）の延伸が盛り込まれています。
- 同答申によると、両路線の延伸の意義として、小田急多摩線の延伸では、本市及び相模原市と都心部とのアクセス利便性の向上、多摩都市モノレールの延伸では、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上がうたわれています。
- 2014 年５月、本市と相模原市は、リニア中央新幹線が開業する 2027 年を目標に、小田急多摩線唐木田から相模原・上溝方面の延伸開業を目指すことで合意し、市内の新駅を小山田バス停留所付近に想定しています。

図表１－３－２　「小田急多摩線（上段）」「多摩都市モノレール（下段）」の
延伸の分析結果（一部抜粋）

出典：国土交通省交通政策審議会「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」

区間	延長（km）	総事業費（億円）	輸送密度（千人/日）	ピーク時最大断面輸送量（千人/h）	一人当たり平均トリップ長（km/人・日）	社会経済的効果					
						混雑緩和	速達性向上	都市機能の高度化	空港幹線駅ｱｸｾｽ	シームレス化	災害時の輸送対策/列車遅延対応
唐木田～上溝	8.8	1,300	45.7～44.6	6.2～6.1	37.6～37.2						◎
多摩センター～町田	13.4	1,700	36.9～37.0	5.4～5.3	30.6～30.3			○			◎

図表１－３－３　「小田急多摩線」「多摩都市モノレール」の延伸の位置

出典：町田市「小田急多摩線延伸新駅を中心とした小山田周辺まちづくり構想」

● 2019 年 11 月 30 日には、相鉄線西谷駅と JR 東海道貨物線横浜羽沢駅付近間に連絡線（約 2.7 ㎞）を新設し、この連絡線を利用して相鉄線と JR 線の相互直通運転の開始が予定されています。また、2022 年度下期には、JR 東海道貨物線羽沢駅（仮称）と東急東横線・目黒線日吉駅間に連絡線（約 10.0 ㎞）を新設し、相鉄線と東急線の相互直通運転を開始することが予定されています。

● 相鉄線の JR 及び東急線との相互直通運転の開始により、相鉄線沿線から都心までの移動距離が大幅に低下する見込みであり、相鉄線沿線では再開発や土地区画整理事業などのまちづくりが進められています。

図表１－３－４ 相鉄線の JR 線・東急線との相互直通運転について
出典：相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線 HP

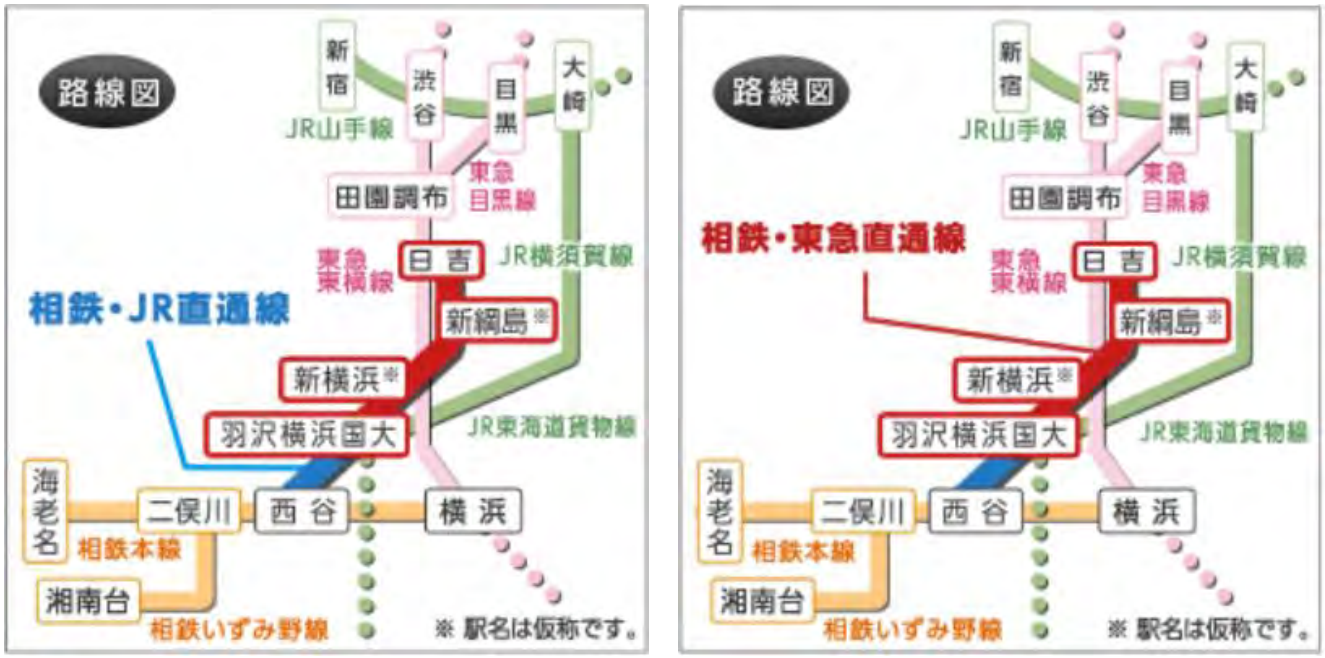

＜首都圏中央連絡自動車道の全線開通＞

● 国土交通省が 2016 年３月に策定した「首都圏整備計画[8]」によると、これまで首都圏の広域的な道路ネットワークは、放射方向の整備が先行していましたが、「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」、「東京外かく環状道路（外環道）」及び「首都高速道路中央環状線（中央環状線）」からなる３つの環状道路（３環状）の整備を推進した結果、2025 年には「放射プラス環状」の高速道路網が概ね完成するとしています。

● このうち、首都圏中央連絡自動車道は、東名高速・中央道・関越道・東北道・常磐道・東関道などの放射線方向の幹線道路と連絡する延長約 300 ㎞の環状道路であり、首都圏の道路交通の円滑化、環境改善、沿線都市間の連絡強化、地域づくり支援、災害時の代替路としての機能など多くの役割を担っています。

[8] 首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針や、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向等を明らかにしたもので、関係行政機関並びに関係地方自治体の首都圏の整備に関する諸計画の指針となるべきもの。

図表１－３－５ 首都圏中央連絡自動車道の計画図
出典：国土交通省関東地方整備局資料

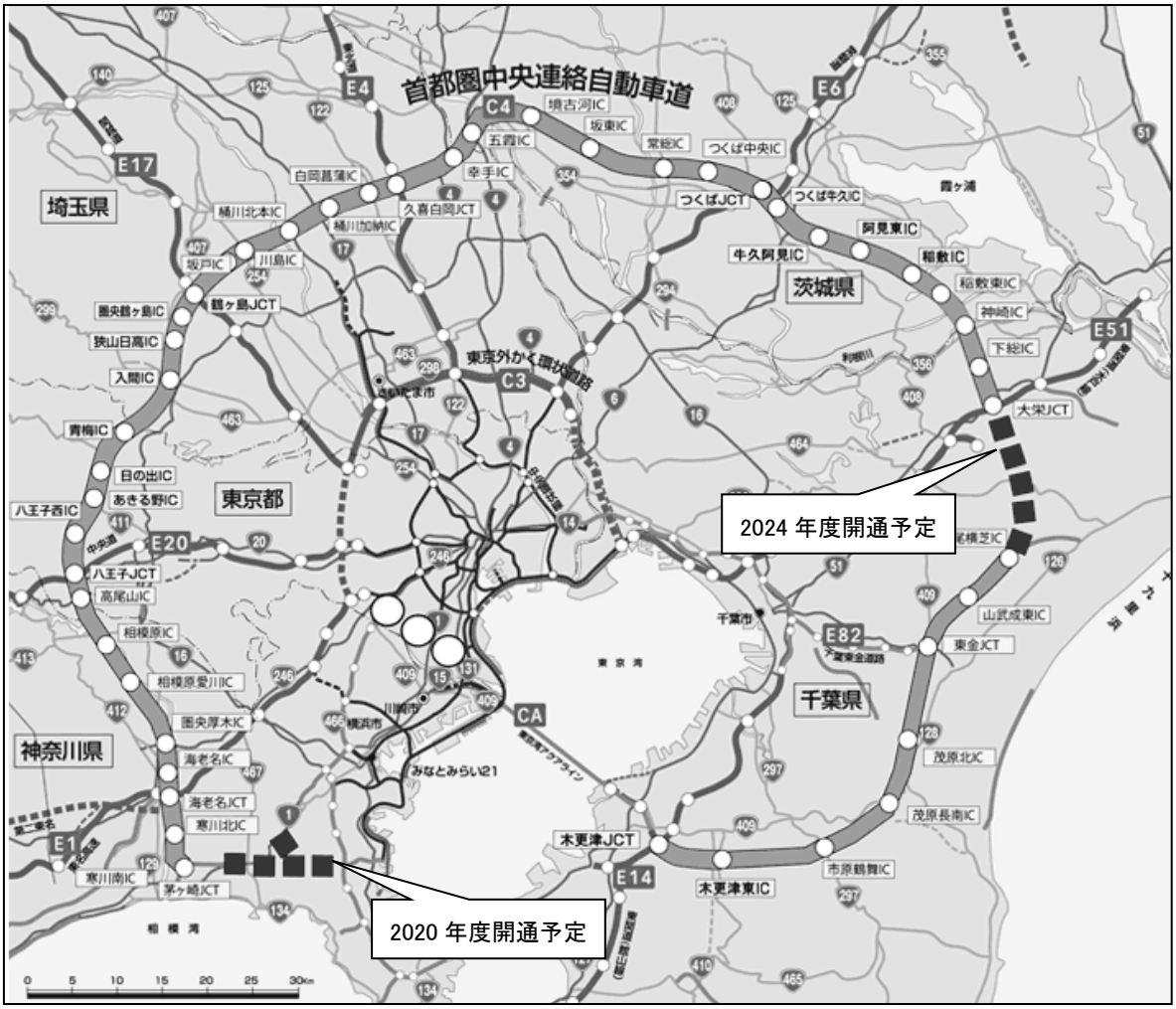

● 今後、リニア中央新幹線の開業や首都圏中央連絡自動車道の全線開通等の広域交通ネットワークの発達によって、交通の要衝に位置する本市の地理的優位性がより一層向上することで、人・モノ・お金の移動が活発化し、物流・製造業を中心とする産業立地のポテンシャルや広域的な観光・交流のアクセス機能が高まることが大いに期待される一方、従来は想定し得なかった広域的な範囲で、定住人口の確保や新規企業の誘致等を巡る他都市との地域間競争が予測されます。

4 自治体経営

－今後、人口構造の変化等に伴い、扶助費や老朽化した公共建築物等の更新に係る経費が増大し、地方財政に影響を与えるおそれがある－

- 総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会[9]」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、2001 年度以降、多くの地方自治体において、財源不足を臨時財政対策債[10]の発行で賄っている厳しい状況が続いているとしています。
- さらに、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い 40・50 歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する可能性があるとしています。
- 地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が 1995 年度の 31.4%から 2015 年度の 14.4%に大きく低下する一方、公債費が 8.7%から 13.1%、扶助費が 5.6%から 13.6%に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費からなる義務的経費が 40.4%から 49.6%に上昇するなど、歳出構造が変化しています。

図表１－４－１ 年齢ごとの年間平均給与額と人口
出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会（第８回、2018 年２月）事務局資料」（以下同様）

年齢	年間平均給与（万円）	人口（万人）		人口減少率（%）
		2015年	2040年	
15～19歳	132	605	435	▲ 28.1
20～24歳	253	609	489	▲ 19.6
25～29歳	352	653	524	▲ 19.8
30～34歳	397	740	557	▲ 24.7
35～39歳	432	842	585	▲ 30.6
40～44歳	461	985	622	▲ 36.9
45～49歳	486	877	612	▲ 30.2
50～54歳	509	802	641	▲ 20.1
55～59歳	491	760	715	▲ 6.0
60～64歳	372	855	798	▲ 6.7
65～69歳	301	976	907	▲ 7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

（以下、集計して再掲）

年齢	年間平均給与（万円）	人口（万人）		増減数（万人）
		2015年	2040年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

図表１－４－２ 地方全体の歳出構造の変化（1995年度と2015年度の比較）

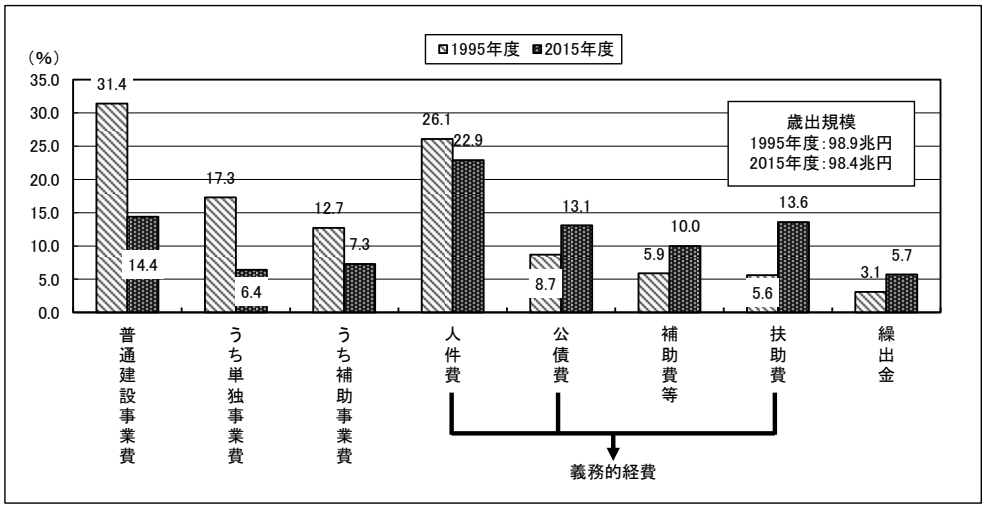

[9] 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靭性を向上させる観点から、老年人口が最多となる 2040 年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、2017 年 10 月から全 16 回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

[10] 国から地方自治体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん地方自治体で借金をして賄っておくために発行する地方債のこと。

● 地方公務員数は、国からの度重なる要請を受け、各地方自治体が定員適正化等の地方行政改革を推し進め、特に 2005 年度から取り組んだ「集中改革プラン」に基づく大幅な定員削減（純減）を実施した結果、1994 年の 328.2 万人から 2016 年の 273.7 万人へと約２割（54.5 万人）減少しています。

● 先述した同研究会では、今後、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が重要性を増す一方、高齢者の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費や、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用（土木費・農林水産費・教育費）が増大するなど、人口構造の変化が地方財政に深刻な影響を与えると予測しています。

図表１－４－３ 地方行政改革の経緯と地方公務員数の推移

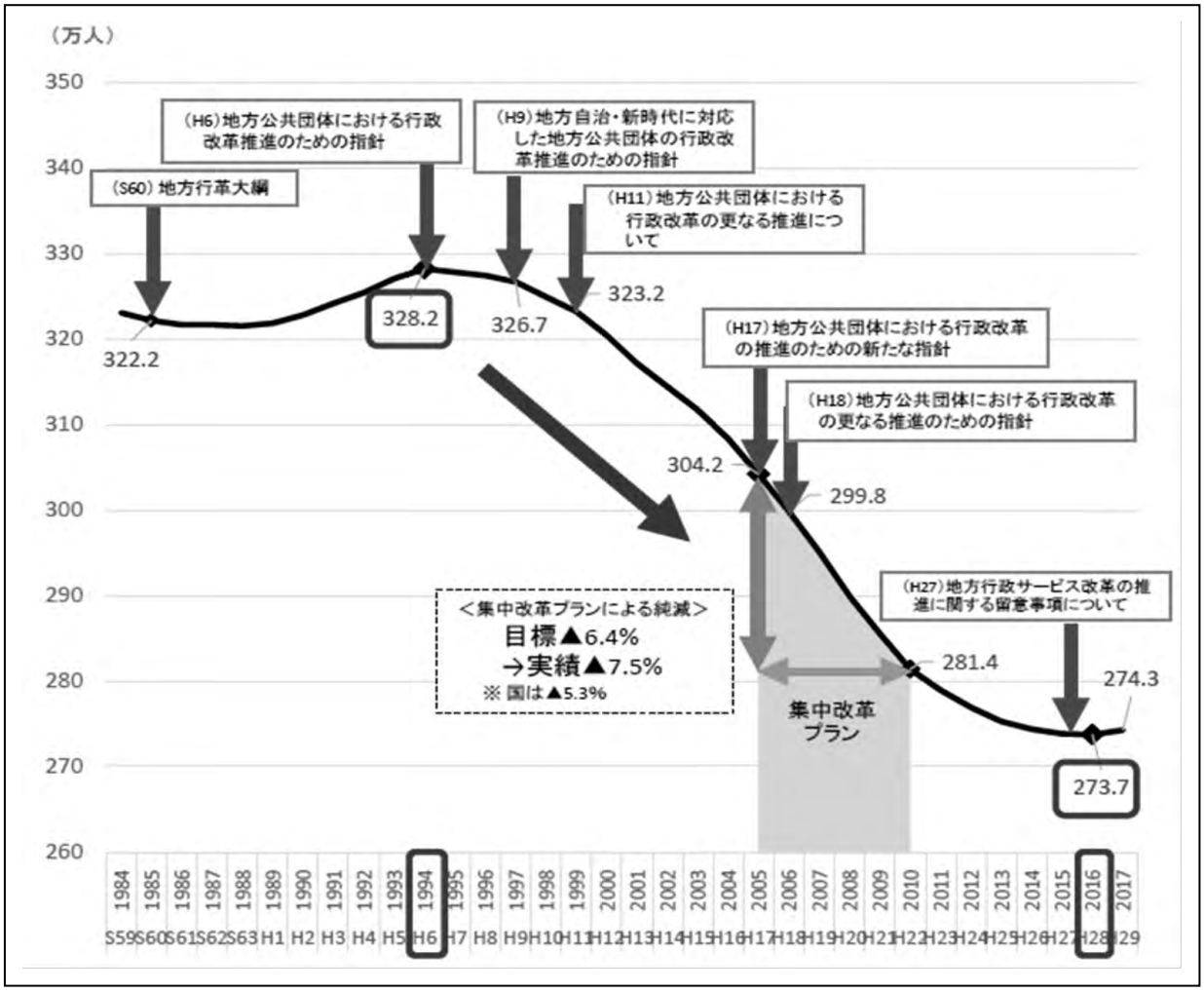

● 近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会に突入するなど、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急速な変化を続けている中、それぞれの地域が直面する様々な課題により迅速かつ的確に対応できるようにするため、地方行政改革の推進が期待されます。

５　社会経済動向のまとめ

視点	社会経済動向の変化が本市のまちづくりに及ぼす影響
人口	◆本格的な人口減少・超少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、極めて多岐にわたる面で我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こすことが大いに懸念されます。 ◆人口増加が続く首都圏においても、既に生産年齢人口は減少局面に移行しており、2020 年以降は総人口も減少傾向で推移することが予想されます。本市が含まれる都心から 40 ㎞圏では 2015 年以降は人口減少が始まっており、その減少幅は年々拡大していくことが予想されています。
産業・経済	◆人口減少・超少子高齢社会の進展に伴う働き手の減少は、我が国経済の持続的な成長を実現する上で、乗り越えなければならない大きな制約の１つと考えられる一方、第４次産業革命の進展により、これまでは不可能と思われていた社会の実現が可能となりつつあります。 ◆今後、本市では「Society5.0（超スマート社会)」の実現により、多くの市民が自分の意思で働く場所や時間を選択することが容易となることで、自宅等で従業する昼間人口の増加による市内消費が喚起されます。また、女性や高齢者をはじめとする働き手の掘り起こしによる税収の増加など、様々な経済的波及効果の創出が大いに期待されます。
都市構造	◆2027 年には東京・名古屋間のリニア中央新幹線の開業が予定され、本市に隣接する相模原市内にリニア中央新幹線の新駅が設置される見込みです。国土交通省交通政策審議会の答申において、小田急多摩線の延伸（唐木田～相模原～上溝)、多摩都市モノレールの延伸（多摩センター～町田）が盛り込まれており、本市内における鉄道駅へのアクセス性が向上する見込みです。また、首都圏中央連絡自動車道などの「放射プラス環状」の高速道路網が 2025 年には概ね完成する見込みです。 ◆リニア中央新幹線の開業や首都圏中央連絡自動車道の全線開通等の広域交通ネットワークの発達によって、人・モノ・お金の移動が活発化し、本市の立地優位性が向上するとともに、都市間競争の競争都市が大きく増加する懸念があります。
自治体経営	◆近年、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急速な変化を続けている中、それぞれの地域が直面する様々な課題により迅速かつ的確に対応できるようにするため、地方行政改革のさらなる進展への期待が高まると考えられます。 ◆今後、本市でも地域社会が抱える課題が多様化・複雑化すると見込まれる中、限りある財源のもと、最適な資源配分を行い、前例や固定観念等に捉われずに、行財政運営の仕組みや手法を確立し改革･改善に取り組む重要性が増していくと考えられます。

第２章　全市的な動向の調査・分析

- 本章では、今後のまちづくり、自治体経営を考える上で把握すべき全市的な動向について分析します。なお、本市の特徴を洗い出す上では、本市単体のデータを分析するだけでは不十分であり、他自治体との相対的な水準比較等に基
- づく分析が必要となります。
- 比較対象とする団体については、立地及び人口規模の観点から、国土交通省「平成 30 年版首都圏白書」に記載されている東京 50㎞ 圏内の距離圏に属する「主たる市区町村」であることを前提とします。ただし、特別区及び政令市の区は除くとともに、都外の団体については人口規模が本市とおおむね同規模以上（30 万人以上）であることとします。その上で、次の選定基準に基づき、本市と人口規模、立地条件、産業構造が類似する団体及び定住人口の維持・増加を図る上で競合関係にある団体等を抽出した上で、10 団体程度を選定します。

＜前提条件＞

✓ 国土交通省「平成 30 年版首都圏白書」に記載されている東京 50㎞ 圏内の距離圏に属する「主たる市区町村」であることを前提とします。

＜選定基準＞

✓ 上記の前提条件を満たす団体のうち、過去実績として定住人口の維持・増加を図る上で競合関係にある団体として、次の①を満たす団体を優先的に比較対象とします。

① 「住民基本台帳人口移動報告」の最新年（2017 年）において、転入元・転出先としてそれぞれ上位 10 位以内に含まれる団体

✓ これに加えて、定住人口の維持・増加を図る上で競合関係になり得ると考えられる次の②、③のいずれかを満たし、かつ、本市では過去 10 年間人口増・社会増が続いている一方、自然増減は減少が続いており、出産・子育て環境に課題があると推測されることから、合計特殊出生率（最新：2016 年）が本市より高い団体を比較対象とします。

✓ なお、比較団体としての優先度は②、③の順に高いものとし、概ね 10 団体を超える場合は、合計特殊出生率の高い団体を優先します。

② 本市の鉄道沿線上に位置する団体[11]

③ 東京都保健福祉局「人口動態統計」（2017 年）において、過去 10 年間一貫して人口増かつ社会増が続いている団体

11 今後延伸予定のものも含む

図表２－１ 全市的な動向の調査・分析における比較対象団体

No.	都道府県名	市区町村名	住民基本台帳人口（2018.1.1）	選定条件①		選定条件②		選定条件③	
				転出先	転入元	町田市の鉄道沿線 ◎：２路線以上 ○：１路線 （乗り入れ含む）	合計特殊出生率（2016）	過去10年間一貫して人口増	過去10年間一貫して社会増
―	**東京都**	**町田市**	**428,742**	**―**	**―**	**―**	**1.24**	**○**	**○**
1	神奈川県	相模原市	718,192	１位	２位	◎	1.24	○	○
2	神奈川県	横浜市	3,737,845	２位	１位	◎	1.29	○	○
3	神奈川県	川崎市	1,488,031	３位	３位	◎	1.36	○	○
4	東京都	八王子市	563,178	４位	５位	◎	1.22		
5	東京都	多摩市	148,724	７位	７位	○	1.16		
6	東京都	立川市	182,658	―	―	※多摩ﾓﾉﾚｰﾙ延伸	1.31		
7	千葉県	松戸市	494,402	―	―	○	1.31		
8	神奈川県	藤沢市	430,685	―	―	○	1.42	○	○
9	千葉県	柏市	416,433	―	―	○	1.35		
10	埼玉県	越谷市	340,862	―	―	―	1.38	○	○
11	東京都	府中市	258,654	―	―	―	1.43	○	○
12	東京都	日野市	184,667	―	―	―	1.49	○	○

1 位置及び地勢

－多摩地域に位置しながらも
隣接する神奈川県相模原市、大和市、川崎市、横浜市とのつながりが密接－

- 本市は、首都圏 30～40㎞圏で神奈川県境に接しながら東京都南西部に位置し、市域面積は 71.55 ㎢で多摩地域 30 市町村の中で大きい方から６番目となっています。
- 行政域では東京都南多摩地域に位置していますが、神奈川県相模原市、大和市、川崎市、横浜市と隣接しています。明治期には八王子から横浜港へ生糸を運ぶ輸送ルートとして町田街道が利用され横浜港との結びつきが強く、1893 年までは神奈川県に属していたことがもあり、地形的、歴史的にもこれらの都市とは密接なつながりがあります。
- 地形は、東京都の南端にあって、半島のように神奈川県に突き出ています。市のほぼ全域が多摩丘陵に含まれ、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地し、市域の平面積は丘陵の西南線に沿う狭長な形態になっています。標高は最西端に位置する大地沢嶺（草戸山）が海抜 364mと最も高く、最低は三輪団地東側が海抜 27mであり、平均 100m前後の高さで、北高南低となっています。
- 市域内には小田急小田原線をはじめ JR 横浜線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、それぞれ東京都心、横浜市の中心部とつながっており、広域的な交通利便性は高くなっています。また、広域的な幹線道路としては、東名高速道路、国道 16 号線、国道 246 号線が通り、主要な交通動脈となっていると同時に、これまでの都市発展の基軸ともなりました。

図表２－１－１ 本市の広域的な位置

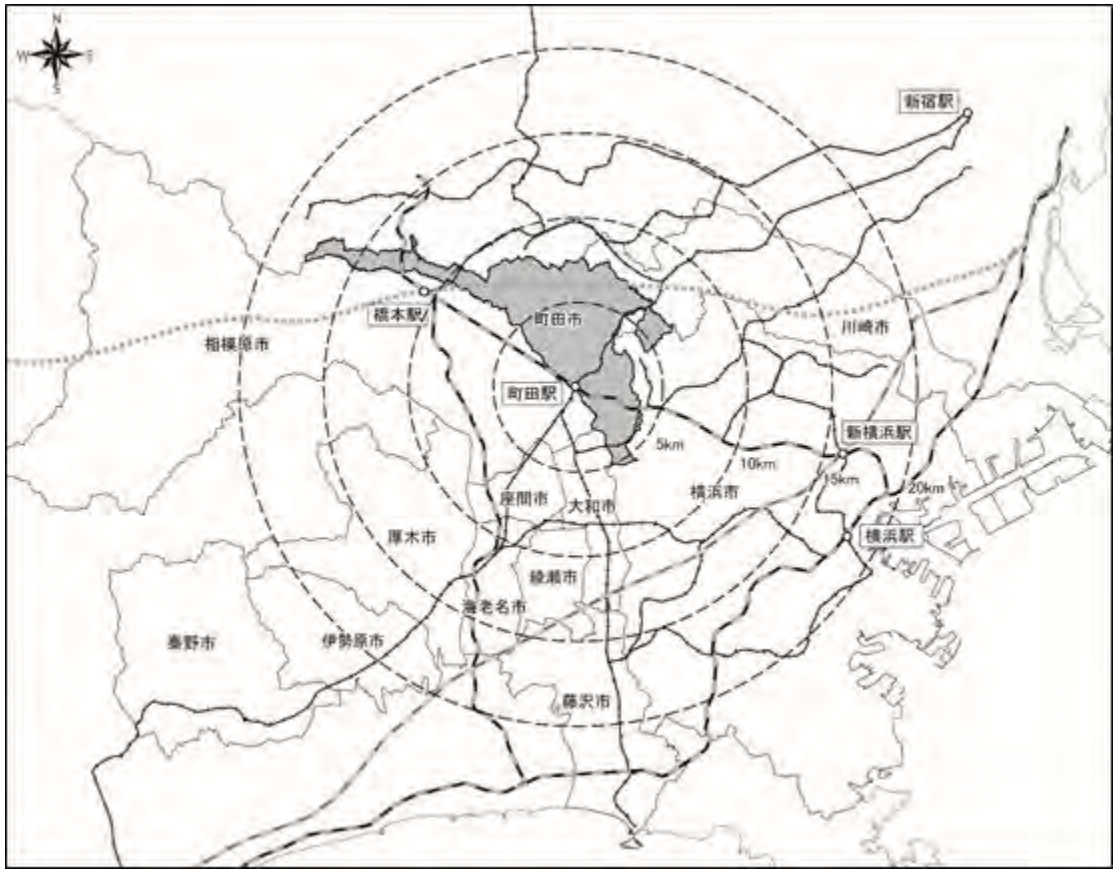

2 市の沿革

ー大規模な面的整備が終息傾向にあり、人口増加幅も縮小傾向に転じるなど、まちづくりの転換期を迎えているー

- かつての本市は、生糸の生産地の甲府・八王子と、貿易港の横浜とを結ぶ「絹の道」の中継点としてにぎわい、街道に沿って商都としての発展を遂げました。
- 本市は 1893 年には神奈川県から東京府へ移管され、さらに 1958 年に町田町、鶴川村、忠生村、堺村が合併し、東京都第９番目の市制が人口６万人で施行されました。
- 交通面では、1908 年に JR 横浜線が、1927 年には小田急小田原線が開通し、地域の発展に大きな影響を及ぼしました。また、昭和初期の大火後に町田駅周辺で行われた耕地整理事業により碁盤目状の道路網がつくられ、生活や活動を支える道路基盤となっています。
- その後、東名高速道路の開通と横浜インターチェンジ（現・横浜町田インターチェンジ）の供用開始、東急田園都市線の開通などによって、さらに広域的な交通条件は高まって、こうした交通条件の良さなどを背景に 1960～1970 年代にかけて住宅地の開発が進み、新たに首都圏近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。
- 1970 年代から、多摩ニュータウン事業としての相原・小山土地区画整理事業、民間組合方式による土地区画整理事業や、市街地再開発事業による中心市街地の再整備が進みましたが、現在ではこうした大規模な面的整備事業は終息傾向にあります。
- 本市は首都圏のベッドタウンとして人口増加を続けてきていたものの、５年ごとの人口増加率は 1998 年から 2003 年の 7.8%以降は減少傾向で推移しており、2013 年から 2018 年においては 0.7%となるなど、人口増加幅は減少傾向にあります。

3 人口

（1） 人口・世帯数

－ベッドタウンとしての発展とともに人口増加を続けてきたが、近年増加幅は縮小傾向にあります－

- 2018 年１月１日現在の人口は 428,742 であり、50 年前の 1968 年の 134,082 人と比較すると約 3.2 倍（294,660 人増）に増加し、25 年前の 1993 年の 353,745 人と比べ約 1.2 倍（74,988 人増）に増加しています。
- 人口は増加傾向で推移しているものの、2003 年以降は増加数・増加率ともに縮小傾向にあり、1998 年から 2003 年における増加数は 28,239 人、増加率は 7.8％であったものの、2013 年から 2018 年における増加数は 2,980 人、増加率は 0.7％となっています。
- また、2018 年１月１日現在の世帯数は 194,121 世帯となっており、50 年前の 1968 年の 39,228 世帯と比較すると約 4.9 倍（154,893 世帯増）に増加し、25 年前の 1993 年の 126,077 世帯と比較すると約 1.5 倍（68,044 世帯）に増加しています。この結果、１世帯当たりの人員は、1968 年の 3.42 人／世帯、1993 年の 2.81 人／世帯から 2018 年の 2.21 人／世帯に減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。
- なお、2013 年から 2018 年では、人口の増加数が 2,980 人（0.7％）である一方、世帯数の増加が 8,821 世帯（4.8％）あり、当該期間では世帯数の増加が人口の増加を上回っています。

図表２－３－１ 人口・世帯数・世帯人員の推移
出典：町田市「住民基本台帳人口」（各年１月１日現在）
注）2013 年以降は外国人人口を含む

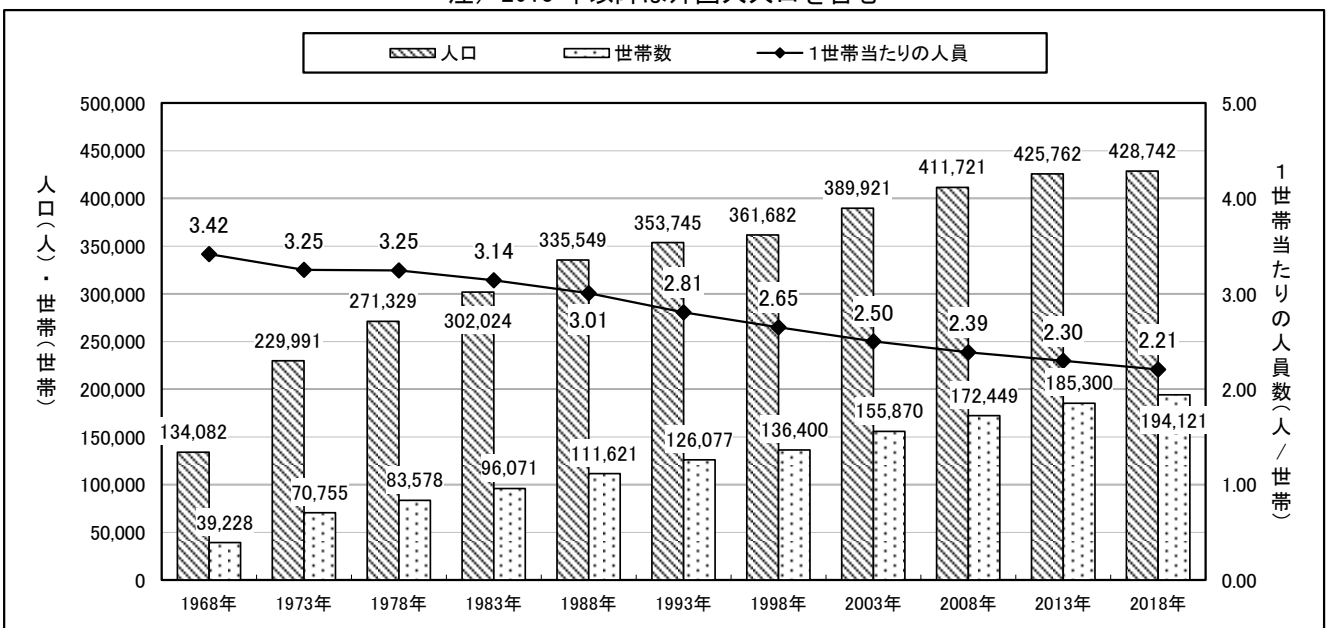

		1968年	1973年	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年	2013年	2018年
人口	実数（人）	134,082	229,991	271,329	302,024	335,549	353,745	361,682	389,921	411,721	425,762	428,742
	増減数（人）	—	95,909	41,338	30,695	33,525	18,196	7,937	28,239	21,800	14,041	2,980
	増減率（%）	—	71.5	18.0	11.3	11.1	5.4	2.2	7.8	5.6	3.4	0.7
世帯数	実数（世帯）	39,228	70,755	83,578	96,071	111,621	126,077	136,400	155,870	172,449	185,300	194,121
	増減数（世帯）	—	31,527	12,823	12,493	15,550	14,456	10,323	19,470	16,579	12,851	8,821
	増減率（%）	—	80.4	18.1	14.9	16.2	13.0	8.2	14.3	10.6	7.5	4.8
1世帯当たりの人員	実数（人／世帯）	3.42	3.25	3.25	3.14	3.01	2.81	2.65	2.50	2.39	2.30	2.21

● 2008～2013 年及び 2013～2018 年本市の人口増減率を 12 の比較対象団体と比較すると、前者は高い方から７番目、後者は 11 番目と概ね下位に位置しています。

● 13 市全体でみると、2013～2018 年の八王子市以外は人口増加が続いているものの、越谷市、多摩市、松戸市を除く 10 市では 2013～2018 年の増加率が 2008～2013 年に比べて縮小しており、人口増加が鈍化傾向にあることが見てとれます。

図表２－３－２ 人口増減の都市間比較

出典：千葉県総合企画部「市町村別人口と世帯」、東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口」、埼玉県総務部「埼玉県人口推計」、神奈川県統計センター「神奈川県人口統計調査」、いずれも各年１月１日現在

注）2013 年以降は外国人人口を含む

2008年	順位	市名	2013年		順位	市名	2018年	
実数（人）			実数（人）	対2008年増加率			実数（人）	対2013年増加率
239,928	1	府中市	251,858	5.0	1	川崎市	1,505,357	4.5
1,373,630	2	川崎市	1,440,124	4.8	2	柏市	421,600	4.1
389,036	3	柏市	404,838	4.1	3	越谷市	342,213	4.0
543,996	4	八王子市	564,500	3.8	4	日野市	184,667	3.3
402,628	5	藤沢市	416,832	3.5	5	藤沢市	429,249	3.0
172,657	6	日野市	178,731	3.5	6	府中市	258,654	2.7
411,721	7	町田市	425,762	3.4	7	立川市	182,658	2.4
172,574	8	立川市	178,407	3.4	8	多摩市	148,724	2.1
318,592	9	越谷市	329,156	3.3	9	松戸市	488,706	1.8
706,342	10	相模原市	720,111	1.9	10	横浜市	3,733,084	1.0
3,631,236	11	横浜市	3,697,035	1.8	11	町田市	428,742	0.7
144,823	12	多摩市	145,719	0.6	12	相模原市	722,688	0.4
477,603	13	松戸市	480,294	0.6	13	八王子市	563,178	▲ 0.2

● 2008～2013 年及び 2013～2018 年本市の世帯数増減率を 12 の比較対象団体と比較すると、前者は高い方から３番目、後者は９番目となっています。

● 13 市の中で人口増加率が維持・向上している柏市、越谷市、松戸市、多摩市では、いずれの期間も世帯数増加率が比較的高く、単身世帯をはじめ小規模世帯による人口増であることが推察されます。

図表２－３－３ 世帯数増減の都市間比較

出典：千葉県総合企画部「市町村別人口と世帯」、東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口」、埼玉県総務部「埼玉県人口推計」、神奈川県統計センター「神奈川県人口統計調査」、いずれも各年１月１日現在

注）2013 年以降は外国人人口を含む

2008年	順位	市名	2013年		順位	市名	2018年	
実数（世帯）			実数（世帯）	対2008年増加率			実数（世帯）	対2013年増加率
151,327	1	柏市	165,722	9.5	1	柏市	182,923	10.4
236,120	2	八王子市	254,184	7.7	2	越谷市	141,814	8.7
172,449	3	町田市	185,300	7.5	3	川崎市	717,241	6.7
628,245	4	川崎市	672,256	7.0	4	日野市	87,444	6.4
77,137	5	日野市	82,169	6.5	5	多摩市	71,114	6.3
110,283	6	府中市	117,380	6.4	6	松戸市	223,142	6.1
79,876	7	立川市	84,841	6.2	7	立川市	89,838	5.9
291,628	8	相模原市	309,626	6.2	8	府中市	123,648	5.3
167,493	9	藤沢市	177,382	5.9	9	町田市	194,121	4.8
1,534,190	10	横浜市	1,606,723	4.7	10	藤沢市	185,527	4.6
125,380	11	越谷市	130,507	4.1	11	八王子市	265,264	4.4
64,326	12	多摩市	66,879	4.0	12	横浜市	1,674,601	4.2
202,934	13	松戸市	210,259	3.6	13	相模原市	319,630	3.2

● 高齢者のみ世帯の推移をみると、2000 年以降は一貫して増加傾向にあり、2015 年には 43,900 世帯と 2000 年の 18,961 世帯と比較すると 24,939 世帯（131.5%）と大きく増加しています。世帯高齢者のみ世帯の割合も 2000 年の 13.1%から 2015 年の 23.5%へと 10.4 ポイント増加しています。

図表２－３－４ 高齢者のみ世帯の推移

出典：総務省「国勢調査（各年 10 月１日現在）」

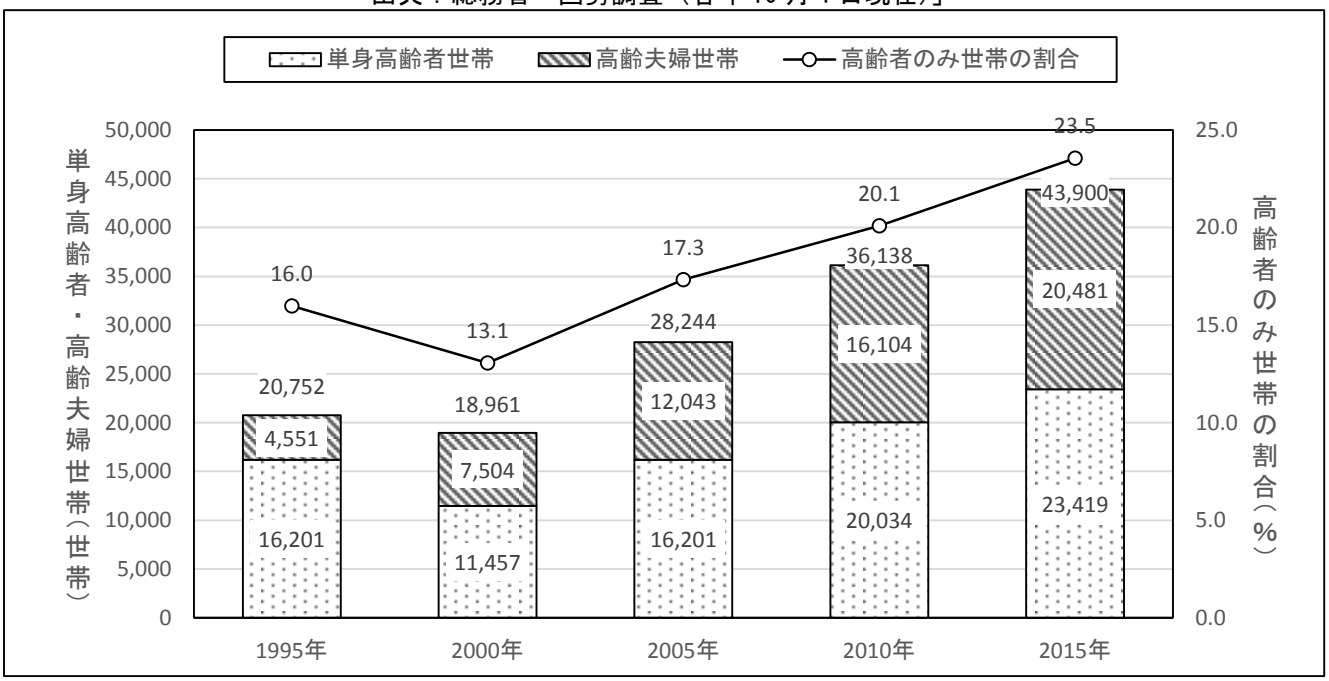

（２） 地域別人口

－市中心部では人口増加が続き生産年齢人口比が高い一方、団地の集積する地区では、市内でも高齢化率が高い－

- 全 52 町のうち、住居表示の実施や地番整理等による他町への分割あるいは他町（の一部）の編入のない 38 町について、2009 年と 2019 年の人口を比べると、最も人口増加率が大きいのは、2012 年以降、多摩境駅前の大型商業施設跡地における大型マンション開発等が進んだ小山ヶ丘で 52.1％（4,053 人増）増となっています。
- 一方、38 町のうち、最も人口増加率が小さいのは、UR 都市再生機構の大規模住宅団地が大部分を占める小山田桜台で、▲21.2％（949 人減）となっています。
- 町丁別の年齢４区分別人口構成比を比較すると、生産年齢人口比が最も高いのは、原町田の 71.0％で、次いで中町の 69.2％、矢部町の 68.3％と、市中心部で高い傾向が見られる。年少人口比は小山ヶ丘で 20.9％と最も高く、次いで野津田町の 18.1％、小山町の 17.4％と、町田中心地部の周辺で高い傾向が見られる。
- 一方で、老年人口比が最も高いのは、小山田桜台の 44.4％で、山崎町の 37.0％、成瀬台及びの三輪緑山 36.1％と、団地の集積している町や市の南東部で高い傾向が見られる。

図表２－３－５ 地区別人口の推移（１／２）

出典：町田市「住民基本台帳人口」各年１月１日現在

注）2013 年以降は外国人人口を含む

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014年対2009年比較（前半5年間）	2019年対2014年比較（後半5年間）	2019年対2009年比較（10年間）
相原町	実数(人)	15,179	15,191	15,134	15,146	15,231	15,414	15,429	15,355	15,332	15,198	15,102	—	—	—
	増減数(人)	—	12	▲ 57	12	85	183	15	▲ 74	▲ 23	▲ 134	▲ 96	235	▲ 312	▲ 77
	増減率(%)	—	0.1%	▲ 0.4%	0.1%	0.6%	1.2%	0.1%	▲ 0.5%	▲ 0.1%	▲ 0.9%	▲ 0.6%	1.5%	▲ 2.0%	▲ 0.5%
旭町	実数(人)	4,941	4,943	4,922	4,905	4,925	4,887	4,871	4,883	4,912	4,960	4,864	—	—	—
	増減数(人)	—	2	▲ 21	▲ 17	20	▲ 38	▲ 16	12	29	48	▲ 96	▲ 54	▲ 23	▲ 77
	増減率(%)	—	0.0%	▲ 0.4%	▲ 0.3%	0.4%	▲ 0.8%	▲ 0.3%	0.2%	0.6%	1.0%	▲ 1.9%	▲ 1.1%	▲ 0.5%	▲ 1.6%
大蔵町	実数(人)	8,455	8,650	8,830	8,831	8,954	8,918	8,996	9,015	9,065	9,048	9,055	—	—	—
	増減数(人)	—	195	180	1	123	▲ 36	78	19	50	▲ 17	7	463	137	600
	増減率(%)	—	2.3%	2.1%	0.0%	1.4%	▲ 0.4%	0.9%	0.2%	0.6%	▲ 0.2%	0.1%	5.5%	1.5%	7.1%
小川	実数(人)	12,969	13,281	13,243	13,215	13,311	13,280	13,137	13,210	13,338	13,575	13,742	—	—	—
	増減数(人)	—	312	▲ 38	▲ 28	96	▲ 31	▲ 143	73	128	237	167	311	462	773
	増減率(%)	—	2.4%	▲ 0.3%	▲ 0.2%	0.7%	▲ 0.2%	▲ 1.1%	0.6%	1.0%	1.8%	1.2%	2.4%	3.5%	6.0%
小野路町	実数(人)	3,825	3,917	3,899	3,925	3,903	3,923	3,962	4,002	4,018	3,926	3,877	—	—	—
	増減数(人)	—	92	▲ 18	26	▲ 22	20	39	40	16	▲ 92	▲ 49	98	▲ 46	52
	増減率(%)	—	2.4%	▲ 0.5%	0.7%	▲ 0.6%	0.5%	1.0%	1.0%	0.4%	▲ 2.3%	▲ 1.2%	2.6%	▲ 1.2%	1.4%
小山ヶ丘	実数(人)	7,778	8,143	8,332	8,447	9,172	10,175	10,927	11,145	11,517	11,667	11,831	—	—	—
	増減数(人)	—	365	189	115	725	1,003	752	218	372	150	164	2,397	1,656	4,053
	増減率(%)	—	4.7%	2.3%	1.4%	8.6%	10.9%	7.4%	2.0%	3.3%	1.3%	1.4%	30.8%	16.3%	52.1%
小山田桜台	実数(人)	4,481	4,368	4,296	4,224	4,147	4,047	3,953	3,815	3,677	3,583	3,532	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 113	▲ 72	▲ 72	▲ 77	▲ 100	▲ 94	▲ 138	▲ 138	▲ 94	▲ 51	▲ 434	▲ 515	▲ 949
	増減率(%)	—	▲ 2.5%	▲ 1.6%	▲ 1.7%	▲ 1.8%	▲ 2.4%	▲ 2.3%	▲ 3.5%	▲ 3.6%	▲ 2.6%	▲ 1.4%	▲ 9.7%	▲ 12.7%	▲ 21.2%
小山町	実数(人)	16,343	16,564	16,887	17,080	17,522	17,671	17,832	17,919	18,060	18,298	18,333	—	—	—
	増減数(人)	—	221	323	193	442	149	161	87	141	238	35	1,328	662	1,990
	増減率(%)	—	1.4%	2.0%	1.1%	2.6%	0.9%	0.9%	0.5%	0.8%	1.3%	0.2%	8.1%	3.7%	12.2%
金井	実数(人)	11,453	11,507	11,636	11,593	11,547	11,452	11,314	11,159	11,150	11,251	11,219	—	—	—
	増減数(人)	—	54	129	▲ 43	▲ 46	▲ 95	▲ 138	▲ 155	▲ 9	101	▲ 32	▲ 1	▲ 233	▲ 234
	増減率(%)	—	0.5%	1.1%	▲ 0.4%	▲ 0.4%	▲ 0.8%	▲ 1.2%	▲ 1.4%	▲ 0.1%	0.9%	▲ 0.3%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.0%
金井町	実数(人)	8,079	8,119	8,245	8,283	8,340	8,297	8,276	8,261	8,279	8,193	8,103	—	—	—
	増減数(人)	—	40	126	38	57	▲ 43	▲ 21	▲ 15	18	▲ 86	▲ 90	218	▲ 194	24
	増減率(%)	—	0.5%	1.6%	0.5%	0.7%	▲ 0.5%	▲ 0.3%	▲ 0.2%	0.2%	▲ 1.0%	▲ 1.1%	2.7%	▲ 2.3%	0.3%
金森	実数(人)	19,998	20,019	20,075	20,136	14,825	14,977	14,963	14,879	14,773	14,633	14,564	—	—	—
	増減数(人)	—	21	56	61	▲ 5,311	152	▲ 14	▲ 84	▲ 106	▲ 140	▲ 69	▲ 5,021	▲ 413	▲ 5,434
	増減率(%)	—	0.1%	0.3%	0.3%	▲ 26.4%	1.0%	▲ 0.1%	▲ 0.6%	▲ 0.7%	▲ 0.9%	▲ 0.5%	▲ 25.1%	▲ 2.8%	▲ 27.2%
金森東	実数(人)	—	—	—	—	7,195	7,118	7,194	7,306	7,348	7,304	7,272	—	—	—
	増減数(人)	—	—	—	—	—	▲ 77	76	112	42	▲ 44	▲ 32	—	154	—
	増減率(%)	—	—	—	—	—	▲ 1.1%	1.1%	1.6%	0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.4%	—	2.2%	—
上小山田町	実数(人)	4,539	4,604	4,652	4,736	4,787	4,803	4,765	4,827	4,926	4,841	4,814	—	—	—
	増減数(人)	—	65	48	84	51	16	▲ 38	62	99	▲ 85	▲ 27	264	11	275
	増減率(%)	—	1.4%	1.0%	1.8%	1.1%	0.3%	▲ 0.8%	1.3%	2.1%	▲ 1.7%	▲ 0.6%	5.8%	0.2%	6.1%
木曽西	実数(人)	5,173	5,258	5,309	5,338	7,486	7,693	7,824	7,933	8,021	8,028	8,126	—	—	—
	増減数(人)	—	85	51	29	2,148	207	131	109	88	7	98	2,520	433	2,953
	増減率(%)	—	1.6%	1.0%	0.5%	40.2%	2.8%	1.7%	1.4%	1.1%	0.1%	1.2%	48.7%	5.6%	57.1%
木曽東	実数(人)	15,724	15,620	15,613	15,490	15,656	15,631	15,491	15,478	15,352	15,199	14,964	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 104	▲ 7	▲ 123	166	▲ 25	▲ 140	▲ 13	▲ 126	▲ 153	▲ 235	▲ 93	▲ 667	▲ 760
	増減率(%)	—	▲ 0.7%	0.0%	▲ 0.8%	1.1%	▲ 0.2%	▲ 0.9%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	▲ 1.0%	▲ 1.5%	▲ 0.6%	▲ 4.3%	▲ 4.8%
木曽町	実数(人)	2,291	2,297	2,310	2,375	373	352	367	374	369	351	347	—	—	—
	増減数(人)	—	6	13	65	▲ 2,002	▲ 21	15	7	▲ 5	▲ 18	▲ 4	▲ 1,939	▲ 5	▲ 1,944
	増減率(%)	—	0.3%	0.6%	2.8%	▲ 84.3%	▲ 5.6%	4.3%	1.9%	▲ 1.3%	▲ 4.9%	▲ 1.1%	▲ 84.6%	▲ 1.4%	▲ 84.9%
高ヶ坂	実数(人)	11,926	11,963	11,869	11,898	10,671	10,618	10,608	10,521	10,572	10,614	10,554	—	—	—
	増減数(人)	—	37	▲ 94	29	▲ 1,227	▲ 53	▲ 10	▲ 87	51	42	▲ 60	▲ 1,308	▲ 64	▲ 1,372
	増減率(%)	—	0.3%	▲ 0.8%	0.2%	▲ 10.3%	▲ 0.5%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	0.5%	0.4%	▲ 0.6%	▲ 11.0%	▲ 0.6%	▲ 11.5%
下小山田町	実数(人)	3,937	3,900	3,936	3,975	3,989	3,918	3,956	3,926	3,916	3,910	3,878	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 37	36	39	14	▲ 71	38	▲ 30	▲ 10	▲ 6	▲ 32	▲ 19	▲ 40	▲ 59
	増減率(%)	—	▲ 0.9%	0.9%	1.0%	0.4%	▲ 1.8%	1.0%	▲ 0.8%	▲ 0.3%	▲ 0.2%	▲ 0.8%	▲ 0.5%	▲ 1.0%	▲ 1.5%
真光寺	実数(人)	5,639	5,562	5,550	5,552	5,565	5,585	5,532	5,507	5,546	5,482	5,480	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 77	▲ 12	2	13	20	▲ 53	▲ 25	39	▲ 64	▲ 2	▲ 54	▲ 105	▲ 159
	増減率(%)	—	▲ 1.4%	▲ 0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	▲ 0.9%	▲ 0.5%	0.7%	▲ 1.2%	0.0%	▲ 1.0%	▲ 1.9%	▲ 2.8%
真光寺町	実数(人)	1,420	1,523	1,567	1,565	1,572	1,551	1,551	1,545	1,539	1,575	1,603	—	—	—
	増減数(人)	—	103	44	▲ 2	7	▲ 21	0	▲ 6	▲ 6	36	28	131	52	183
	増減率(%)	—	7.3%	2.9%	▲ 0.1%	0.4%	▲ 1.3%	0.0%	▲ 0.4%	▲ 0.4%	2.3%	1.8%	9.2%	3.4%	12.9%
図師町	実数(人)	7,510	7,806	7,942	8,083	8,222	8,318	8,280	8,255	8,406	8,417	8,431	—	—	—
	増減数(人)	—	296	136	141	139	96	▲ 38	▲ 25	151	11	14	808	113	921
	増減率(%)	—	3.9%	1.7%	1.8%	1.7%	1.2%	▲ 0.5%	▲ 0.3%	1.8%	0.1%	0.2%	10.8%	1.4%	12.3%
忠生	実数(人)	7,069	7,211	7,230	7,286	7,278	7,255	7,232	7,215	7,176	7,281	7,328	—	—	—
	増減数(人)	—	142	19	56	▲ 8	▲ 23	▲ 23	▲ 17	▲ 39	105	47	186	73	259
	増減率(%)	—	2.0%	0.3%	0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.3%	▲ 0.3%	▲ 0.2%	▲ 0.5%	1.5%	0.6%	2.6%	1.0%	3.7%
玉川学園	実数(人)	16,647	16,617	16,608	16,526	16,654	16,609	16,580	16,521	16,454	16,493	16,384	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 30	▲ 9	▲ 82	128	▲ 45	▲ 29	▲ 59	▲ 67	39	▲ 109	▲ 38	▲ 225	▲ 263
	増減率(%)	—	▲ 0.2%	▲ 0.1%	▲ 0.5%	0.8%	▲ 0.3%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 0.4%	0.2%	▲ 0.7%	▲ 0.2%	▲ 1.4%	▲ 1.6%
つくし野	実数(人)	6,663	6,718	6,726	6,643	6,744	6,791	6,774	6,737	6,737	6,658	6,638	—	—	—
	増減数(人)	—	55	8	▲ 83	101	47	▲ 17	▲ 37	0	▲ 79	▲ 20	128	▲ 153	▲ 25
	増減率(%)	—	0.8%	0.1%	▲ 1.2%	1.5%	0.7%	▲ 0.3%	▲ 0.5%	0.0%	▲ 1.2%	▲ 0.3%	1.9%	▲ 2.3%	▲ 0.4%
鶴川	実数(人)	13,400	13,281	13,207	13,184	13,214	13,027	12,881	12,771	12,743	12,690	12,575	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 119	▲ 74	▲ 23	30	▲ 187	▲ 146	▲ 110	▲ 28	▲ 53	▲ 115	▲ 373	▲ 452	▲ 825
	増減率(%)	—	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 0.2%	0.2%	▲ 1.4%	▲ 1.1%	▲ 0.9%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 0.9%	▲ 2.8%	▲ 3.5%	▲ 6.2%
鶴間	実数(人)	17,445	17,715	17,815	17,890	18,144	18,038	18,228	18,220	8,656	8,652	8,707	—	—	—
	増減数(人)	—	270	100	75	254	▲ 106	190	▲ 8	▲ 9,564	▲ 4	55	593	▲ 9,331	▲ 8,738
	増減率(%)	—	1.5%	0.6%	0.4%	1.4%	▲ 0.6%	1.1%	0.0%	▲ 52.5%	0.0%	0.6%	3.4%	▲ 51.7%	▲ 50.1%

注1） 住居表示の実施、地番整理等に伴う他地区の編入による人口増がある年を濃い網掛け・白抜き文字にしている。

注2） 住居表示の実施、地番整理等に伴う他地区への分割による人口減がある年を網掛けにしている。

注3） 高ヶ坂では、2014 年７月 21 日に他地区からの編入、他地区への分割の両方が発生している（表記は人口減に合わせている）。

図表２－３－６ 地区別人口の推移（２／２）

出典：町田市「住民基本台帳人口」各年１月１日現在

注）2013 年以降は外国人人口を含む

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014年対2009年比較（前半5年間）	2019年対2014年比較（後半5年間）	2019年対2009年比較（10年間）
常盤町	実数(人)	4,493	4,541	4,671	4,638	4,721	4,725	4,693	4,679	4,662	4,657	4,650	—	—	—
	増減数(人)	—	48	130	▲ 33	83	4	▲ 32	▲ 14	▲ 17	▲ 5	▲ 7	232	▲ 75	157
	増減率(%)	—	1.1%	2.9%	▲ 0.7%	1.8%	0.1%	▲ 0.7%	▲ 0.3%	▲ 0.4%	▲ 0.1%	▲ 0.2%	5.2%	▲ 1.6%	3.5%
中町	実数(人)	9,007	8,933	8,972	8,946	9,195	9,217	9,484	9,494	9,539	9,603	9,803	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 74	39	▲ 26	249	22	267	10	45	64	200	210	586	796
	増減率(%)	—	▲ 0.8%	0.4%	▲ 0.3%	2.8%	0.2%	2.9%	0.1%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	6.4%	8.8%
成瀬	実数(人)	15,044	15,156	15,163	15,210	15,128	15,051	9,696	9,688	9,648	9,691	9,732	—	—	—
	増減数(人)	—	112	7	47	▲ 82	▲ 77	▲ 5,355	▲ 8	▲ 40	43	41	7	▲ 5,319	▲ 5,312
	増減率(%)	—	0.7%	0.0%	0.3%	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 35.6%	▲ 0.1%	▲ 0.4%	0.4%	0.4%	0.0%	▲ 35.3%	▲ 35.3%
成瀬が丘	実数(人)	4,598	4,553	4,579	4,538	4,641	4,619	4,602	4,613	4,550	4,591	4,539	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 45	26	▲ 41	103	▲ 22	▲ 17	11	▲ 63	41	▲ 52	21	▲ 80	▲ 59
	増減率(%)	—	▲ 1.0%	0.6%	▲ 0.9%	2.3%	▲ 0.5%	▲ 0.4%	0.2%	▲ 1.4%	0.9%	▲ 1.1%	0.5%	▲ 1.7%	▲ 1.3%
成瀬台	実数(人)	8,188	8,144	8,140	8,178	8,161	8,158	8,106	8,034	8,088	7,954	7,978	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 44	▲ 4	38	▲ 17	▲ 3	▲ 52	▲ 72	54	▲ 134	24	▲ 30	▲ 180	▲ 210
	増減率(%)	—	▲ 0.5%	0.0%	0.5%	▲ 0.2%	0.0%	▲ 0.6%	▲ 0.9%	0.7%	▲ 1.7%	0.3%	▲ 0.4%	▲ 2.2%	▲ 2.6%
西成瀬	実数(人)	—	—	—	—	—	—	5,222	5,207	5,187	5,201	5,280	—	—	—
	増減数(人)	—	—	—	—	—	—	—	▲ 15	▲ 20	14	79	—	—	—
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—	—	▲ 0.3%	▲ 0.4%	0.3%	1.5%	—	—	—
根岸	実数(人)	—	—	—	—	1,932	1,965	2,002	2,069	2,032	2,084	2,130	—	—	—
	増減数(人)	—	—	—	—	—	33	37	67	▲ 37	52	46	—	165	—
	増減率(%)	—	—	—	—	—	1.7%	1.9%	3.3%	▲ 1.8%	2.6%	2.2%	—	8.4%	—
根岸町	実数(人)	2,469	2,490	2,500	2,516	678	654	663	679	662	672	682	—	—	—
	増減数(人)	—	21	10	16	▲ 1,838	▲ 24	9	16	▲ 17	10	10	▲ 1,815	28	▲ 1,787
	増減率(%)	—	0.9%	0.4%	0.6%	▲ 73.1%	▲ 3.5%	1.4%	2.4%	▲ 2.5%	1.5%	1.5%	▲ 73.5%	4.3%	▲ 72.4%
能ヶ谷(※)	実数(人)	10,271	10,463	10,471	10,562	10,814	10,873	10,812	10,909	10,908	10,854	10,748	—	—	—
	増減数(人)	—	192	8	91	252	59	▲ 61	97	▲ 1	▲ 54	▲ 106	602	▲ 125	477
	増減率(%)	—	1.9%	0.1%	0.9%	2.4%	0.5%	▲ 0.6%	0.9%	0.0%	▲ 0.5%	▲ 1.0%	5.9%	▲ 1.1%	4.6%
野津田町	実数(人)	8,864	9,138	9,405	9,500	9,768	9,901	9,959	10,175	10,273	10,273	10,319	—	—	—
	増減数(人)	—	274	267	95	268	133	58	216	98	0	46	1,037	418	1,455
	増減率(%)	—	3.1%	2.9%	1.0%	2.8%	1.4%	0.6%	2.2%	1.0%	0.0%	0.4%	11.7%	4.2%	16.4%
原町田	実数(人)	11,888	12,176	12,242	12,253	12,822	12,987	13,209	13,551	14,154	14,257	14,348	—	—	—
	増減数(人)	—	288	66	11	569	165	222	342	603	103	91	1,099	1,361	2,460
	増減率(%)	—	2.4%	0.5%	0.1%	4.6%	1.3%	1.7%	2.6%	4.4%	0.7%	0.6%	9.2%	10.5%	20.7%
東玉川学園	実数(人)	3,288	3,226	3,188	3,246	3,266	3,210	3,194	3,271	3,310	3,362	3,399	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 62	▲ 38	58	20	▲ 56	▲ 16	77	39	52	37	▲ 78	189	111
	増減率(%)	—	▲ 1.9%	▲ 1.2%	1.8%	0.6%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	2.4%	1.2%	1.6%	1.1%	▲ 2.4%	5.9%	3.4%
広袴	実数(人)	3,313	3,319	3,372	3,382	3,392	3,298	3,281	3,332	3,274	3,372	3,425	—	—	—
	増減数(人)	—	6	53	10	10	▲ 94	▲ 17	51	▲ 58	98	53	▲ 15	127	112
	増減率(%)	—	0.2%	1.6%	0.3%	0.3%	▲ 2.8%	▲ 0.5%	1.6%	▲ 1.7%	3.0%	1.6%	▲ 0.5%	3.9%	3.4%
広袴町	実数(人)	816	810	847	865	898	909	950	959	959	970	953	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 6	37	18	33	11	41	9	0	11	▲ 17	93	44	137
	増減率(%)	—	▲ 0.7%	4.6%	2.1%	3.8%	1.2%	4.5%	0.9%	0.0%	1.1%	▲ 1.8%	11.4%	4.8%	16.8%
本町田	実数(人)	27,065	26,978	26,825	26,610	26,629	26,384	26,087	25,830	25,640	25,439	25,426	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 87	▲ 153	▲ 215	19	▲ 245	▲ 297	▲ 257	▲ 190	▲ 201	▲ 13	▲ 681	▲ 958	▲ 1,639
	増減率(%)	—	▲ 0.3%	▲ 0.6%	▲ 0.8%	0.1%	▲ 0.9%	▲ 1.1%	▲ 1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 2.5%	▲ 3.6%	▲ 6.1%
南大谷	実数(人)	9,787	10,044	10,226	10,308	10,414	10,529	10,695	10,768	10,848	10,912	11,015	—	—	—
	増減数(人)	—	257	182	82	106	115	166	73	80	64	103	742	486	1,228
	増減率(%)	—	2.6%	1.8%	0.8%	1.0%	1.1%	1.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.9%	7.6%	4.6%	12.5%
南つくし野	実数(人)	5,547	5,560	5,549	5,525	5,720	5,714	5,778	5,806	5,788	5,731	5,667	—	—	—
	増減数(人)	—	13	▲ 11	▲ 24	195	▲ 6	64	28	▲ 18	▲ 57	▲ 64	167	▲ 47	120
	増減率(%)	—	0.2%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	3.5%	▲ 0.1%	1.1%	0.5%	▲ 0.3%	▲ 1.0%	▲ 1.1%	3.0%	▲ 0.8%	2.2%
南成瀬	実数(人)	10,926	10,984	10,926	10,937	11,021	10,858	10,743	10,632	10,567	10,507	10,499	—	—	—
	増減数(人)	—	58	▲ 58	11	84	▲ 163	▲ 115	▲ 111	▲ 65	▲ 60	▲ 8	▲ 68	▲ 359	▲ 427
	増減率(%)	—	0.5%	▲ 0.5%	0.1%	0.8%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%	▲ 0.6%	▲ 0.6%	▲ 0.1%	▲ 0.6%	▲ 3.3%	▲ 3.9%
南町田	実数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	10,158	10,484	10,609	—	—	—
	増減数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	326	125	—	—	—
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2%	1.2%	—	—	—
三輪町	実数(人)	6,014	6,064	6,225	6,340	6,438	6,456	6,551	6,582	6,566	6,610	6,680	—	—	—
	増減数(人)	—	50	161	115	98	18	95	31	▲ 16	44	70	442	224	666
	増減率(%)	—	0.8%	2.7%	1.8%	1.5%	0.3%	1.5%	0.5%	▲ 0.2%	0.7%	1.1%	7.3%	3.5%	11.1%
三輪緑山	実数(人)	5,777	5,662	5,637	5,532	5,461	5,336	5,295	5,255	5,253	5,209	5,245	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 115	▲ 25	▲ 105	▲ 71	▲ 125	▲ 41	▲ 40	▲ 2	▲ 44	36	▲ 441	▲ 91	▲ 532
	増減率(%)	—	▲ 2.0%	▲ 0.4%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 2.3%	▲ 0.8%	▲ 0.8%	0.0%	▲ 0.8%	0.7%	▲ 7.6%	▲ 1.7%	▲ 9.2%
森野	実数(人)	12,629	12,661	12,760	12,685	12,917	12,995	12,966	12,962	12,946	13,046	13,193	—	—	—
	増減数(人)	—	32	99	▲ 75	232	78	▲ 29	▲ 4	▲ 16	100	147	366	198	564
	増減率(%)	—	0.3%	0.8%	▲ 0.6%	1.8%	0.6%	▲ 0.2%	0.0%	▲ 0.1%	0.8%	1.1%	2.9%	1.5%	4.5%
薬師台	実数(人)	2,632	2,707	2,812	2,898	2,959	2,953	2,935	2,920	2,930	2,897	2,845	—	—	—
	増減数(人)	—	75	105	86	61	▲ 6	▲ 18	▲ 15	10	▲ 33	▲ 52	321	▲ 108	213
	増減率(%)	—	2.8%	3.9%	3.1%	2.1%	▲ 0.2%	▲ 0.6%	▲ 0.5%	0.3%	▲ 1.1%	▲ 1.8%	12.2%	▲ 3.7%	8.1%
矢部町	実数(人)	1,474	1,493	1,502	1,525	1,582	1,573	1,545	1,622	1,682	1,665	1,665	—	—	—
	増減数(人)	—	19	9	23	57	▲ 9	▲ 28	77	60	▲ 17	0	99	92	191
	増減率(%)	—	1.3%	0.6%	1.5%	3.7%	▲ 0.6%	▲ 1.8%	5.0%	3.7%	▲ 1.0%	0.0%	6.7%	5.8%	13.0%
山崎	実数(人)	—	676	855	856	850	849	841	856	855	848	830	—	—	—
	増減数(人)	—	—	179	1	▲ 6	▲ 1	▲ 8	15	▲ 1	▲ 7	▲ 18	—	▲ 19	—
	増減率(%)	—	—	26.5%	0.1%	▲ 0.7%	▲ 0.1%	▲ 0.9%	1.8%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	▲ 2.1%	—	▲ 2.2%	—
山崎町	実数(人)	17,432	16,803	16,825	16,928	16,928	16,660	16,416	16,265	16,211	16,026	15,702	—	—	—
	増減数(人)	—	▲ 629	22	103	0	▲ 268	▲ 244	▲ 151	▲ 54	▲ 185	▲ 324	▲ 772	▲ 958	▲ 1,730
	増減率(%)	—	▲ 3.6%	0.1%	0.6%	0.0%	▲ 1.6%	▲ 1.5%	▲ 0.9%	▲ 0.3%	▲ 1.1%	▲ 2.0%	▲ 4.4%	▲ 5.8%	▲ 9.9%

注1) 「能ヶ谷※」について、2009、2010 年は「能ヶ谷町」を指している。

注2) 住居表示の実施、地番整理等に伴う他地区の編入による人口増がある年を濃い網掛け・白抜き文字にしている。

注3) 住居表示の実施、地番整理等に伴う他地区への分割による人口減がある年を網掛けにしている。

図表２－３－７ 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（１／２）
（年少人口比の高位順）
出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

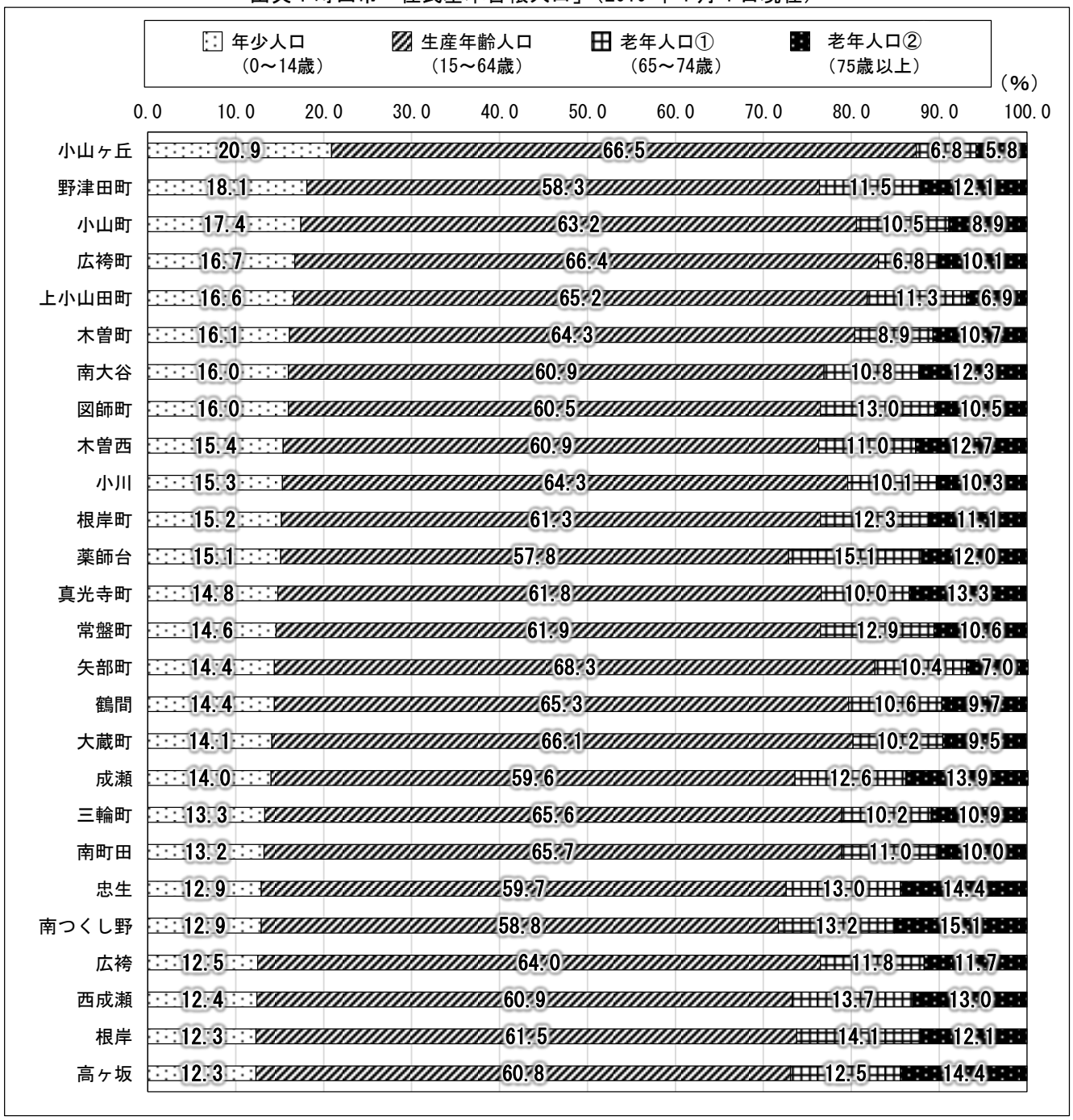

図表２－３－８ 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（２／２）
（年少人口比の高位順）
出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

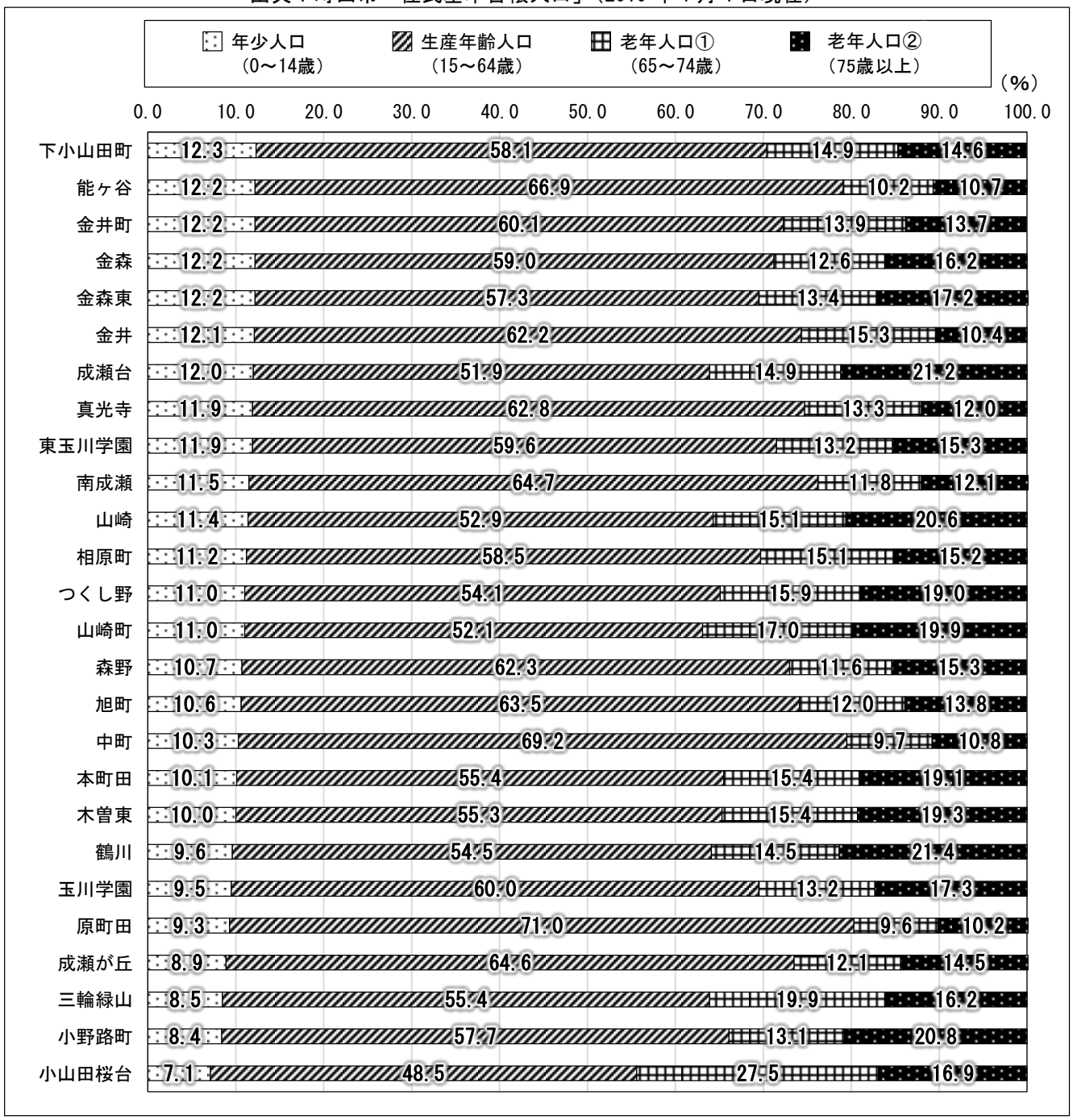

図表２－３－９ 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（１／２）
（生産年齢人口比の高位順）
出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

図表２－３－10 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（２／２）
（生産年齢人口比の高位順）
出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

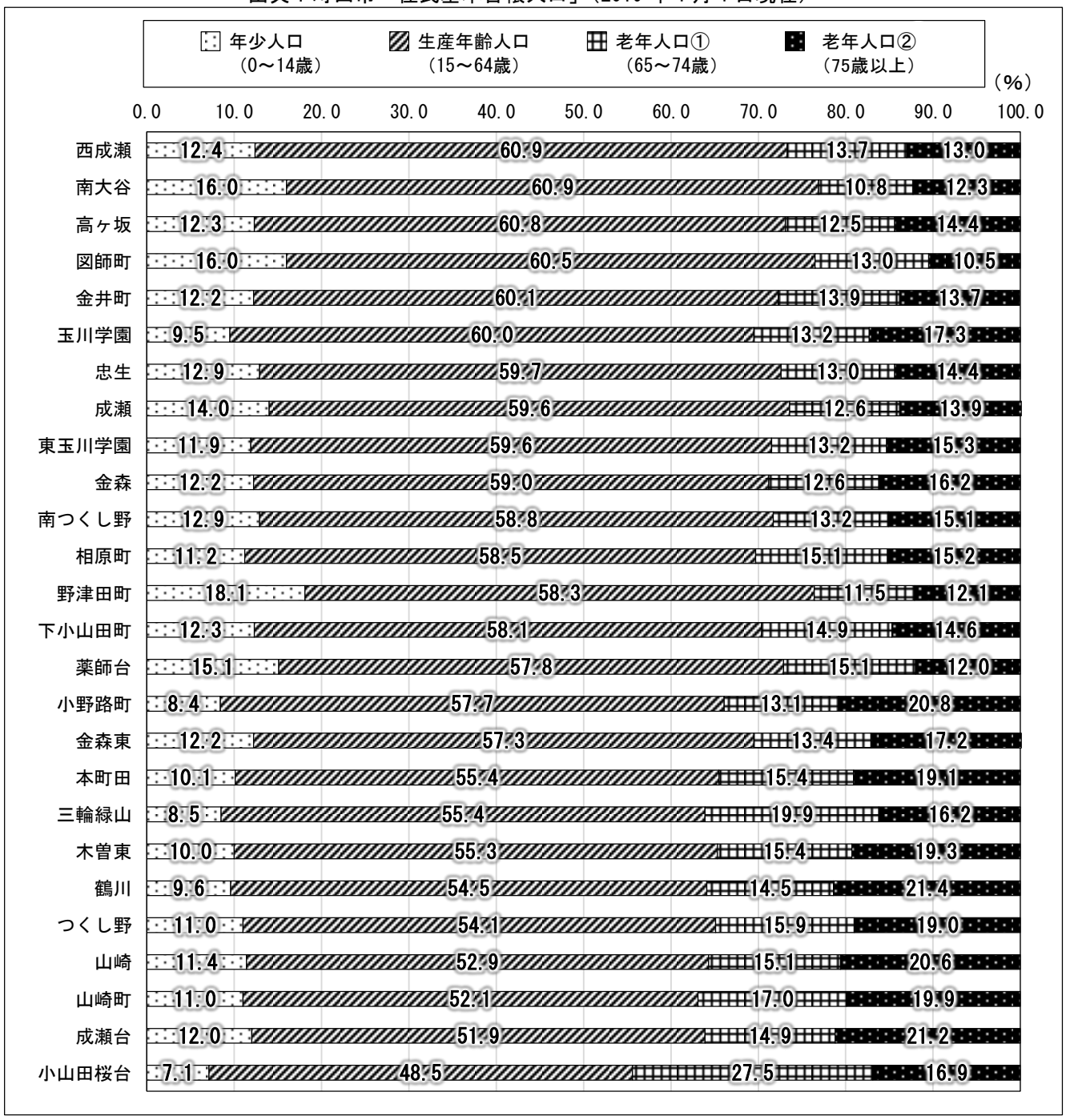

図表２－３－11 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（１／２）
（老年人口比の高位順）

出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

図表２－３－12 2019 年における地区別の年齢４区分別人口構成比（２／２）
（老年人口比の高位順）

出典：町田市「住民基本台帳人口」（2019 年１月１日現在）

（３）年齢別人口

- 2018 年１月１日現在の年齢階層別の人口構成比は０～14 歳の年少人口が 12.8%（実数 54,912 人）、15～64 歳の生産年齢人口が 60.9%（260,936 人）65 歳以上の老年人口が 26.3%（112,937 人）、また、75 歳以上人口が 13.2%（13,570 人）となっています。
- 年齢階層別人口の推移をみると、０～14 歳の年少人口は 2003 年から 2013 年までは増加傾向で推移していたものの、2013 年から 2018 年にかけては 3,485 人（6.0%）減少しています。また、15～64 歳の生産年齢人口は 2008 年以降減少傾向で推移しており、減少率は徐々に拡大しています。65 歳以上の老年人口は増加傾向で推移しており、75 歳以上人口については一貫して増加幅が大きくなっています。
- 年齢階層別の人口構成比の推移をみると、０～14 歳の年少人口は 1993 年の 15.5%から 2018 年の 12.8%へ 2.7 ポイント減少しています。15～64 歳の生産年齢人口は、1993 年の 75.1%から 2018 年の 60.9%へと 14.2 ポイントと大きく減少しています。一方、65 歳以上の老年人口は 1993 年の 9.3%から 2018 年の 16.0%へ 6.7 ポイント、75 歳以上は 1993 年の 3.5%から 2018 年の 13.2%へと 9.7 ポイントと大きく増加しています。

図表２－３－13 年齢階層別人口の推移
出典：町田市「住民基本台帳人口」（各年１月１日現在）
注）2013 年以降は外国人人口を含む

		1993年	1998年	2003年	2008年	2013年	2018年
総人口（人）		353,745	361,682	389,921	411,721	425,762	428,742
年少人口（0～14歳）	実数（人）	54,868	48,765	52,254	57,277	58,397	54,912
	増減数（人）	－	▲ 6,103	3,489	5,023	1,120	▲ 3,485
	増減率（%）	－	▲ 11.1	7.2	9.6	2.0	▲ 6.0
	構成比（%）	15.5	13.5	13.4	13.9	13.7	12.8
生産年齢人口（15～64歳）	実数（人）	265,828	268,263	275,889	273,647	270,028	260,936
	増減数（人）	－	2,435	7,626	▲ 2,242	▲ 3,619	▲ 9,092
	増減率（%）	－	0.9	2.8	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 3.4
	構成比（%）	75.1	74.2	70.8	66.5	63.4	60.9
老年人口（65歳以上）	実数（人）	33,049	44,654	61,778	80,797	97,337	112,937
	増減数（人）	－	11,605	17,124	19,019	16,540	15,600
	増減率（%）	－	35.1	38.3	30.8	20.5	16.0
	構成比（%）	9.3	12.3	15.8	19.6	22.9	26.3
うち75歳以上	実数（人）	12,446	16,037	22,554	31,354	43,193	56,763
	増減数（人）	－	3,591	6,517	8,800	11,839	13,570
	増減率（%）	－	28.9	40.6	39.0	37.8	31.4
	構成比（%）	3.5	4.4	5.8	7.6	10.1	13.2

図表２－３－14 年少人口構成比の都市間比較（比率の高位順）

出典：千葉県総合企画部「市町村別人口と世帯（2018 年４月１日現在）、東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（2018 年１月１日現在）」、埼玉県総務部「町（丁）字別人口調査（2018 年１月１日現在）」、神奈川県統計センター「神奈川県人口統計調査（2018 年１月１日現在）」

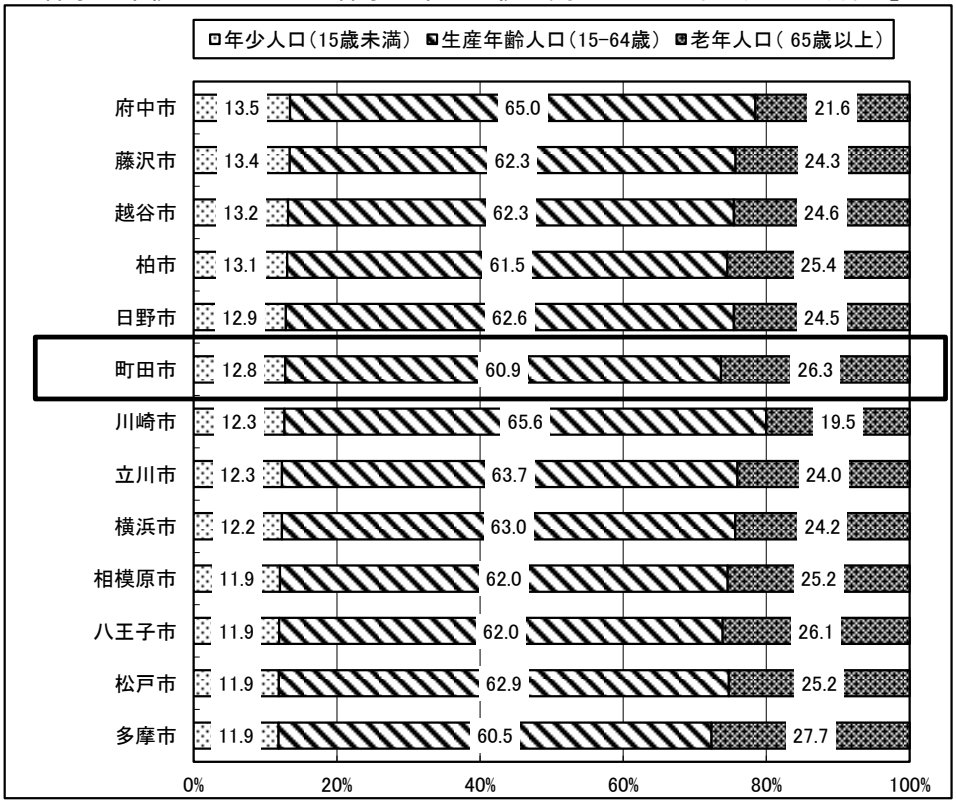

図表２－３－15 生産年齢人口構成比の都市間比較（比率の高位順）

出典：千葉県総合企画部「市町村別人口と世帯（2018 年４月１日現在）、東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（2018 年１月１日現在）」、埼玉県総務部「町（丁）字別人口調査（2018 年１月１日現在）」、神奈川県統計センター「神奈川県人口統計調査（2018 年１月１日現在）」

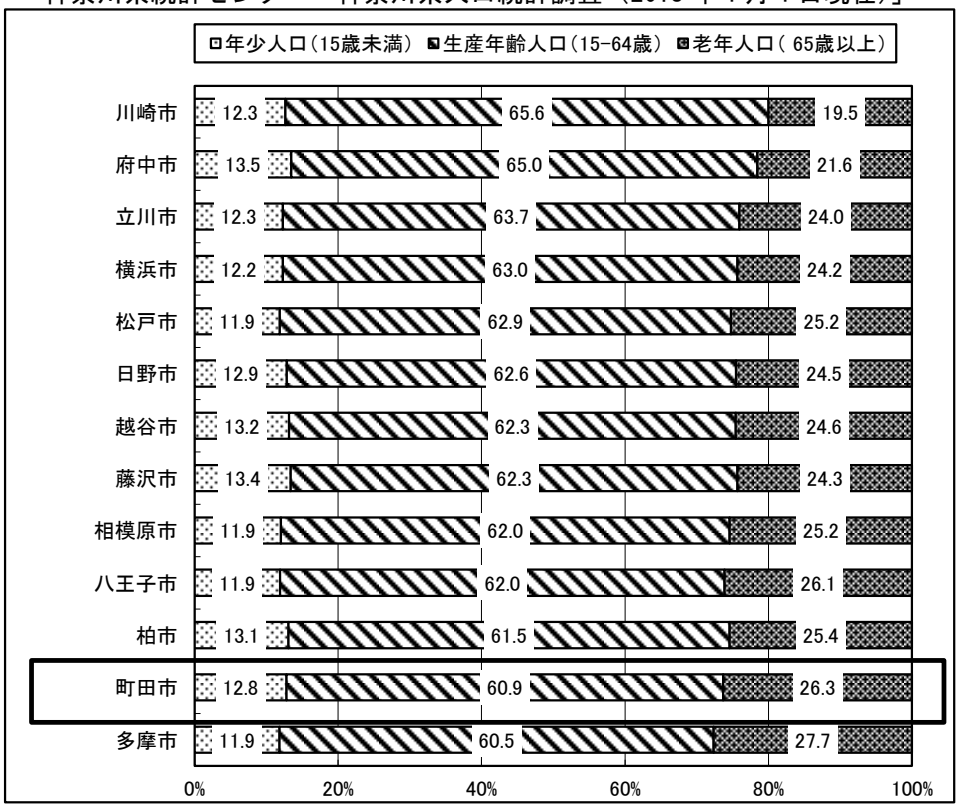

図表２－３－16 老年年齢人口構成比の都市間比較（比率の高位順）

出典：千葉県総合企画部「市町村別人口と世帯（2018 年４月１日現在）、東京都総務局「住民基本台帳による東京の世帯と人口（2018 年１月１日現在）」、埼玉県総務部「町（丁）字別人口調査（2018 年１月１日現在）」、神奈川県統計センター「神奈川県人口統計調査（2018 年１月１日現在）」

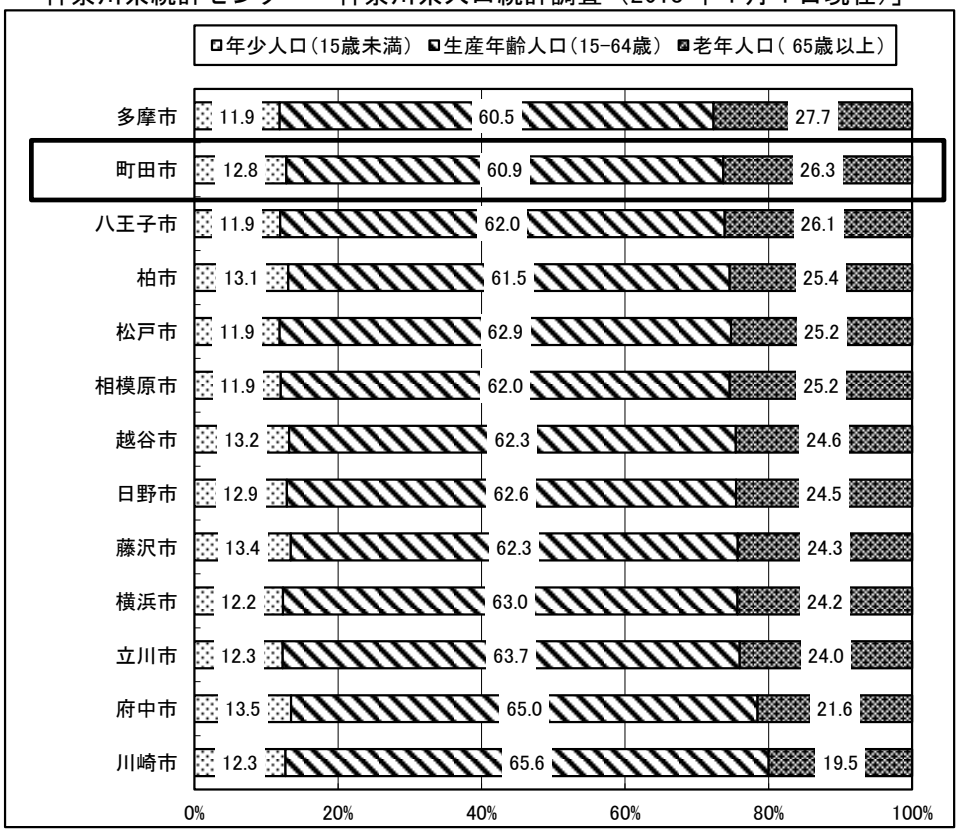

（4）人口動態

- 2004 年から 2017 年における人口動態の推移をみると、本市の人口は増加傾向で推移してきたものの、2017 年には 25 人の減少となっています。2004 年から 2010 年においては、毎年 2,000 人以上の人口増で推移してきたものの、2011 年以降は 2016 年の 1,420 人の増加を除くと、1,000 人以下の増加で推移しています。
- その内訳をみると、自然増減が概ね減少傾向で推移しており、2004 年には 785 人の増加であったものの、2017 年には 1,035 人の減少となっています。自然増減が減少傾向にある背景には、出生者数の減少と死亡者数の増加があります。
- 社会増減の推移をみると、社会増減数は一貫して増加傾向で推移しているものの、増加幅は概ねの縮小傾向にあり、2004 年の 3,787 人の増加から 2017 年には 1,010 人の増加となっています。その背景には、転入者数および転出者数はともに概ねの減少傾向で推移しているものの、転入者数の減少幅が転出者数の減少幅を上回っていることがあります。

図表２－３－17 人口動態の推移
出典：町田市「町田市統計書」

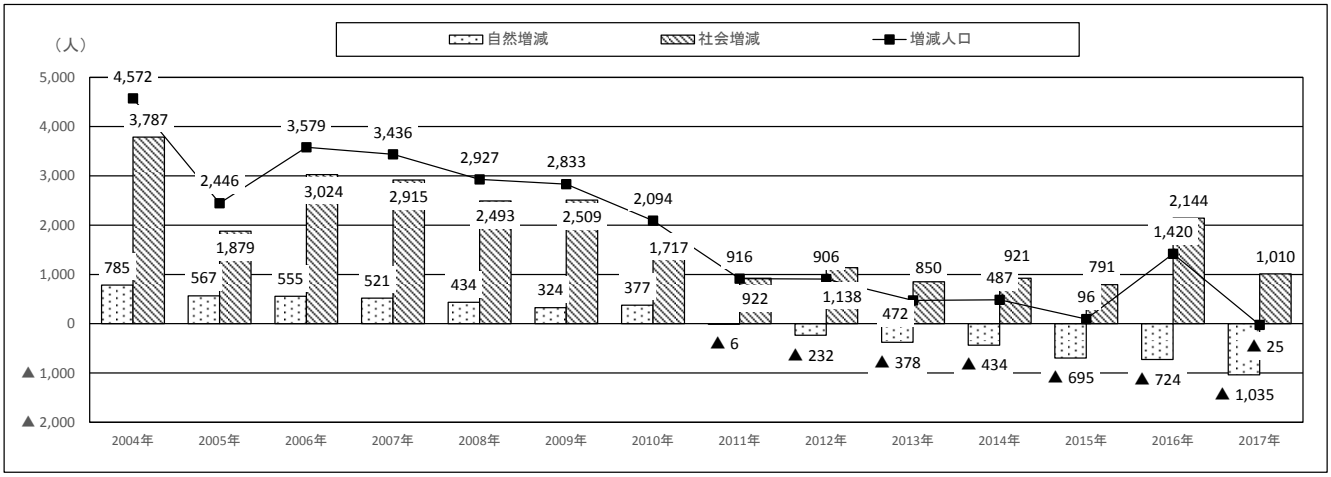

		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
	出生者数	3,326	3,249	3,308	3,287	3,338	3,338	3,402
	死亡者数	2,541	2,682	2,753	2,766	2,904	3,014	3,025
自然増減（人）		785	567	555	521	434	324	377
	転入者数	22,035	20,203	20,302	20,223	19,211	19,352	17,920
	転出者数	18,248	18,324	17,278	17,308	16,718	16,843	16,203
社会増減（人）		3,787	1,879	3,024	2,915	2,493	2,509	1,717
増減人口（人）		4,572	2,446	3,579	3,436	2,927	2,833	2,094
		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	出生者数	3,160	3,062	2,992	2,932	2,892	2,830	2,783
	死亡者数	3,166	3,294	3,370	3,366	3,587	3,554	3,818
自然増減（人）		▲ 6	▲ 232	▲ 378	▲ 434	▲ 695	▲ 724	▲ 1,035
	転入者数	16,826	17,184	17,505	16,686	17,078	17,828	17,070
	転出者数	15,904	16,046	16,655	15,765	16,287	15,684	16,060
社会増減（人）		922	1,138	850	921	791	2,144	1,010
増減人口（人）		916	906	472	487	96	1,420	▲ 25

＜出生に係る分析＞

● 本市における 2002 年以降の出生数を見ると、2010 年までは 3,200～3,400 人前後を維持してきたものの、2011 年以降は年々減少しており、2017 年には 2,755 人となっています。一方、合計特殊出生率はおおむね上昇傾向にあり、2017 年には 2002 年以降最高の 1.26 となっています。

図表２－３－18 本市における出生数と合計特殊出生率の推移
出典：東京都保健福祉局「人口動態統計」

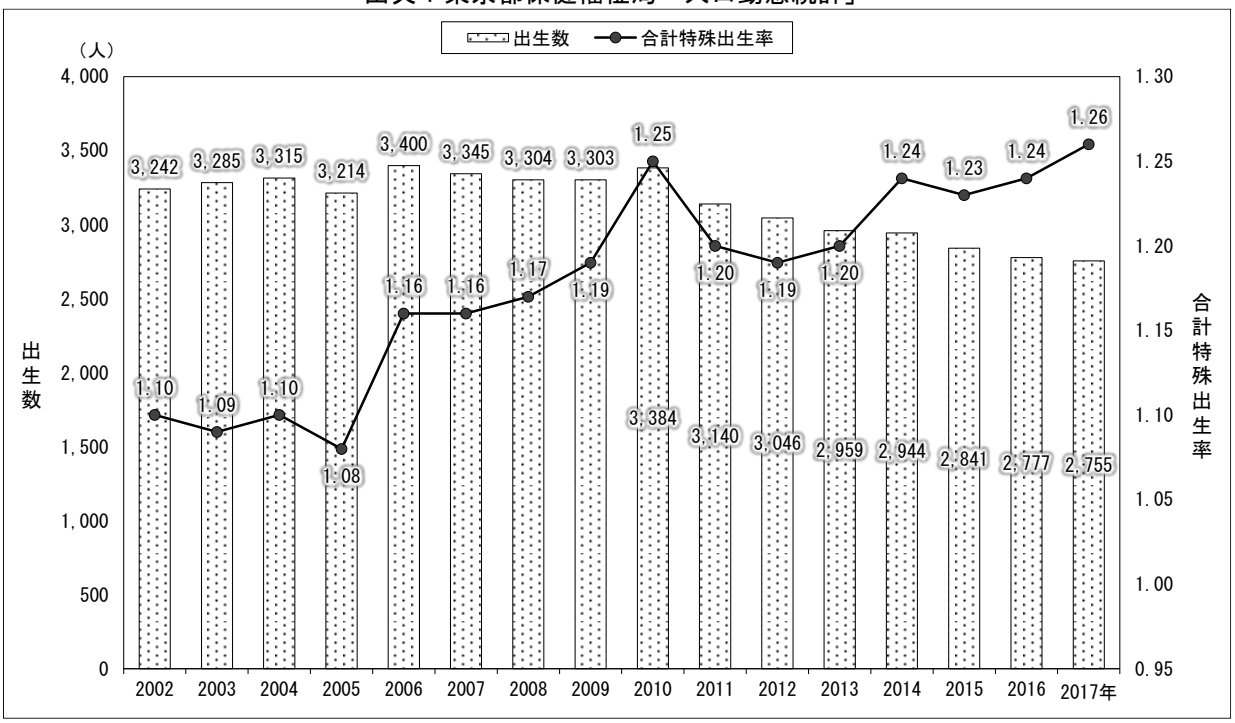

● しかし、本市の合計特殊出生率は、全国に比べて低い状態で推移しており、東京都内で見ても、多摩 26 市全体と比較してやや低い状態が続いています。

図表２－３－19 合計特殊出生率の推移の比較
出典：厚生労働省「人口動態統計」（2017 年）

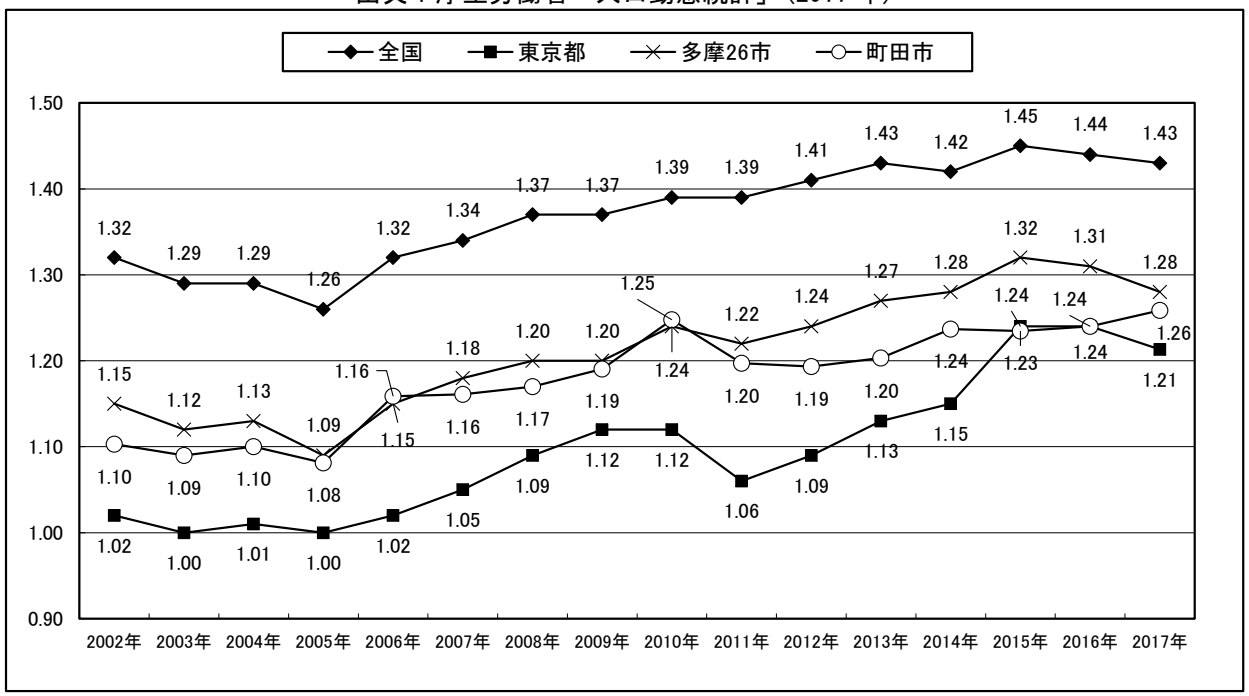

参考 出生数と合計特殊出生率の長期的な推移（全国）

出典：厚生労働省「人口動態統計」（2017 年）

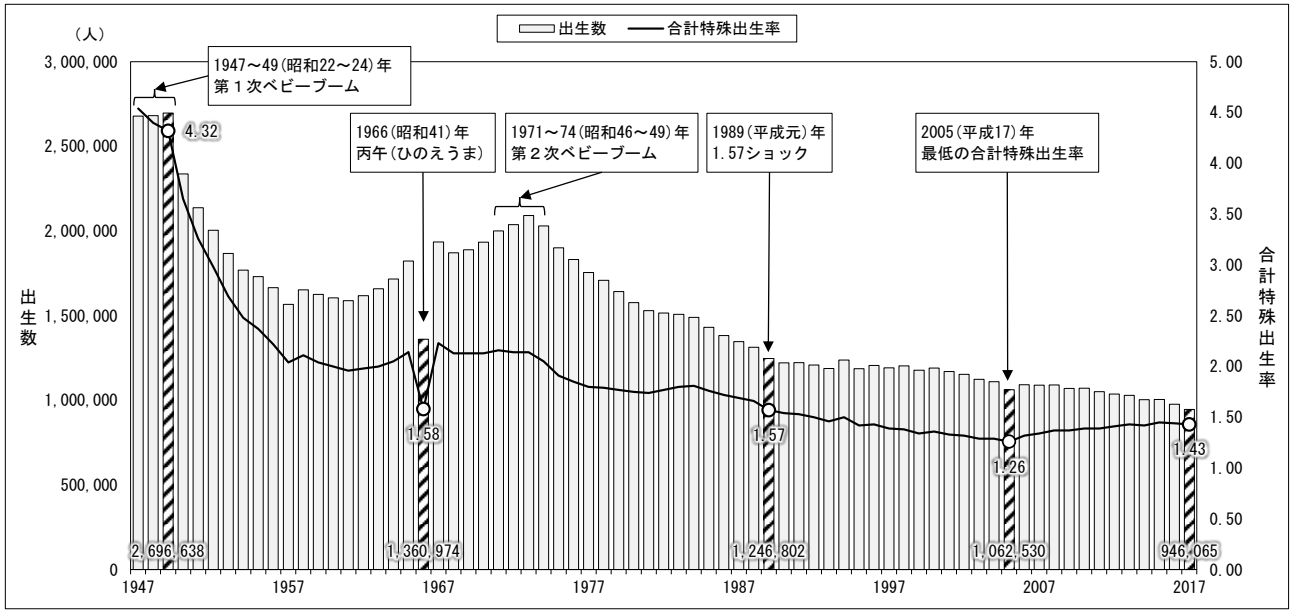

- 2008～2012 年の合計特殊出生率（ベイズ推定値）を比較対象 12 市と比べると、本市は 1.20 と、八王子と並び多摩市に次いで２番目に低くなっています。男女別・25～39 歳未婚者割合は、男性が 52.5%、女性が 40.3%で、13 市の中で中位となっています。
- 合計特殊出生率及び男女別・25～39 歳未婚者割合を合わせて見ると、おおむね合計特殊出生率の低い自治体ほど、男女共に未婚者割合の高い傾向が見られます。

図表２－３－20 合計特殊出生率及び男女別・25～39 歳未婚者割合の都市間比較

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第 3 版）」

※合計特殊出生率は 2008～2012 年（ベイズ推定値）、未婚率は 2015 年

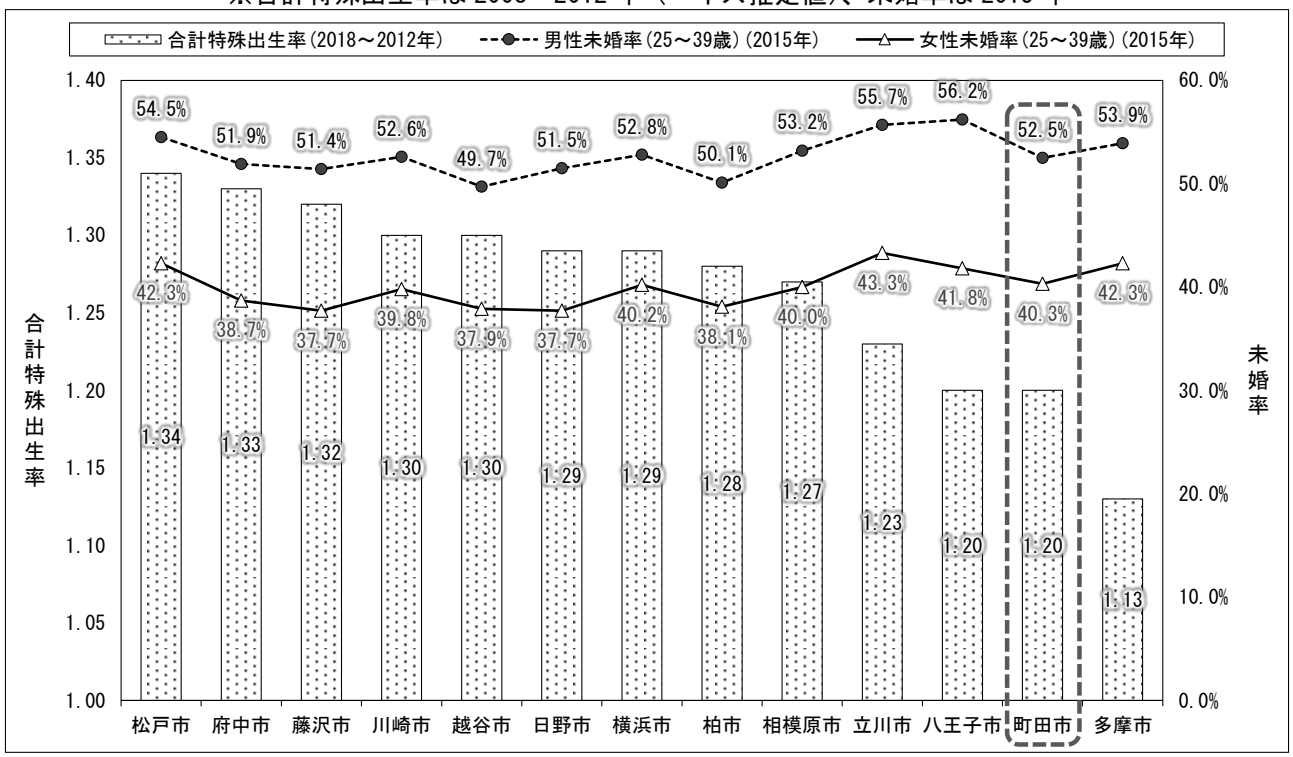

● 2013 年の本市の平均初婚年齢をみると、男性が 31.9 歳、女性が 30.0 歳で、女性については 13 市の中で低位にあります。しかし、自治体間の差は最大で１歳程度と大きな開きは見られません。

図表２－３－21 合計特殊出生率及び男女別平均初婚年齢の都市間比較

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第 3 版）」

※合計特殊出生率は 2008～2012 年（ベイズ推定値）、平均初婚年齢は 2013 年

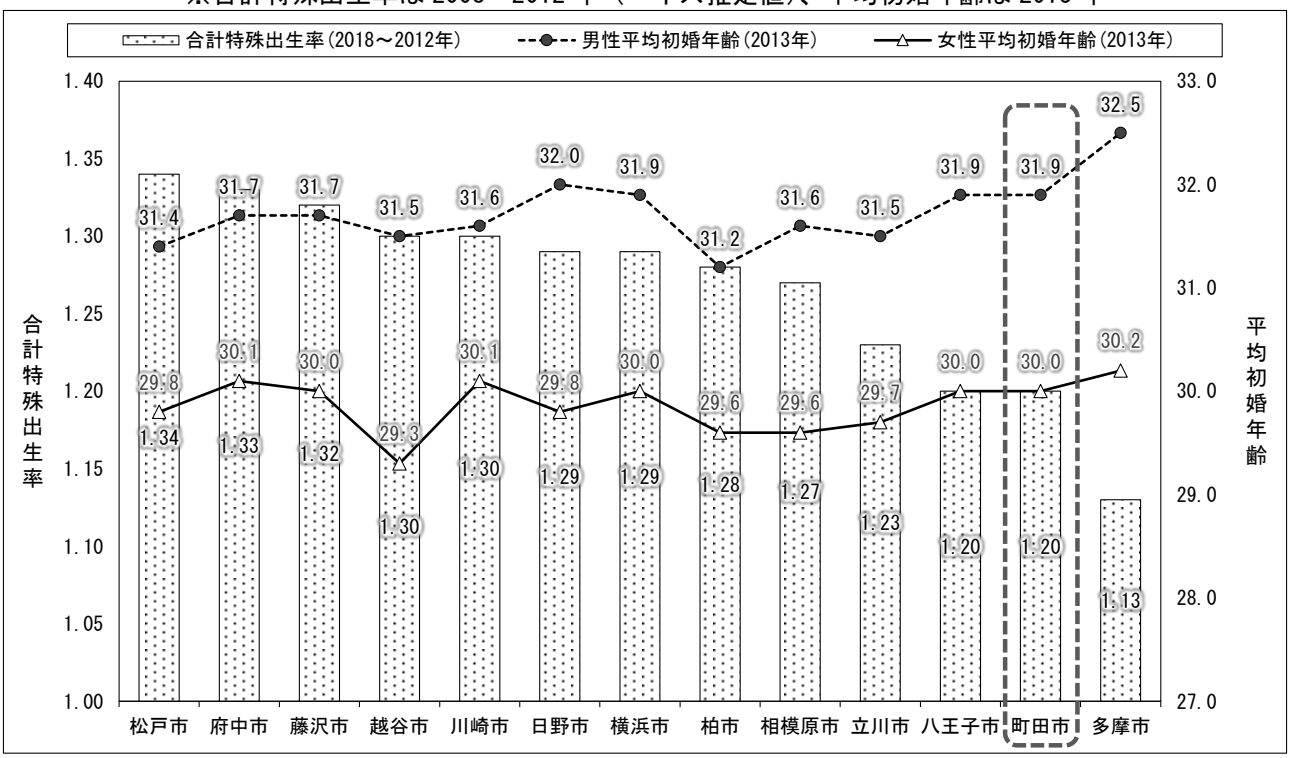

● 2010 年の本市の女性の５歳階級別就業率をみると、有配偶者では 25～29 歳が 53.8%、30～34 歳が 51.7%、35～39 歳が 53.2%、40～44 歳が 60.1%、45～49 歳が 64.2%と、25～44 歳で他の 12 市と比較して高い傾向が見られます。本市と同様に、合計特殊出生率の比較的低い立川市や多摩市も 25～45 歳の配偶者を有する女性の就業率が比較的高い傾向が見られます。

図表２－３－22 合計特殊出生率及び女性の配偶関係別・年齢階級別就業者の割合（25～49 歳）の都市間比較（上：未婚、下：有配偶）

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第 3 版）」

※合計特殊出生率は 2008～2012 年（ベイズ推定値）、就業者の割合は 2010 年

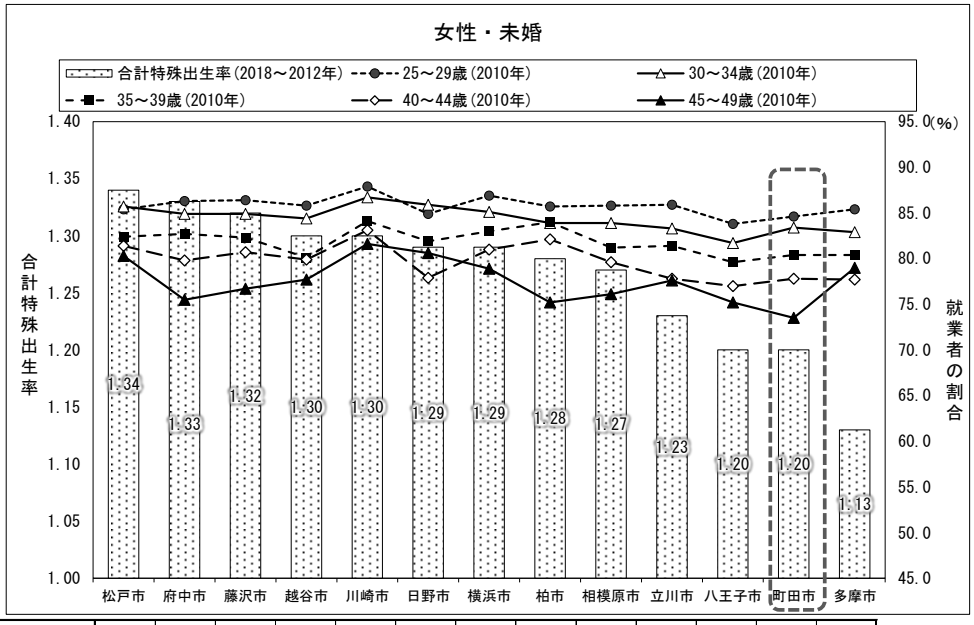

		松戸市	府中市	藤沢市	越谷市	川崎市	日野市	横浜市	柏市	相模原市	立川市	八王子市	町田市	多摩市
合計特殊出生率(2018～2012年)		1.34	1.33	1.32	1.30	1.30	1.29	1.29	1.28	1.27	1.23	1.20	1.20	1.13
就業者の割合（%）	25～29歳(2010年)	85.4	86.3	86.4	85.8	87.9	84.9	86.9	85.7	85.8	85.9	83.8	84.6	85.4
	30～34歳(2010年)	85.7	84.9	84.9	84.4	86.7	85.9	85.1	83.9	83.9	83.3	81.7	83.4	82.9
	35～39歳(2010年)	82.4	82.7	82.3	80.1	84.1	81.9	83.0	84.0	81.2	81.4	79.6	80.4	80.4
	40～44歳(2010年)	81.4	79.8	80.7	79.9	83.1	77.9	81.0	82.1	79.6	77.8	77.0	77.8	77.7
	45～49歳(2010年)	80.3	75.5	76.7	77.7	81.6	80.6	78.9	75.2	76.1	77.6	75.2	73.5	79.0

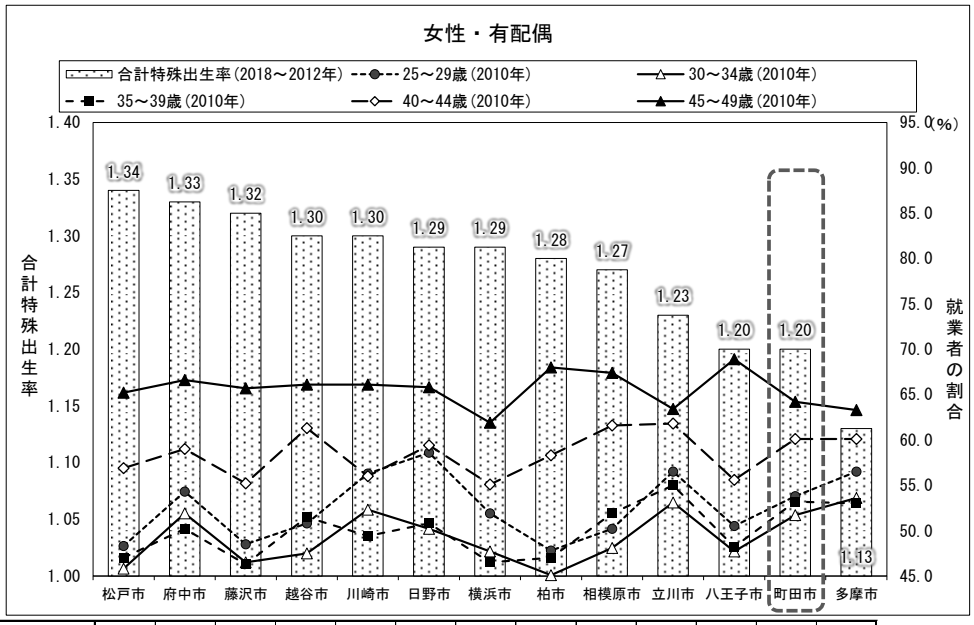

		松戸市	府中市	藤沢市	越谷市	川崎市	日野市	横浜市	柏市	相模原市	立川市	八王子市	町田市	多摩市
合計特殊出生率(2018～2012年)		1.34	1.33	1.32	1.30	1.30	1.29	1.29	1.28	1.27	1.23	1.20	1.20	1.13
就業者の割合（%）	25～29歳(2010年)	48.3	54.3	48.5	50.8	56.3	58.6	51.9	47.8	50.2	56.5	50.5	53.8	56.5
	30～34歳(2010年)	45.8	51.9	46.5	47.5	52.3	50.2	47.7	45.1	48.1	53.1	47.7	51.7	53.6
	35～39歳(2010年)	47.0	50.2	46.3	51.5	49.4	50.8	46.5	47.0	51.9	55.0	48.2	53.2	53.0
	40～44歳(2010年)	56.9	59.0	55.2	61.3	56.0	59.4	55.1	58.3	61.6	61.8	55.6	60.1	60.1
	45～49歳(2010年)	65.2	66.6	65.7	66.1	66.1	65.8	61.9	68.0	67.4	63.4	68.9	64.2	63.3

● 2010 年の本市の男性の５歳階級別失業率をみると、未婚者では 25～29 歳が 10.6%、30～34 歳が 11.5%、35～39 歳が 11.9%、40～44 歳が 12.6%、45～49 歳が 12.7%と、25～44 歳で他の 12 市と比較して高い傾向が見られます。本市と同様に、合計特殊出生率の比較的低い立川市、八王子市でも 25～45 歳の未婚男性の完全失業率が比較的高い傾向が見られます。

図表２－３－23 合計特殊出生率及び男性の配偶関係別・年齢階級別 完全失業者の割合（25～49 歳）の都市間比較（上：未婚、下：有配偶）
出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第 3 版）」
※合計特殊出生率は 2008～2012 年（ベイズ推定値）、完全失業者の割合は 2010 年

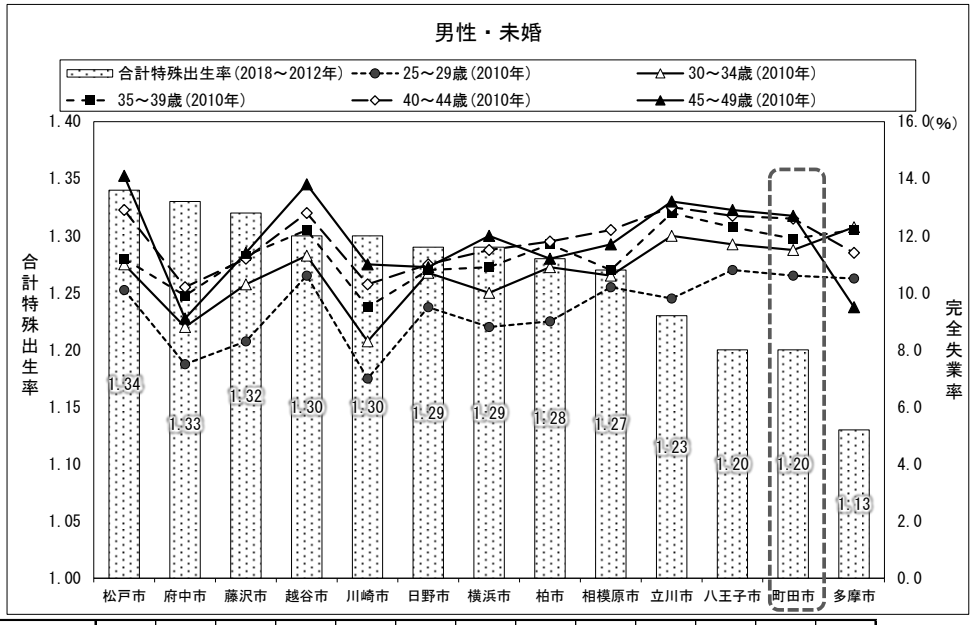

合計特殊出生率(2018～2012年)		1.34	1.33	1.32	1.30	1.30	1.29	1.29	1.28	1.27	1.23	1.20	1.20	1.13
完全失業者の割合（%）	25～29歳(2010年)	10.1	7.5	8.3	10.6	7.0	9.5	8.8	9.0	10.2	9.8	10.8	10.6	10.5
	30～34歳(2010年)	11.0	8.8	10.3	11.3	8.3	10.7	10.0	10.9	10.6	12.0	11.7	11.5	12.3
	35～39歳(2010年)	11.2	9.9	11.3	12.2	9.5	10.8	10.9	11.7	10.8	12.8	12.3	11.9	12.2
	40～44歳(2010年)	12.9	10.2	11.2	12.8	10.3	11.0	11.5	11.8	12.2	13.0	12.7	12.6	11.4
	45～49歳(2010年)	14.1	9.1	11.4	13.8	11.0	10.9	12.0	11.2	11.7	13.2	12.9	12.7	9.5

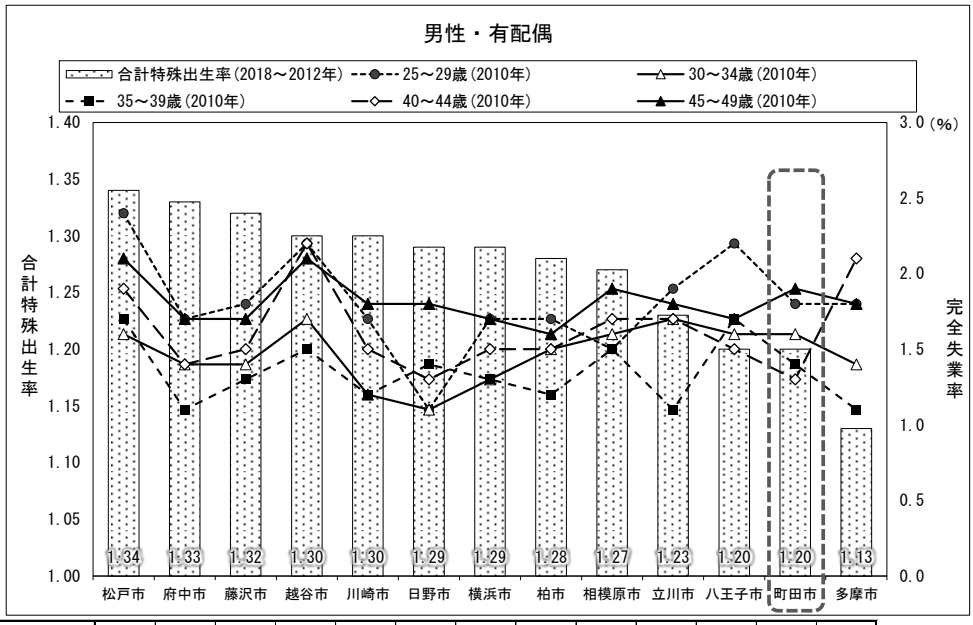

合計特殊出生率(2018～2012年)		1.34	1.33	1.32	1.30	1.30	1.29	1.29	1.28	1.27	1.23	1.20	1.20	1.13
完全失業者の割合（%）	25～29歳(2010年)	2.4	1.7	1.8	2.2	1.7	1.1	1.7	1.7	1.5	1.9	2.2	1.8	1.8
	30～34歳(2010年)	1.6	1.4	1.4	1.7	1.2	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.6	1.6	1.4
	35～39歳(2010年)	1.7	1.1	1.3	1.5	1.2	1.4	1.3	1.2	1.5	1.1	1.7	1.4	1.1
	40～44歳(2010年)	1.9	1.4	1.5	2.2	1.5	1.3	1.5	1.5	1.7	1.7	1.5	1.3	2.1
	45～49歳(2010年)	2.1	1.7	1.7	2.1	1.8	1.8	1.7	1.6	1.9	1.8	1.7	1.9	1.8

● 2010 年の本市の出生数に占める三世代世帯の割合は 14.2%と、比較 12 市と比べると八王子市に次いで２番目に高くなっています。一方で、20 歳未満のいる世帯の三世代世帯割合は６～７%と、比較 12 市と比べてやや低い状況にあります。

図表２－３－24 合計特殊出生率及び三世代世帯割合の都市間比較

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第 3 版）」

※合計特殊出生率は 2008～2012 年（ベイズ推定値）、三世代世帯の割合は 2010 年

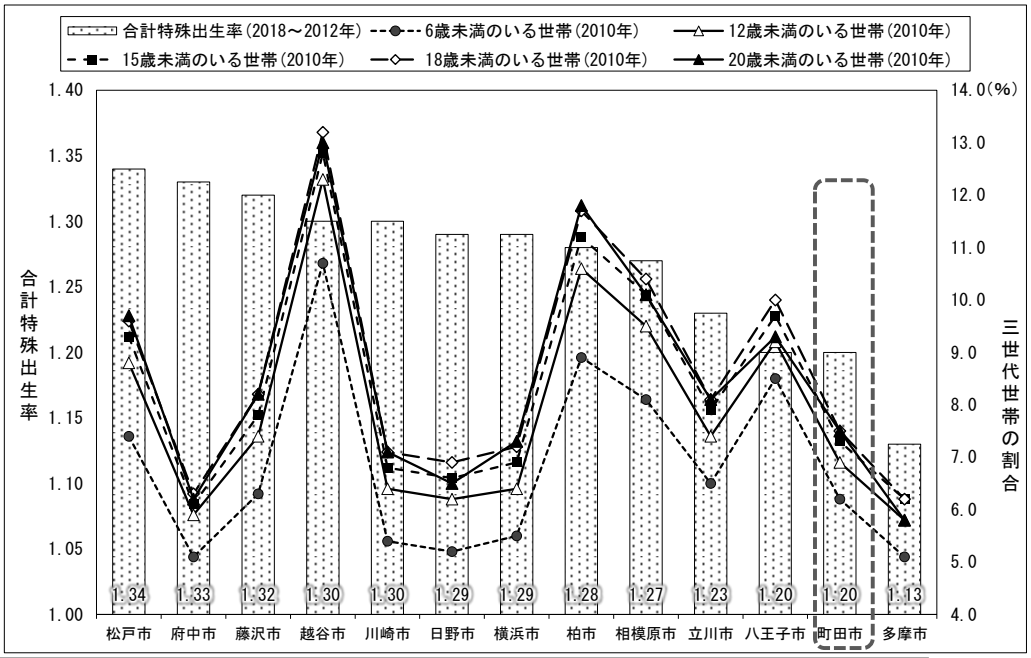

		松戸市	府中市	藤沢市	越谷市	川崎市	日野市	横浜市	柏市	相模原市	立川市	八王子市	町田市	多摩市
合計特殊出生率(2018～2012年)		1.34	1.33	1.32	1.30	1.30	1.29	1.29	1.28	1.27	1.23	1.20	1.20	1.13
三世代世帯の割合（%）	6歳未満のいる世帯(2010年)	7.4	5.1	6.3	10.7	5.4	5.2	5.5	8.9	8.1	6.5	8.5	6.2	5.1
	12歳未満のいる世帯(2010年)	8.8	5.9	7.4	12.3	6.4	6.2	6.4	10.6	9.5	7.4	9.2	6.9	5.8
	15歳未満のいる世帯(2010年)	9.3	6.1	7.8	12.8	6.8	6.6	6.9	11.2	10.1	7.9	9.7	7.3	6.2
	18歳未満のいる世帯(2010年)	9.6	6.3	8.2	13.2	7.1	6.9	7.2	11.7	10.4	8.1	10.0	7.5	6.2
	20歳未満のいる世帯(2010年)	9.7	6.2	8.2	13.0	7.1	6.5	7.3	11.8	10.1	8.1	9.3	7.5	5.8

＜社会増減に係る分析＞

- 総務省「国勢調査」及び厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部が作成した 1980 年以降５年ごとの純移動数の推移をみると、男女ともに 2000～2005 年において純移動数が最も高くなっており、以降は減少傾向で推移しています。2010～2015 年における男性の純移動数は 4,649 人の増加、女性は 3,318 人の増加となっています。
- 男性について年代別にみると、「20～24 歳→25～29 歳」は一貫して減少傾向、「25～29 歳→30～34 歳」は半数以上の期間で減少傾向にあるものの、その他の年代では概ね増加傾向で推移しています。なお、「20～24 歳→25～29 歳」における減少量は、2010～2015 年において 2,107 人の減少と大きくなっています。
- 2010～2015 年における増加量をみると、「15～19 歳→20～24 歳」が 1,395 人の増加で最も大きくなっており、次いで「10～14 歳→15～19 歳」が 1,174 人増加しています。
- 女性について年代別にみると、男性と同様に「20～24 歳→25～29 歳」は 1985 年以降一貫して減少傾向にあり、「25～29 歳→30～34 歳」は７つの期間中３つの期間で減少しています。なお、女性においても「20～24 歳→25～29 歳」における減少量は、2010～2015 年において 2,047 人の減少と大きくなっています。
- 2010～2015 年における増加量は、「10～14 歳→15～19 歳」が 1,130 人の増加で最も大きくなっており、次いで「15～19 歳→20～24 歳」が 794 人増加しています。

図表２－３－25 男女別５歳階級別の純移動数の推移（男性）（１／２）
出典：ＲＥＳＡＳ（総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき まち・ひと・しごと創生本部作成）

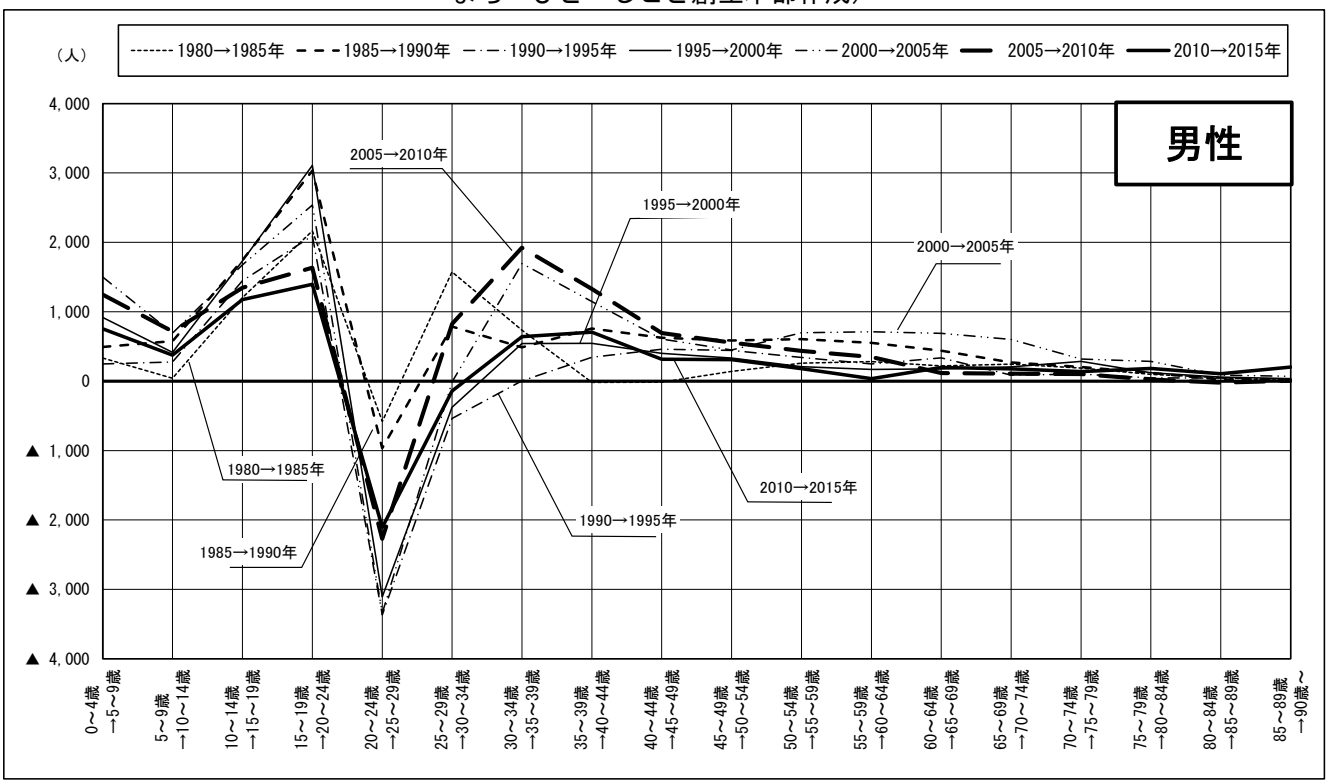

図表２－３－26 男女別５歳階級別の純移動数の推移（男性）（２／２）
出典：ＲＥＳＡＳ（総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき
まち・ひと・しごと創生本部作成）

		1980年→1985年	1985年→1990年	1990年→1995年	1995年→2000年	2000年→2005年	2005年→2010年	2010年→2015年
男性	0～4歳→5～9歳	334	493	247	919	1,501	1,247	755
	5～9歳→10～14歳	41	576	275	416	692	717	375
	10～14歳→15～19歳	1,204	1,744	1,446	1,733	1,676	1,347	1,174
	15～19歳→20～24歳	2,165	3,031	2,093	3,109	2,538	1,635	1,395
	20～24歳→25～29歳	▲ 579	▲ 965	▲ 3,366	▲ 3,107	▲ 3,342	▲ 2,272	▲ 2,107
	25～29歳→30～34歳	1,574	785	▲ 537	▲ 376	▲ 12	827	▲ 142
	30～34歳→35～39歳	735	488	4	541	1,694	1,923	641
	35～39歳→40～44歳	▲ 17	758	345	544	1,147	1,330	706
	40～44歳→45～49歳	▲ 16	626	459	400	606	692	317
	45～49歳→50～54歳	141	585	444	332	448	555	311
	50～54歳→55～59歳	260	605	342	208	697	436	181
	55～59歳→60～64歳	283	553	248	168	711	348	35
	60～64歳→65～69歳	220	439	336	176	688	116	198
	65～69歳→70～74歳	244	270	87	206	600	108	177
	70～74歳→75～79歳	188	204	102	285	320	101	139
	75～79歳→80～84歳	97	118	46	120	284	23	183
	80～84歳→85～89歳	50	24	45	59	87	▲ 22	108
	85～89歳→90歳～	8	25	31	35	69	6	203
	合計	6,932	10,359	2,647	5,768	10,404	9,117	4,649

図表２－３－27 男女別５歳階級別の純移動数の推移（女性）（１／２）
出典：ＲＥＳＡＳ（総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき
まち・ひと・しごと創生本部作成）

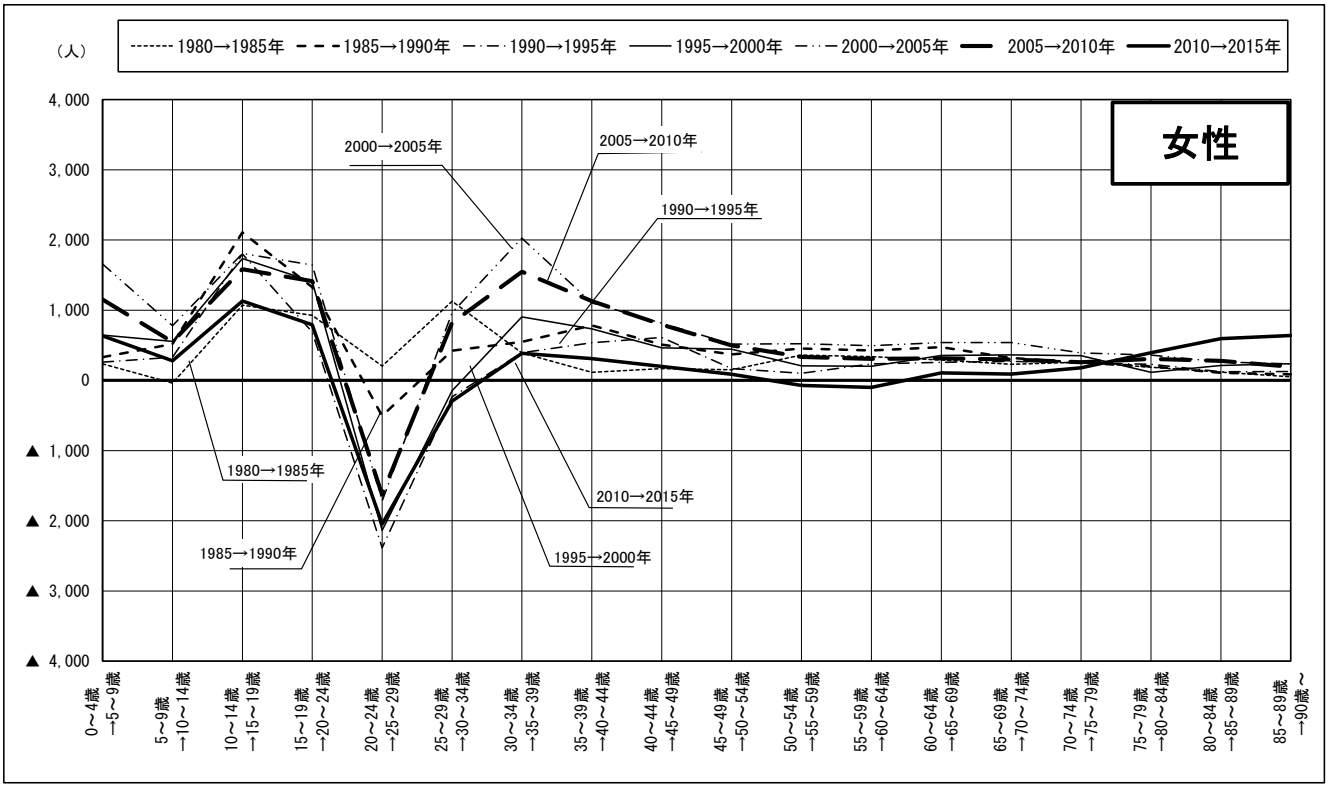

図表２－３－28 男女別５歳階級別の純移動数の推移（女性）（２／２）
出典：ＲＥＳＡＳ（総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づき
まち・ひと・しごと創生本部作成）

		1980年→1985年	1985年→1990年	1990年→1995年	1995年→2000年	2000年→2005年	2005年→2010年	2010年→2015年
女性	0～4歳→5～9歳	236	330	261	646	1,658	1,152	635
	5～9歳→10～14歳	▲ 39	517	329	556	780	550	281
	10～14歳→15～19歳	1,073	2,108	1,800	1,735	1,807	1,585	1,130
	15～19歳→20～24歳	926	1,327	690	1,410	1,645	1,413	794
	20～24歳→25～29歳	205	▲ 505	▲ 2,383	▲ 2,136	▲ 1,717	▲ 1,627	▲ 2,047
	25～29歳→30～34歳	1,129	422	▲ 234	▲ 148	966	819	▲ 294
	30～34歳→35～39歳	391	549	394	905	2,025	1,547	385
	35～39歳→40～44歳	114	783	537	733	1,104	1,128	311
	40～44歳→45～49歳	167	511	613	464	816	794	199
	45～49歳→50～54歳	151	369	168	445	518	499	88
	50～54歳→55～59歳	361	455	102	208	522	333	▲ 72
	55～59歳→60～64歳	337	427	236	203	495	307	▲ 99
	60～64歳→65～69歳	292	474	258	356	538	316	107
	65～69歳→70～74歳	229	319	272	364	538	297	91
	70～74歳→75～79歳	259	250	248	352	391	260	180
	75～79歳→80～84歳	189	201	230	115	361	306	395
	80～84歳→85～89歳	118	107	123	214	263	279	594
	85～89歳→90歳～	51	86	125	239	234	195	640
	合計	6,189	8,730	3,769	6,661	12,944	10,153	3,318

- 総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づき、2015～2018 年における社会増減数の推移をみると、この４年間では常に増加傾向で推移しています。2017 年には 1,946 人と大きく増加しているものの、2015 年は 831 人の増加、2016 年は 655 人の増加、2018 年は 743 人の増加と概ね 650～850 人程度の増加幅で近年は推移しています。
- 年代別に社会増についてみると、2018 年では０～４歳が 386 人で最も増加しており、次いで 15～19 歳が 363 人増加、35～39 歳が 190 人増加と続いています。社会減をみると、25～29 歳は 501 人で最も減少しており、次いで 20～24 歳が 239 人減少しています。
- 男女別にみると、年代ごとの社会増減の傾向は概ね同様であり、男女ともに０～４歳及び 15～19 歳で大きく増加している一方で、25～29 歳及び 20～24 歳で大きく減少しています。

図表２－３－29 ５歳階級別の社会増減数の推移（全体）
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」
注）日本人人口のみ。

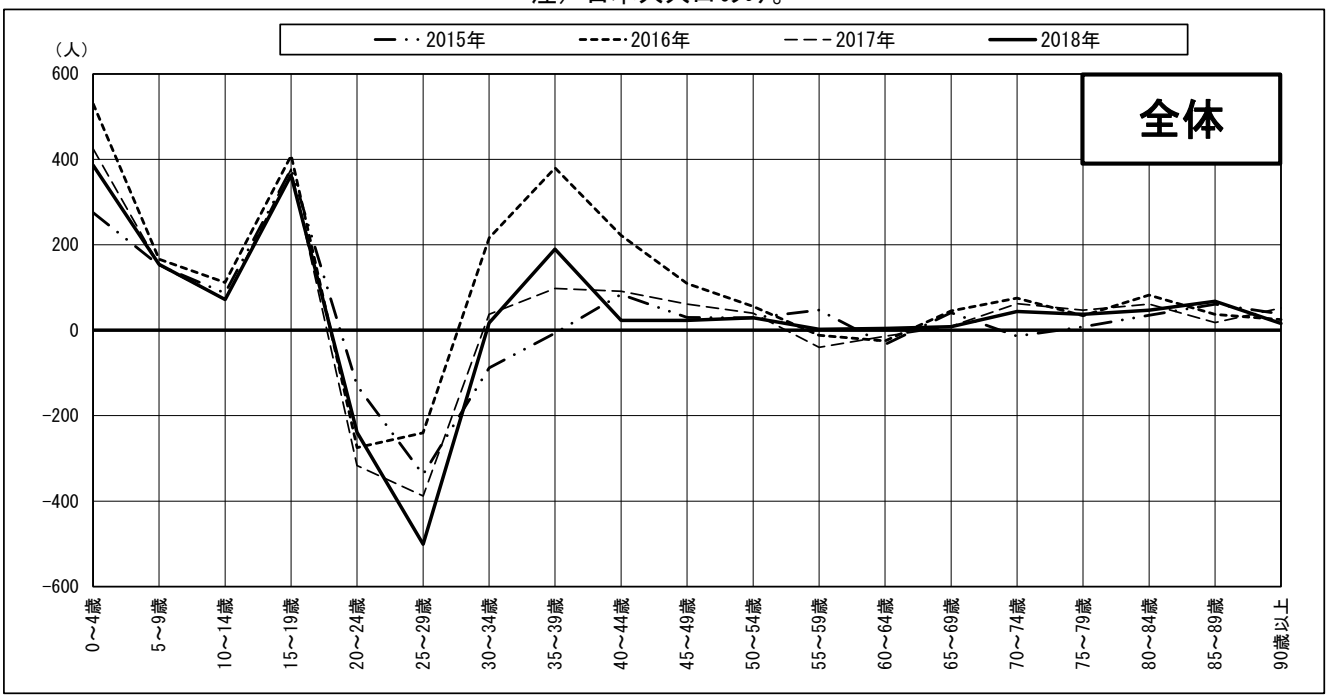

図表２－３－30 男女別５歳階級別の社会増減数の推移（男性）
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」
注）日本人人口のみ

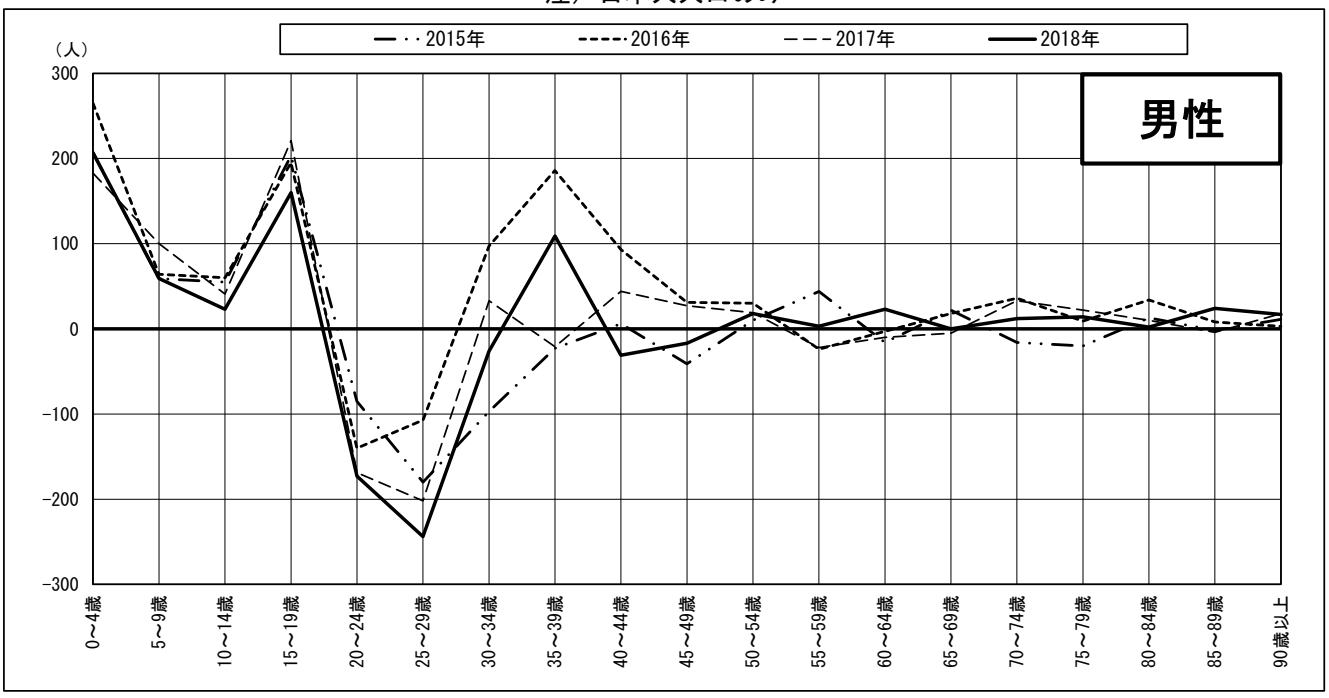

図表２－３－31 男女別５歳階級別の社会増減数の推移（女性）
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」
注）日本人人口のみ

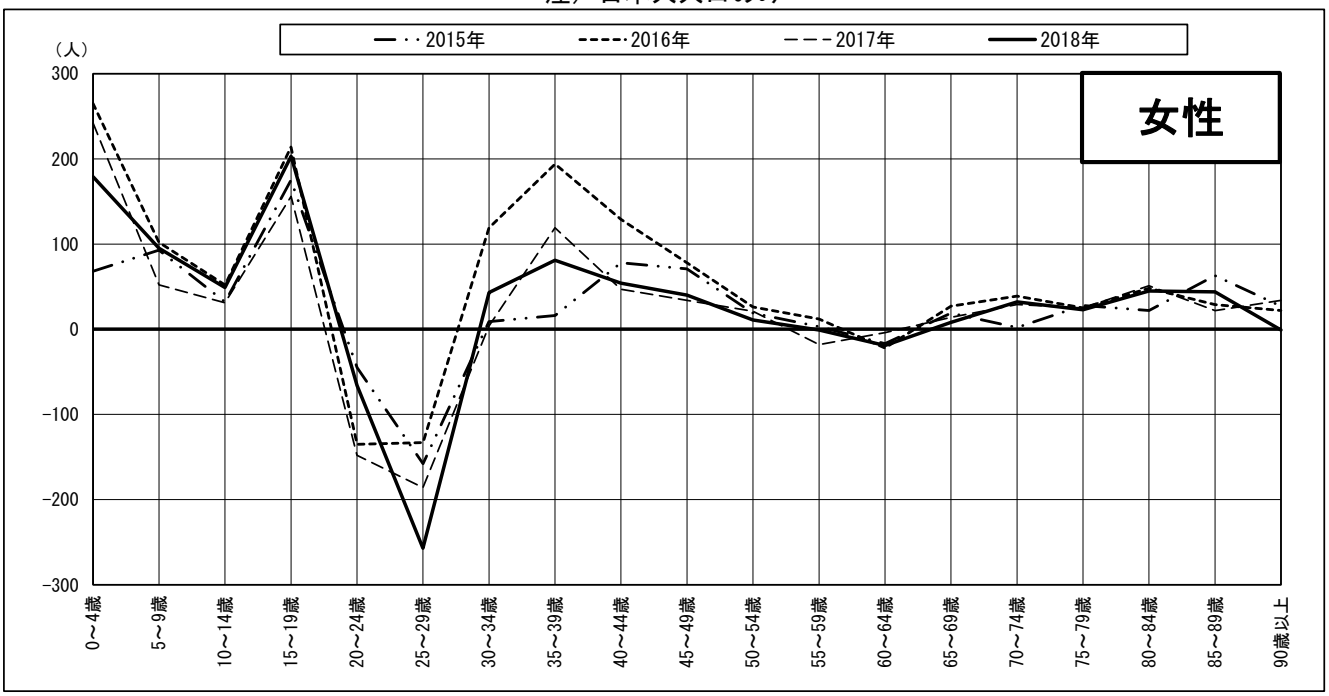

図表２－３－32 男女別５歳階級別の社会増減数の推移
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」
注）日本人人口のみ

	全体				男性				女性			
年齢	2015年	2016年	2017年	2018年	2015年	2016年	2017年	2018年	2015年	2016年	2017年	2018年
0～4歳	275	530	425	386	207	265	183	207	68	265	242	179
5～9歳	152	166	152	154	59	64	100	59	93	102	52	95
10～14歳	87	112	72	72	55	60	41	23	32	52	31	49
15～19歳	378	409	377	363	203	195	221	160	175	214	156	203
20～24歳	▲ 130	▲ 275	▲ 317	▲ 239	▲ 85	▲ 140	▲ 169	▲ 173	▲ 45	▲ 135	▲ 148	▲ 66
25～29歳	▲ 338	▲ 240	▲ 388	▲ 501	▲ 180	▲ 107	▲ 202	▲ 244	▲ 158	▲ 133	▲ 186	▲ 257
30～34歳	▲ 88	216	37	17	▲ 97	97	33	▲ 26	9	119	4	43
35～39歳	▲ 7	380	98	190	▲ 23	186	▲ 21	109	16	194	119	81
40～44歳	84	222	91	23	6	93	44	▲ 31	78	129	47	54
45～49歳	30	109	61	23	▲ 41	31	27	▲ 17	71	78	34	40
50～54歳	29	56	40	29	10	30	19	18	19	26	21	11
55～59歳	47	▲ 12	▲ 40	2	44	▲ 24	▲ 22	3	3	12	▲ 18	▲ 1
60～64歳	▲ 33	▲ 25	▲ 14	4	▲ 16	▲ 3	▲ 10	23	▲ 17	▲ 22	▲ 4	▲ 19
65～69歳	41	45	9	8	22	18	▲ 5	0	19	27	14	8
70～74歳	▲ 14	75	62	44	▲ 16	36	33	12	2	39	29	32
75～79歳	8	34	47	37	▲ 20	9	22	14	28	25	25	23
80～84歳	35	82	61	47	13	34	10	2	22	48	51	45
85～89歳	61	37	18	68	▲ 2	8	▲ 4	24	63	29	22	44
90歳以上	38	25	52	16	11	3	18	17	27	22	34	▲ 1
合計	655	1,946	843	743	150	855	318	180	505	1,091	525	563

- 総務省「住民基本台帳人口移動報告」に基づき、転入前・転出後の居住地をみると、2015～2017年において横浜市からの転入者数が最も多く、相模原市への転出者数が最も多くなっています。
- 2017年について転入前･転入後の居住地別にみると､横浜市は転入者が2,363人の転出者が1,588人で775人の社会増、相模原市は転入者が1,846人の転出者が2,034人で188人の社会減、川崎市は転入者が1,496人の転出者が1,121人で375人の社会増、世田谷区は転入者が634人の転出者が617人で17人の社会増、八王子市は転入者が526人であり転出者が619人で93人の社会減となっています。

図表２－３－33 年代別の転入前・転出後の居住地

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」

注）日本人人口のみ

		総数			0～9歳			10～19歳			20～29歳			30～39歳			40～49歳			50～59歳			60歳以上		
2017年	転入者	1	横浜市	2,363	1	横浜市	341	1	横浜市	131	1	横浜市	566	1	横浜市	650	1	横浜市	311	1	横浜市	149	1	横浜市	215
		2	相模原市	1,846	2	川崎市	198	2	相模原市	98	2	相模原市	515	2	相模原市	446	2	相模原市	250	2	相模原市	127	2	相模原市	213
		3	川崎市	1,496	3	相模原市	197	3	川崎市	64	3	川崎市	356	3	川崎市	399	3	川崎市	211	3	川崎市	103	3	川崎市	165
		4	世田谷区	634	4	世田谷区	58	4	世田谷区	55	4	世田谷区	178	4	世田谷区	122	4	世田谷区	77	4	八王子市	42	4	世田谷区	105
		5	八王子市	526	5	八王子市	37	5	八王子市	36	5	八王子市	157	5	八王子市	109	5	八王子市	77	5	世田谷区	39	5	八王子市	68
		総数		16,166	総数		1,641	総数		1,159	総数		4,939	総数		3,650	総数		1,983	総数		999	総数		1,795
	転出者	1	相模原市	2,034	1	相模原市	158	1	相模原市	90	1	相模原市	692	1	相模原市	492	1	相模原市	229	1	相模原市	145	1	相模原市	228
		2	横浜市	1,588	2	横浜市	111	2	横浜市	76	2	横浜市	547	2	横浜市	399	2	横浜市	198	2	横浜市	99	2	横浜市	158
		3	川崎市	1,121	3	八王子市	75	3	八王子市	50	3	川崎市	456	3	川崎市	289	3	川崎市	138	3	川崎市	58	3	川崎市	76
		4	八王子市	619	4	川崎市	68	4	川崎市	36	4	世田谷区	235	4	世田谷区	159	4	八王子市	83	4	八王子市	39	4	八王子市	60
		5	世田谷区	617	5	世田谷区	22	5	世田谷区	36	5	八王子市	155	5	八王子市	157	5	世田谷区	72	5	世田谷区	33	5	世田谷区	60
		総数		15,323	総数		1,641	総数		1,159	総数		4,939	総数		3,650	総数		1,983	総数		999	総数		1,795
2016年	転入者	1	横浜市	2,461	1	横浜市	369	1	横浜市	131	1	横浜市	559	1	横浜市	706	1	横浜市	321	1	横浜市	149	1	横浜市	226
		2	相模原市	1,900	2	川崎市	248	2	相模原市	86	2	相模原市	538	2	相模原市	519	2	相模原市	252	2	相模原市	118	2	相模原市	172
		3	川崎市	1,640	3	相模原市	215	3	川崎市	55	3	川崎市	403	3	川崎市	517	3	川崎市	198	3	川崎市	79	3	川崎市	140
		4	八王子市	682	4	八王子市	87	4	八王子市	42	4	八王子市	195	4	世田谷区	182	4	八王子市	81	4	世田谷区	39	4	世田谷区	81
		5	世田谷区	572	5	世田谷区	61	5	世田谷区	23	5	世田谷区	133	5	八王子市	165	5	世田谷区	53	5	八王子市	34	5	八王子市	78
		総数		16,959	総数		1,816	総数		1,167	総数		5,077	総数		4,184	総数		2,060	総数		994	総数		1,659
	転出者	1	相模原市	1,810	1	相模原市	120	1	相模原市	85	1	相模原市	582	1	相模原市	470	1	相模原市	237	1	相模原市	125	1	相模原市	191
		2	横浜市	1,520	2	横浜市	107	2	川崎市	46	2	横浜市	537	2	横浜市	424	2	横浜市	166	2	横浜市	111	2	横浜市	130
		3	川崎市	1,133	3	川崎市	66	3	横浜市	45	3	川崎市	452	3	川崎市	303	3	川崎市	129	3	川崎市	55	3	川崎市	82
		4	世田谷区	580	4	八王子市	48	4	八王子市	34	4	世田谷区	237	4	世田谷区	152	4	世田谷区	62	4	八王子市	40	4	八王子市	68
		5	八王子市	550	5	世田谷区	29	5	世田谷区	28	5	八王子市	176	5	八王子市	122	5	八王子市	62	5	世田谷区	25	5	世田谷区	47
		総数		15,013	総数		1,119	総数		646	総数		5,592	総数		3,588	総数		1,731	総数		949	総数		1,385
2015年	転入者	1	横浜市	2,218	1	横浜市	291	1	横浜市	132	1	横浜市	568	1	横浜市	601	1	横浜市	301	1	横浜市	131	1	横浜市	194
		2	相模原市	1,919	2	相模原市	220	2	相模原市	98	2	相模原市	535	2	相模原市	531	2	相模原市	235	2	相模原市	124	2	相模原市	176
		3	川崎市	1,429	3	川崎市	176	3	川崎市	60	3	川崎市	431	3	川崎市	395	3	川崎市	167	3	川崎市	91	3	川崎市	109
		4	世田谷区	552	4	八王子市	53	4	八王子市	45	4	八王子市	158	4	世田谷区	142	4	世田谷区	79	4	世田谷区	42	4	世田谷区	101
		5	八王子市	546	5	世田谷区	46	5	世田谷区	21	5	世田谷区	121	5	八王子市	112	5	八王子市	75	5	八王子市	27	5	八王子市	76
		総数		16,277	総数		1,584	総数		1,188	総数		5,072	総数		3,788	総数		1,992	総数		960	総数		1,689
	転出者	1	相模原市	1,941	1	相模原市	175	1	相模原市	85	1	相模原市	566	1	相模原市	536	1	相模原市	263	1	相模原市	118	1	相模原市	198
		2	横浜市	1,664	2	横浜市	113	2	横浜市	67	2	横浜市	542	2	横浜市	475	2	横浜市	214	2	横浜市	85	2	横浜市	168
		3	川崎市	1,112	3	八王子市	69	3	川崎市	40	3	川崎市	441	3	川崎市	309	3	川崎市	110	3	川崎市	64	3	川崎市	102
		4	世田谷区	610	4	川崎市	46	4	八王子市	37	4	世田谷区	241	4	世田谷区	152	4	八王子市	82	4	八王子市	46	4	八王子市	60
		5	八王子市	584	5	大和市	27	5	世田谷区	31	5	八王子市	158	5	八王子市	132	5	世田谷区	71	5	世田谷区	36	5	世田谷区	53
		総数		15,622	総数		1,158	総数		722	総数		5,540	総数		3,883	総数		1,878	総数		883	総数		1,554

（５）通勤・通学

- 総務省「国勢調査」に基づき、1995～2015 年における昼間人口・夜間人口の推移をみると、昼間人口は 1995 年の 315,906 人から 2015 年の 396,333 人へと 80,427 人（25.5%）増加、夜間人口は 1995 年の 359,461 人から 2015 年の 432,348 人へと 72,887 人（20.3%）増加しています。
- 1995～2015 年においては、一貫して昼間人口は夜間人口を下回っており、流出超過の傾向にあります。流出超過人口は 1995 年の 43,555 人から 2015 年の 36,015 人へ 7,540 人（17.3%）減少しており、昼夜間人口指数は 2015 年には 91.7 と 1995 年の 87.9 と比較すると 3.8 増加しています。

図表２－３－34 昼間人口・夜間人口等の推移
出典：総務省「国勢調査（各年 10 月１日現在）」

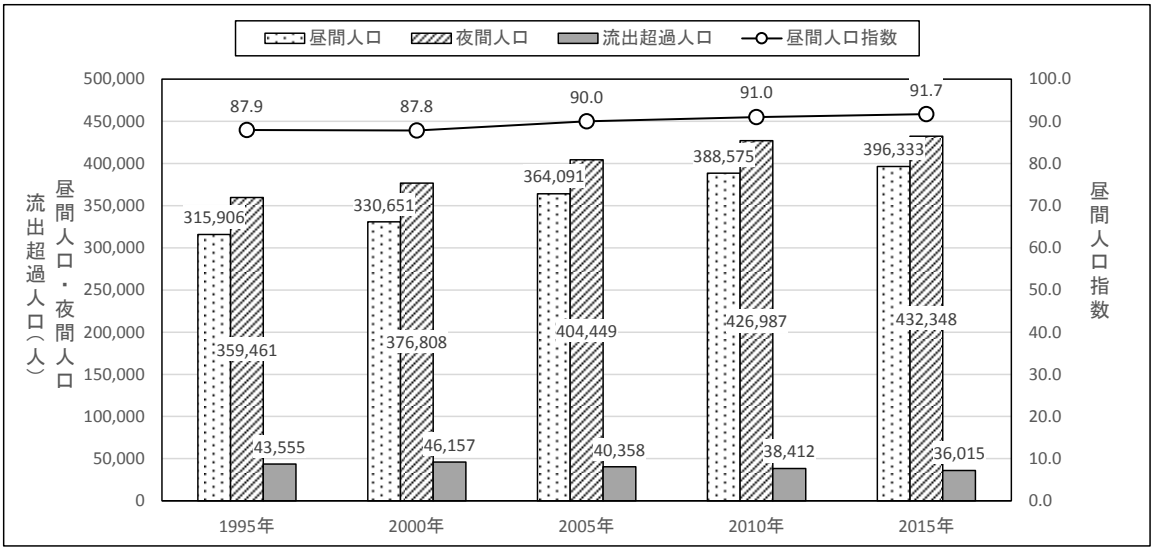

- 就業者・通学者の流出入状況について総務省「国勢調査」に基づきみると、2015 年現在本市に常住する 15 歳以上の就業者数は 177,299 人、他の市区町村で従業している就業者（流出者）は 103,742 人、流出率は 58.5%となっています。流出先としては、横浜市・相模原市・川崎市など神奈川県内の自治体が上位を占めています。
- 一方、本市内で従業する 15 歳以上の就業者は 132,959 人であり、このうち他の市区町村に常住する就業者（流入者）は 57,887 人であり、流入率は 43.5%となっています。流出者数 103,742 人に対して流入者数は 57,887 人であり、45,855 人の流出超過となっています。
- 流入元は流入先と同様に上位３位を相模原市・横浜市・川崎市と神奈川県内の自治体が占めています。なお、流出先では横浜市が 16,725 人で最も大きくなっている一方で、流入元は相模原市の 16,216 人となっています。
- 10 年前の 2005 年と比較すると、流出率は 2005 年の 59.4%から 2015 年の 58.5%へと 0.9 ポイント減少し、流入率は 2005 年の 43.0%から 2015 年の 43.5%へと 0.5 ポイント増加するなど、流入率・流出率について大きな変化は見られません。

図表２－３－35 就業者の流出入状況（2015 年 10 月１日）

出典：総務省「国勢調査」

流　出			実数(人)	比率(%)	流　入			実数(人)	比率(%)
町田市内に常住する就業者			177,299	―	町田市内で従業する就業者			132,959	―
町田市内で従業する者			62,170	35.1	町田市内に常住する者			62,170	46.8
他の市区町村で従業する者(流出者)			103,742	58.5	他の市区町村に常住する者(流入者)			57,887	43.5
流出先上位5位	第1位	横浜市	16,725	16.1	流入元上位5位	第1位	相模原市	16,216	28.0
	第2位	相模原市	12,677	12.2		第2位	横浜市	9,227	15.9
	第3位	川崎市	8,558	8.2		第3位	川崎市	5,299	9.2
	第4位	港区	5,921	5.7		第4位	八王子市	4,420	7.6
	第5位	千代田区	5,411	5.2		第5位	大和市	2,888	5.0

図表２－３－36 就業者の流出入状況（2005 年 10 月１日）

出典：総務省「国勢調査」

流　出			実数(人)	比率(%)	流　入			実数(人)	比率(%)
町田市内に常住する就業者			185,943	―	町田市内で従業する就業者			132,318	―
町田市内で従業する者			75,464	40.6	町田市内に常住する者			75,464	57.0
他の市区町村で従業する者(流出者)			110,479	59.4	他の市区町村に常住する者(流入者)			56,854	43.0
流出先上位5位	第1位	横浜市	16,821	15.2	流入元上位5位	第1位	相模原市	15,852	27.9
	第2位	相模原市	13,700	12.4		第2位	横浜市	9,075	16.0
	第3位	川崎市	8,813	8.0		第3位	川崎市	4,927	8.7
	第4位	港区	6,952	6.3		第4位	八王子市	3,985	7.0
	第5位	新宿区	6,250	5.7		第5位	大和市	2,862	5.0

- 2015 年現在、本市に常住する 15 歳以上の通学者は 24,017 人、このうち他の市区町村へ通学している通学者（流出者）は 13,767 人であり、流出率は 57.3%となっています。流出先では、八王子市が 2,016 人で最も多く、次いで横浜市の 1,558 人、世田谷区の 1,329 人と続いており、就業者と異なり通学者は東京都内の自治体が上位に多く入っています。
- 一方、本市内で通学する 15 歳以上の通学者は 31,921 人であり、このうち他の市区町村に常住する通学者（流入者）は 21,577 人であり、流入率は 67.6%となっています。流出者数 13,767 人に対して、流入者数は 21,577 人であり、7,810 人の流入超過となっています。流入元は上位３位を相模原市・横浜市・川崎市と神奈川県内の自治体が占めています。
- 10 年前の 2005 年の通学者の流出入状況をみると、2015 年の本市内で通学する通学者は 31,912 人であり 2005 年の 38,178 人と比較すると 6,266 人（16.4%）減少しています。また、本市に常住する通学者のうち本市内で通学する通学者は 2015 年には 8,767 人と 2005 年の 11,767 人と比較すると 3,000 人（25.5%）減少しています。
- 10 年前の 2005 年と比較すると、流出率は 2005 年の 54.3%から 2015 年の 57.3%へと３ポイント増加し、流入率は 2005 年の 69.2%から 2015 年の 67.6%へと 1.6 ポイント減少するなど、流入率・流出率について大きな変化は見られません。

図表２－３－37 通学者の流出入状況（2015 年 10 月１日）

出典：総務省「国勢調査」

流　出			実数(人)	比率(%)	流　入			実数(人)	比率(%)
町田市内に常住する通学者			24,017	―	町田市内で通学する者			31,921	―
町田市内で通学する者			8,767	36.5	町田市内に常住する者			8,767	27.5
他の市区町村へ通学する者(流出者)			13,767	57.3	他の市区町村に常住する者(流入者)			21,577	67.6
流出先上位5位	第1位	八王子市	2,016	14.6	流入元上位5位	第1位	横浜市	3,760	17.4
	第2位	横浜市	1,558	11.3		第2位	相模原市	2,744	12.7
	第3位	世田谷区	1,329	9.7		第3位	川崎市	1,849	8.6
	第4位	相模原市	855	6.2		第4位	八王子市	1,709	7.9
	第5位	新宿区	672	4.9		第5位	世田谷区	652	3.0

図表２－３－38 通学者の流出入状況（2005 年 10 月１日）

出典：総務省「国勢調査」

流　出			実数（人）	比率（%）	流　入			実数（人）	比率（%）
町田市内に常住する通学者			25,732	―	町田市内で通学する者			38,178	―
町田市内で通学する者			11,767	45.7	町田市内に常住する者			11,767	30.8
他の市区町村へ通学する者（流出者）			13,965	54.3	他の市区町村に常住する者（流入者）			26,411	69.2
流出先上位5位	第1位	八王子市	2,133	15.3	流入元上位5位	第1位	横浜市	4,105	15.5
	第2位	横浜市	1,649	11.8		第2位	相模原市	3,050	11.5
	第3位	世田谷区	1,438	10.3		第3位	川崎市	2,266	8.6
	第4位	相模原市	983	7.0		第4位	八王子市	2,085	7.9
	第5位	川崎市	731	5.2		第5位	世田谷区	981	3.7

4 土地利用

（1） 利用区分別の土地利用

－住宅地としての整備が進む一方、農用地は減少傾向－

- 2017 年における利用区分別の土地面積の構成比は、宅地が 45.0%（面積 3,224.1ha）で最も多く、次いで森林の 17.8%（1,277.5ha）、道路等の 14.5%（1,038.8ha）の順であり、上位１～３位までの合計が市域全体の 77.4%（5,540.4ha）を占めています。
- 利用区分別の土地面積を 2007 年と比較すると、公園、運動場等が 12.7%（49.2ha）、道路等が 4.6%（45.8ha）、宅地が 4.5%（139.3ha）増加、未利用地等が▲42.4%（▲117.7ha）、原野が▲16.1%（▲39.9ha）の、農用地が▲10.9%（▲60.5ha）減少しており、住宅地としての整備が進んでいる一方、農用地の減少が進んでいることがうかがえます。

図表２－４－１ 利用区分別の土地面積及び構成比
出典：東京都都市整備局都市づくり政策部「東京の土地利用」

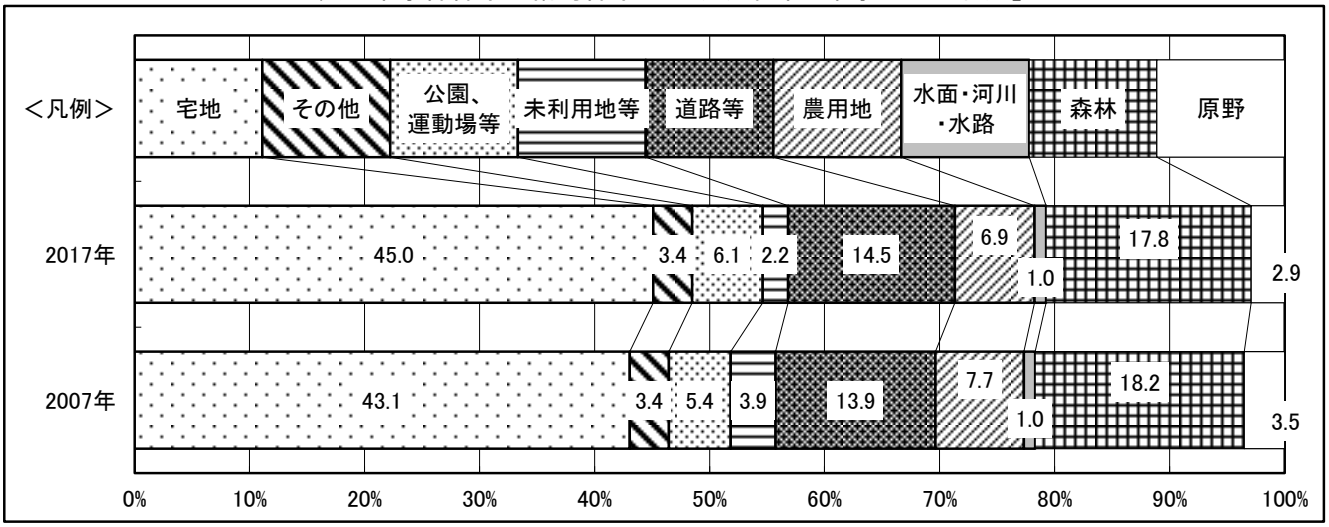

	2007年		2017年		
	面積（ha）	構成比（%）	面積（ha）	構成比（%）	対2007年比増減率（%）
宅地	3,084.8	43.1	3,224.1	45.0	4.5
その他	242.5	3.4	246.3	3.4	1.6
公園、運動場等	388.1	5.4	437.3	6.1	12.7
未利用地等	277.9	3.9	160.2	2.2	▲ 42.4
道路等	993.0	13.9	1,038.8	14.5	4.6
農用地	554.2	7.7	493.7	6.9	▲ 10.9
水面・河川・水路	69.4	1.0	73.4	1.0	5.8
森林	1,301.6	18.2	1,277.5	17.8	▲ 1.9
原野	248.3	3.5	208.4	2.9	▲ 16.1
合計	7,159.7	100.0	7,159.7	100.0	—

（２） 都市計画の状況

－用途地域全体に占める住居系の構成比は 86.0%と比較 13 市の中で最も高い－

- 2017 年３月 31 日現在、市域全体の約 76.5%にあたる約 5,481ha が、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域である「市街化区域」に、また、市域の西端や北部の丘陵の緑被地等 1,684ha（構成比 23.5%）が市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」に指定されています。
- 市街地の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築することができる建物の種類と規模が決められている用途地域の構成比では、第一種低層住居専用地域が 50.4%（面積 3,613.0ha）で最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域の 8.2%（586.1ha）、第二種中高層住居専用地域の 7.1%（507.6ha）の順となっています。
- 住居系、商業系及び工業系用途地域の指定状況を 13 市で比較すると、町田市の住居系の構成比は 86.0%で１番目、商業系は 7.0%で９番目、工業系は 7.0%で 12 番目に高い比率となっています。

図表２－４－２ 用途地域等の指定状況（2017 年度末現在）

出典：町田市「町田の都市計画」

注）市街化区域及び市街化調整区域は整数で表記、それ以外は小数点第１位まで表記するものとされている

			面積（ha）	構成比（%）	備 考（用語の解説）
都市計画区域			7,165	100.0	都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境等から、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域
市街化区域			約5,481	76.5	既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
	用途地域	第一種低層住居専用地域	3,613.0	50.4	低層住宅のための地域で、小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられる。
		第二種低層住居専用地域	11.6	0.2	主に低層住宅のための地域で、小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる。
		第一種中高層住居専用地域	586.1	8.2	中高層住宅のための地域で、病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられる。
		第二種中高層住居専用地域	507.6	7.1	主に中高層住宅のための地域で、病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられる。
		第一種住居地域	31.4	0.4	住居の環境を守るための地域で、3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
		第二種住居地域	115.9	1.6	主に住居の環境を守るための地域で、店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる。
		住居系用途地域	4,865.6	67.9	住環境の保護を目的として定める用途地域
		準住居地域	201.8	2.8	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域で
		近隣商業地域	133.3	1.9	近隣の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とし、商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
		商業地域	68.9	1.0	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
		商業系用途地域	404.0	5.6	商業業務の利便の増進を目的として定める用途地域
		準工業地域	369.9	5.2	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
		工業地域	23.9	0.3	主として工業の利便を増進するため定める地域で、住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
		工業系用途地域	393.8	5.5	工業の利便の増進を目的として定める用途地域
市街化調整区域			1,684	23.5	市街化を抑制すべき区域

図表２－４－３ 用途地域の指定状況の都市間比較（住宅系構成比の高位順）
出典：国土交通省「都市計画現況調査」（2017 年）

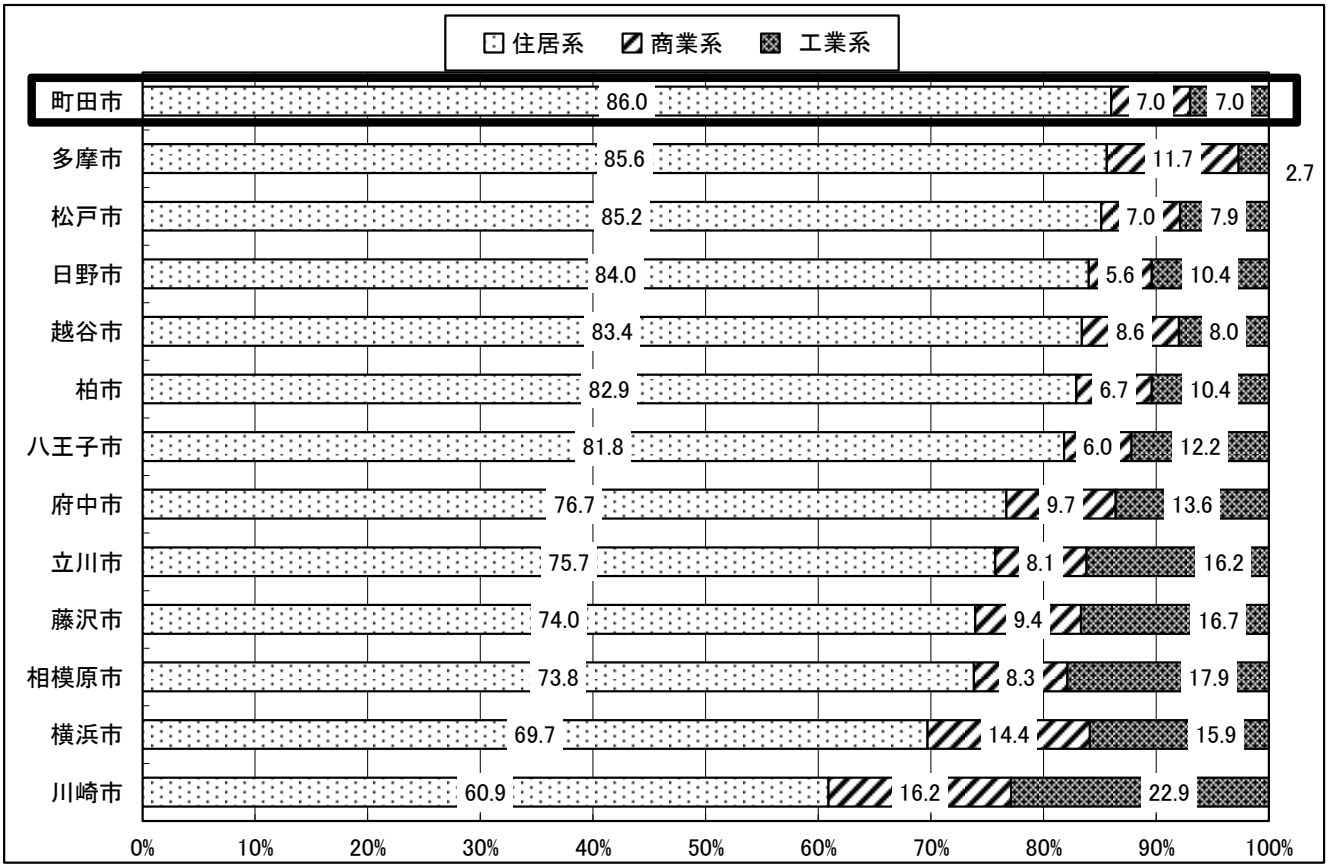

（３） 地価

－2014 年以降、住宅地平均地価は上昇し続けているが、比較 13 市の中では下位に位置する－

- 2010 年以降、住宅地平均価格[12]は、2013 年に 151,900 円／㎡まで落ち込みますが、その期間における対前年平均変動率[13]をみると、下落率は年々縮小傾向にあり、2014 年以降は、住宅地平均価格が一貫して上昇し続け、2019 年には過去 10 年間で最も高い 156,400 円／㎡となっています。
- 商業地平均価格も同様に、2013 年に 623,200 円／㎡まで落ち込みますが、その期間における対前年平均変動率の下落率は年々縮小傾向にあり、2014 年以降は、商業地平均価格が一貫して上昇し続け、2019 年には過去 10 年間で最も高い 716,200 円／㎡となっています。

[12] 平均価格とは、標準地ごとの１㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。
[13] 平均変動率とは、エリア内（ここでは町田市内）の標準地の変動率を単純平均して算出したもの。

● 2019 年の住宅地平均価格を 13 市及び横浜市・川崎市の本市に隣接する区の計 17 市区（以下、比較 17 市区といいます。）で比較すると、13 番目の本市より上位には、東京都内及び神奈川県内の市区、下位には主に埼玉県内及び千葉県内の市が位置しています。

● 直近５ヵ年の対前年平均変動率を見ると、本市は各年 0.0～0.2%と概ね横ばいが続いている一方、立川市、府中市、川崎市、相模原市、越谷市では上昇率が概ね増大傾向にあり、2019 年はいずれも 1.0%以上となっています。また、横浜市青葉区、横浜市では上昇率は縮小傾向にあるものの、毎年 1.0%以上を維持している状況にあります。

図表２－４－４ 宅地・商業地平均価格の推移
出典：国土交通省「地価公示（各年１月１日現在）」

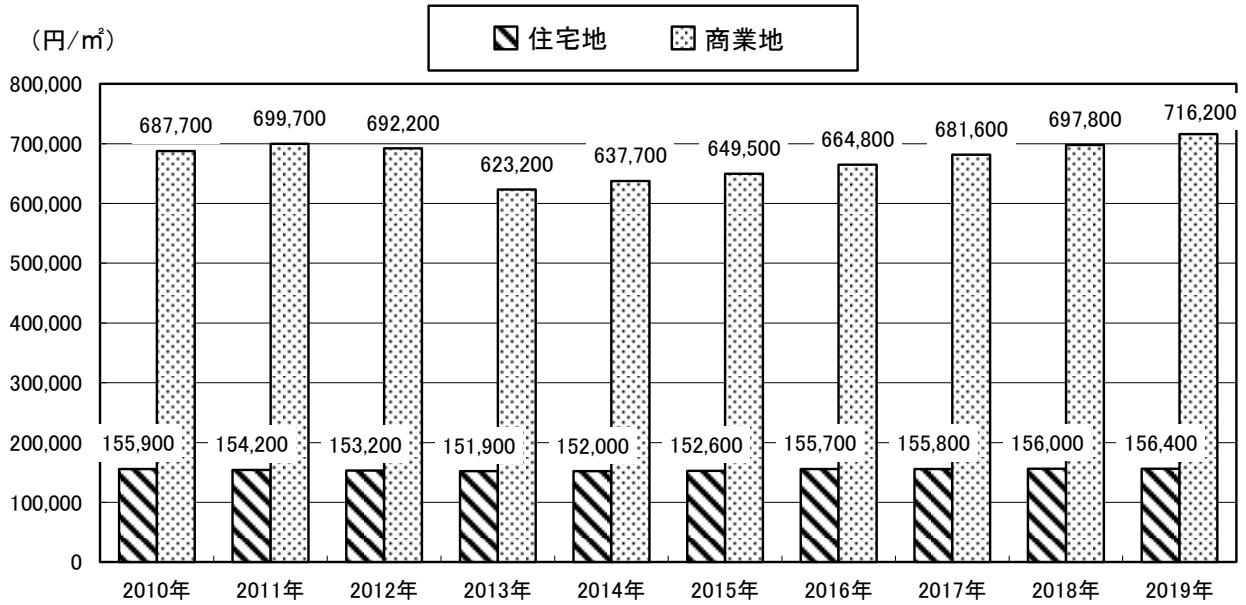

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）
住宅地	155,900	▲ 3.7	154,200	▲ 1.5	153,200	▲ 0.7	151,900	▲ 0.1	152,000	0.6
商業地	687,700	▲ 3.9	699,700	▲ 1.7	692,200	▲ 0.8	623,200	▲ 0.2	637,700	1.4
	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）
住宅地	152,600	0.2	155,700	0.0	155,800	0.0	156,000	0.0	156,400	0.1
商業地	649,500	1.1	664,800	1.4	681,600	1.5	697,800	1.3	716,200	1.6

図表２－４－５ 宅地・商業地平均価格の推移

出典：国土交通省「地価公示（各年１月１日現在）」

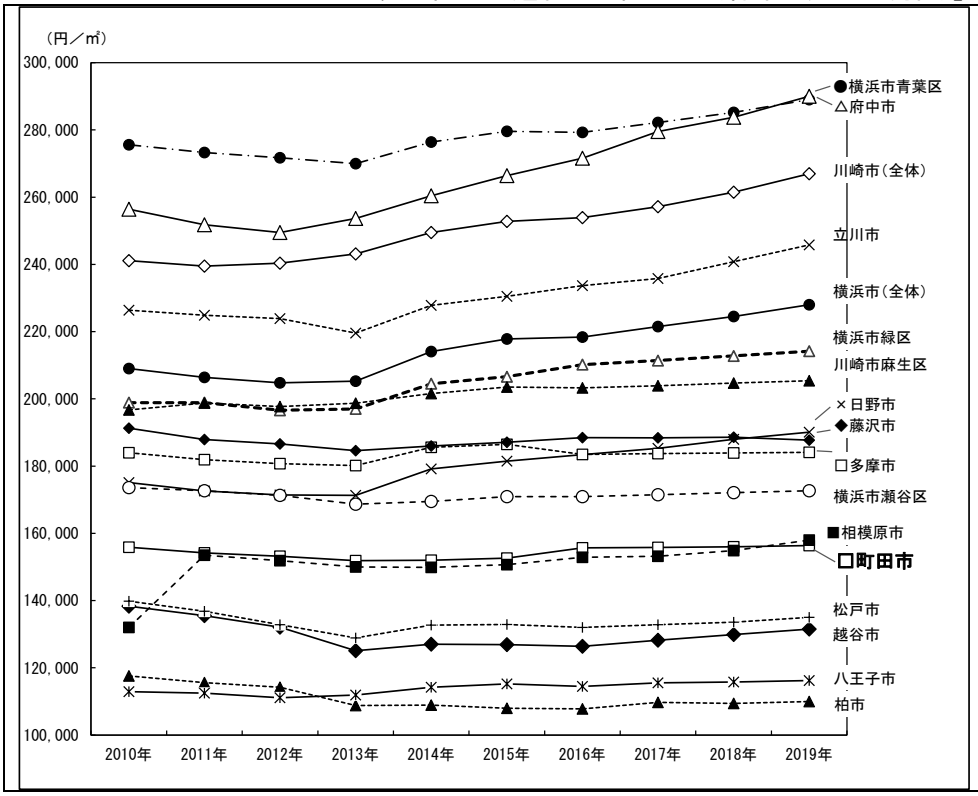

2019年 住宅地平均価格上位順（円／㎡）		
1	横浜市青葉区	290,000
2	府中市	289,000
3	川崎市（全体）	267,000
4	立川市	245,800
5	横浜市（全体）	228,000
6	横浜市緑区	214,200
7	川崎市麻生区	205,400
8	日野市	190,100
9	藤沢市	187,700
10	多摩市	184,100
11	横浜市瀬谷区	172,700
12	相模原市	158,000
13	**町田市**	**156,400**
14	松戸市	135,000
15	越谷市	131,500
16	八王子市	116,200
17	柏市	110,000

図表２－４－６ 住宅地平均価格の都市間比較（対前年平均変動率の高位順）

出典：国土交通省「地価公示（各年１月１日現在）」

2015年				2016年				2017年				2018年				2019年			
順位	市区名	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	順位	市区名	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	順位	市区名	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	順位	市区名	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）	順位	市区名	平均価格（円／㎡）	対前年平均変動率（%）
1	横浜市青葉区	266,400	2.1	1	青葉区	271,600	1.5	1	青葉区	279,500	1.4	1	立川市	240,800	2.0	1	立川市	245,800	2.1
2	横浜市（全体）	217,800	1.5	2	横浜市	218,400	1.2	2	府中市	282,200	1.1	2	川崎市	261,500	1.4	2	川崎市	267,000	1.7
3	日野市	181,500	1.2	3	川崎市	253,900	1.1	3	川崎市	257,200	1.1	3	青葉区	283,800	1.3	3	青葉区	290,000	1.4
4	立川市	230,500	1.1	4	府中市	279,300	0.9	4	立川市	235,800	0.9	4	越谷市	129,900	1.1	4	府中市	289,000	1.3
5	川崎市（全体）	252,800	1.1	5	緑区	210,200	0.7	5	横浜市	221,500	0.9	5	府中市	285,200	1.1	5	相模原市	158,000	1.2
6	横浜市緑区	206,600	1.0	6	立川市	233,700	0.6	6	相模原市	153,200	0.6	6	横浜市	224,500	1.0	6	越谷市	131,500	1.1
7	府中市	279,600	0.9	7	日野市	183,400	0.6	7	日野市	185,300	0.5	7	相模原市	154,900	0.8	7	横浜市	228,000	1.0
8	川崎市麻生区	203,500	0.9	8	瀬谷区	170,900	0.6	8	緑区	211,400	0.5	8	日野市	188,000	0.7	8	松戸市	135,000	0.7
9	横浜市瀬谷区	170,900	0.8	9	麻生区	203,300	0.5	9	松戸市	132,800	0.4	9	緑区	212,800	0.6	9	日野市	190,100	0.7
10	多摩市	186,500	0.5	10	相模原市	152,900	0.4	10	越谷市	128,200	0.3	10	松戸市	133,600	0.4	10	緑区	214,200	0.6
11	藤沢市	187,100	0.5	11	藤沢市	188,500	0.4	11	瀬谷区	171,500	0.3	11	瀬谷区	172,100	0.3	11	瀬谷区	172,700	0.3
12	八王子市	115,200	0.4	12	松戸市	132,000	0.3	12	麻生区	203,900	0.3	12	麻生区	204,700	0.2	12	八王子市	116,200	0.2
13	相模原市	150,700	0.3	13	八王子市	114,500	0.1	13	八王子市	115,500	0.0	13	八王子市	115,800	0.1	13	麻生区	205,400	0.2
14	**町田市**	**152,600**	**0.2**	14	多摩市	183,500	0.1	**14**	**町田市**	**155,800**	**0.0**	**14**	**町田市**	**156,000**	**0.0**	**14**	**町田市**	**156,400**	**0.1**
15	松戸市	132,900	0.1	15	越谷市	126,400	0.0	15	多摩市	183,700	0.0	15	多摩市	183,900	0.0	15	藤沢市	187,700	0.1
16	越谷市	126,900	▲ 0.1	**16**	**町田市**	**155,700**	**0.0**	16	藤沢市	188,400	0.0	16	藤沢市	188,600	0.0	16	多摩市	184,100	0.0
17	柏市	108,000	▲ 1.1	17	柏市	107,800	▲ 0.9	17	柏市	109,700	▲ 0.9	17	柏市	109,400	▲ 0.7	17	柏市	110,000	▲ 0.5

（４） 住宅

－持ち家率は 51.9%で、都内の比較市より高い一方、神奈川・埼玉・千葉県下の比較市より低い傾向－

● 2013 年 10 月 1 日現在、本市の専用住宅（居住専用の住宅）は、総数 204,250 戸のうち、持ち家が 106,030 戸（構成比 51.9%）、借家が 78,510 戸（38.4%）、また、借家のうち、民営が 46,620 戸で全体の 22.8%を占めています。持ち家率 51.9%は、比較 13 市とそのうちの一部の区を含む 17 市区の中で高い方から 11 番目となっています。

● 建て方別では、一戸建て（94,030 戸、構成比 46.0％）と共同住宅（55,350 戸、同 51.3％）が概ね半々で、共同住宅では、３～５階建が 52,470 戸（構成比 25.7％）で最も多く、２階建が 29,090 戸（14.2％）でこれに次いでいます。戸建て率 46.0％は、比較 17 市区の中で高い方から４番目となっています。

● 建築の時期別では、1981～1990 年が 32,650 戸（構成比 16.0％）で最も多く、次いで 1971～1980 年の 27,510 戸（13.5％）、1961～1970 年の 24,280 戸（11.9％）の順となっています。

図表２－４－７所有関係別の専用住宅数
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

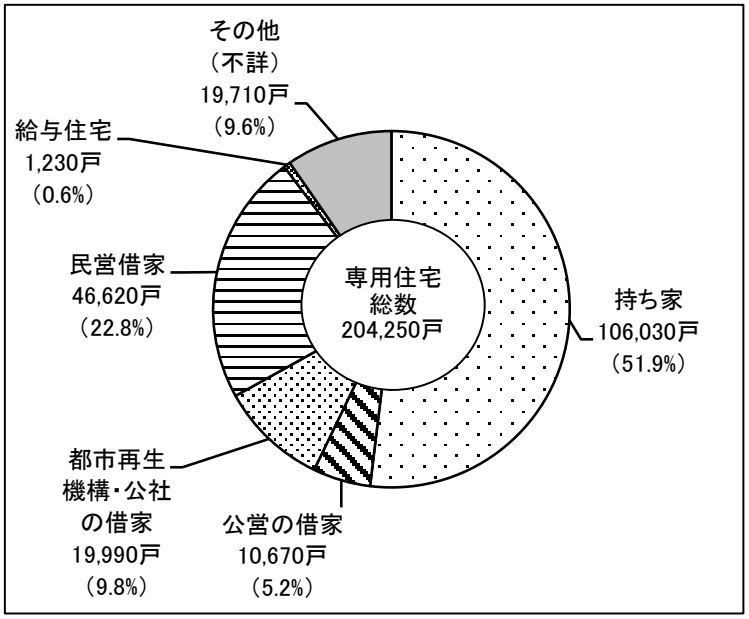

図表２－４－８建築時期別の専用住宅数
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

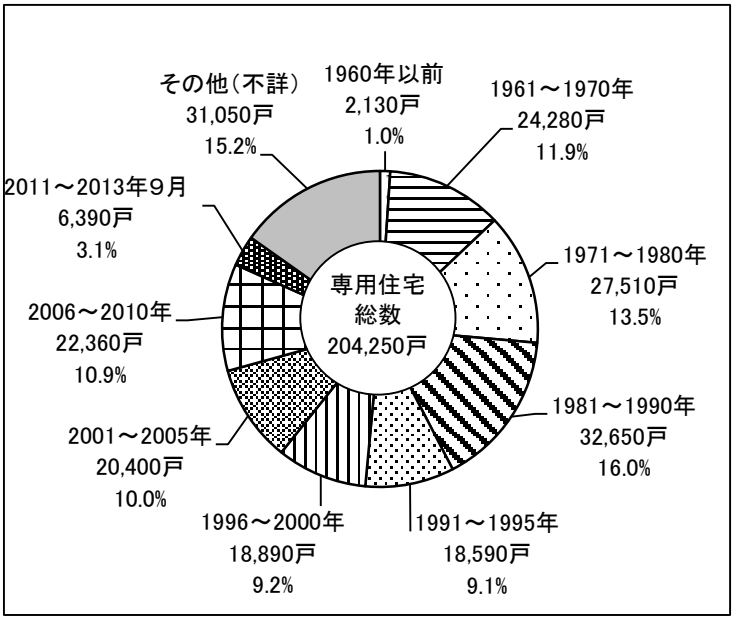

図表２－４－９建て方別の専用住宅数

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

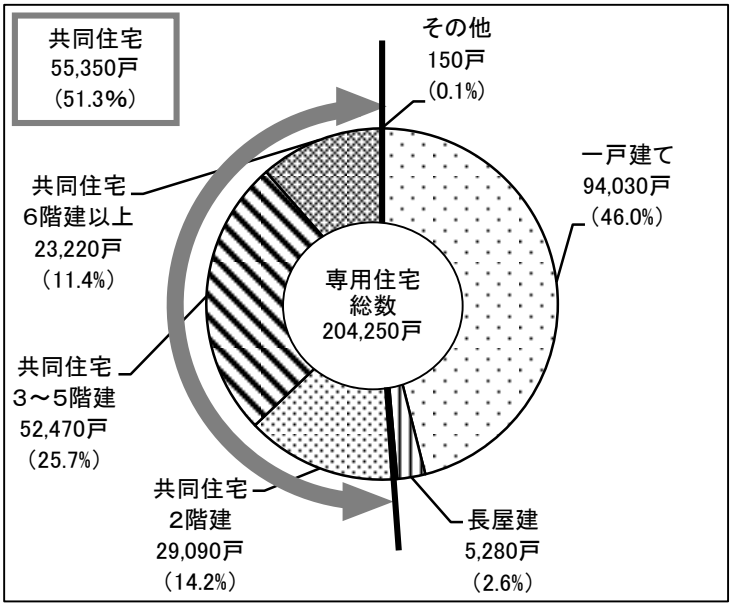

図表２－４－10 所有関係別の専用住宅数の都市間比較

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

注１）表中の数字は、持ち家率の高い上位３市区。

２）専用住宅総数には、所有関係が「不詳」を含む。（以下同様）

		専用住宅総数（戸）	持ち家		借家（戸）				
			実数（戸）	持ち家率（%）		公営の借家	都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家	給与住宅
東京都	町田市	204,250	106,030	51.9	78,510	10,670	19,990	46,620	1,230
	八王子市	246,170	135,110	54.9	102,720	11,500	9,510	79,460	2,250
	立川市	73,540	34,410	46.2	39,120	5,560	5,630	26,680	1,240
	府中市	111,440	57,340	42.8	50,100	4,790	850	41,100	3,360
	日野市	77,910	39,980	42.2	36,550	3,730	4,460	26,470	1,900
	多摩市	66,200	34,210	42.9	30,720	4,550	7,160	18,240	760
神奈川県	横浜市	1,565,990	917,460	47.7	596,570	43,530	52,540	455,700	44,810
	うち緑区	71,470	41,720	61.9	29,040	4,480	2,850	20,090	1,620
	うち瀬谷区	49,150	**28,180**	**62.8**	19,980	5,770	490	13,310	400
	うち青葉区	117,990	70,880	51.4	43,460	340	2,220	37,240	3,650
	川崎市	664,670	308,540	59.0	326,680	20,610	8,710	281,090	16,260
	うち麻生区	73,810	43,580	60.3	28,090	880	2,910	23,040	1,260
	相模原市	294,800	170,230	60.3	111,140	5,720	5,400	95,310	4,710
	藤沢市	172,520	101,490	62.4	65,890	2,290	5,330	54,090	4,180
埼玉県	越谷市	128,220	**83,540**	**65.2**	41,880	300	1,440	36,860	3,280
千葉県	松戸市	206,500	121,160	58.7	77,480	1,510	11,210	61,070	3,690
	柏市	163,240	**106,420**	**65.2**	50,450	910	3,770	40,720	5,050

図表２－４－11 建て方別の専用住宅数の都市間比較

出典：出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

注）表中の数字は、構成比の高い上位３市区。

		専用住宅総数（戸）	一戸建て		長屋建		共同住宅		2階建		3～5階建		6建以上	
			実数（戸）	構成比（%）	実数（戸）	構成比（%）	実数（戸）	構成比（%）	実数（戸）	構成比（%）	実数（戸）	構成比（%）	実数（戸）	構成比（%）
東京都	町田市	204,250	94,030	46.0	5,280	2.6	104,780	51.3	29,090	14.2	52,470	25.7	23,220	11.4
	八王子市	246,170	101,630	41.3	5,770	2.3	138,660	56.3	29,530	12.0	58,240	23.7	50,890	20.7
	立川市	73,540	22,220	30.2	1,230	1.7	**49,990**	**68.0**	10,380	14.1	**25,200**	**34.3**	14,410	19.6
	府中市	111,440	34,390	30.9	2,250	2.0	74,680	67.0	**21,320**	**19.1**	26,370	23.7	26,990	24.2
	日野市	77,910	30,650	39.3	1,620	2.1	45,610	58.5	**15,570**	**20.0**	18,050	23.2	11,990	15.4
	多摩市	66,200	12,680	19.2	**2,020**	**3.1**	**51,460**	**77.7**	5,620	8.5	**29,580**	**44.7**	**16,250**	**24.5**
神奈川県	横浜市	1,565,990	567,520	36.2	29,570	1.9	967,500	61.8	203,950	13.0	359,380	22.9	**404,170**	**25.8**
	うち緑区	71,470	24,290	34.0	1,250	1.7	45,880	64.2	10,150	14.2	21,480	30.1	14,250	19.9
	うち瀬谷区	49,150	**25,660**	**52.2**	610	1.2	22,860	46.5	**9,430**	**19.2**	8,900	18.1	4,520	9.2
	うち青葉区	117,990	46,860	39.7	2,940	2.5	68,050	57.7	11,070	9.4	35,950	30.5	21,030	17.8
	川崎市	664,670	161,670	24.3	8,570	1.3	**493,780**	**74.3**	96,470	14.5	**230,430**	**34.7**	**166,880**	**25.1**
	うち麻生区	73,810	29,750	40.3	**3,070**	**4.2**	40,990	55.5	9,630	13.0	18,360	24.9	13,000	17.6
	相模原市	294,800	134,860	45.7	5,720	1.9	153,820	52.2	44,230	15.0	62,510	21.2	47,090	16.0
	藤沢市	172,520	77,480	44.9	**6,300**	**3.7**	88,610	51.4	30,080	17.4	36,360	21.1	22,160	12.8
埼玉県	越谷市	128,220	**69,750**	**54.4**	1,070	0.8	57,270	44.7	18,080	14.1	20,060	15.6	19,130	14.9
千葉県	松戸市	206,500	90,130	43.6	4,530	2.2	111,500	54.0	29,980	14.5	37,360	18.1	44,160	21.4
	柏市	163,240	**88,560**	**54.3**	2,900	1.8	71,640	43.9	20,860	12.8	23,920	14.7	26,860	16.5

● 2008 年以降、新設住宅着工戸数は、2009 年に 2,353 戸まで落ち込みますが、その後徐々に回復し、2014 年以降は 2,700 戸前後で推移しています。

図表２－４－12 新設住宅着工戸数とその２年後の転入者数

出典：新設住宅着工戸数は東京都都市整備局市街地建築部建築企画課資料

転入者数は町田市「町田市統計書」

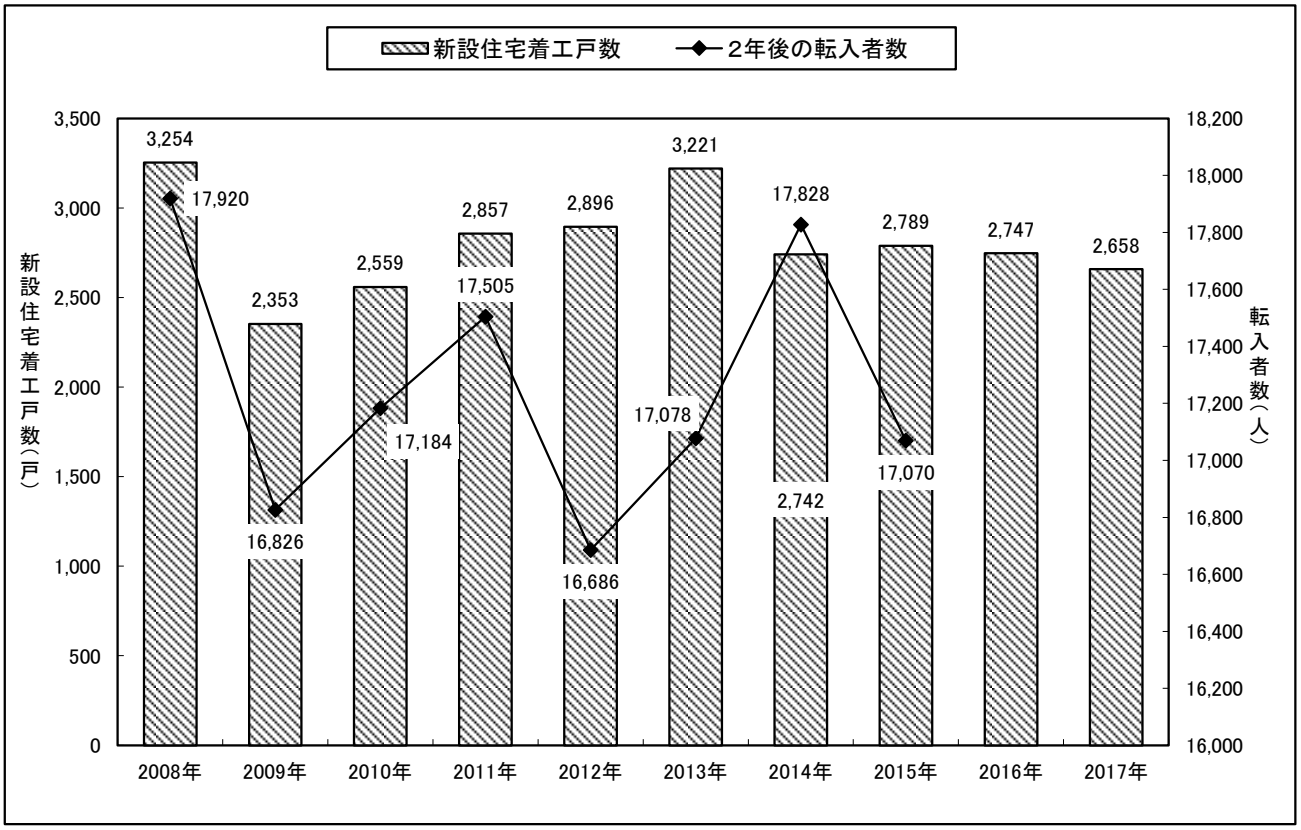

＜空き家に係る分析＞

- 近年、全国的に少子高齢化の急速な進展や単独世帯の割合の増加など、人々の住生活を取り巻く環境の変化を背景として、適正な維持管理がされていない空き家が増え、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境の悪化を招くことなどが問題視されています。
- 総務省が 2019 年４月に公表した「平成 30 年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計 結果の概要」によると、空き家は 1963 年の 2.5%から一貫して上昇を続け、2018 年は 13.6%で過去最高を記録しています。
- 2013 年 10 月１日、本市の空き家の総数は 17,360 戸、空き家率は 8.4%であり、空き家率は比較 17 市区の中では最も低くなっています。
- 空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 13,630 戸で全体の 78.5%を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅」が 2,440 戸（構成比 14.1%）でこれに次いでいます。
- 「賃貸用住宅」と「売却用の住宅」を合わせた供給可能な住宅が空き家全体の 84.0%を占め、「その他の住宅」を対象とした空き家率は 1.2%と、比較 17 市区の中では２番目に低く、近年、全国的に問題視されている戸建て住宅等の空き家は相対的に少ない状況にあります。

図表２－４－13 空き家数及び空き家率の推移

出典：総務省「平成 30 年　住宅・土地統計調査 住宅数概数集計 結果の概要（2019 年４月）

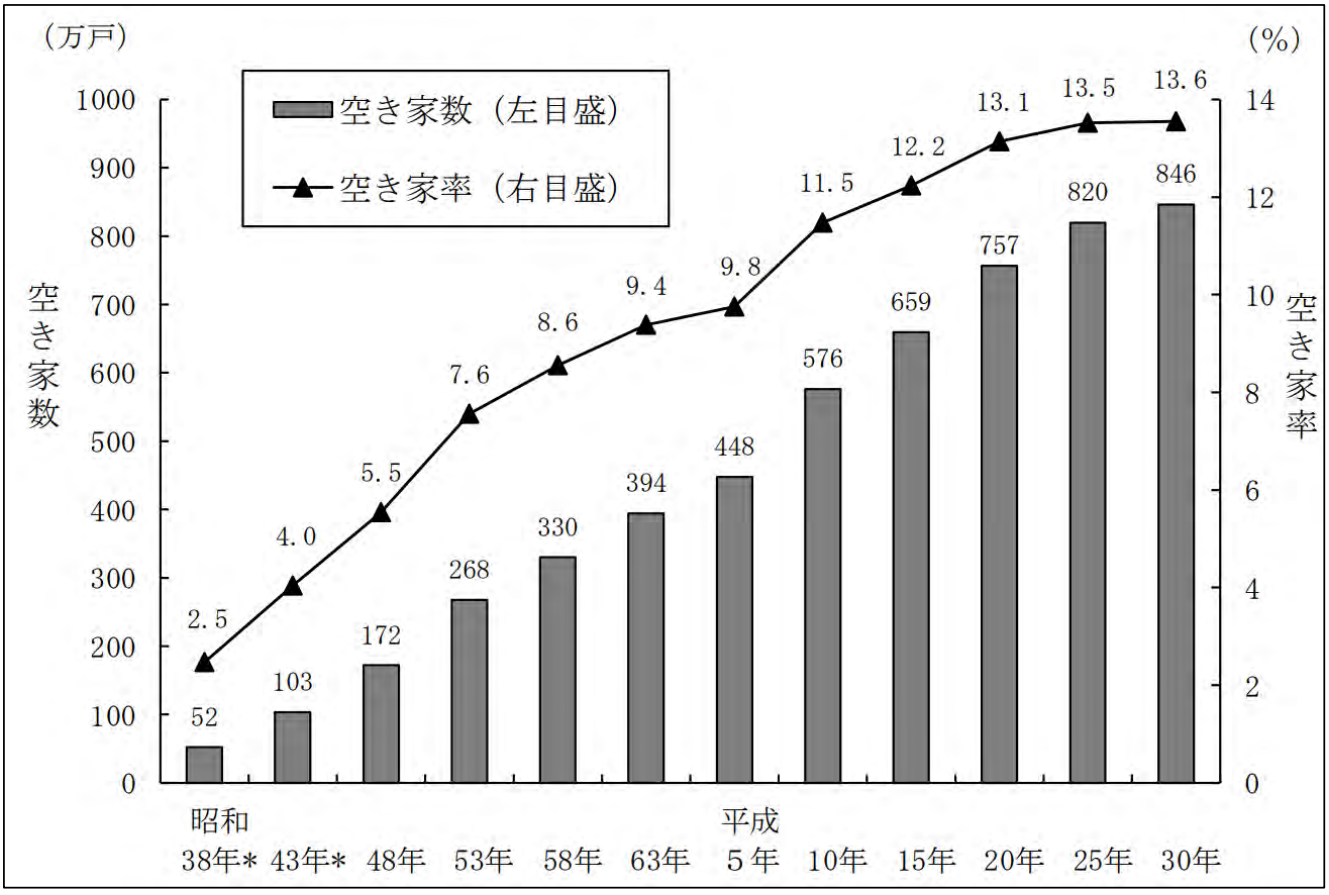

図表２－４－14 空き家の種類別戸数

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

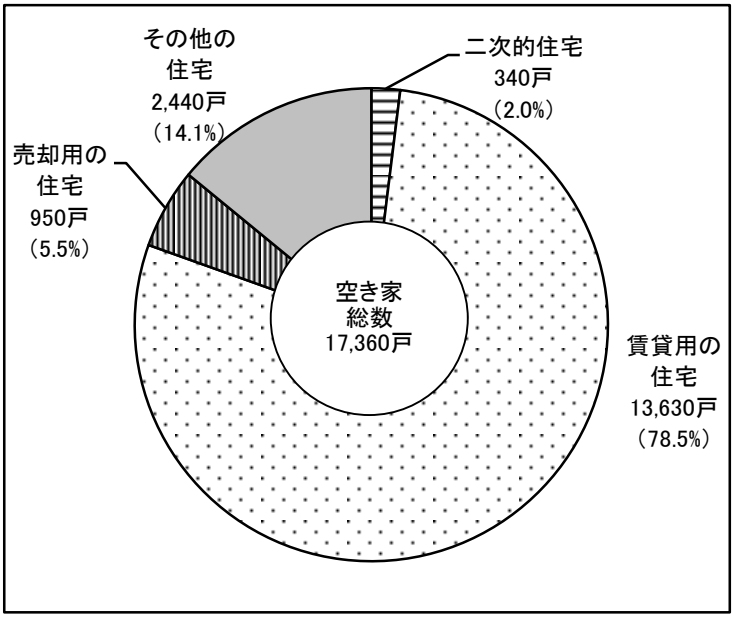

図表２－４－15 空き家及び空き家率の都市間比較

（左表：空き家率の低位順、右表：「その他の住宅」の空き家率の低位順）

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月１日現在）」

順位	市区名	全体		
		住宅総数（戸）	空き家	
			総数（戸）	空き家率（%）
1	**町田市**	**205,950**	**17,360**	**8.4**
2	横浜市緑区	71,920	6,700	9.3
3	横浜市青葉区	118,850	11,590	9.8
4	多摩市	66,340	7,080	10.7
5	横浜市瀬谷区	49,690	5,370	10.8
6	横浜市	1,580,860	178,050	11.3
7	八王子市	250,360	28,980	11.6
8	川崎市	671,430	78,460	11.7
9	川崎市麻生区	74,420	8,890	11.9
10	相模原市	299,260	35,920	12.0
11	立川市	74,500	9,010	12.1
12	越谷市	131,030	16,680	12.7
13	藤沢市	174,350	22,890	13.1
14	柏市	158,210	21,340	13.5
15	府中市	112,810	15,460	13.7
16	日野市	78,540	11,520	14.7
17	松戸市	194,650	29,390	15.1

順位	市区名	種類別の空き家							
		二次的住宅		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅	
		実数（戸）	空き家率（%）	実数（戸）	空き家率（%）	実数（戸）	空き家率（%）	実数（戸）	空き家率（%）
1	多摩市	270	0.4	5,590	8.4	730	1.1	490	0.7
2	**町田市**	**340**	**0.2**	**13,630**	**6.6**	**950**	**0.5**	**2,440**	**1.2**
3	府中市	170	0.15	13,010	11.5	670	0.6	1,600	1.4
4	日野市	40	0.05	9,070	11.5	860	1.1	1,550	2.0
5	うち瀬谷区	10	0.0	3,900	7.8	460	0.9	1,010	2.0
6	川崎市	580	0.1	59,840	8.9	4,420	0.7	13,610	2.0
7	立川市	40	0.1	6,980	9.4	430	0.6	1,550	2.1
8	八王子市	260	0.1	21,350	8.5	1,520	0.6	5,850	2.3
9	うち緑区	60	0.1	4,600	6.4	300	0.4	1,740	2.4
10	うち青葉区	80	0.1	7,830	6.6	410	0.3	3,280	2.8
11	藤沢市	920	0.5	15,940	9.1	1,120	0.6	4,910	2.8
12	柏市	260	0.2	14,480	9.2	1,490	0.9	5,110	3.2
13	横浜市	2,660	0.2	112,330	7.1	10,460	0.7	52,590	3.3
14	相模原市	980	0.3	23,620	7.9	1,170	0.4	10,150	3.4
15	越谷市	220	0.2	11,050	8.4	650	0.5	4,760	3.6
16	うち麻生区	120	0.2	5,500	7.4	450	0.6	2,820	3.8
17	松戸市	430	0.2	17,770	9.1	1,790	0.9	9,400	4.8

5 産業構造

ー従業者数では「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の割合が高く、比較 13 市の中での産業特化係数も高いー

● 総務省の「平成 26 年経済センサス―基礎調査」によると、2014 年７月１日現在、市内の事業所数は 12,476 事業所、従業者数は 134,188 人となっています。産業大分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」が 3,082 事業所（構成比 24.7%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 1,578 事業所（12.6%）、「医療・福祉」の 1,293 事業所（10.4%）の順であり、上位３業種で全体の 47.7%を占めています。

● 従業者数では「卸売業、小売業」が 31,004 人（構成比 23.1%）で最も多く、次いで「医療、福祉」の 23,513 人（17.5%）、「宿泊業、飲食サービス業」の 17,140 人（12.8%）の順であり、これらの合計が全体の 53.4%を占めています。

図表２－５－１産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成
出典：総務省「平成 26 年経済センサスー基礎調査（７月１日現在）」

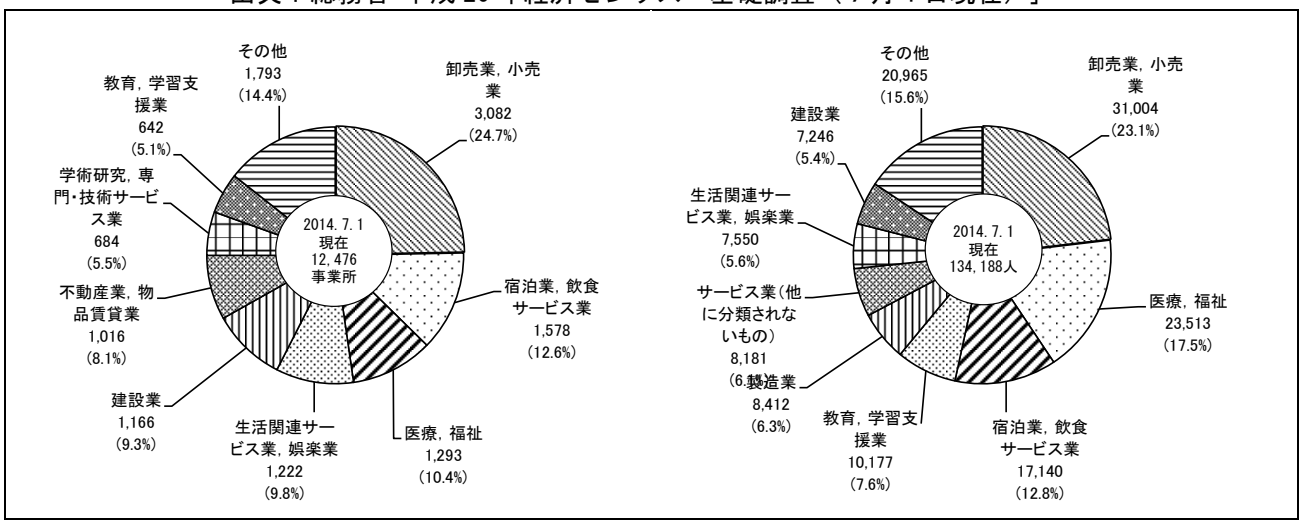

● 本市が比較 13 市の中でどのような産業を雇用の場として多く提供しているのかを、産業別特化係数（町田市のＸ産業の従業人口構成比÷比較 13 市のＸ産業の従業人口構成比）でみると、市全体で従業者数が１万人以上の産業のうち、「教育・学習支援業」が 1.55、「医療、福祉」が 1.25、「卸売業、小売業」が 1.14 でこれに次いでいます。

図表２－５－２ 産業大分類別の従業者数及び産業特化係数（13 市との比較、１／２）
出典：総務省「平成 26 年経済センサス－基礎調査（７月１日現在）」

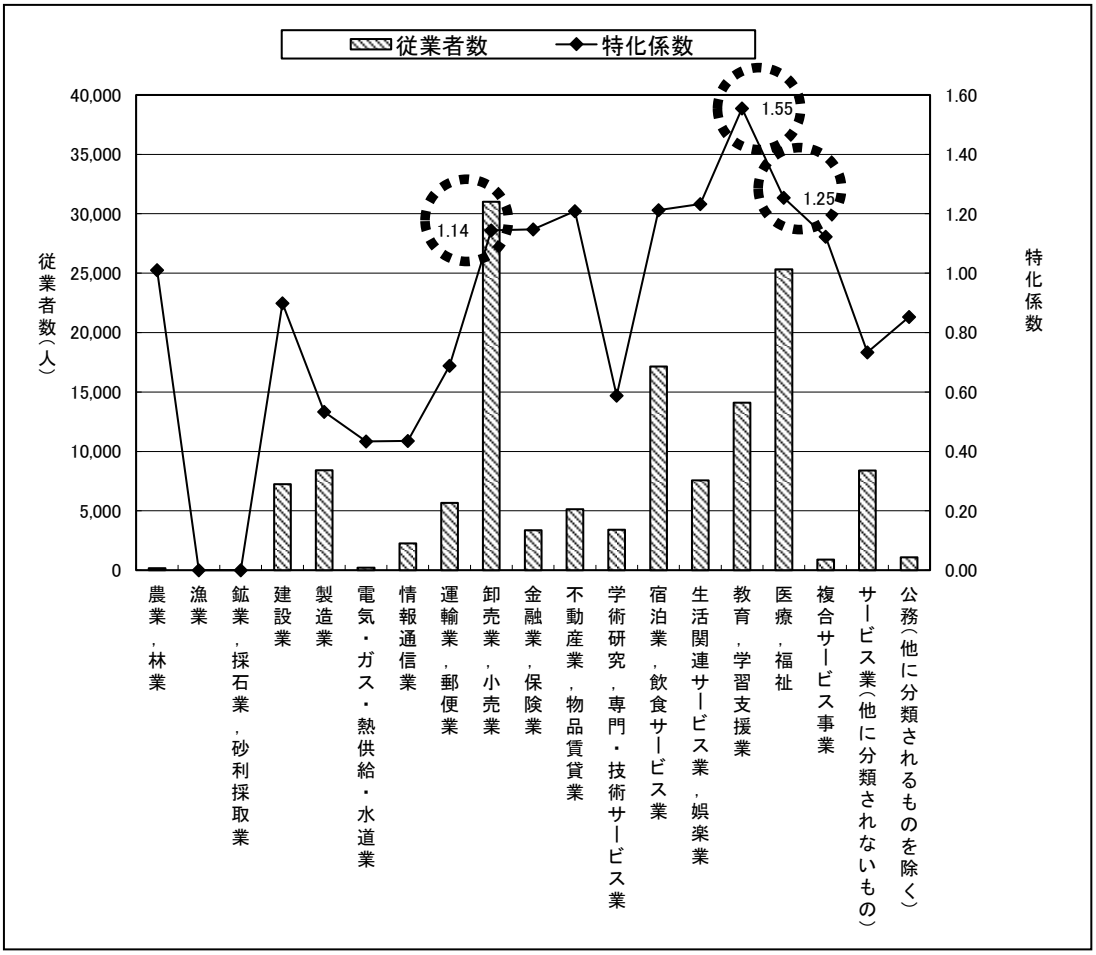

図表２－５－３産業大分類別の従業者数及び産業特化係数（比較 13 市との比較、２／２）
出典：総務省「平成 26 年経済センサス－基礎調査（７月１日現在）」

産業大分類別	市全体			男性			女性			比較13市 従業人口比率（%）		
	総数（人）	従業人口比率（%）	特化係数	総数（人）	従業人口比率（%）	特化係数	総数（人）	従業人口比率（%）	特化係数	総数	男性	女性
第1次産業	169	0.1	1.01	144	0.2	1.38	25	0.0	0.45	0.1	0.2	0.1
農業，林業	**169**	**0.1**	**1.01**	**144**	**0.2**	**1.39**	25	0.0	0.45	0.1	0.2	0.1
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0	0.0	0.0
第2次産業	15,662	10.9	0.66	10,961	15.9	0.68	4,701	6.3	0.76	16.6	23.4	8.3
鉱業，採石業，砂利採取業	4	－	－	4	－	－	－	－	－	0.0	0.0	0.0
建設業	7,246	5.1	0.90	5,654	8.2	0.99	1592	2.1	0.90	5.6	8.3	2.4
製造業	8,412	5.9	0.53	5,303	7.7	0.51	3109	4.2	0.71	11.0	15.1	5.9
第3次産業	127,518	89.0	1.07	57,685	83.9	1.10	69,773	93.7	1.02	83.3	76.4	91.7
電気・ガス・熱供給・水道業	218	0.2	0.43	151	0.2	0.39	67	0.1	0.92	0.4	0.6	0.1
情報通信業	2,257	1.6	0.44	1,502	2.2	0.43	755	1.0	0.57	3.6	5.1	1.8
運輸業，郵便業	5,674	4.0	0.69	4,293	6.2	0.74	1,381	1.9	0.75	5.7	8.4	2.5
卸売業，小売業	**31,004**	**21.6**	**1.14**	**13,766**	**20.0**	**1.20**	**17,186**	**23.1**	**1.06**	18.9	16.7	21.7
金融業，保険業	**3,361**	**2.3**	**1.15**	**1,124**	**1.6**	**1.13**	**2,237**	**3.0**	**1.08**	2.0	1.4	2.8
不動産業，物品賃貸業	5,145	3.6	1.21	**3,074**	**4.5**	**1.38**	**2,071**	**2.8**	**1.05**	3.0	3.2	2.6
学術研究，専門・技術サービス業	3,418	2.4	0.59	2,127	3.1	0.59	1,291	1.7	0.68	4.1	5.2	2.6
宿泊業，飲食サービス業	**17,140**	**12.0**	**1.21**	**7,283**	**10.6**	**1.39**	**9,849**	**13.2**	**1.05**	9.9	7.6	12.6
生活関連サービス業，娯楽業	**7,561**	**5.3**	**1.23**	**3,213**	**4.7**	**1.42**	**4,348**	**5.8**	**1.06**	4.3	3.3	5.5
教育，学習支援業	**14,109**	**9.8**	**1.55**	**6,881**	**10.0**	**1.81**	**7,228**	**9.7**	**1.32**	6.3	5.5	7.3
医療，福祉	**25,333**	**17.7**	**1.25**	**6,771**	**9.8**	**1.42**	**18,562**	**24.9**	**1.09**	14.1	6.9	23.0
複合サービス事業	**893**	**0.6**	**1.12**	**511**	**0.7**	**1.22**	**382**	**0.5**	**1.05**	0.6	0.6	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	8,398	5.9	0.73	4,900	7.1	0.82	3,498	4.7	0.66	8.0	8.7	7.1
公務（他に分類されるものを除く）	3,007	2.1	0.85	2,089	3.0	0.97	918	1.2	0.75	2.5	3.1	1.6
合計	143,349	100.0	－	68,790	100.0	－	74,499	100.0	－	100.0	100.0	100.0

図表２－５－４ 産業大分類別の事業所構成比の都市間比較

出典：総務省「平成 26 年経済センサス－基礎調査（７月１日現在）」

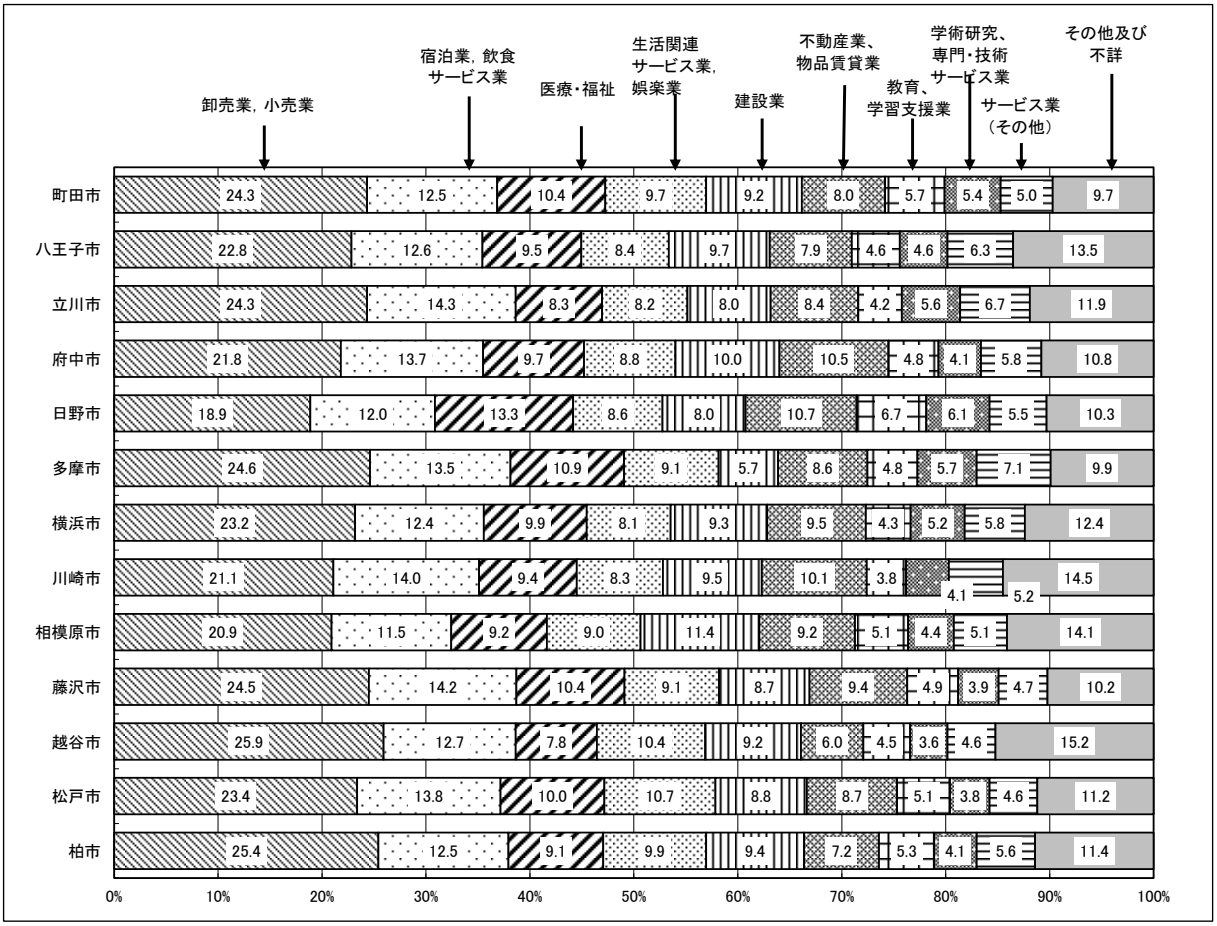

図表２－５－５ 産業大分類別の従業者構成比の都市間比較

出典：総務省「平成 26 年経済センサス－基礎調査（７月１日現在）」

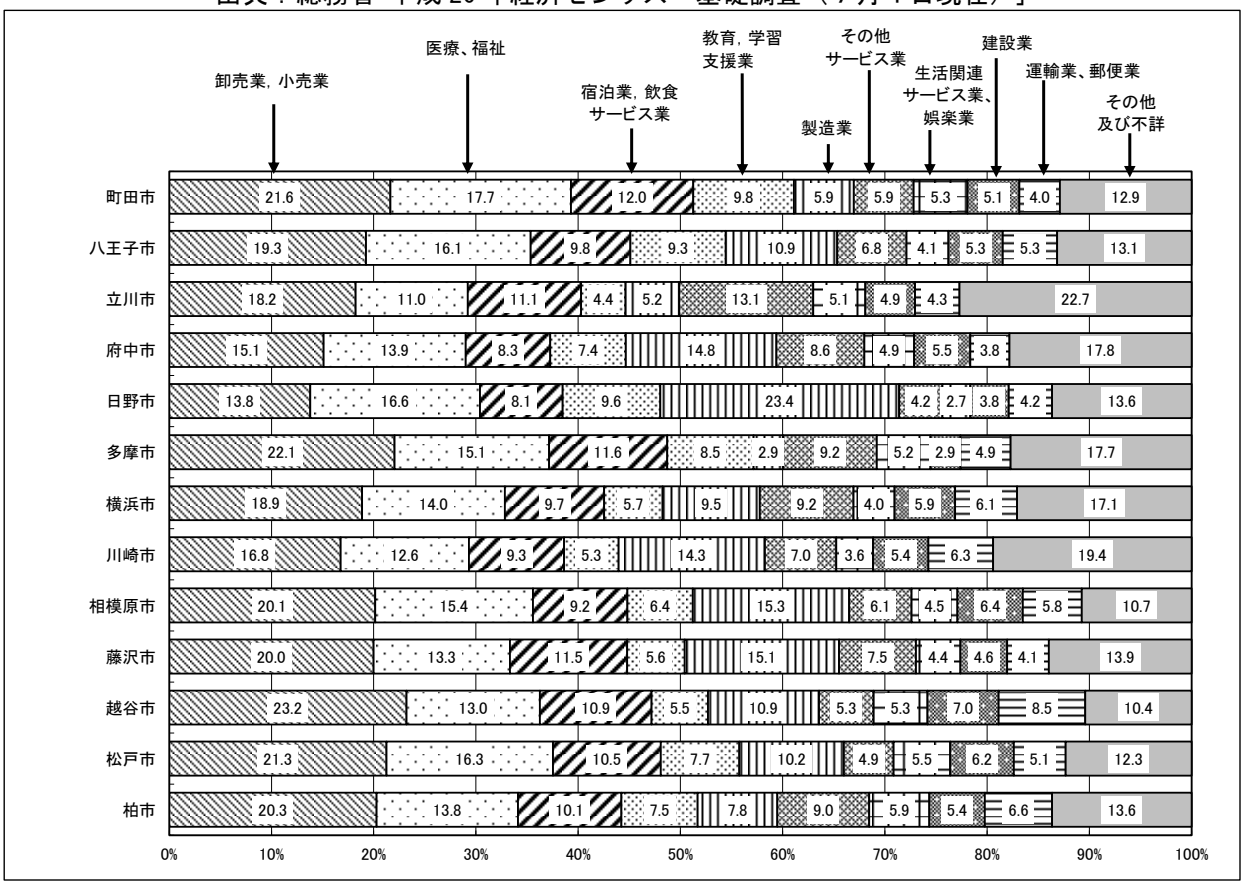

● 総務省「地域の産業・雇用創造チャート」に基づき、本市の雇用力・稼ぐ力をみると、雇用力（従業員割合）は飲食店の 11.47%が最も高く、次いで社会保険・社会福祉・介護事業、医療業と続いています。また、稼ぐ力（修正特化係数の対数値）をみると、学校教育の 1.00 が最も高く、次いで織物・衣類・身の回り品小売業の 0.68、その他教育・学習支援業が 0.62 と続いています。

図表２－５－６ 雇用力・稼ぐ力の分析

出典：総務省「地域の産業・雇用創造チャート（2016 年７月１日現在）」

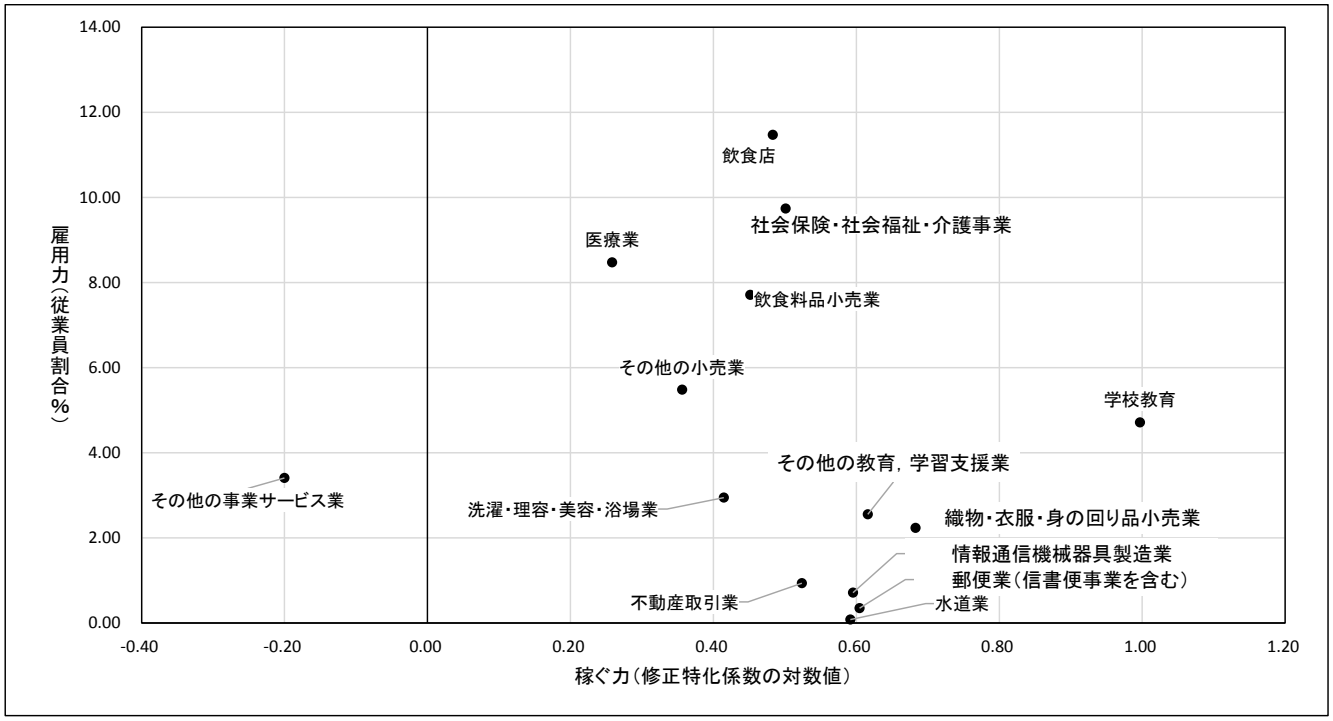

雇用力			稼ぐ力		
順位	産業分類	従業者割合（%）	順位	産業分類	修正特化係数の対数値
1	飲食店	11.47	1	学校教育	1.00
2	社会保険・社会福祉・介護事業	9.74	2	織物・衣服・身の回り品小売業	0.68
3	医療業	8.47	3	その他の教育，学習支援業	0.62
4	飲食料品小売業	7.71	4	郵便業（信書便事業を含む）	0.60
5	その他の小売業	5.48	5	情報通信機械器具製造業	0.60
6	学校教育	4.71	6	水道業	0.59
7	その他の事業サービス業	3.41	7	不動産取引業	0.52
8	洗濯・理容・美容・浴場業	2.95	8	社会保険・社会福祉・介護事業	0.50
9	その他の教育，学習支援業	2.55	9	飲食店	0.48
10	織物・衣服・身の回り品小売業	2.23	10	飲食料品小売業	0.45

● 環境省「地域産業連関表」及び「地域経済計算」に基づいて作成された 2013 年の地域経済循環図を見ると、本市の地域経済循環率は 65．1%と 100%を下回っており、地域経済は他地域から流入する所得に依存している状況にあります。

● 支出から生産へ還流される額が 8,851 億円であり、所得から支出の１兆 3,598 億円との差額である 4,747 億円は他地域へ流出したこととなります。この流出の多くは「その他支出」によるものです。「その他支出」は「政府支出」及び「地域内産業の移輸出－移輸入」から構成されます。

図表２－５－７ 地域経済循環図
出典：ＲＥＳＡＳ（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

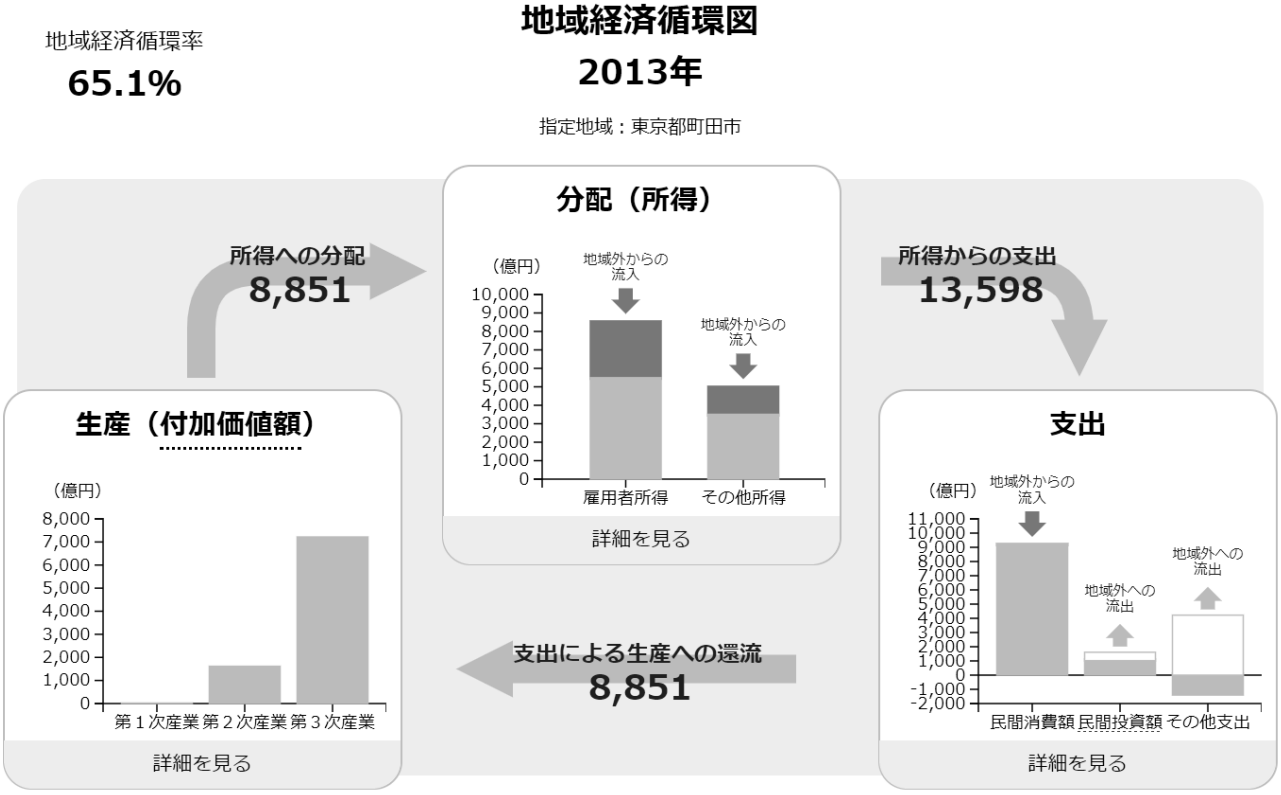

● 地域外からの所得の獲得状況を表す純移出額をみると、本市では建設業・対事業所サービス・金融、保険業、小売業などの産業が地域外から所得を獲得しています。一方で、住宅賃貸業・少量品・公共サービス・公務・対個人サービスなどの産業では所得が本市から流出する状態となっています。

図表２－５－８ 産業別純移出額
出典：ＲＥＳＡＳ（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

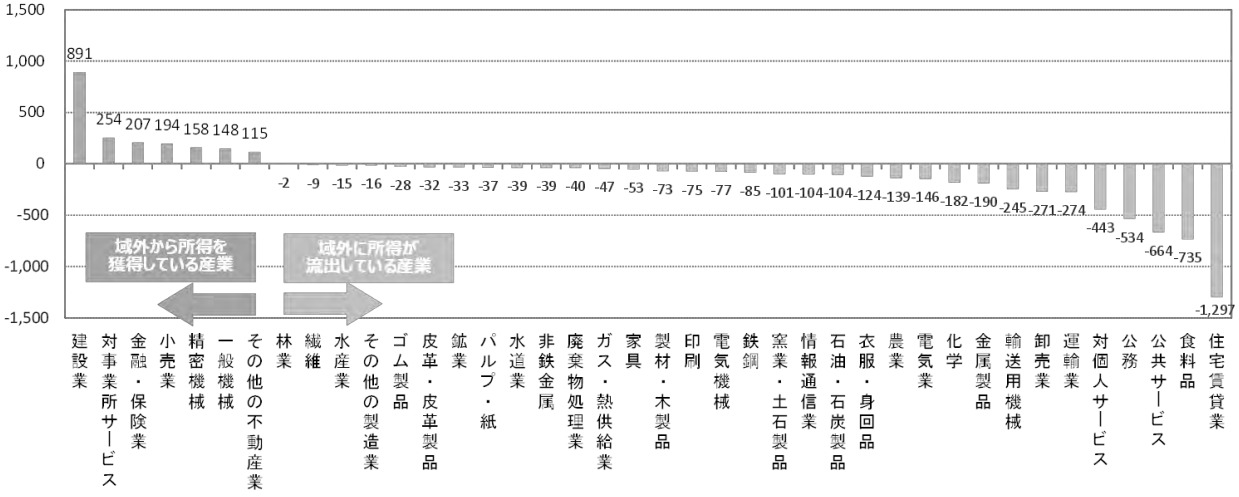

● 生産額ベースの修正産業特化係数を見ると、精密機械が 3.52 で最も高く、次いで金融・保険業、小売業、その他不動産業、建設業と続いています。

図表２－５－９ 産業別修正特化係数（生産額ベース）
出典：ＲＥＳＡＳ（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）
（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

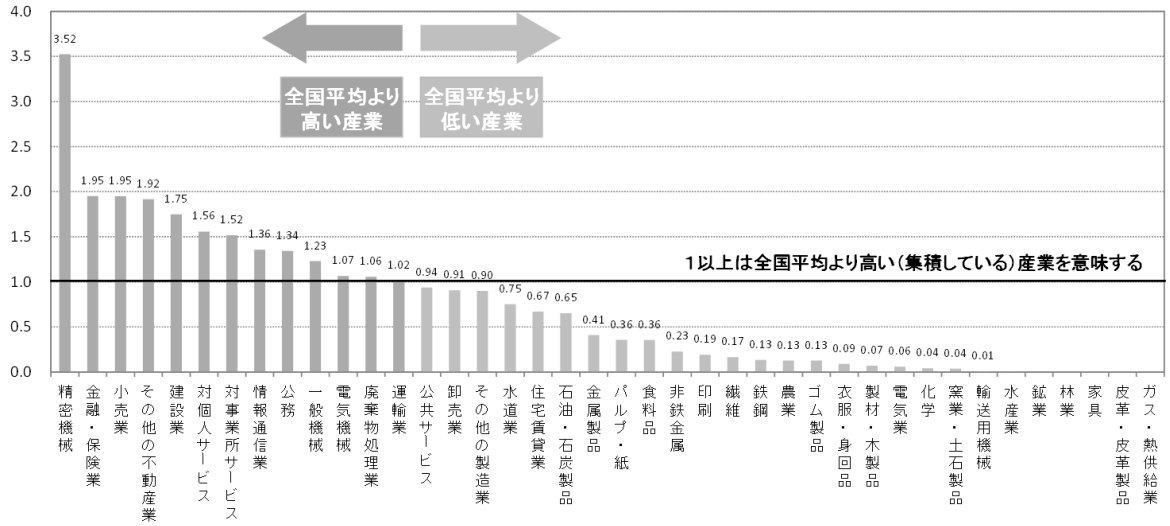

6 行財政

（1） 歳入

－市税横ばいで推移し、人口１人当たりに換算した個人市民税は比較団体を含めた 13 市の中で３番目に高い水準－

- 2012 年度以降、普通会計[14]による歳入総額は、2017 年度に 1,530 億 1,300 万円で最も高くなっており、前年度に比べ、主に繰入金、国庫支出金、市債、都支出金が合計 73 億 1,598 万円（13.8%）増加しています。
- 2017 年度実績で、歳入全体の 44.8%を占めている市税は、概ね横ばい傾向で推移しており、2017 年度では 686 億 500 万円と、2016 年度に比べ、8,600 万円（0.1%）減少しています。一方、2012 年度と比べると、24 億 5,900 万円増加しています。歳入総額に占める自主財源比率[15]は、2012 年度の 58.0%（865 億 1,200 万円）から 2017 年度の 56.7%（867 億 1,600 万円）と 1.3 ポイント低下している一方、依存財源比率は 42.0%から 43.3%に上昇しています。

図表２－６－１ 普通会計による歳入決算額の推移
出典：町田市「決算カード」

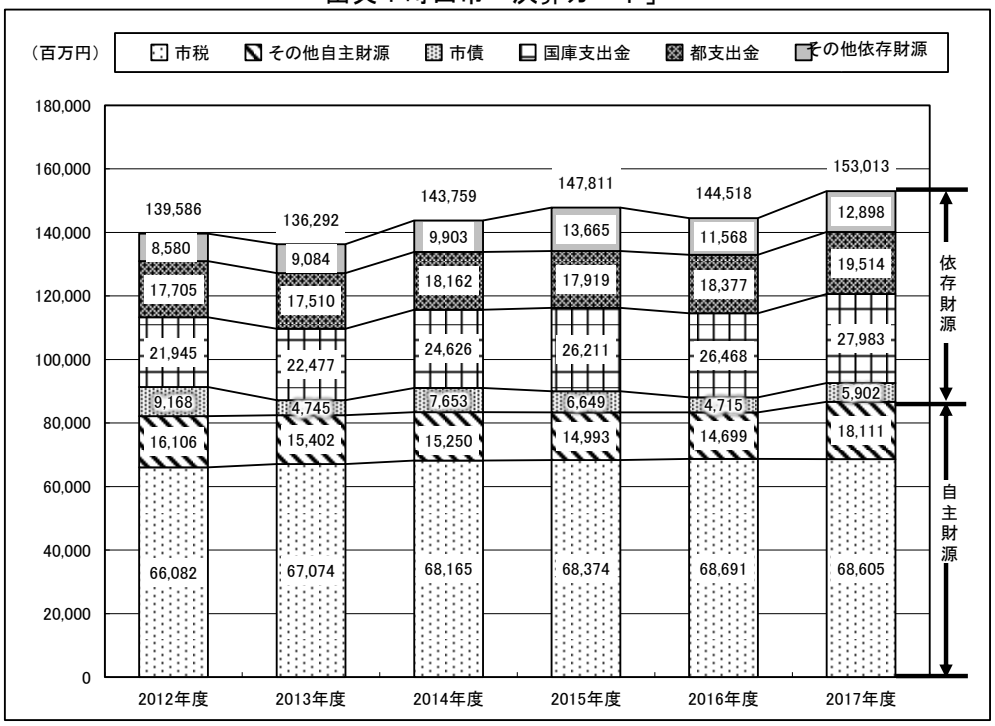

[14] 総務省の定める会計区分の１つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

[15] 財源全体に占める自治体自らが自主的に収入できる財源の割合であり、行政活動の自立性や安定性を図る尺度の１つ。ただし、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、起債等の要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

図表２－６－２ 普通会計による歳入決算額の構成
左：2012 年度、右：2017 年度
出典：町田市「決算カード」

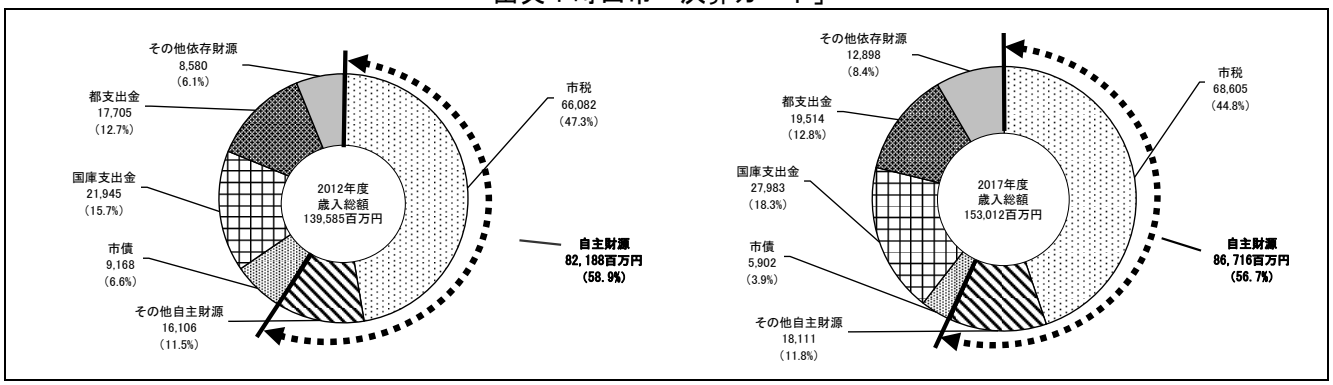

● 2016 年度の歳入決算額に占める自主財源比率を 13 市で比較すると、本市の自主財源比率は 62.1％で、13 市の中で３番目に高い割合となっています。

図表２－６－３ 普通会計による 2016 年度歳入決算額の構成比の都市間比較（自主財源比率の高位順）
出典：総務省「平成 28 年度 市町村別決算状況調」

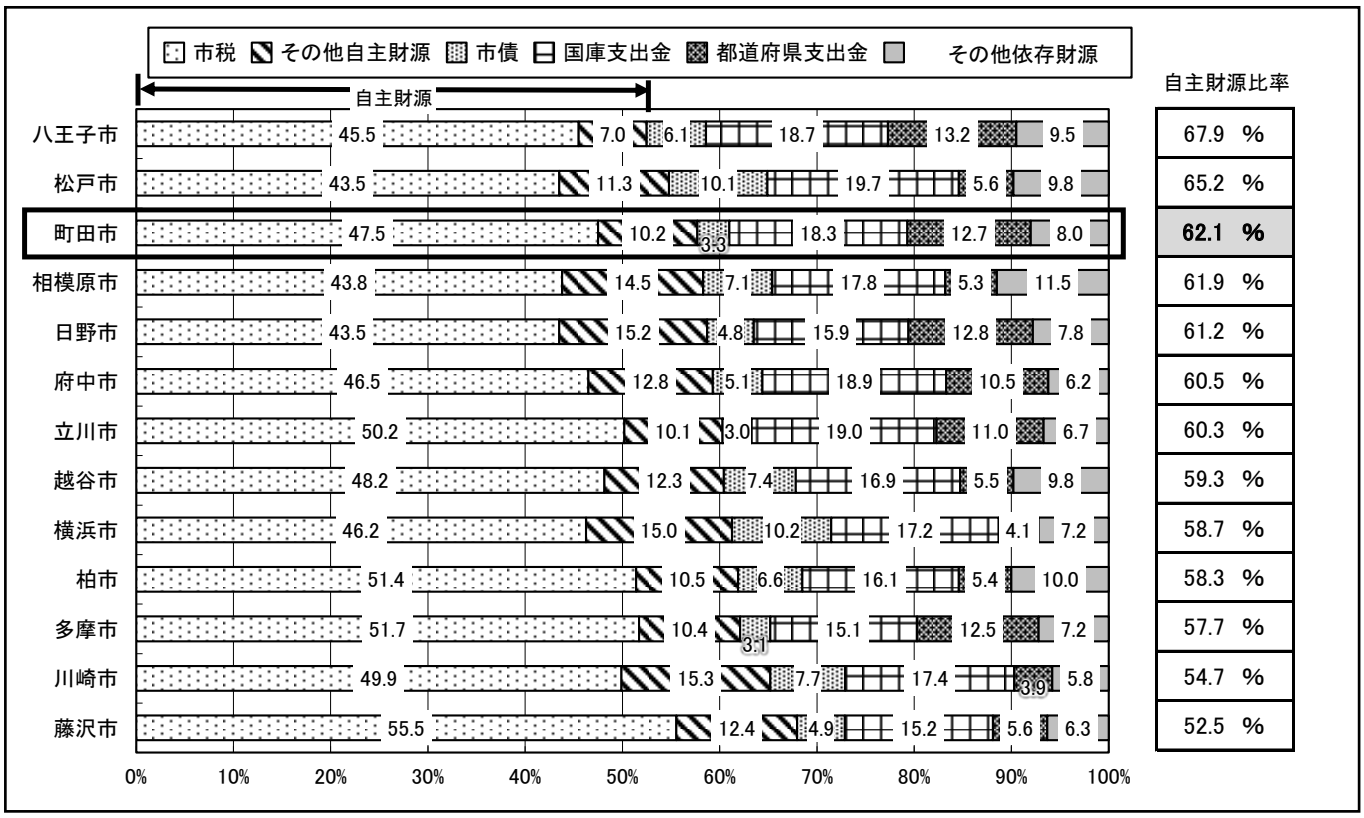

● 2017 年度実績で自主財源の約８割を占める市税のうち、個人市民税は 2012 年度以降、概ね横ばい推移しており、2017 年度では 307 億 7,000 万円、対 2012 年度比で 3.8％（11 億 1,900 万円）増加しています。また、、固定資産税は、やや増加傾向にあります。一方、法人市民税は、2015 年度の 40 億 1,400 万円がピークになっています。市税全体に占める個人市民税、法人市民税、固定資産税の割合は、ほぼ一定となっています。

図表２－６－４ 市税の推移
出典：町田市「決算カード」

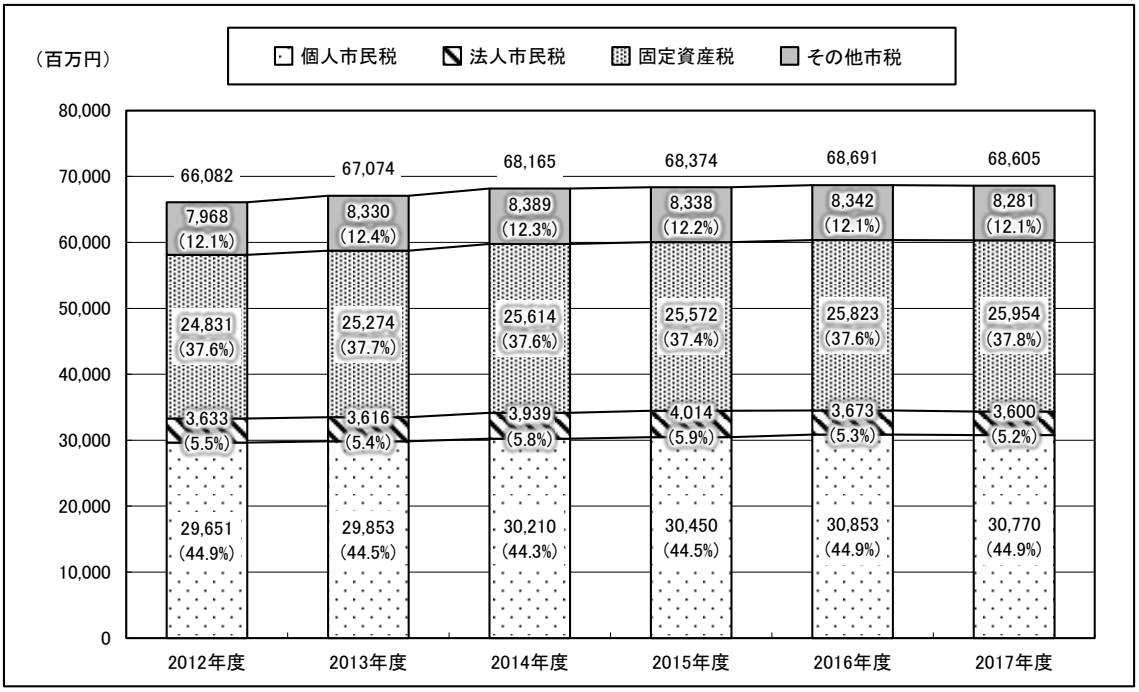

● 2016 年度の人口１人当たりの個人市民税額は 72,265 円と、13 市の中で５番目に高くなっています。一方、人口１人当たりの固定資産税額は 60.484 円と、13 市の中で低い方から４番目に位置しています。

図表２－６－５ 人口１人当たりの個人市民税の都市間比較
出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」
注）2016 年１月１日現在の人口に基づき算出

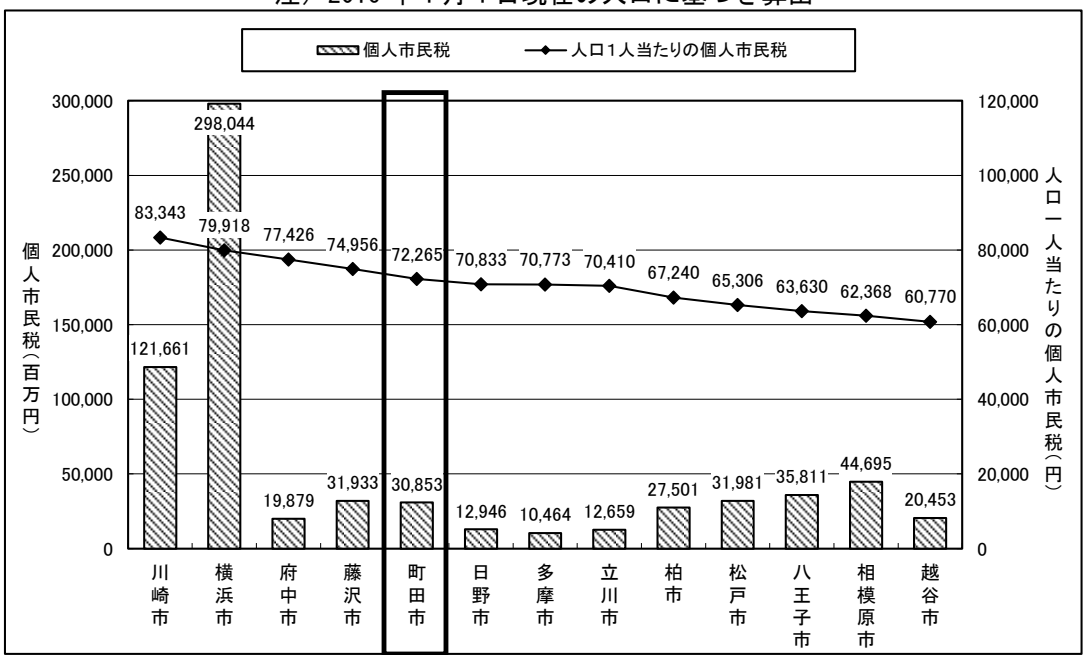

図表２－６－６ 人口１人当たりの固定資産税の都市間比較
出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」
注）2016 年１月１日現在の人口に基づき算出

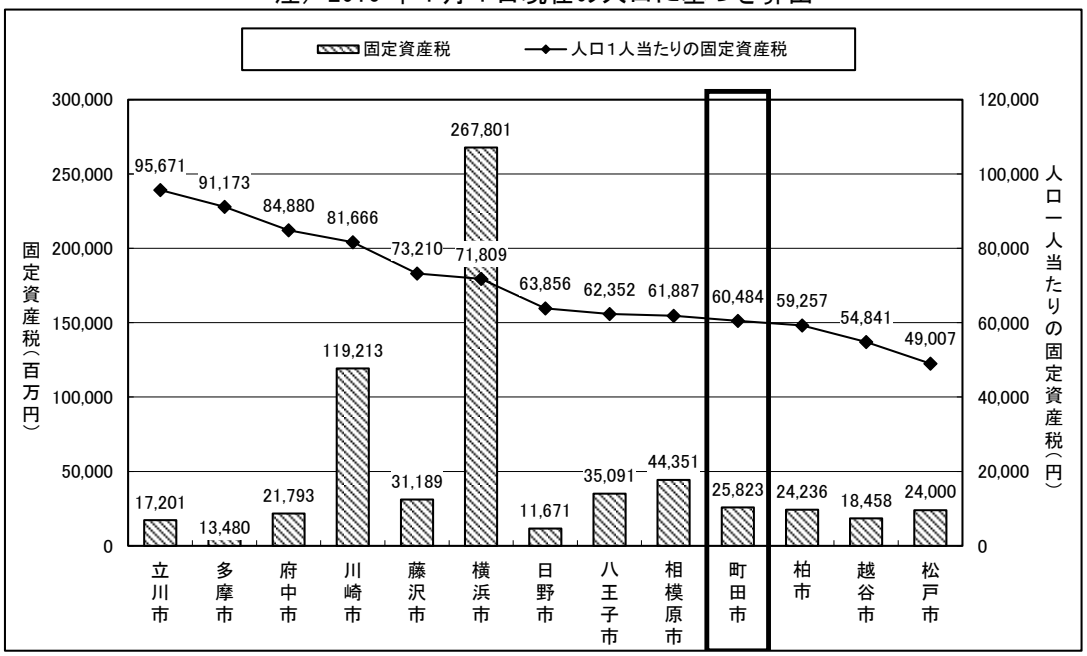

（２） 財政調整基金

－標準財政規模に対する財政調整基金比率は 12.3%に上昇－

● 本市の貯金にあたる財政調整基金の積立残高は、2017 年度には 96 億 9,900 万円に達し、財政調整基金残高の標準的な１年間の収入（標準財政規模）に対する割合を表す財政調整基金比率は 12.3%まで上昇しています。

図表２－６－７ 財政調整基金残高等の推移
出典：町田市「決算カード」

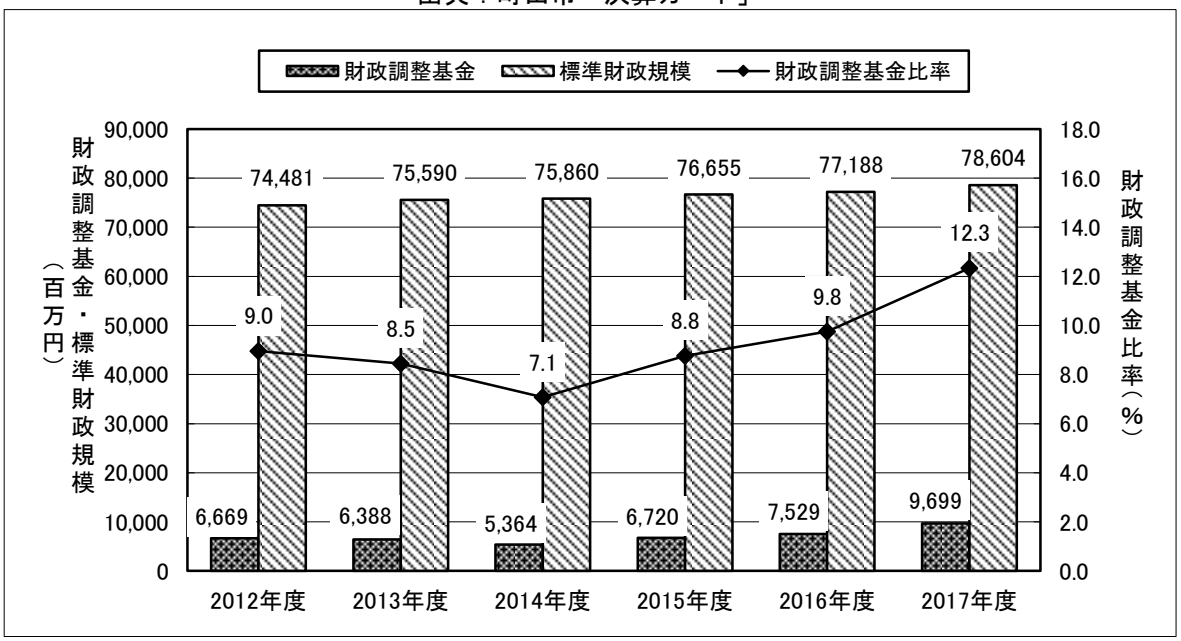

（３） 地方債

－地方債の残高は、過去５年間で 4.0%（約 29 億円）増加－

● 2011 年度以降、本市の借金にあたる地方債の残高は、2015 年度から概ね横ばいで推移しています。2017 年度には 743 億 1,000 万円と、2012 年度の 714 億 3,000 万円と比べると 4.0%（28 億 8,000 万円増）増加しています。

図表２－６－８ 地方債等の推移
出典：町田市「決算カード」

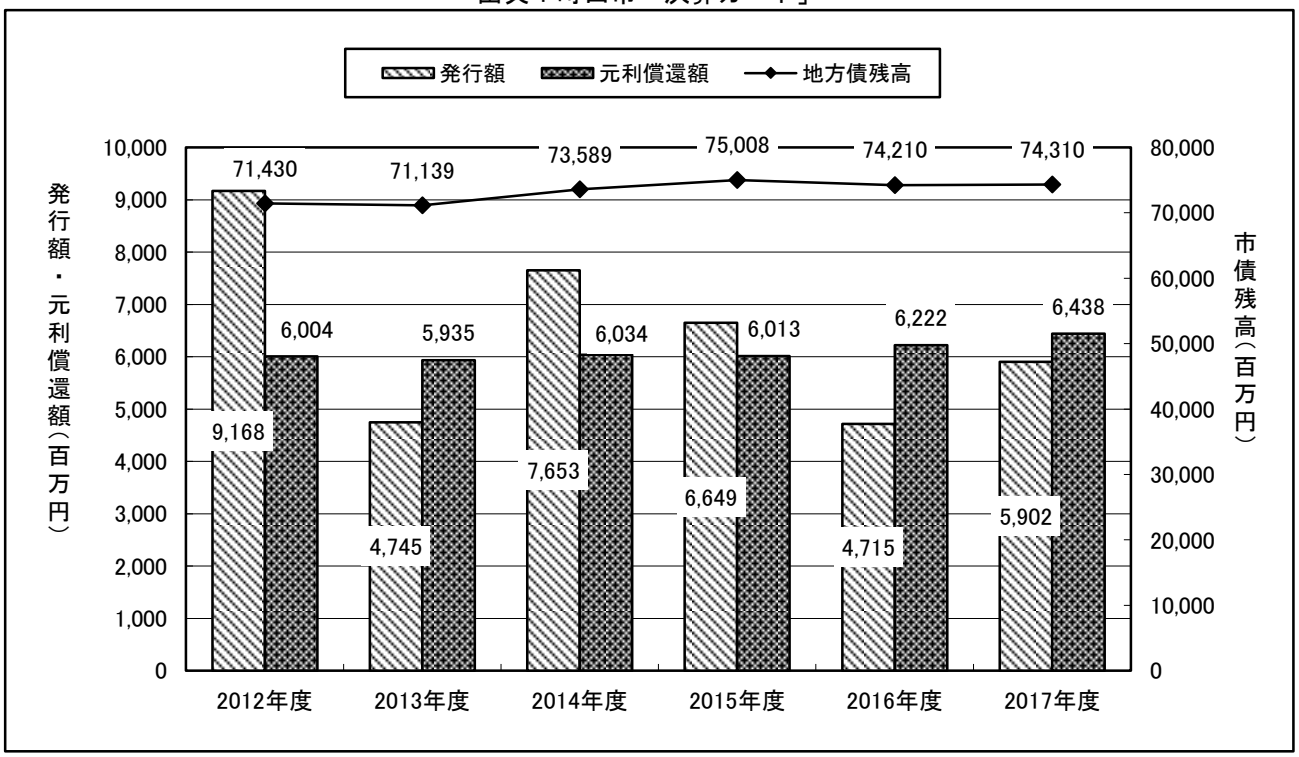

（４） 歳出

－財政構造の硬直化を招く大きな原因となる義務的経費比率は、比較団体を含めた 13 市の中で４番目に高く、特に扶助費の割合が高い－

● 2012 年度以降、普通会計による歳出総額は、概ね増加傾向で推移しており、2017 年度には 1,481 億 4,000 万円と、2012 年度に比べて 9.8%（131 億 8,800 万円増）増加しています。

● 歳出のうち、支出が義務付けられ任意に節約できない経費であり、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、概ね微増傾向で推移しており、2017 年度では 765 億 2,200 万円、歳入総額に占める義務的経費比率は 2012 年度の 49.8%から 2017 年度の 51.7%と 1.9 ポイント上昇しています。

図表２－６－９ 普通会計による歳出決算額の推移
出典：町田市「決算カード」

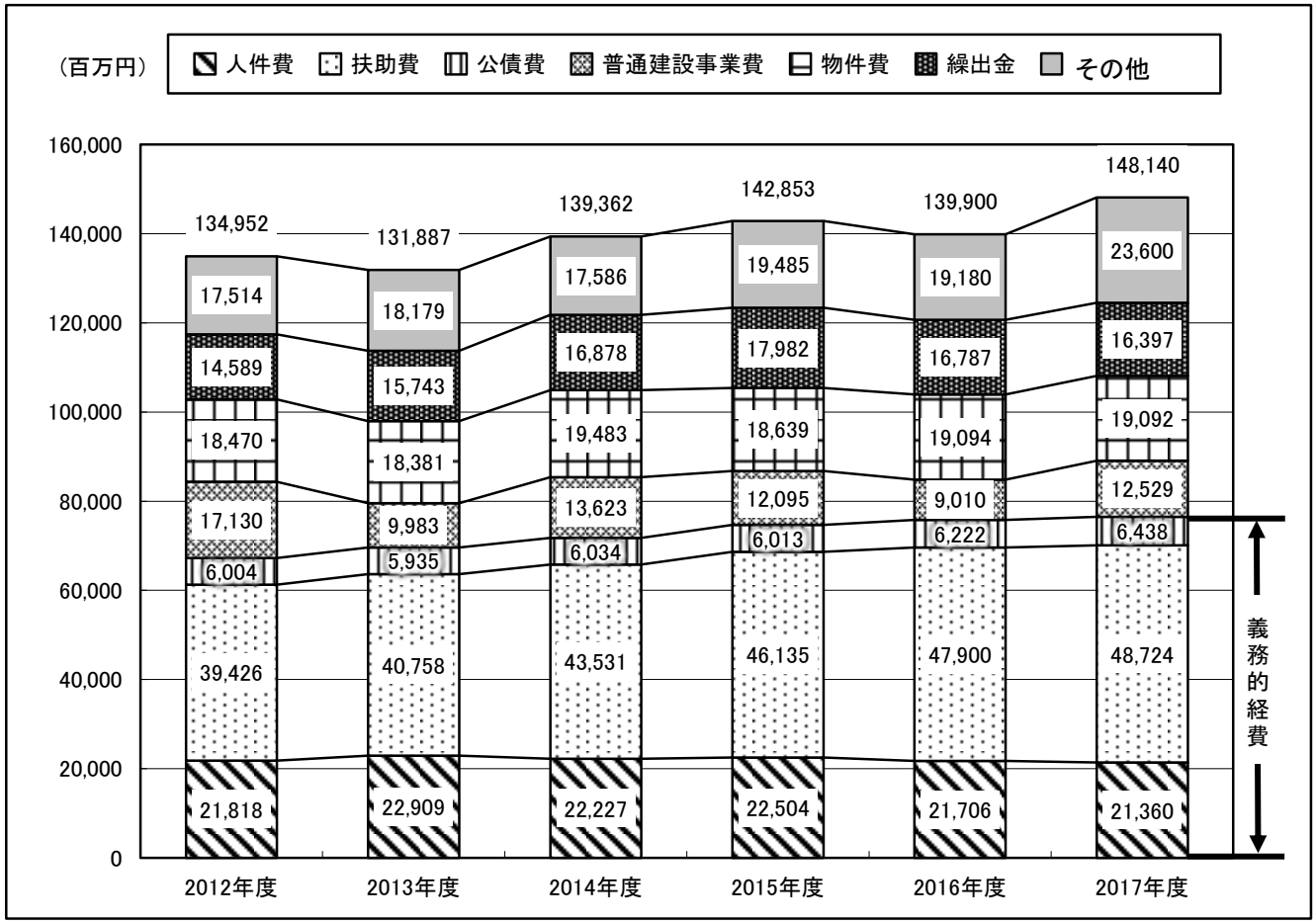

図表２－６－10 普通会計による歳出決算額の構成
左：2012 年度、右：2017 年度
出典：町田市「決算カード」

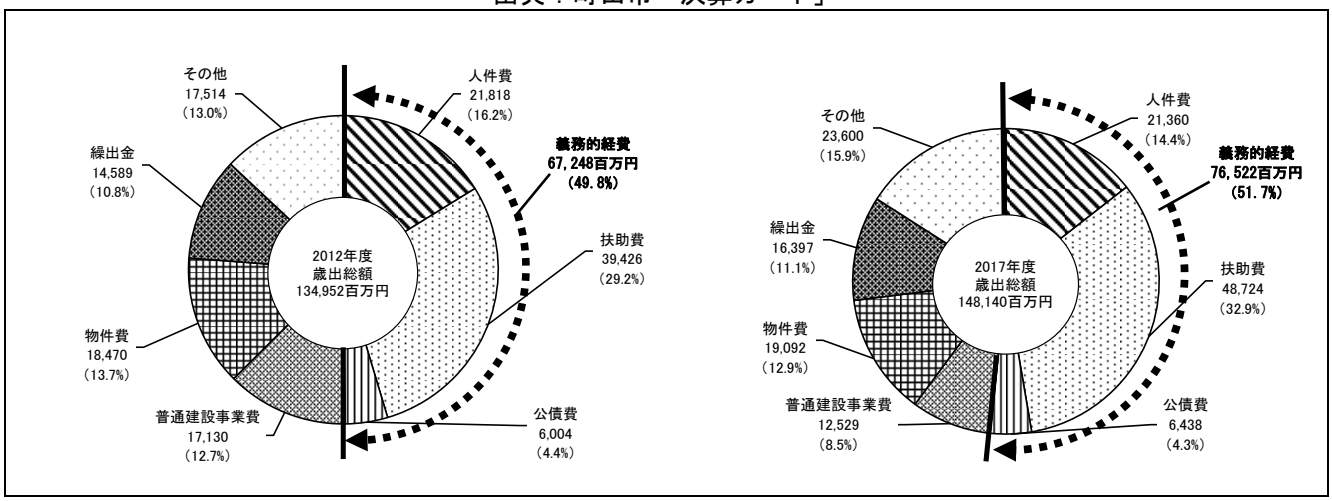

● この比率が高ければ高いほど、経常的経費の割合が高い義務的経費比率は、2016 年度実績で 54.2%と 13 市の中で４番目に高く、さらにその内訳をみると、扶助費が 34.2%と２番目に高いことが特徴的といえます。

図表２－６－11 人口１人当たりの個人市民税・固定資産税の都市間比較
出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

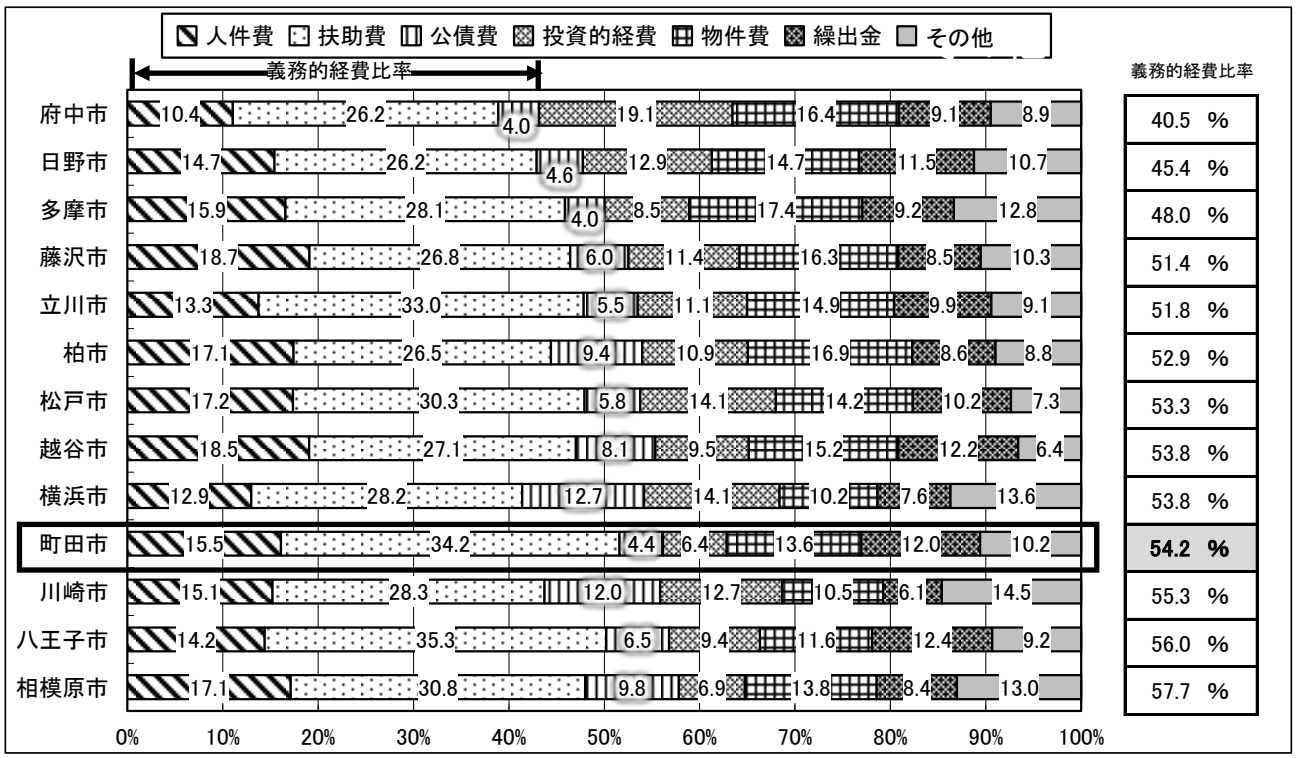

（５） 主要財政指標

－実質公債費率は、直近８カ年マイナス値が続く－

● 財政基盤の強弱を判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを示す財政力指数は、2008 年度に過去 10 年間で最高の 1.16 に達していますが、2012 年度にかけて低下した後、2017 年度まで横ばい傾向が続いています。また、2016 年度の財政力指数を 13 市で比較すると、本市は 13 市平均の 1.01 を若干下回る 0.98 で、高い方から６番目となっています。

● 人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された経常的に収入される一般財源の割合であり、この比率が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている経常収支比率は、2008 年度以降、微増傾向が続き、2016 年度に過去 10 年間で最も高い 93.7%に達しましたが、2017 年度には 90.5%に減少しています。また、2016 年度の経常収支比率を 13 市で比較すると、本市は 13 市平均の 92.8 を若干上回る 93.7 で、高い方から５番目となっています。

図表２－６－12 財政力指数及び経常収支比率の推移

出典：町田市「決算カード」

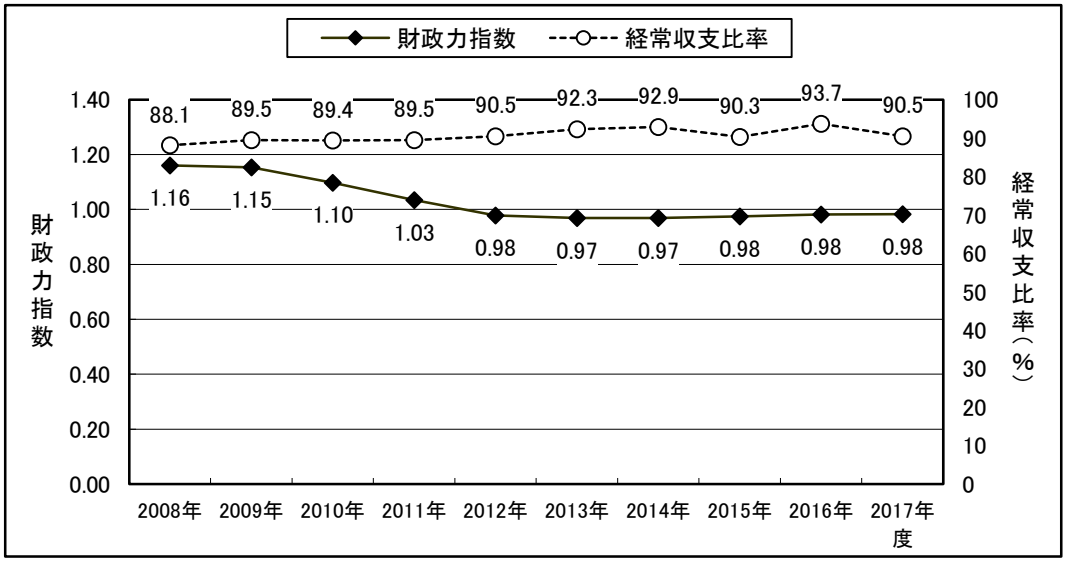

図表２－６－13 財政力指数の都市間比較

出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

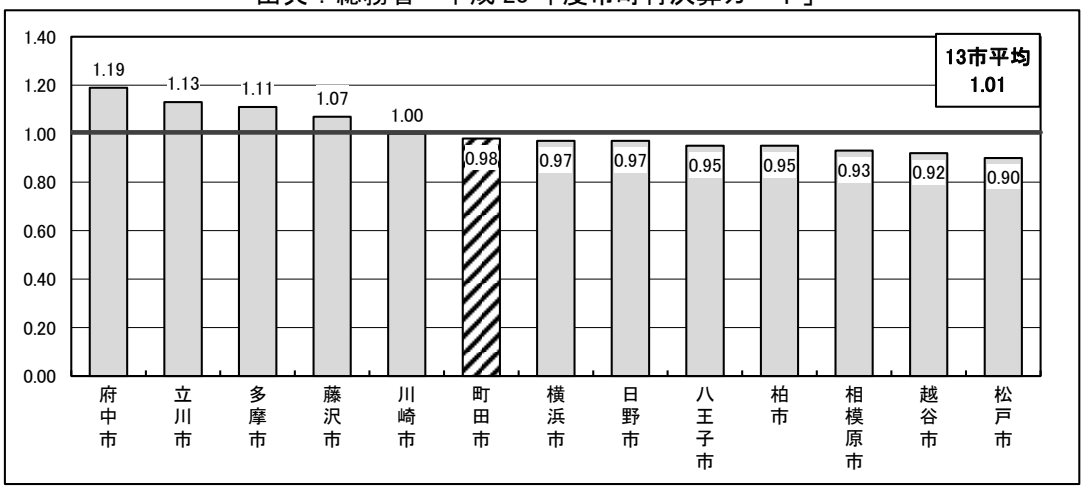

図表２－６－14 経常収支比率の都市間比較

出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

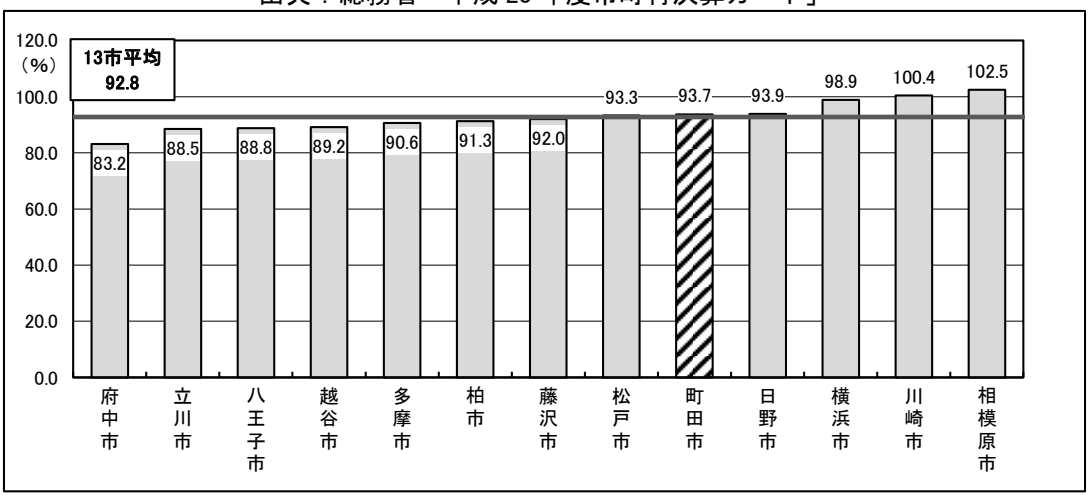

● 地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模[16]に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定[17]に用いられる実質公債費比率は、2008 年度以降、概ね一貫して改善傾向で推移しており、2010 年度に▲0.1 となって以降、マイナス値が続いています。また、2016 年度の実質公債費比率を 13 市で比較すると、本市は 13 市平均の 3.3 下回る▲1.3 で 13 市中最も低くなっています。

図表２－６－15 実質公債費比率の推移
出典：町田市「決算カード」

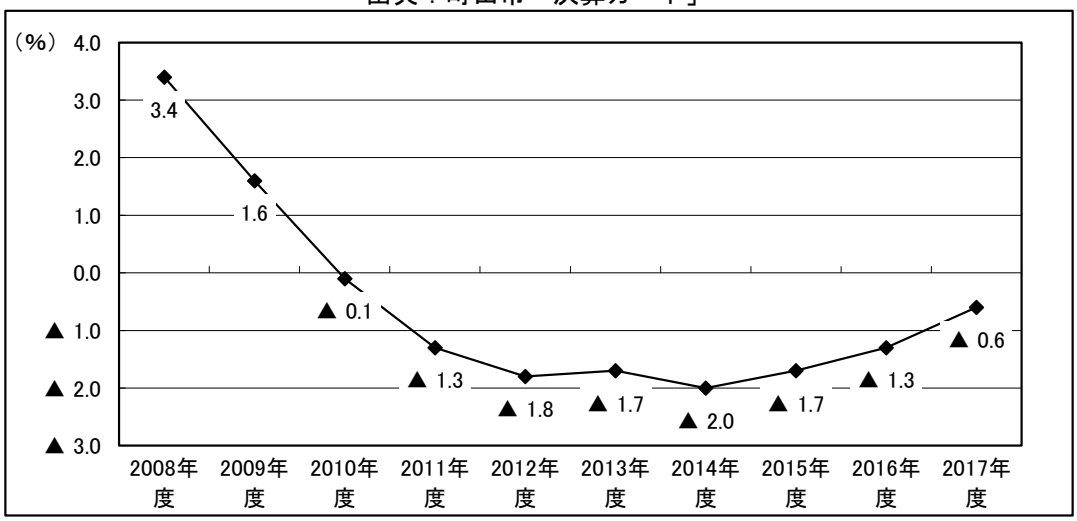

図表２－６－16 実質公債費比率の都市間比較
出典：総務省「平成 28 年度市町村決算カード」

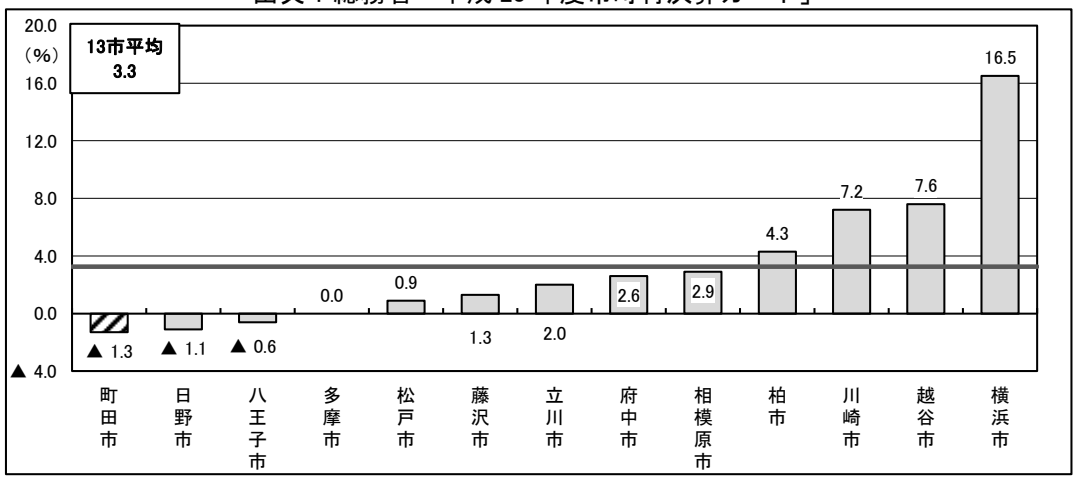

[16] 地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したもの。

[17] 実質公債費比率が 18%以上となった場合には、起債にあたって国の許可が必要となる。

（６） 職員数

－人口千人当たりの職員数は４人台で微増傾向－

- 本市の職員数は、2010 年度に 2,733 人と 2008 年度以降最小となっていますが、その後、概ね増加傾向が続き、2018 年度には 2,883 人となっています。
- 人口千人当たりの職員数は 2012 年度まで 4.3～4.4 人で推移していましたが、2013 年以降は 4.5～4.6 人と若干増加して推移しています。
- 2017 年度の人口千人当たり一般行政職員数を 13 市で比較すると、本市は 4.1 と 13 市の中で少ない方から５番目となっています。

図表２－６－17 職員数及び人口千人当たり職員数の推移（各年５月１日現在）
出典：町田市「町田市統計書」

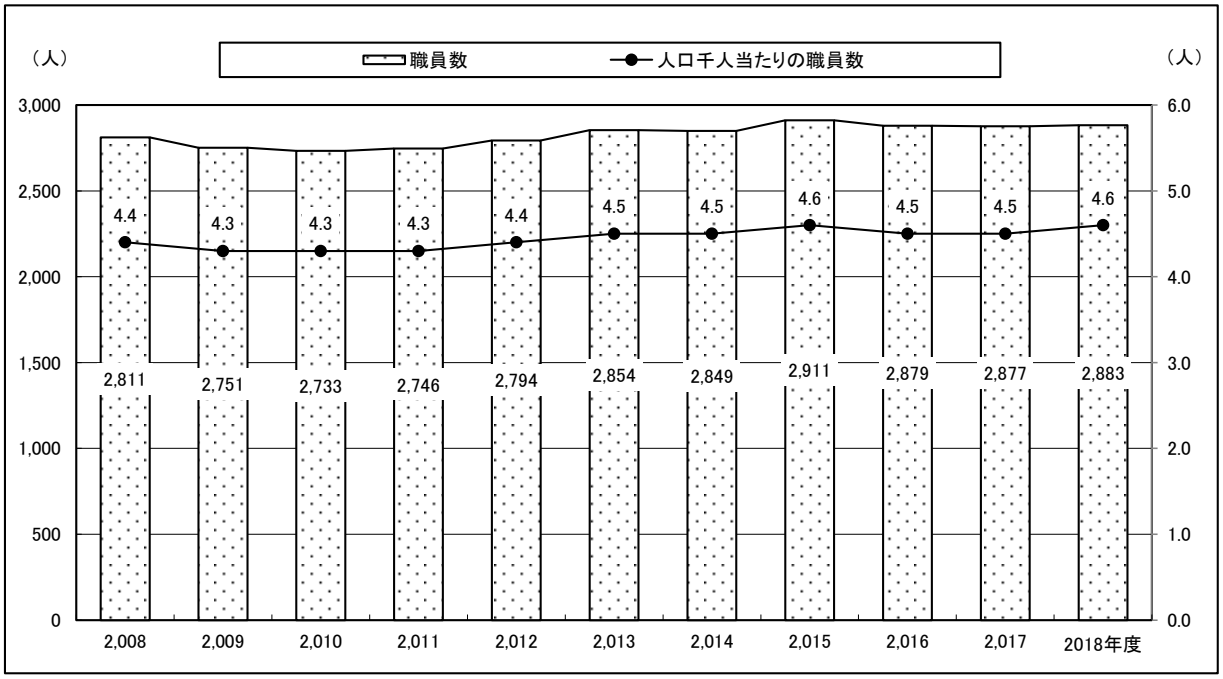

図表２－６－18 人口千人当たり一般行政職員数の都市間比較（各年４月１日現在）
出典：総務省「平成 29 年度地方公共団体定員管理調査結果」、
「住民基本台帳に基づく、人口、人口動態及び世帯数」（2017 年度）

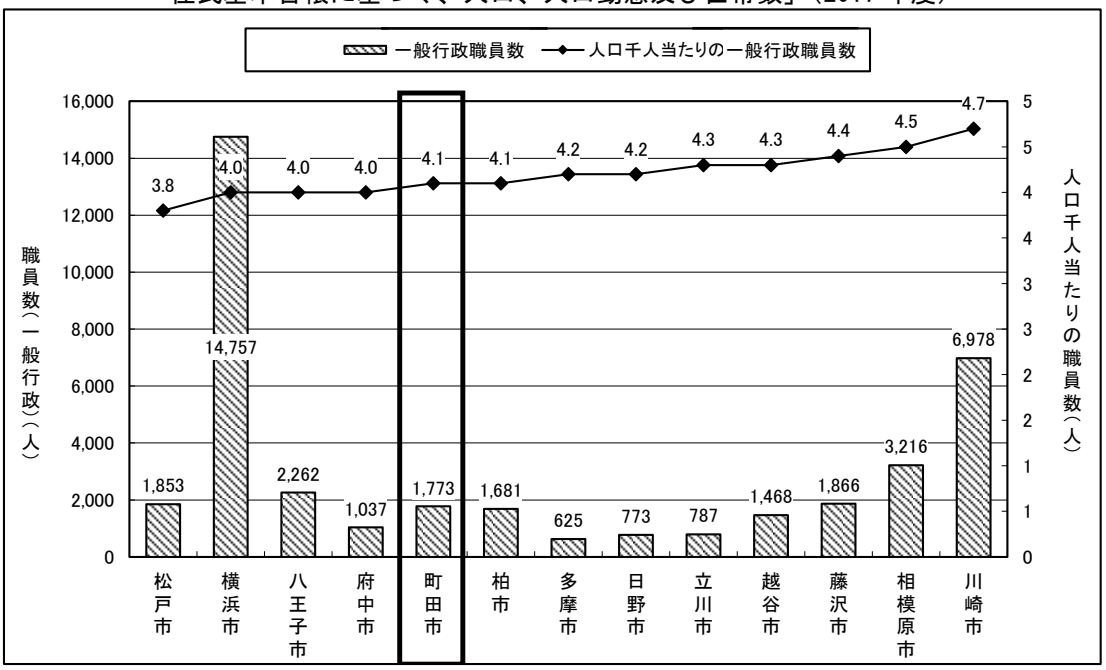

（７） 公共施設等

－公共施設の延床面積の 54.1%が築 30 年以上経過－

- 現在、全国の地方自治体では、おおむね 1955～1973 年頃の高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設[18]が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えています。
- 一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、扶助費等の社会保障関係費の増大に歯止めがかからず、財政状況が年々厳しさを増している中、今後、全国的に既存の公共施設の更新に充当可能な財源の減少が見込まれています。
- 本市が所管する公共施設のうち、公共建築物は、高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化に対応するため、1960 年代後半から 1980 年代前半にかけて、学校教育施設を中心に整備されてきました。1980 年代後半以降は、学校教育施設以外の施設の整備が大半を占めており、築年別の延床面積をみると、築 30 年以上が 54.1%と半数を超えており、全体として老朽化が進んでいる状況です。

図表２－６－19 普通建設事業費等の推移（兆円）
出典：総務省「地方財政状況調査」

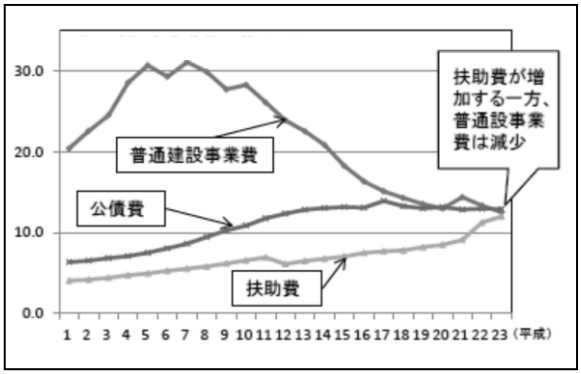

図表２－６－20 公共建築物の建築年別の延床面積割合
出典：町田市「町田市公共施設再編計画」

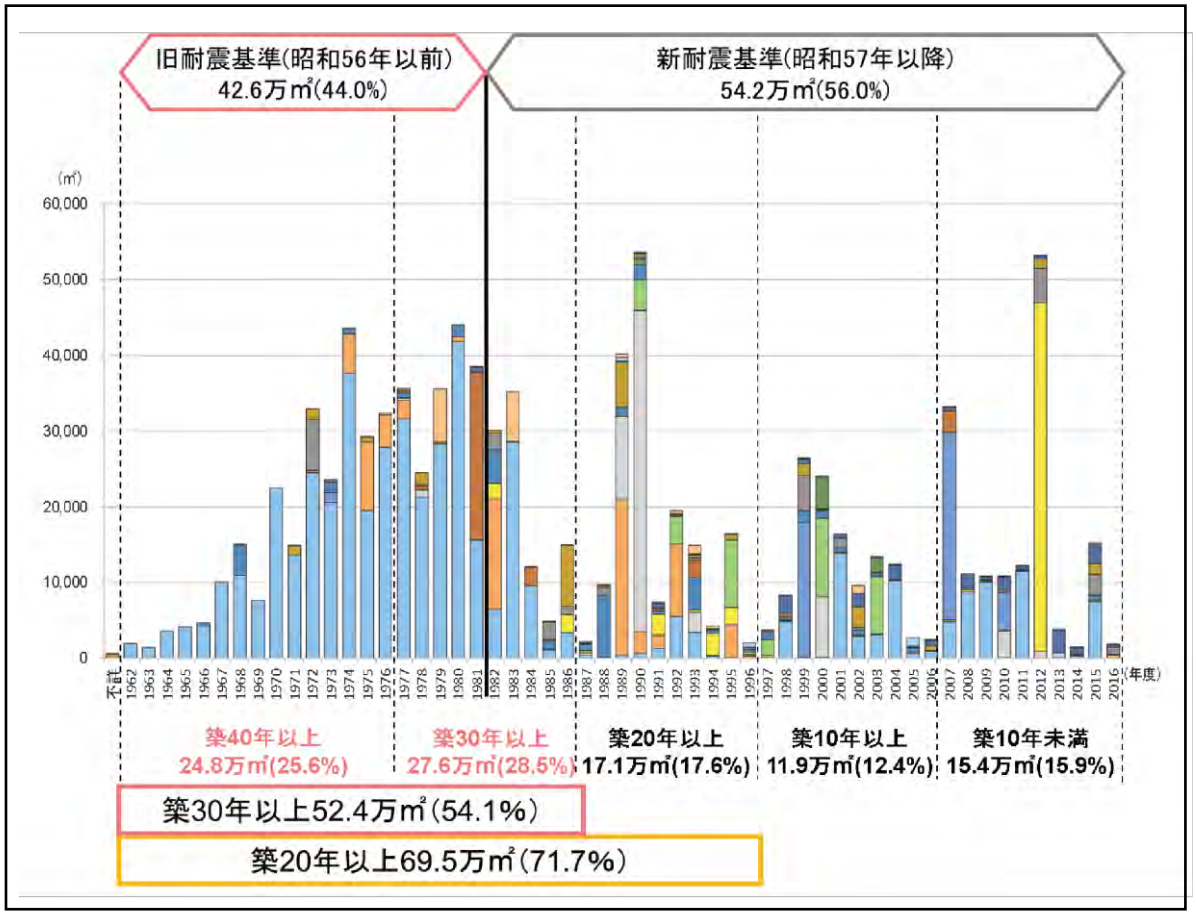

[18] 本書では、公共建築物と道路・上下水道等のインフラ施設を総称して「公共施設」と表現している。これは、国が定義している「公共施設等」に該当する。

● 2016 年度末の施設分類別の延床面積の構成比は、学校教育施設が 50.6%で突出しており、下水道施設の 7.9%、スポーツ・レクリエーション系施設の 7.5%、市役所等の行政施設の 6.4%の順となっています。

図表２－６－21 施設分類別の延床面積割合
出典：町田市「町田市公共施設再編計画」

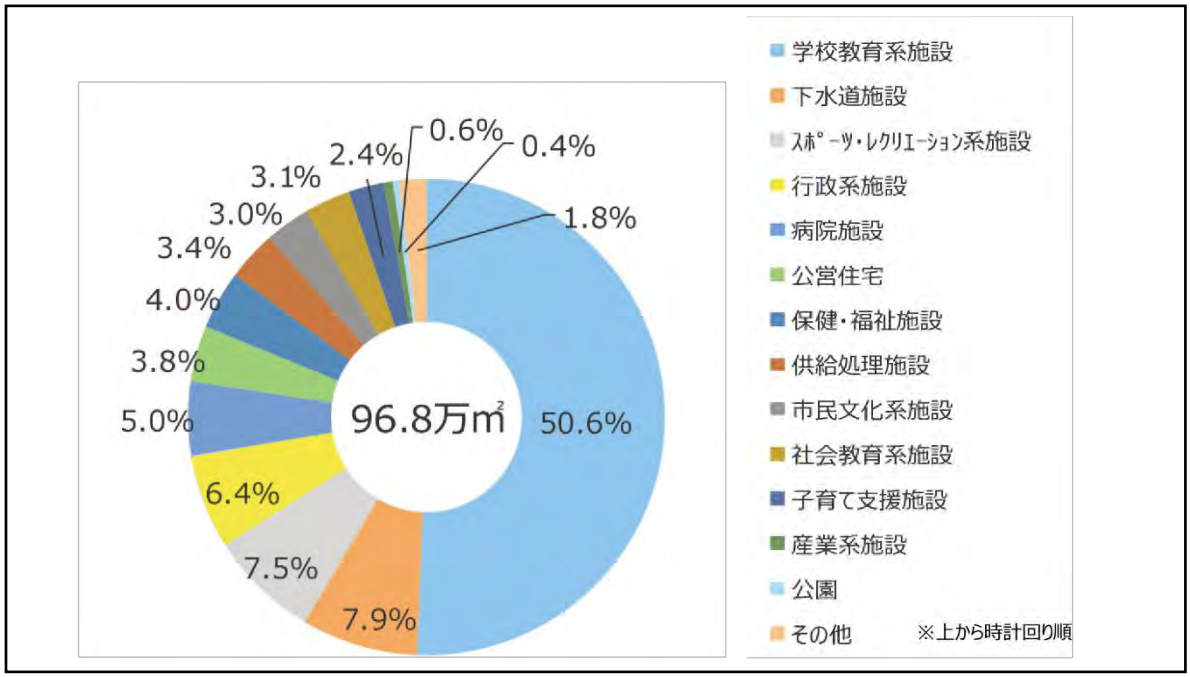

7 全市的な動向のまとめ

視点	全市的な動向や他自治体との相対比較等による特徴
人口	◆本市の人口は都心部や横浜市、川崎市等のベットタウンとしての発展とともに増加を続けてきましたが、大規模な面的整備が終息傾向にあり、2003 年以降、増加幅は縮小し、世帯の小規模化も進んでいます。その要因としては、転入者数の減少による社会増減の増加幅の縮小や、高齢化の進展に伴う死亡者数の増加及び出生数の低下による自然増減のマイナスへの転換等があります。 ◆合計特殊出生率は上昇傾向にあるものの、比較 12 市と比べると、多摩市に次いで２番目に低く、その要因の１つとして未婚割合の高さや、有配偶女性の就業率の高さが考えられます。一方で、年少人口を含む世帯は多く転入しているため、年少人口の構成比は中位に位置しています。 ◆近年の社会増減をみると、20 代は転出超過で推移している一方で、他の年代は概ね転入超過で推移しています。特に、０～19 歳、30 代・40 代における転入超過が大きく、大学入学時・子育て世帯等が転入し、大学卒業時・社会人を数年経過後などに転入している傾向にあります。なお、転出・転入は横浜市・相模原市・川崎市など神奈川県内の自治体、世田谷区や八王子市との間で多く多く行われています。 ◆高齢化は団地の集積する地区や市の周辺地区で特に進んでおり、今後、市内でも比較的早く人口減少及び高齢化が進行するものと見込まれます。 ◆本市は夜間人口が昼間人口を上回る流出超過の傾向にあります。通勤・通学についても横浜市・相模原市・川崎市など神奈川県内の自治体との結びつきが強くなっており、通勤をみると横浜市・川崎市に対しては流出超過、相模原市に対しては流入超過の状態となっています。
土地利用	◆本市の用途地域全体に占める住居系の構成比は 86.0%と比較 12 市と比べ、最も高い状況で 2015 年の持ち家率は 51.9%と半数以上を占めますが、比較 12 市のうち、東京都下の市よりは高い一方、神奈川・埼玉・千葉県下の比較市より低い傾向にあります。 ◆本市の住宅地平均価格は近年上昇傾向にありますが、2019 年の住宅地平均価格を比較 12 市及び横浜市・川崎市の本市に隣接する区の計 17 市区で比較すると、本市は 13 番目とやや下位に位置し、本市の上位には、東京都内及び神奈川県内の市区、下位には主に埼玉県内及び千葉県内の市が位置している状況です。
産業構造	◆本市で従業する従業者に目を向けると、その４割以上は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」に従事しており、これら２分野の産業特化係数は比較 12 市と比べても高い状況にあります。なお、RESAS の地域経済循環図では、本市の地域経済循環率は 65.1%となっており、地域経済は他地域から流入する所得に依存している状態にあります。
行財政	◆市税は増加傾向にあり、人口１人当たりに換算した個人市民税は、比較 12 市と比べ、３番目に高い水準にある一方、財政構造の硬直化を招く大きな原因となる義務的経費比率は、４番目に高く、特に扶助費の割合が高くなっています。

第３章　分野別の特性の調査・分析

１　子育て支援等

（１）妊娠・出産支援

①　国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 我が国の年間の出生数は、1975 年に 200 万人を割り込んだ後、毎年減少し続けました。1991 年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続いており、2015 年の出生数は 100 万 5,677 人、前年の 100 万 3,539 人と比べ 2,138 人（0.2%）増加しています。
- 一方、第１次ベビーブーム期には 4.3 を超えていた合計特殊出生率 は、1975 年に 2.0 を下回り、1989 年にはそれまで最低であった 1966 年（丙午）を下回る 1.57 を記録、さらに 2005 年には過去最低の 1.26 まで落ち込んでいます。しかし、近年は微増傾向が続いており、2017 年は 1.43 となっています。

図表３－１－１　出生数及び合計特殊出生率の推移
出典：厚生労働省「人口動態統計」

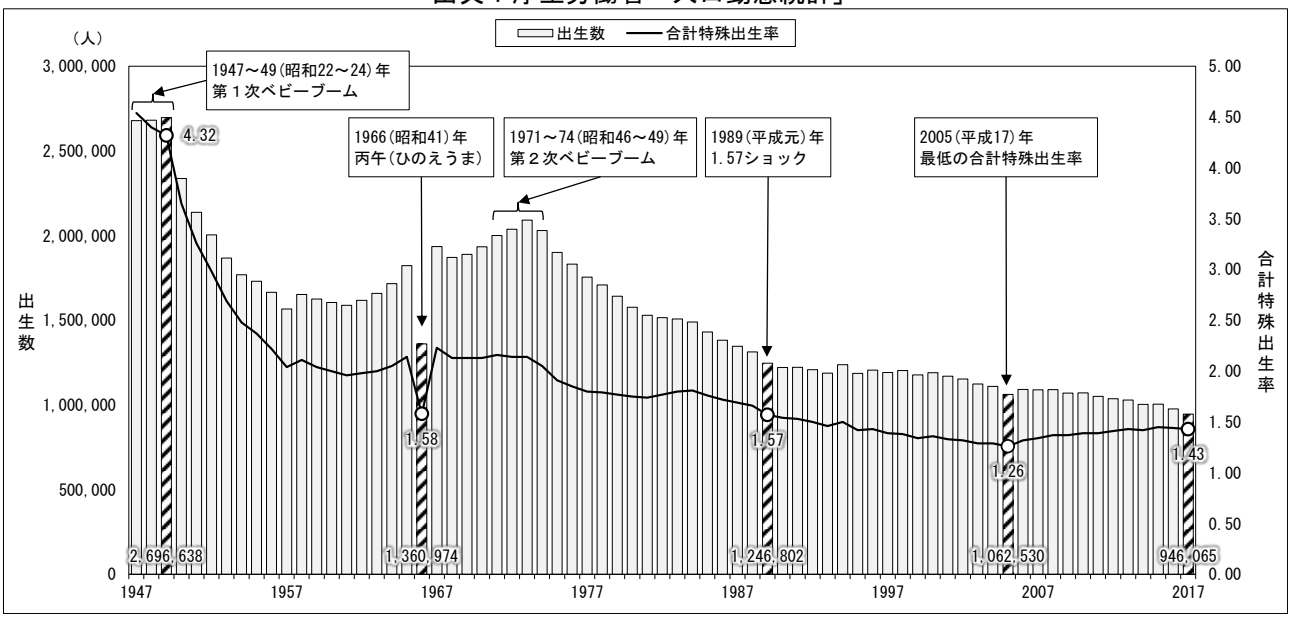

②　本市の動向

- 過去 15 年間の合計特殊出生率は、概ね増加傾向で推移しており、2017 年には 1.26 となっています。2003 年以降 2014 年までは一貫して東京都の平均を上回る水準で推移していましたが、2015 年には 1.23 と東京都の 1.24 を下回る水準となりました。
- 多摩 26 市平均と比較すると、過去 15 年間はおおむね多摩 26 市の平均を下回る水準で推移していましたが、2017 年における合計特殊出生率は多摩 26 市の中で上から 15 番目と以前の 19～21 位よりも高位に位置しています。

図表３－１－２ 合計特殊出生率の推移

出典：東京都福祉保健局　「人口動態統計」

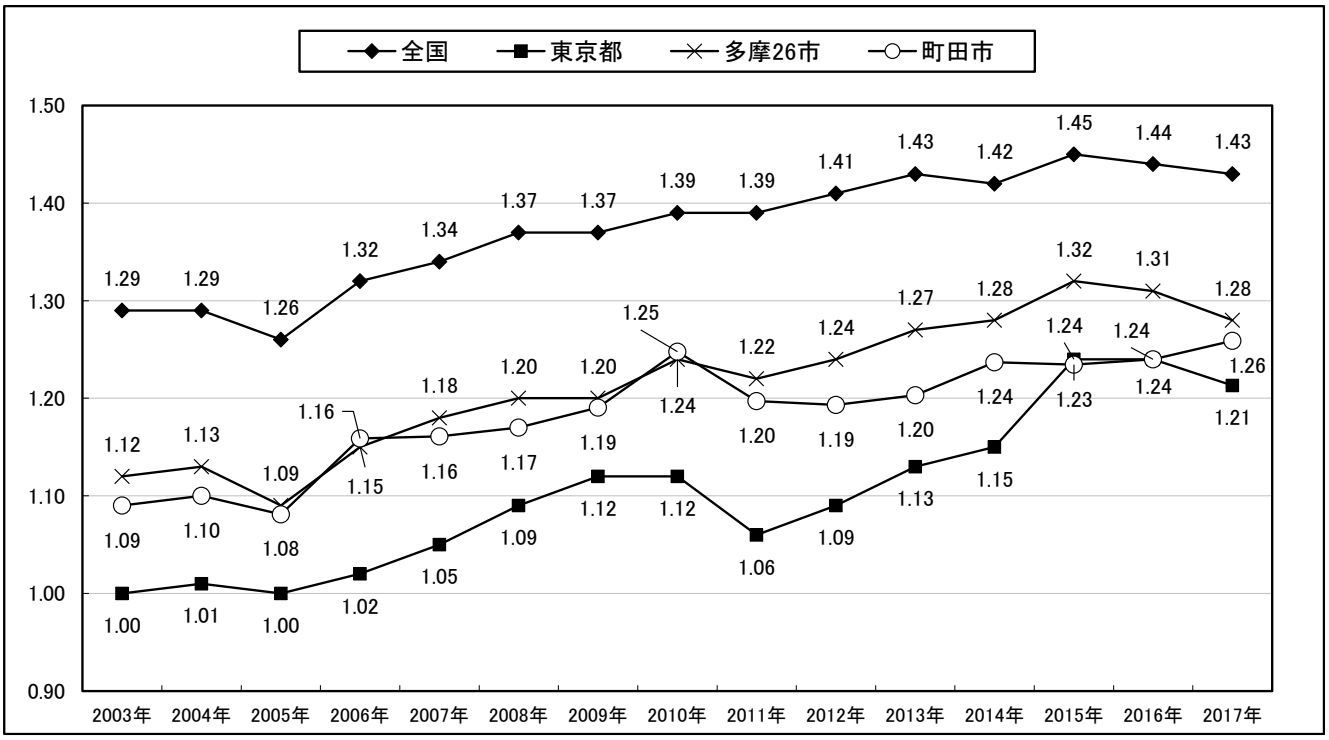

図表３－１－３ 合計特殊出生率の都市間比較

出典：東京都福祉保健局　「人口動態統計」

順位	市名	2013年	順位	市名	2014年	順位	市名	2015年	順位	市名	2016年	順位	市名	2017年
1	稲城市	1.50	1	あきる野市	1.43	1	東大和市	1.67	1	稲城市	1.55	1	東大和市	1.59
2	羽村市	1.50	2	東久留米市	1.43	2	小平市	1.46	2	日野市	1.49	2	稲城市	1.49
3	あきる野市	1.44	3	稲城市	1.41	3	日野市	1.45	3	東大和市	1.48	3	あきる野市	1.44
4	武蔵村山市	1.42	4	小平市	1.40	4	府中市	1.44	4	羽村市	1.48	4	府中市	1.39
5	小平市	1.41	5	府中市	1.40	5	稲城市	1.44	5	府中市	1.43	5	東久留米市	1.37
6	昭島市	1.40	6	羽村市	1.38	6	武蔵村山市	1.42	6	小平市	1.42	6	羽村市	1.37
7	東大和市	1.40	7	武蔵村山市	1.38	7	あきる野市	1.41	7	東久留米市	1.41	7	日野市	1.35
8	福生市	1.39	8	東大和市	1.37	8	福生市	1.41	8	武蔵村山市	1.38	8	調布市	1.34
9	日野市	1.38	9	昭島市	1.37	9	昭島市	1.39	9	昭島市	1.36	9	武蔵村山市	1.34
10	府中市	1.37	10	日野市	1.35	10	立川市	1.38	10	福生市	1.34	10	小平市	1.33
11	国立市	1.31	11	小金井市	1.34	11	小金井市	1.36	11	清瀬市	1.34	11	昭島市	1.32
12	東久留米市	1.31	12	福生市	1.33	12	東村山市	1.34	12	国分寺市	1.33	12	清瀬市	1.31
13	小金井市	1.29	13	調布市	1.31	13	国分寺市	1.34	13	狛江市	1.33	13	狛江市	1.30
14	立川市	1.28	14	青梅市	1.27	14	東久留米市	1.34	14	あきる野市	1.32	14	立川市	1.30
15	調布市	1.27	15	東村山市	1.26	15	清瀬市	1.32	15	立川市	1.31	**15**	**町田市**	**1.26**
16	東村山市	1.27	16	立川市	1.26	16	西東京市	1.29	16	調布市	1.31	16	国立市	1.25
17	清瀬市	1.26	17	西東京市	1.25	17	羽村市	1.29	17	西東京市	1.28	17	国分寺市	1.23
18	西東京市	1.24	18	国立市	1.24	18	八王子市	1.26	18	青梅市	1.25	18	福生市	1.23
19	八王子市	1.22	**19**	**町田市**	**1.24**	19	国立市	1.25	19	三鷹市	1.24	19	三鷹市	1.22
20	国分寺市	1.21	20	多摩市	1.22	20	狛江市	1.25	**20**	**町田市**	**1.24**	20	東村山市	1.22
21	**町田市**	**1.20**	21	八王子市	1.19	**21**	**町田市**	**1.23**	21	国立市	1.24	21	青梅市	1.22
22	青梅市	1.20	22	狛江市	1.19	22	調布市	1.23	22	小金井市	1.23	22	西東京市	1.21
23	三鷹市	1.15	23	国分寺市	1.17	23	三鷹市	1.23	23	八王子市	1.22	23	小金井市	1.21
24	狛江市	1.14	24	武蔵野市	1.17	24	武蔵野市	1.20	24	東村山市	1.20	24	多摩市	1.21
25	武蔵野市	1.14	25	清瀬市	1.16	25	多摩市	1.20	25	武蔵野市	1.19	25	八王子市	1.19
26	多摩市	1.13	26	三鷹市	1.16	26	青梅市	1.18	26	多摩市	1.16	26	武蔵野市	1.16
市部平均		1.30	市部平均		1.29	市部平均		1.34	市部平均		1.33	市部平均		1.30

● 2009 年以降の 20～39 歳の若年女性人口と出生数の推移をみると、両者ともにおおむね減少傾向で推移しており、近年、出生数が減少している要因の１つとして、若年女性人口の減少が影響していることが見てとれます。

図表３－１－４ 若年女性人口（20～39 歳）及び出生率の推移
出典：東京都福祉保健局「人口動態統計」、町田市「住民基本台帳人口（年齢別人口表）」
注）若年女性人口は各年１月１日現在、出生率は１月１日～12 月 31 日の合計値。

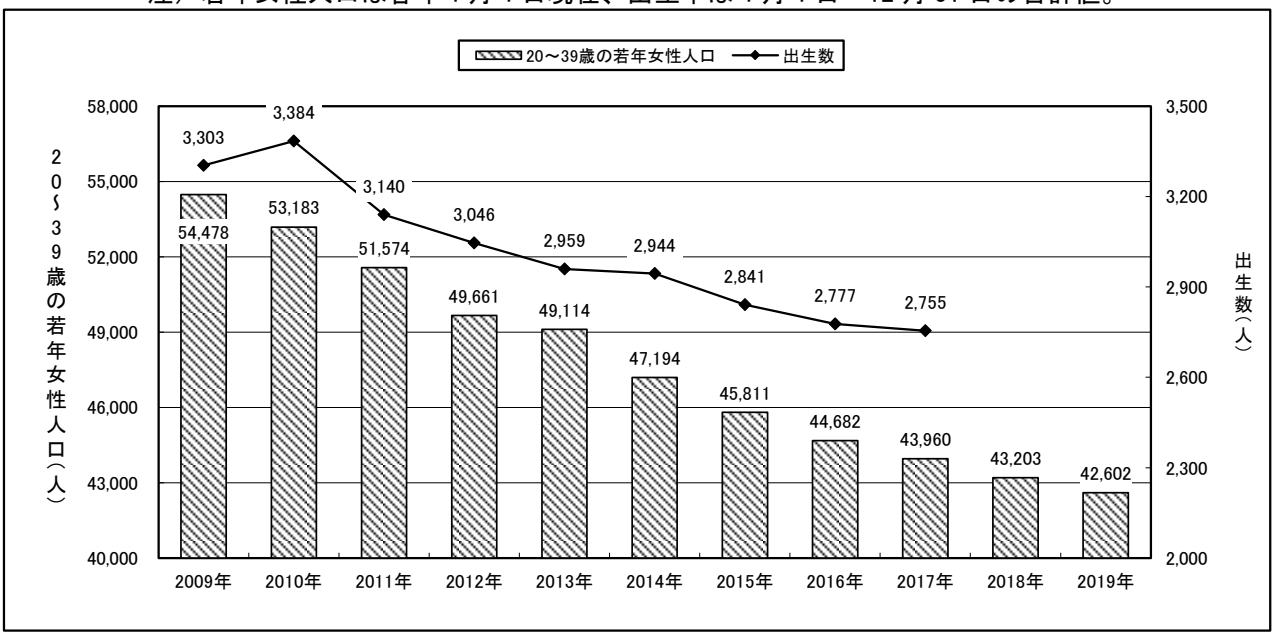

- 総務省の「住民基本台帳移動報告」に基づき 2017 年について、子育て世代の中心ともいえる 30・40 歳代の転入元・転出先をみると、どちらも横浜市・相模原市・川崎市といった神奈川県の近隣自治体が上位３位を占めているのが特徴的といえます。そのうち、横浜市、川崎市は転入超過である一方、相模原市は転出超過となっています。
- ０～９歳の転入元・転出先をみると、30・40 歳代で転入超過となっている横浜市、川崎市が上位２位となっており、かつ転入超過となっている点が特徴的となっています。
- また、2014 年から 2017 年における５歳階級別の社会増減数の推移をみると、０～４歳は常に転入超過で推移しており、４年間で 1,575 人の転入超過となっています。また、５～９歳も常に転入超過で推移しており、４年間で 578 人の転入超過となっています。

図表３－１－５ 本市への転入・転出者数の上位５自治体（30・40 歳代）
出典：総務省「住民基本台帳移動報告（2017 年）」

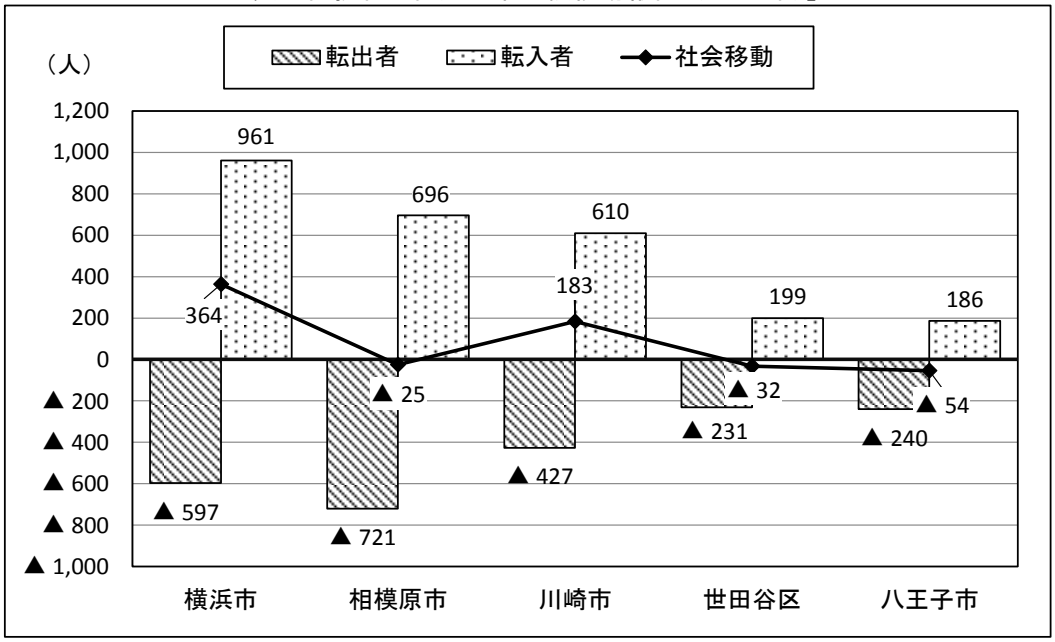

図表３－１－６ 本市への転入・転出者数の上位５自治体（０～９歳）

出典：総務省「住民基本台帳移動報告（2017 年）」

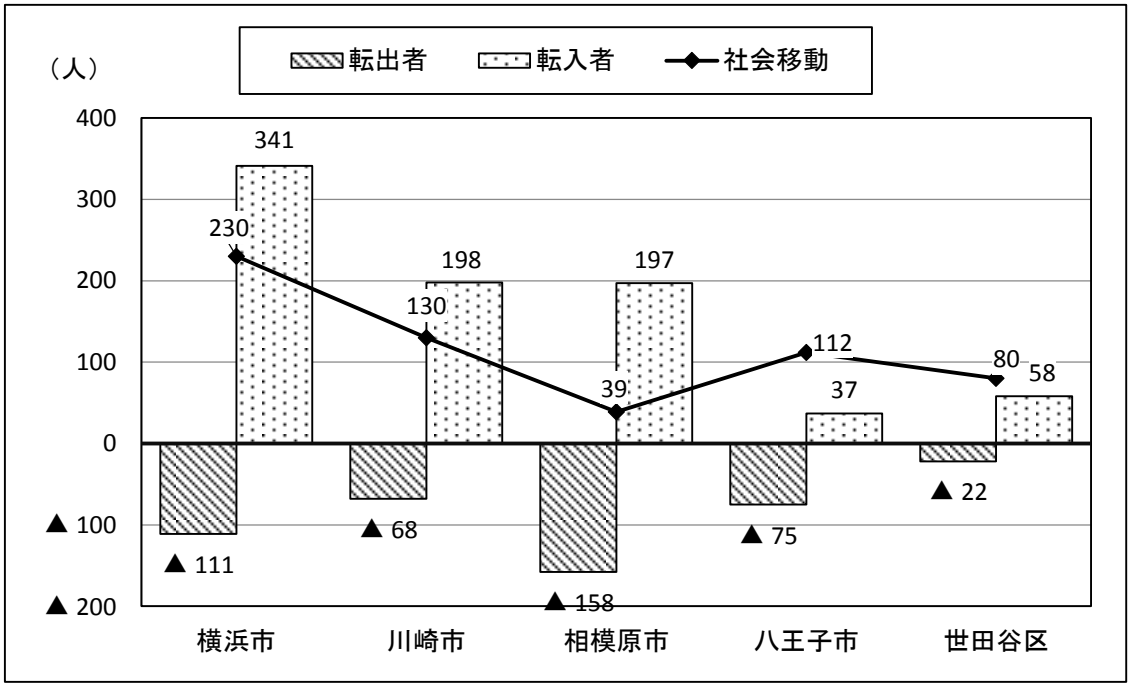

図表３－１－７ ５歳階級別の社会増減数の推移

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（各年）」

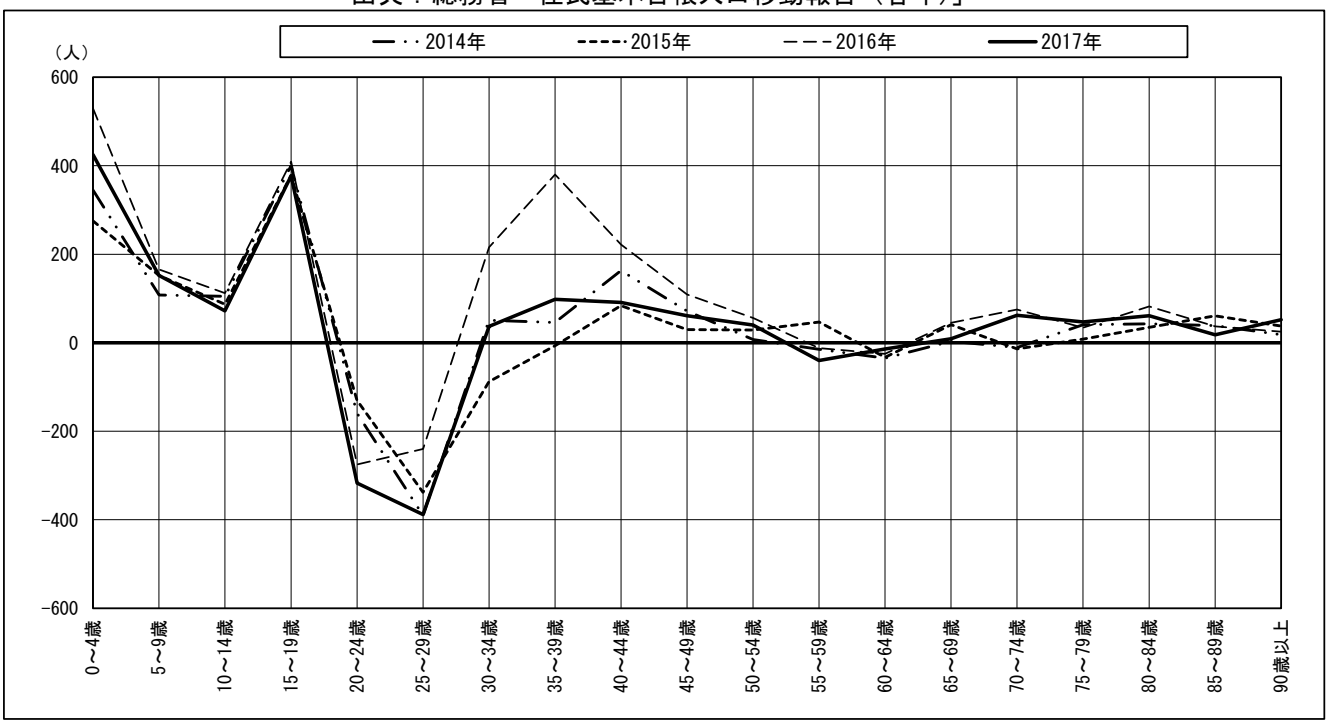

年齢	2014年	2015年	2016年	2017年	年齢	2014年	2015年	2016年	2017年
0～4歳	345	275	530	425	50～54歳	7	29	56	40
5～9歳	108	152	166	152	55～59歳	▲ 15	47	▲ 12	▲ 40
10～14歳	105	87	112	72	60～64歳	▲ 35	▲ 33	▲ 25	▲ 14
15～19歳	400	378	409	377	65～69歳	3	41	45	9
20～24歳	▲ 159	▲ 130	▲ 275	▲ 317	70～74歳	▲ 11	▲ 14	75	62
25～29歳	▲ 390	▲ 338	▲ 240	▲ 388	75～79歳	41	8	34	47
30～34歳	51	▲ 88	216	37	80～84歳	43	35	82	61
35～39歳	46	▲ 7	380	98	85～89歳	39	61	37	18
40～44歳	163	84	222	91	90歳以上	18	38	25	52
45～49歳	72	30	109	61	合計	831	655	1,946	843

● 2018 年１月１日現在の子ども女性比と 2017 年の合計特殊出生率を多摩 26 市で比較すると、本市は子ども女性比 0.174 で低い方から５番目、合計特殊出生率 1.259 で低い方から 12 番目に位置しています。

図表３－１－８ 子ども女性比と合計特殊出生率

出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（2018 年１月１日現在）」
東京都福祉保健局　「人口動態統計（2017 年）」

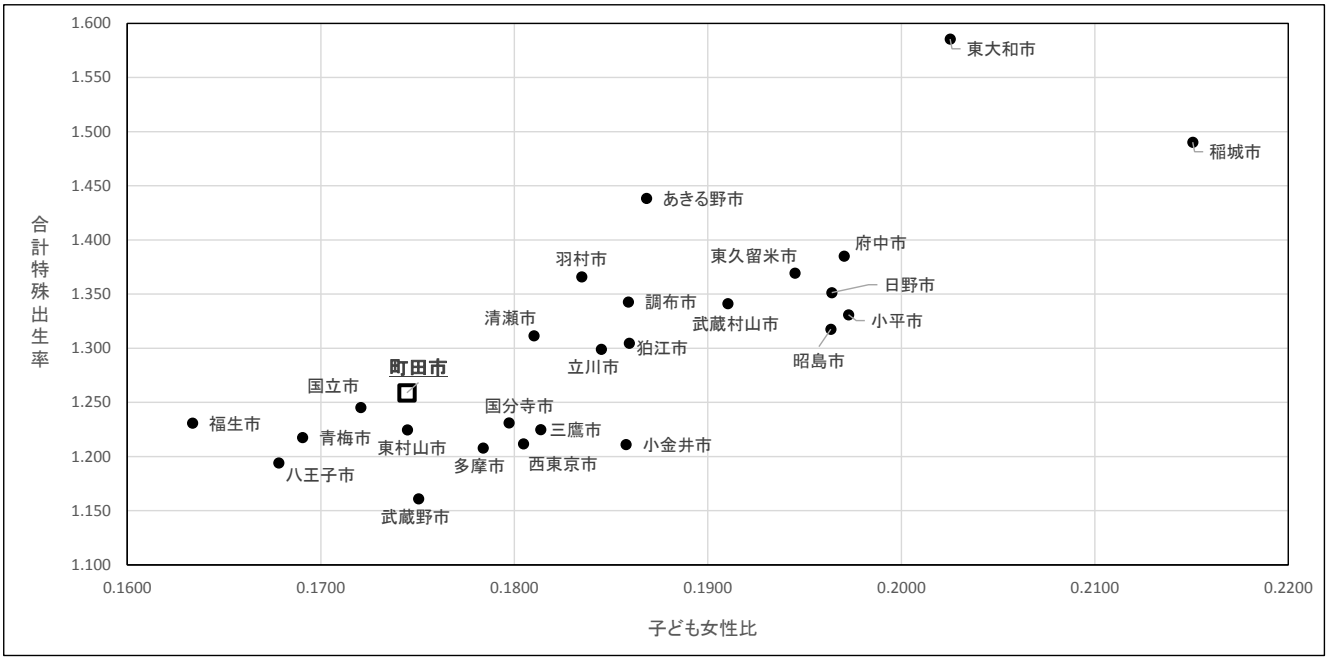

順位	市名	子ども女性比	順位	市名	子ども女性比	順位	市名	合計特殊出生率	順位	市名	合計特殊出生率
1	稲城市	0.215	14	羽村市	0.183	1	東大和市	1.585	14	立川市	1.299
2	東大和市	0.203	15	三鷹市	0.181	2	稲城市	1.490	**15**	**町田市**	**1.259**
3	小平市	0.197	16	清瀬市	0.181	3	あきる野市	1.438	16	国立市	1.245
4	府中市	0.197	17	西東京市	0.180	4	府中市	1.385	17	国分寺市	1.231
5	日野市	0.196	18	国分寺市	0.180	5	東久留米市	1.369	18	福生市	1.231
6	昭島市	0.196	19	多摩市	0.178	6	羽村市	1.366	19	三鷹市	1.225
7	東久留米市	0.194	20	武蔵野市	0.175	7	日野市	1.351	20	東村山市	1.225
8	武蔵村山市	0.191	21	東村山市	0.174	8	調布市	1.343	21	青梅市	1.218
9	あきる野市	0.187	**22**	**町田市**	**0.174**	9	武蔵村山市	1.341	22	西東京市	1.212
10	狛江市	0.186	23	国立市	0.172	10	小平市	1.331	23	小金井市	1.211
11	調布市	0.186	24	青梅市	0.169	11	昭島市	1.318	24	多摩市	1.208
12	小金井市	0.186	25	八王子市	0.168	12	清瀬市	1.311	25	八王子市	1.194
13	立川市	0.184	26	福生市	0.163	13	狛江市	1.305	26	武蔵野市	1.161

（２）子育て支援

①　国の動向

①－１　主要な統計指標の推移等

- 厚生労働省が 2018 年９月７日に公表した「保育所等関連状況取りまとめ（平成 30 年４月１日）」によると、2018 年４月１日現在、全国で保育所等を利用する児童の数は 261 万 4,405 人に上り、前年の 254 万 6,699 人と比較して 67,736 人（2.7%）増加しています。

- 一方、待機児童数は 19,895 人と 2017 年の 26,081 人と比較して 6,186 人（23.7%）減少しています。2018 年の待機児童数のうち、０～２歳の低年齢児は 17,626 人で全体の 88.6%に上ります。

図表３－１－９　年齢区分別の利用児童数・待機児童数
出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（各年４月１日現在）」

	利用児童					待機児童				
	①2018年4月1日		②2017年4月1日		差引(①－②)	③2018年4月1日		④2017年4月1日		差引(③－④)
	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)
低年齢児(0～2歳)	1,071,261	41.0	1,031,486	40.5	39,775	17,626	88.6	23,114	88.6	▲ 5,488
うち0歳児	149,948	5.7	146,972	5.8	2,976	2,868	14.4	4,402	16.9	▲ 1,534
うち1・2歳児	921,313	35.2	884,514	34.7	36,799	14,758	74.2	18,712	71.7	▲ 3,954
3歳児以上	1,543,144	59.0	1,515,183	59.5	27,961	2,269	11.4	2,967	11.4	▲ 698
合計	2,614,405	100.0	2,546,669	100.0	67,736	19,895	100.0	26,081	100.0	▲ 6,186

- 2018 年４月１日現在、待機児童数が 50 人以上いる市区町村数は 110 に上り、本市は 146 人で全国で 32 番目に待機児童数が多い状態となっています。

図表３－１－10 待機児童の多い市区町村（上位 50 位のみ）
出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（2018 年４月１日現在）」

順位	都道府県	市区町村	H30.4	対前年(H30-H29)	順位	都道府県	市区町村	H30.4	対前年(H30-H29)
1	兵庫県	明石市	571	24	26	東京都	中野区	171	▲ 204
2	岡山県	岡山市	551	▲ 298	27	千葉県	浦安市	168	3
3	東京都	世田谷区	486	▲ 375	28	東京都	調布市	167	▲ 145
4	東京都	江戸川区	440	20	29	鹿児島県	鹿児島市	158	▲ 94
5	兵庫県	西宮市	413	90	30	兵庫県	尼崎市	155	68
6	千葉県	市川市	385	▲ 191	31	東京都	渋谷区	151	▲ 115
7	兵庫県	神戸市	332	239	**32**	**東京都**	**町田市**	**146**	**▲ 83**
8	東京都	目黒区	330	▲ 287	33	千葉県	習志野市	144	▲ 194
9	埼玉県	さいたま市	315	315	34	千葉県	八千代市	144	37
10	沖縄県	沖縄市	264	▲ 176	35	沖縄県	南城市	143	49
11	東京都	大田区	250	▲ 322	36	東京都	日野市	139	▲ 113
12	東京都	府中市	248	▲ 135	37	宮城県	仙台市	138	▲ 94
13	沖縄県	うるま市	236	▲ 97	38	沖縄県	那覇市	138	▲ 62
14	東京都	足立区	205	▲ 169	39	千葉県	印西市	133	52
15	東京都	国分寺市	202	110	40	東京都	西東京市	129	▲ 17
16	沖縄県	南風原町	194	44	41	岡山県	倉敷市	125	▲ 61
17	東京都	三鷹市	190	▲ 80	42	広島県	東広島市	118	25
18	東京都	墨田区	189	41	43	茨城県	つくば市	116	2
19	東京都	中央区	188	▲ 136	44	兵庫県	宝塚市	116	▲ 12
20	東京都	板橋区	185	▲ 46	45	福島県	福島市	112	▲ 111
21	兵庫県	姫路市	185	59	46	埼玉県	朝霞市	106	▲ 8
22	東京都	台東区	183	▲ 44	47	沖縄県	西原町	106	73
23	福岡県	筑紫野市	181	4	48	東京都	文京区	100	▲ 2
24	神奈川県	藤沢市	174	26	49	沖縄県	宜野湾市	99	▲ 41
25	福岡県	大野城市	173	▲ 54	50	沖縄県	与那原町	99	39

①－２ 近年の主要な制度改正等

１ 子ども・子育て支援新制度：2015 年４月より本格施行
２ 幼児教育の無償化：2019 年 10 月より実施予定

①－２－１ 子ども・子育て支援新制度

- 国では、2012 年８月に公布した「子ども・子育て関連３法」に基づき、2015 年４月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしています。
- 具体的には、「①認定こども園 、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）」、「②小規模保育等への給付（地域型保育給付）」、「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図るとしています。また、これらの取組の実施主体は、市区町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付事業を計画的に実施していくとしています。

図表３－１－11 子ども・子育て支援新制度の概要
出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（2017 年６月）」

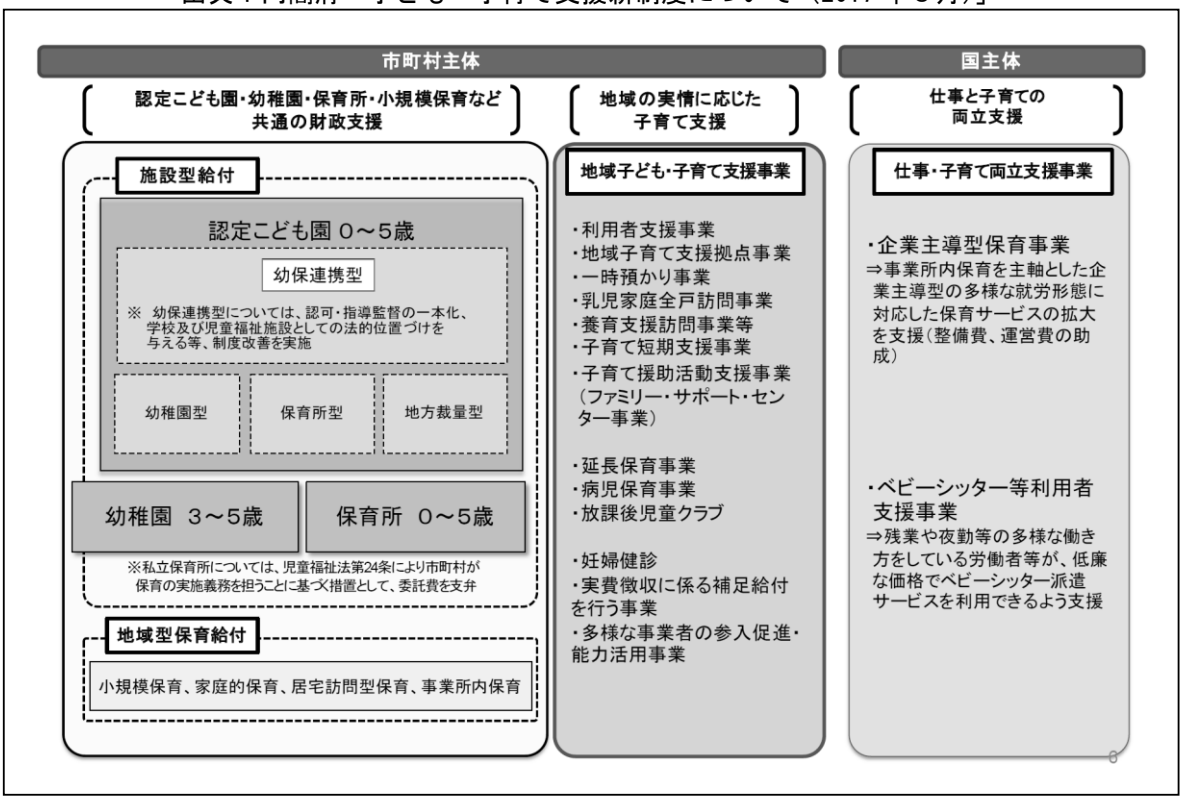

①－２－１ 幼児教育の無償化

- 2017 年 12 月に閣議決定されて「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、乳幼児教育の無償化を一気に加速する」ことが示され、2019 年 10 月から乳幼児教育・保育の無償化が全面的に実施されることが予定されています。
- 乳幼児教育・保育の無償化では、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳のすべての子どもの利用料を無償化することや、住民税非課税世帯の０歳から２歳の子どもたちの利用料を無償化することなどが検討されています。

図表３－１－12 幼児教育の無償化の具体的なイメージ

出典：厚生労働省資料

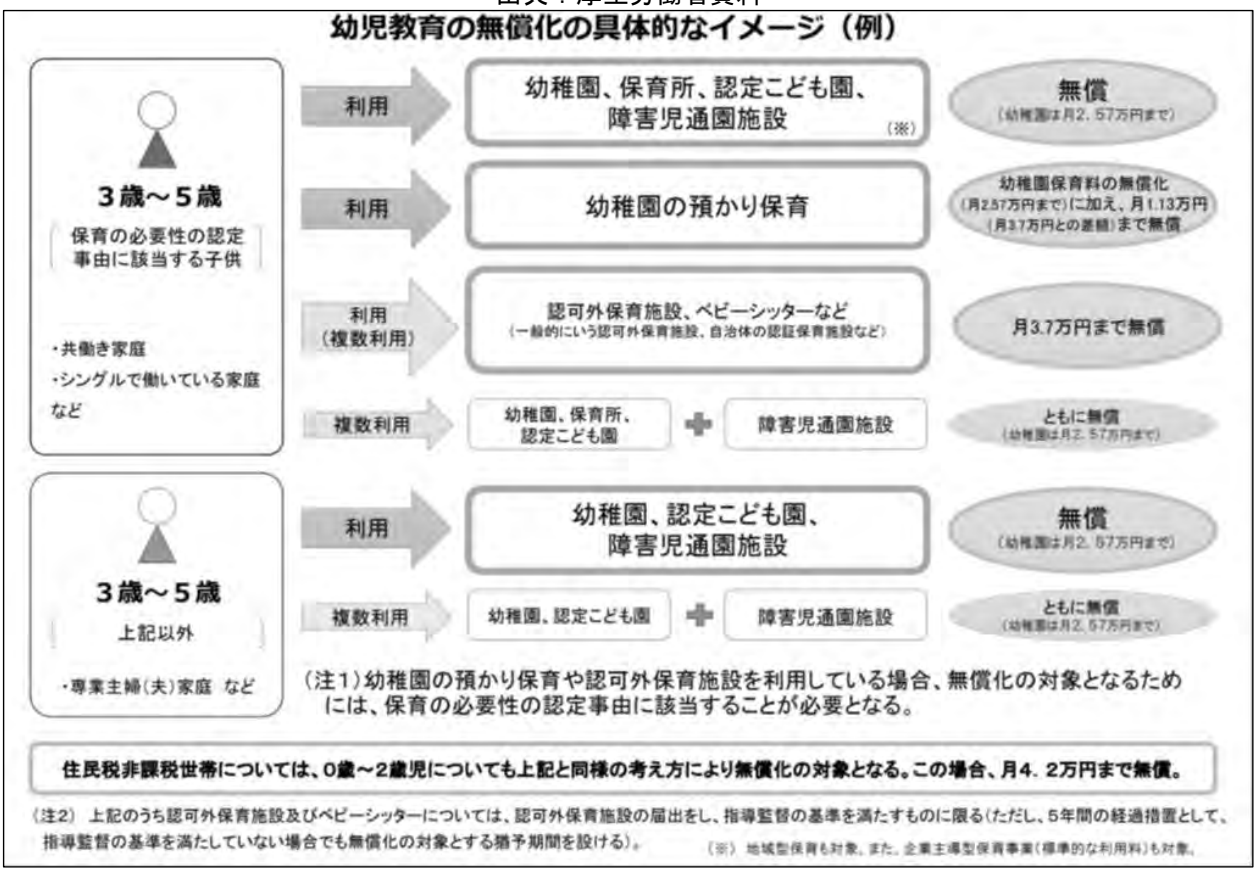

② 本市の動向

- 2017 年 12 月１日現在、市内には行政の認可施設として、認可保育所[19]が 73 施設（公立５・私立 68）、認証保育所[20]が７施設、幼保連携型認定こども園[21]が２施設、幼稚園型認定こども園が９施設、家庭的保育事業（保育ママ）[22]を行う施設が 16 施設、小規模保育事業[23]を行う施設が 15 施設の合計 122 施設が立地しています。
- 2011 年以降、これらの施設の利用対象者である０～５歳児人口は減少傾向で推移しており、2019 年には 17,120 人と減少傾向に入る前の 2011 年の 20,141 人と比較して 3,021 人（15.0%）減少しています。

[19] 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たして都道府県知事に認可された施設。

[20] 都知事が認証した認可外保育施設で、東京都の定めた基準（13 時間以上の開所や０歳児からの受け入れなど）を満たしている施設。

[21] 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設であり、認定基準を満たす施設は都道府県等からの認定を受けることができる。

[22] 保育者の居宅、その他の場所で行われる、小規模の異年齢保育。

[23] ０～２歳児を対象に定員６～19 人の少人数で行う保育。

図表３－１－13 ０～５歳児人口の推移

出典：町田市「住民基本台帳人口（年齢別人口表）」（各年１月１日現在）

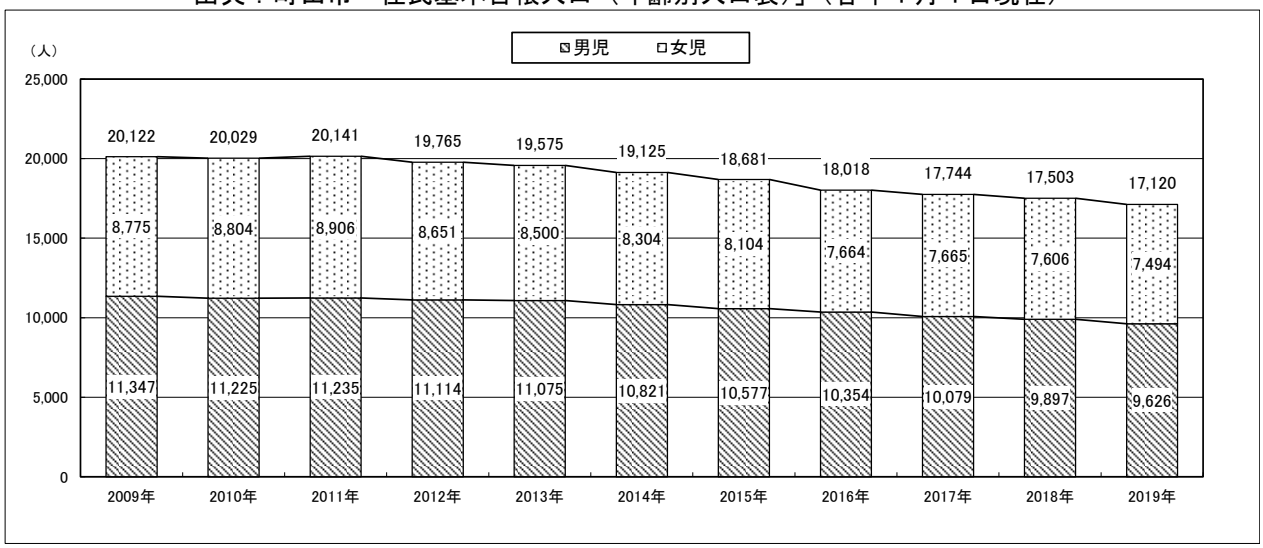

- これに対して、認可保育所の入所児童数は 2013 年度以降一貫して増え続けており、2013 年度の 5,929 人から 2017 年度の 6,643 人へと４年間で 714 人（12.0%）増加しています。
- 増加量をみると、１歳児が 2013 年度の 905 人から 2017 年度の 1,097 人へ 192 人（21.2%）、２歳児が 2013 年度の 1,099 人から 2017 年度の 1,281 人へ 182 人(16.6%)と大きく増加しています。
- 待機児童数の推移をみると、2013 年度の 257 人から 2015 年度の 153 人へと 104 人（40.5%）減少しています。2017 年度は 229 人と 2015 年度と比較すると 76 人（49.7%）増加しています。
- 待機児童数を年齢別にみると、2013 年度から 2017 年度にかけて２歳児は 20 人待機児童数が減少しているものの、１歳児では９名待機児童数が増加しています。

図表３－１－14 認可保育所の入所児童数の推移

出典：町田市「町田市統計書」（各年５月１日現在）

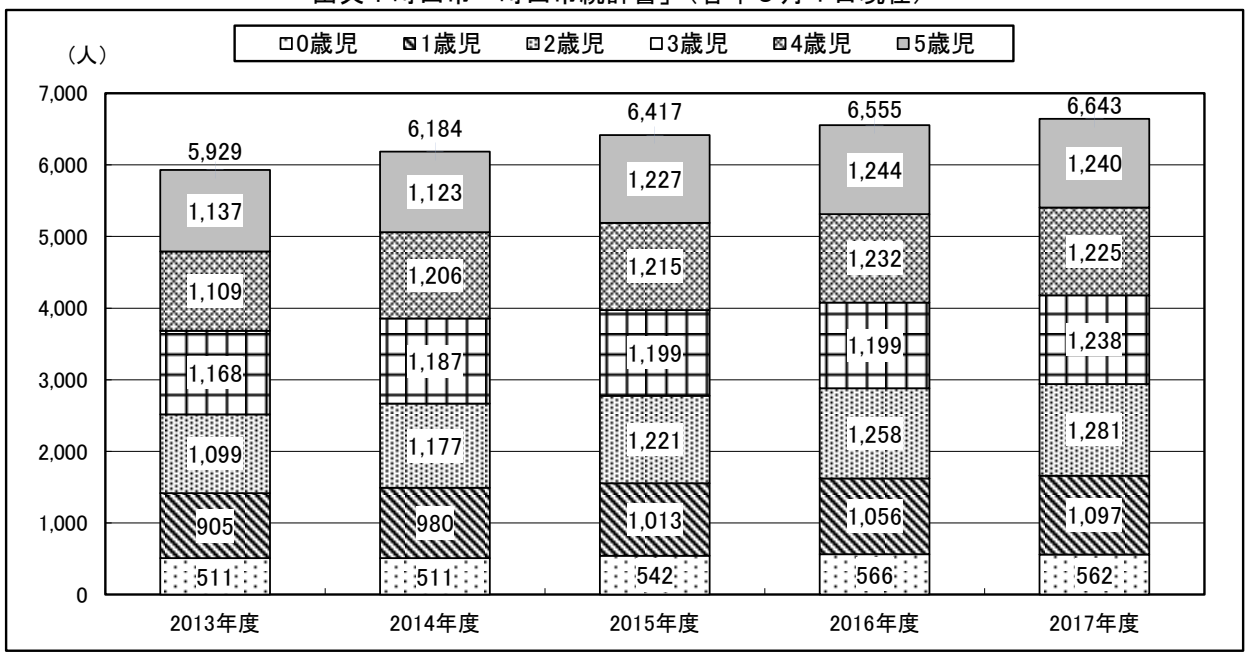

図表３－１－15 年齢別の認可保育所待機児童数の推移

出典：町田市「町田市統計書」

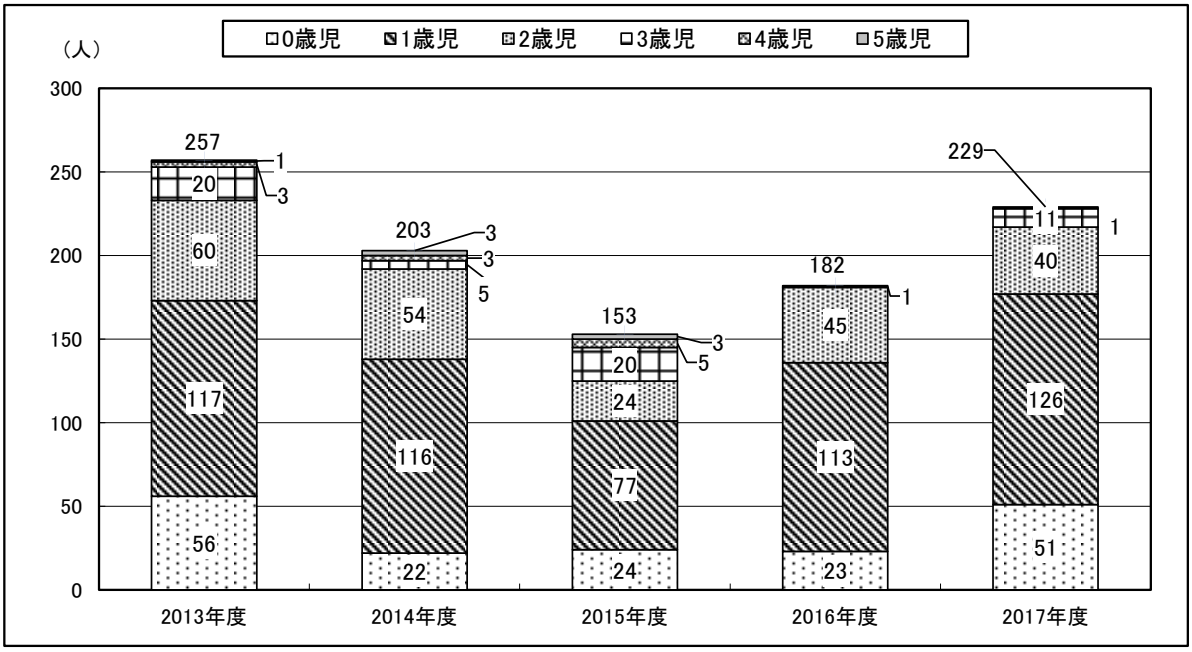

- 2018 年４月１日現在において多摩 26 市で待機児童数を比較すると、本市の待機児童数は 146 人と、府中市の 248 人、国分寺市の 202 人、三鷹市の 190 人、調布市の 167 人に次いでおり、多い方から５番目となっています。
- 保育サービス利用児童数（待機児童数を含む）に占める待機児童数の割合をみると、本市は 4.5%と、三鷹市の 5.2%、国分寺市の 4.8%に次いでおり、多い方から３番目となっています。
- 2017 年４月１日から 2018 年４月１日における待機児童数の増減数をみると、本市は 83 人待機児童が減少しており、待機児童の減少量が大きい方から５番目となっています。

図表３－１－16 待機児童数の都市間比較①

出典：東京都福祉保健局「保育サービス利用状況等について」（2018 年４月１日現在）

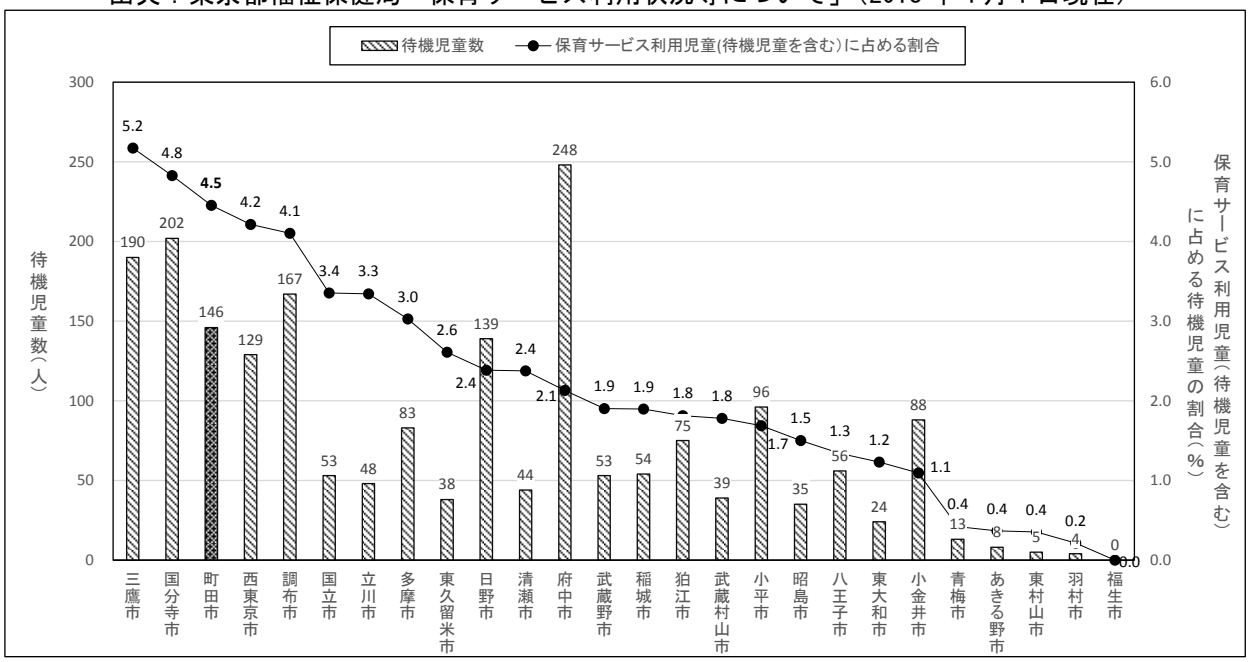

図表３－１－17 待機児童数の都市間比較②

出典：東京都福祉保健局「保育サービス利用状況等について」

市名	2018年4月1日				平成29年4月1日				増減			
	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
調布市	12,121	5,591	46.1%	167	11,931	4,981	41.7%	312	190	610	4.4%	▲ 145
府中市	13,603	5,689	41.8%	248	13,907	5,536	39.8%	383	▲ 304	153	2.0%	▲ 135
日野市	9,217	4,129	44.8%	139	9,342	3,886	41.6%	252	▲ 125	243	3.2%	▲ 113
立川市	8,796	3,982	45.3%	48	8,741	3,888	44.5%	145	55	94	0.8%	▲ 97
町田市	18,863	7,958	42.2%	146	19,223	7,536	39.2%	229	▲ 360	422	3.0%	▲ 83
三鷹市	9,493	3,904	41.1%	190	9,607	3,616	37.6%	270	▲ 114	288	3.5%	▲ 80
小金井市	6,115	2,659	43.5%	88	6,042	2,422	40.1%	156	73	237	3.4%	▲ 68
武蔵野市	7,184	3,483	48.5%	53	7,230	2,781	38.5%	120	▲ 46	702	10.0%	▲ 67
東村山市	6,541	2,795	42.7%	5	6,676	2,697	40.4%	64	▲ 135	98	2.3%	▲ 59
八王子市	23,600	11,400	48.3%	56	24,252	11,506	47.4%	107	▲ 652	▲ 106	0.9%	▲ 51
国立市	3,412	1,528	44.8%	53	3,371	1,472	43.7%	101	41	56	1.1%	▲ 48
稲城市	5,109	2,175	42.6%	54	5,068	2,095	41.3%	97	41	80	1.3%	▲ 43
東久留米市	5,497	2,299	41.8%	38	5,486	2,226	40.6%	67	11	73	1.2%	▲ 29
狛江市	4,165	1,809	43.4%	75	4,056	1,684	41.5%	98	109	125	1.9%	▲ 23
西東京市	9,431	3,967	42.1%	129	9,498	3,681	38.8%	146	▲ 67	286	3.3%	▲ 17
あきる野市	3,565	1,872	52.5%	8	3,705	1,836	49.6%	12	▲ 140	36	2.9%	▲ 4
多摩市	6,525	3,082	47.2%	83	6,577	3,038	46.2%	83	▲ 52	44	1.0%	0
福生市	2,258	1,388	61.5%	0	2,321	1,400	60.3%	0	▲ 63	▲ 12	1.2%	0
青梅市	5,217	3,131	60.0%	13	5,382	3,173	59.0%	12	▲ 165	▲ 42	1.0%	1
羽村市	2,469	1,417	57.4%	4	2,563	1,400	54.6%	0	▲ 94	17	2.8%	4
小平市	9,900	4,063	41.0%	96	9,964	3,856	38.7%	89	▲ 64	207	2.3%	7
清瀬市	3,374	1,419	42.1%	44	3,396	1,383	40.7%	33	▲ 22	36	1.4%	11
昭島市	5,514	2,931	53.2%	35	5,508	2,800	50.8%	17	6	131	2.4%	18
東大和市	4,330	2,152	49.7%	24	4,429	2,134	48.2%	3	▲ 99	18	1.5%	21
武蔵村山市	3,447	1,926	55.9%	39	3,468	1,913	55.2%	12	▲ 21	13	0.7%	27
国分寺市	5,909	2,733	46.3%	202	5,851	2,572	44.0%	92	58	161	2.3%	110
市合計	195,655	89,482	45.7%	2,037	197,594	85,512	43.3%	2,900	▲ 1,939	3970	2.5%	▲ 863

- 昼間保護者が留守になる家庭の小学校１～３年生までの児童と、療育手帳の交付など特別な支援を必要とする小学校６年生までの児童を対象に、放課後等に家庭に代わる生活の場を提供している「学童保育クラブ」は、2019 年３月現在、小学校区を基本単位として 43 施設が立地しています。
- 2011 年以降、これらの施設の利用対象者である６～１１歳人口は概ね減少傾向で推移しており、2011 年の 24,517 人から 2019 年の 22,634 人へと 1,883 人（7.7%）減少しています。
- 一方で、学童クラブの年間延入所児童数は、2013 年度以降一貫して増加傾向にあり、2017 年度には 3,752 人と 2013 年度の 3,046 人と比較して 706 人（23.2%）増加しています。

図表３－１－18 ６～11 歳児人口の推移

出典：町田市「住民基本台帳人口（年齢別人口表）」（各年１月１日現在）

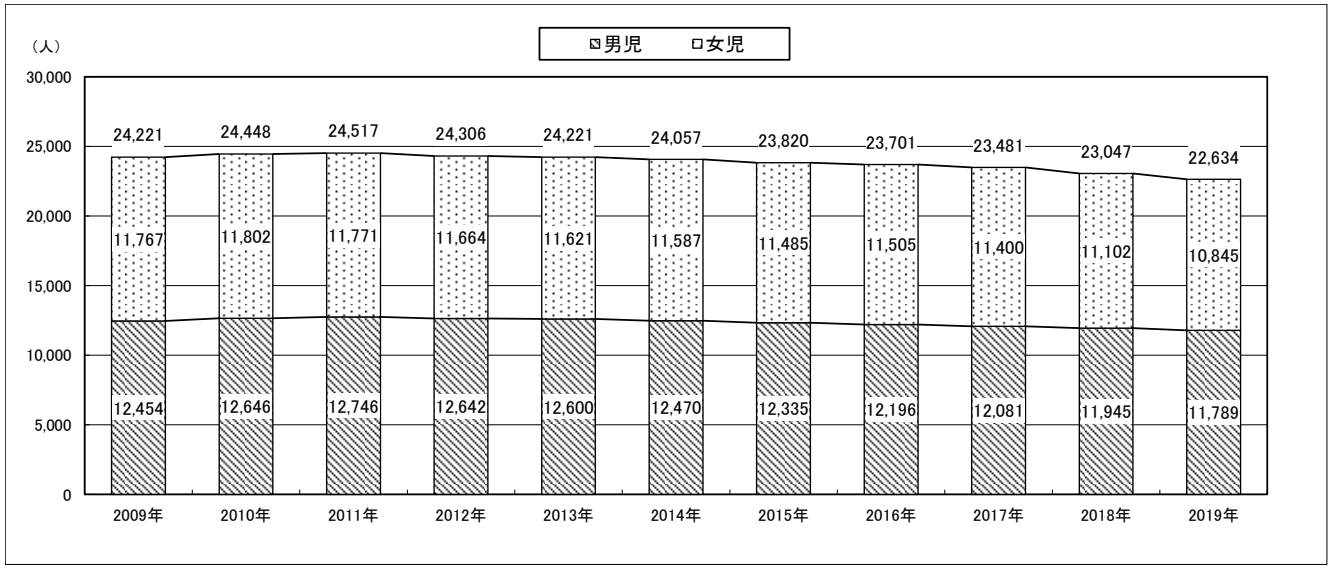

図表３－１－19 学童保育クラブの年間延入所児童数の推移

出典：町田市「町田市データブック」

注）町田市では、年度当初において学童保育の利用希望があった者全員の受け入れを行っている。

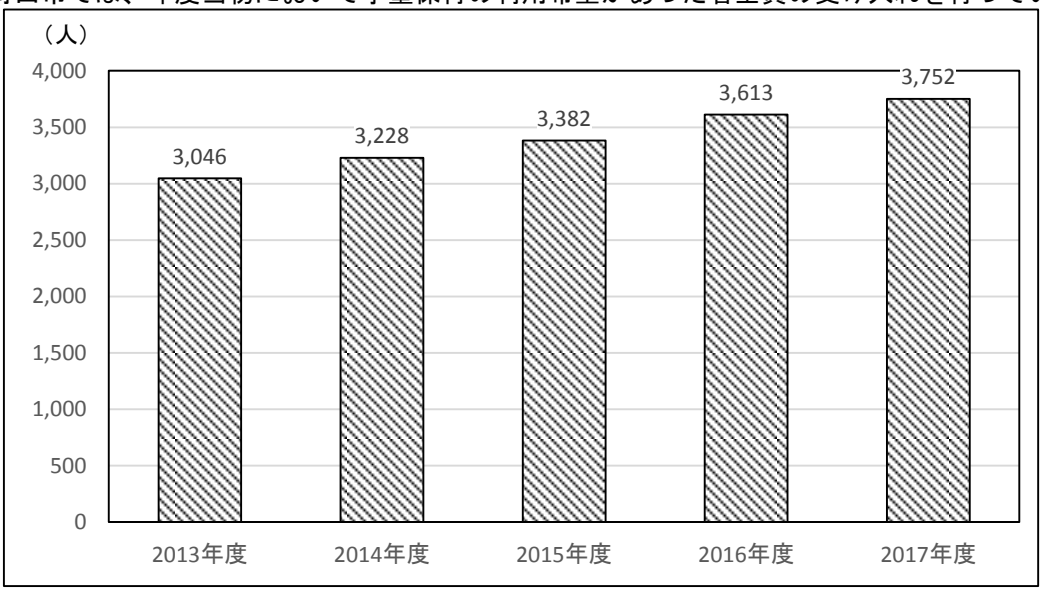

- 本市では、児童虐待の予防・早期発見・対応、子どもと家庭に関する総合相談、ひとり親家庭からの相談、子どもからの相談、養育家庭制度の普及等などを担う子ども家庭支援センターが市役所２階に設置されています。
- 当該センターにおいて新規に受け付けた虐待相談件数は増加しており、2017 年度には 497 件と 2012 年度の 238 件と比較して 259 件（108.8%）増加しています。
- また、八王子児童相談所における児童相談受理件数（町田市）は 2016 年度に 409 件、2017 年度に 495 件と１年間で 86 件（21.0%）増加しています。

図表３－１－20 町田市子ども家庭支援センターへの虐待相談件数（新規）

出典：町田市 HP

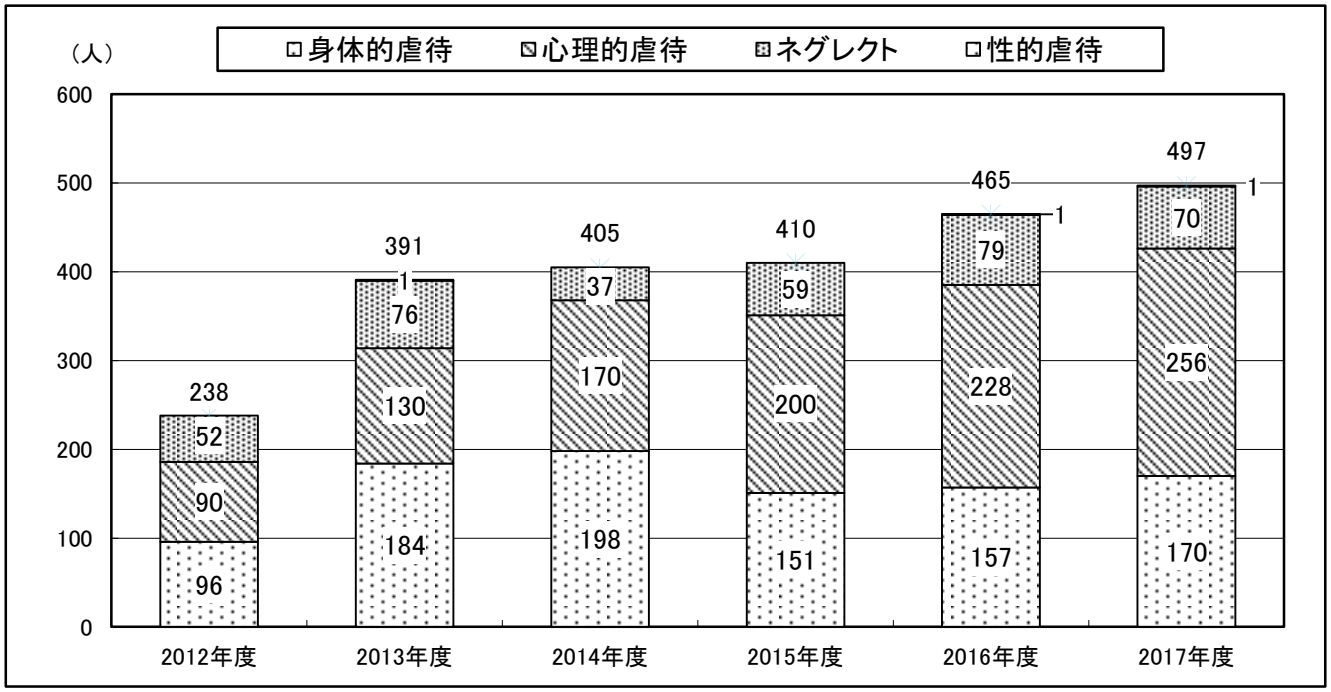

2 学校教育

（1）義務教育

① 国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

1 新学習指導要領：2017 年３月公示
2 学校教育法等の一部を改正する法律：2016 年４月施行
3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律：2015 年４月施行

①－１ 新学習指導要領

- 学習指導要領は、子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものであり、これまで概ね 10 年ごとに改訂されています。
- 2017 年３月に公示された小・中学校の新学習指導要領（2020 年度から順次実施）では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質･能力を一層確実に育成することを目指すとともに、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況を踏まえた改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントの確立を目指すとしています。

図表３－２－１ 学習指導要領改訂の方向性
出典：文部科学省「平成 28 年度文部科学白書」

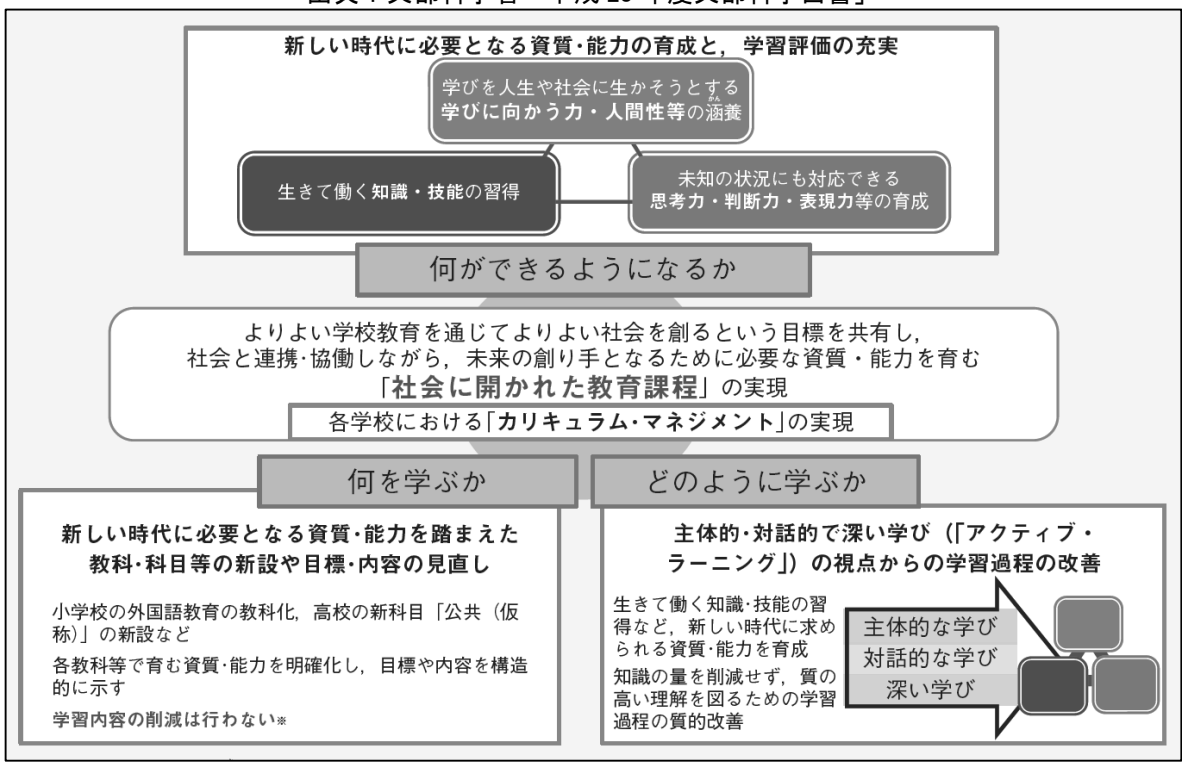

①－２　（小中一貫教育制度の導入に係る）学校教育法等の一部を改正する法律

- 小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子ども像を共有して９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものです。
- これまで運用されていた小中一貫教育の取組では、小・中学校が別々の組織として設置され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があったことから、国は「学校教育法等の一部を改正する法律」において、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校種を位置づけています。
- 併せて、政令において義務教育学校が就学指定の対象となる旨を規定し、省令・告示において一貫教育の軸となる新教科の創設や、学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が認められる旨が規定されました。

図表３－２－２ 小中一貫教育に関する制度の類型
出典：文部科学省「平成 28 年度文部科学白書」

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		９年 （前期課程６年＋後期課程３年）	小学校６年，中学校３年	
組織・運営		一人の校長，一つの教職員組織	それぞれの学校に校長，教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け，学校間の総合調整を担う校長を定め，必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し，一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から，小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に，適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程，中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・９年間の教育目標の設定 ・９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準，後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準，中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校，中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内，中学校はおおむね6km以内	

①－３ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

- いじめによる自殺事件など、児童・生徒の生命や身体に係る重大かつ緊急の事態が生じたにも関わらず、教育委員会会議が速やかに招集されないなど、教育委員会による責任ある迅速で的確な対応がなされなかったことなどをきっかけとして、2015 年４月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

● 本法律では、教育長と教育委員長を一本化した「新教育長の設置」、首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するための「総合教育会議の設置」、地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「大綱の策定」などが新たに盛り込まれています。

② 本市の動向

● 2018 年５月１日現在、市内には公立小学校が 42 校、私立小学校が２校で計 44 校の小学校、公立中学校が 20 校、私立中学校が４校で計 24 校の中学校が立地しています。

● 公立の小学校・中学校をみると、小学校では児童数が 2010 年以降一貫して減少傾向にあり、2010 年の 24,007 人から 2018 年の 22,408 人へと 1,599 人（6.7%）減少しています。なお、対前年度減少率をみると、2018 年には 1.6%の減少と過去８年で減少率が最も大きくなっています。

● 中学校の生徒数は、2015 年までは継続して増加傾向で推移してきたものの 2017 年以降には減少傾向に転じており、対前年度の減少率は 2017 年に 2.7%、2018 年に 1.3%となっています。

図表３－２－３ 児童・生徒数及び学級数の推移（公立）
出典：町田市「町田市統計書」（各年５月１日現在）

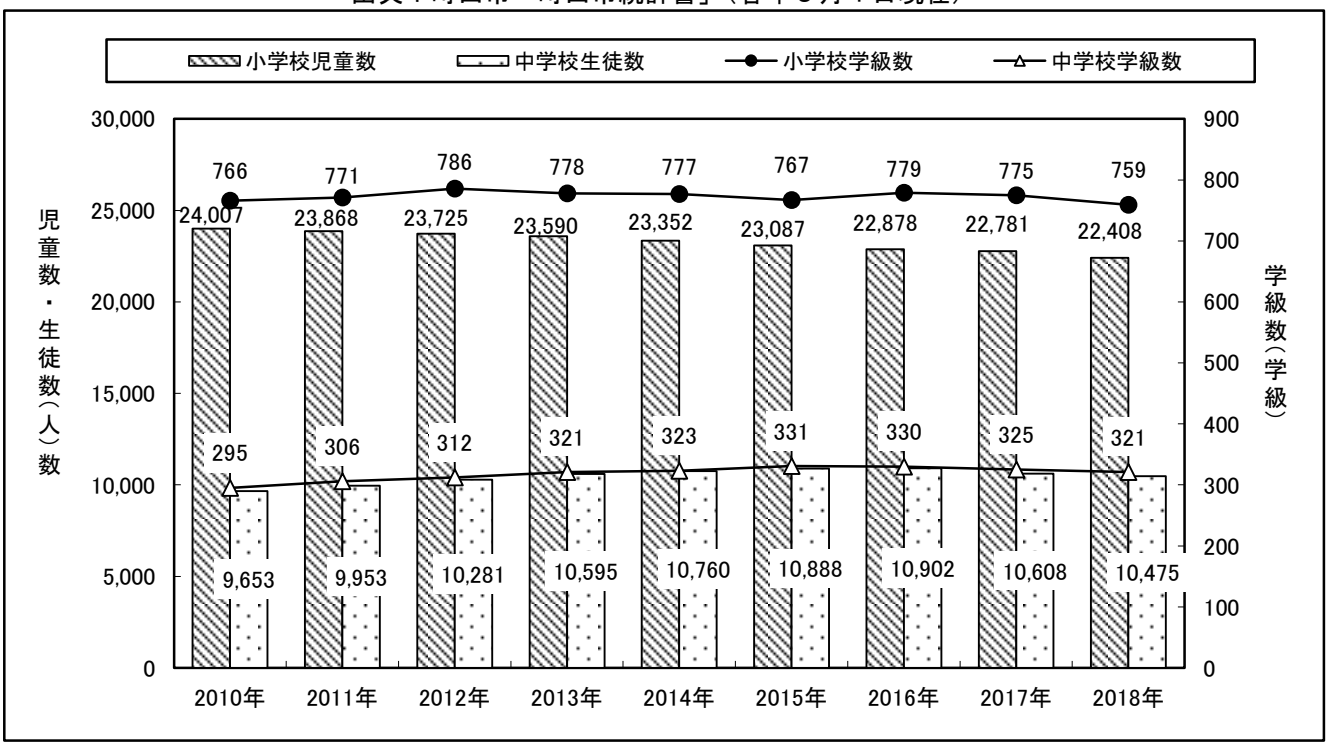

図表３－２－４ 児童・生徒数及び学級数等の推移（公立）
出典：町田市「町田市統計書」（各年５月１日現在）

	小学校						中学校					
	学校数（校）	学級数（学級）	1学校当たり（学級）	児童数（人）	対前年増減率（%）	1学級当たり児童数（人）	学校数（校）	学級数（学級）	1学校当たり（学級）	生徒数（人）	対前年増減率（%）	1学級当たり生徒数（人）
2010年	42	766	18	24,007	－	31	20	295	15	9,653	－	33
2011年	42	771	18	23,868	▲ 0.6	31	19	306	16	9,953	3.1	33
2012年	42	786	19	23,725	▲ 0.6	30	20	312	16	10,281	3.3	33
2013年	42	778	19	23,590	▲ 0.6	30	20	321	16	10,595	3.1	33
2014年	42	777	19	23,352	▲ 1.0	30	20	323	16	10,760	1.6	33
2015年	42	767	18	23,087	▲ 1.1	30	20	331	17	10,888	1.2	33
2016年	42	779	19	22,878	▲ 0.9	29	20	330	17	10,902	0.1	33
2017年	42	775	18	22,781	▲ 0.4	29	20	325	16	10,608	▲ 2.7	33
2018年	42	759	18	22,408	▲ 1.6	30	20	321	16	10,475	▲ 1.3	33

● 私立の小学校・中学校をみると、小学校では学級数は 2010 年の 45 学級から 2018 年の 48 学級へと増加している一方で、児童数は概ね減少傾向で推移しており 2018 年には 1,053 人となっています。

● 中学校では、学級数はあまり変化せず、生徒数が 2010 年の 2,416 人から 2018 年の 2,258 人へと 158 人（6.5%）減少しています。

図表３－２－５ 児童・生徒数及び学級数の推移（公立・私立）

出典：町田市「町田市統計書」（各年５月１日現在）

			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
小学校	学校数（校）	公立	42	42	42	42	42	42	42	42	42
		私立	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		合計	44	44	44	44	44	44	44	44	44
	学級数（学級）	公立	766	771	786	778	777	767	779	775	759
		私立	45	43	40	48	48	48	48	48	48
		合計	811	814	826	826	825	815	827	823	807
	児童数（人）	公立	24,007	23,868	23,725	23,590	23,352	23,087	22,878	22,781	22,408
		私立	1,385	1,333	1,228	1,183	1,098	1,038	1,008	1,035	1,053
		合計	25,392	25,201	24,953	24,773	24,450	24,125	23,886	23,816	23,461
中学校	学校数（校）	公立	20	19	20	20	20	20	20	20	20
		私立	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		合計	24	23	24	24	24	24	24	24	24
	学級数（学級）	公立	295	306	312	321	323	331	330	325	321
		私立	66	67	67	68	67	66	66	67	67
		合計	361	373	379	389	390	397	396	392	388
	生徒数（人）	公立	9,653	9,953	10,281	10,595	10,760	10,888	10,902	10,608	10,475
		私立	2,416	2,426	2,323	2,340	2,285	2,186	2,152	2,186	2,258
		合計	12,069	12,379	12,604	12,935	13,045	13,074	13,054	12,794	12,733

● 本市の 2018 年の１学校当たりの学級数は小学校 18.3 学級、中学校 16.2 学級であり、どちらも学校教育法規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに 12～18 学級）を概ね満たしています。

● １学級当たりの児童数は 29.1 人、生徒数は 32.8 人であり、多摩 26 市の中では小学校が 14 番目、中学校が５番目に１学級当たりの生徒数が多い水準にあります。

図表３－２－６ 児童・生徒数の都市間比較（１学級当たりの児童・生徒数の多い順）

出典：東京都「平成 30 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」（2018 年５月１日現在）

小学校							中学校						
順位	市名	学校数（校）	学級数（学級）	1学校当たり	児童数（人）	1学級当たり	順位	市区名	学校数（校）	学級数（学級）	1学校当たり	生徒数（人）	1学級当たり
1	調布市	22	381	17.3	11,824	31.0	1	国立市	5	65	13.0	2,288	35.2
2	小金井市	10	189	18.9	5,844	30.9	2	国分寺市	6	85	14.2	2,905	34.2
3	国分寺市	11	201	18.3	6,172	30.7	3	府中市	12	179	14.9	6,093	34.0
4	狛江市	6	111	18.5	3,394	30.6	4	武蔵野市	11	124	11.3	4,104	33.1
5	府中市	24	472	19.7	14,326	30.4	**5**	**町田市**	**24**	**388**	**16.2**	**12,733**	**32.8**
6	三鷹市	16	305	19.1	9,236	30.3	6	調布市	11	171	15.5	5,526	32.3
7	西東京市	18	324	18.0	9,751	30.1	7	立川市	9	119	13.2	3,844	32.3
8	小平市	21	346	16.5	10,379	30.0	8	昭島市	7	85	12.1	2,736	32.2
9	東村山市	15	256	17.1	7,623	29.8	9	日野市	8	131	16.4	4,209	32.1
10	武蔵村山市	9	147	16.3	4,323	29.4	10	小平市	11	150	13.6	4,817	32.1
11	日野市	17	318	18.7	9,318	29.3	11	東久留米市	9	87	9.7	2,770	31.8
12	東大和市	10	153	15.3	4,462	29.2	12	東大和市	5	66	13.2	2,100	31.8
13	立川市	19	296	15.6	8,625	29.1	13	羽村市	3	44	14.7	1,392	31.6
14	**町田市**	**44**	**807**	**18.3**	**23,461**	**29.1**	14	三鷹市	9	128	14.2	4,003	31.3
15	昭島市	14	198	14.1	5,731	28.9	15	東村山市	11	128	11.6	3,981	31.1
16	稲城市	12	187	15.6	5,372	28.7	16	武蔵村山市	5	71	14.2	2,200	31.0
17	武蔵野市	15	264	17.6	7,454	28.2	17	八王子市	47	498	10.6	15,332	30.8
18	羽村市	7	104	14.9	2,936	28.2	18	あきる野市	7	77	11.0	2,364	30.7
19	国立市	11	161	14.6	4,483	27.8	19	多摩市	11	123	11.2	3,774	30.7
20	東久留米市	14	207	14.8	5,732	27.7	20	小金井市	9	127	14.1	3,854	30.3
21	八王子市	70	1,005	14.4	27,678	27.5	21	狛江市	4	44	11.0	1,320	30.0
22	多摩市	18	270	15.0	7,414	27.5	22	西東京市	11	139	12.6	4,126	29.7
23	清瀬市	10	144	14.4	3,903	27.1	23	清瀬市	6	66	11.0	1,940	29.4
24	青梅市	17	236	13.9	6,214	26.3	24	福生市	3	38	12.7	1,115	29.3
25	福生市	7	92	13.1	2,401	26.1	25	青梅市	11	117	10.6	3,275	28.0
26	あきる野市	11	175	15.9	4,457	25.5	26	稲城市	7	85	12.1	2,364	27.8
市部合計		448	7,349	16.4	212,513	28.9	市部合計		262	3,335	12.7	105,165	31.5

3 生涯学習等

（1）青少年育成

① 国の動向

1 子ども・若者育成推進法： 2010 年４月施行
2 子供・若者育成支援推進大綱： 2016 年２月策定

①－１ 子ども・若者育成推進法

- 2010 年４月、ニートやひきこもりに代表される若者の自立を巡る問題の深刻化など、子どもや若者を巡る厳しい状況が続いたため、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成推進法」が施行されています。
- これにより、各自治体では、本法の基本理念にのっとり子ども・若者育成支援に関して国及び他の自治体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することなどが規定されました。

図表３－３－１ 子ども・若者育成支援推進法の概要
出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」

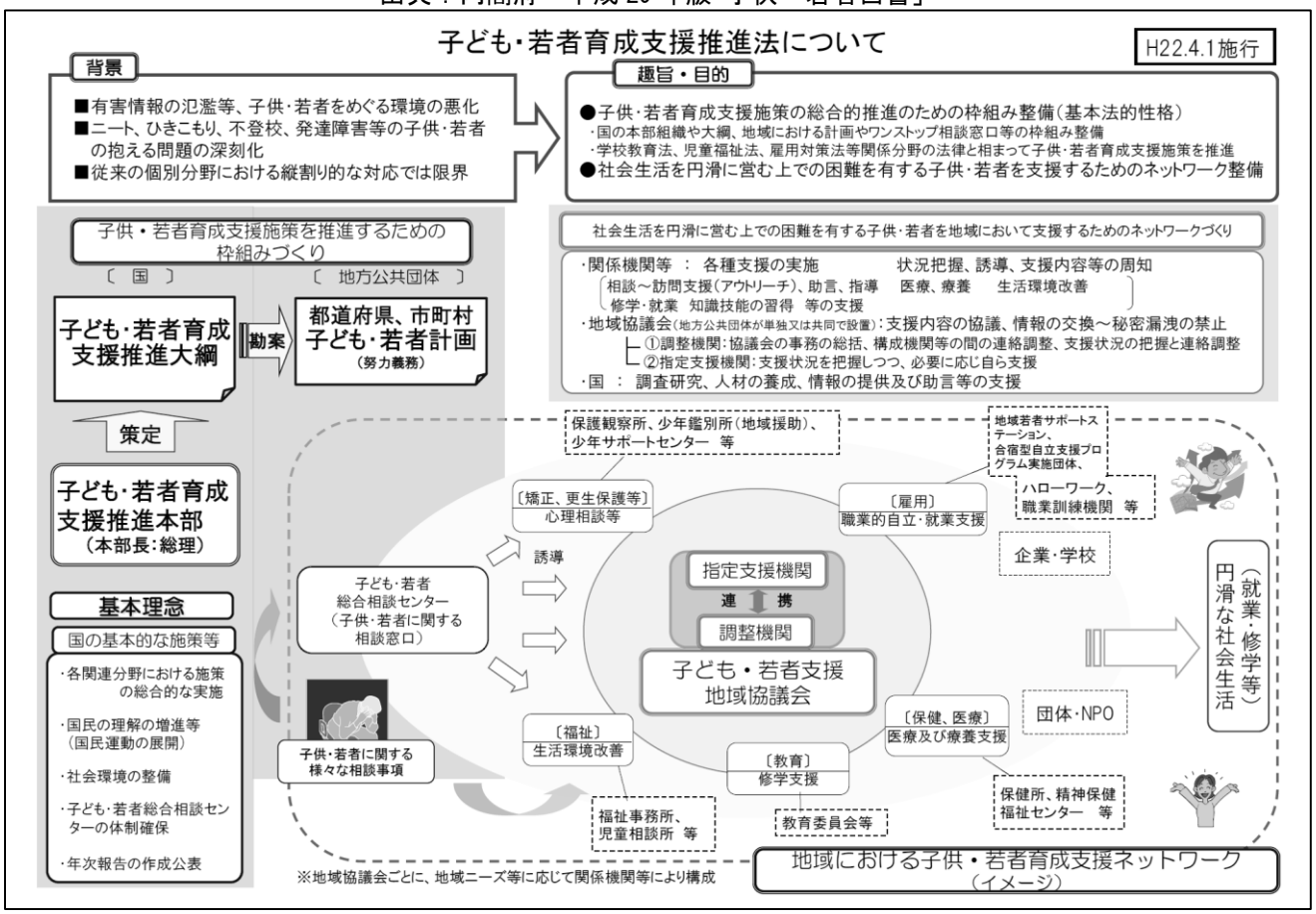

①－２ 子供・若者育成推進大綱

- 2016 年２月、「①全ての子供・若者の健やかな育成」「②困難を有する子供・若者やその家族の支援」「③子供・若者の成長のための社会環境の整備」「④子供・若者の成長を支える担い手の養成」「⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」という５つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とした「子供・若者育成推進大綱」が策定されました。
- 本大綱では、子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方自治体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題であることなどがうたわれています。

図表３－３－２ 子供・若者育成推進大綱の概要
出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」

② 本市の動向

● 20 歳未満人口は 2014 年までは微増傾向で推移していたものの、2015 年以降は微減傾向に転じており、2019 年には 80,617 人と 2014 年の 82,638 人と比較して 2,021 人(2.4%)減少しています。全人口に占める割合は 2009 年以降概ね減少傾向にあり、2019 年には 18.8%となっています。

図表３－３－３ 20 歳未満人口の推移
出典：町田市「住民基本台帳人口（年齢別人口表)」(各年１月１日現在)

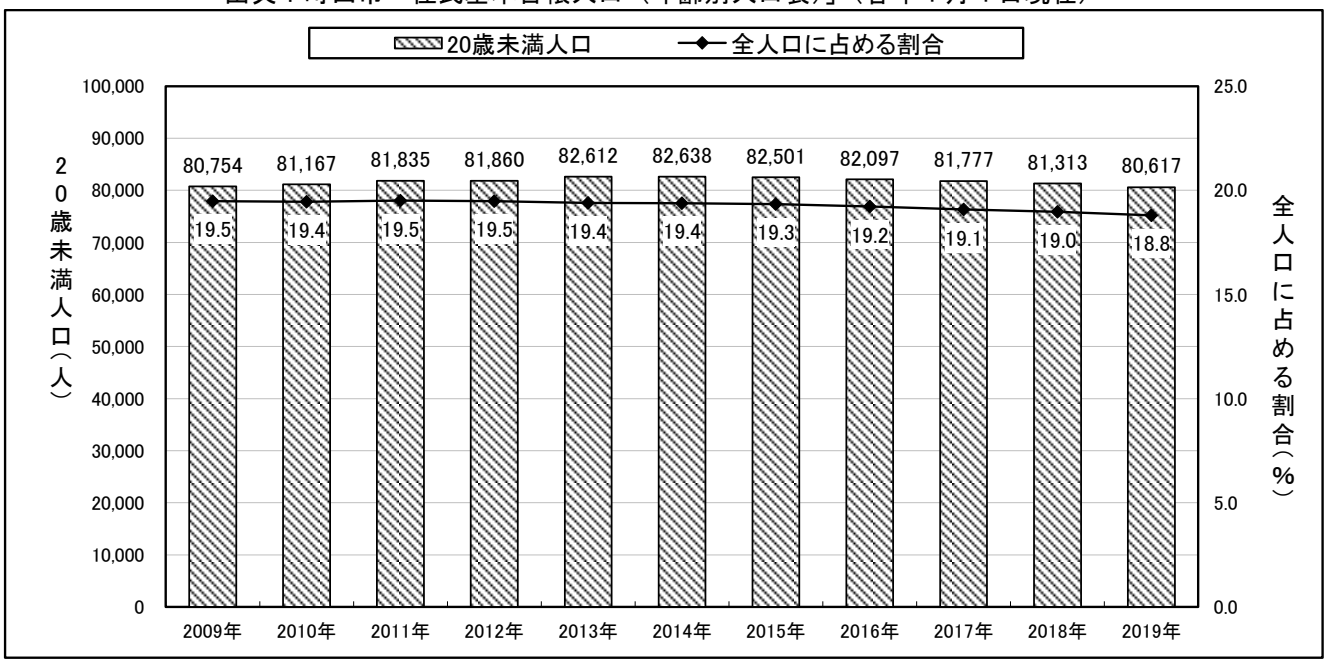

● 不良行為少年の補導人員数の推移をみると、2011 年まで増加傾向にあった補導人員数は 2012 年以降概ねの減少傾向となり、2017 年には 228 人と近年で最も多かった 2011 年の 826 人と比較して 598 人（72.4%）と大きく減少しています。特に、2013 年から 2014 年にかけて 166 人、2014 年から 2015 年にかけて 271 人と大きく減少しています。

● 行為別の補導人員数をみると、2017 年では深夜はいかいが 145 人（構成比 63.6%）で最も多く、次いで喫煙が 26 人（11.4%)、飲酒が 15 人（6.6%）と続いています。

図表３－３－４ 不良行為少年の行為別補導人員数の推移
出典：町田警察署 南大沢警察署資料

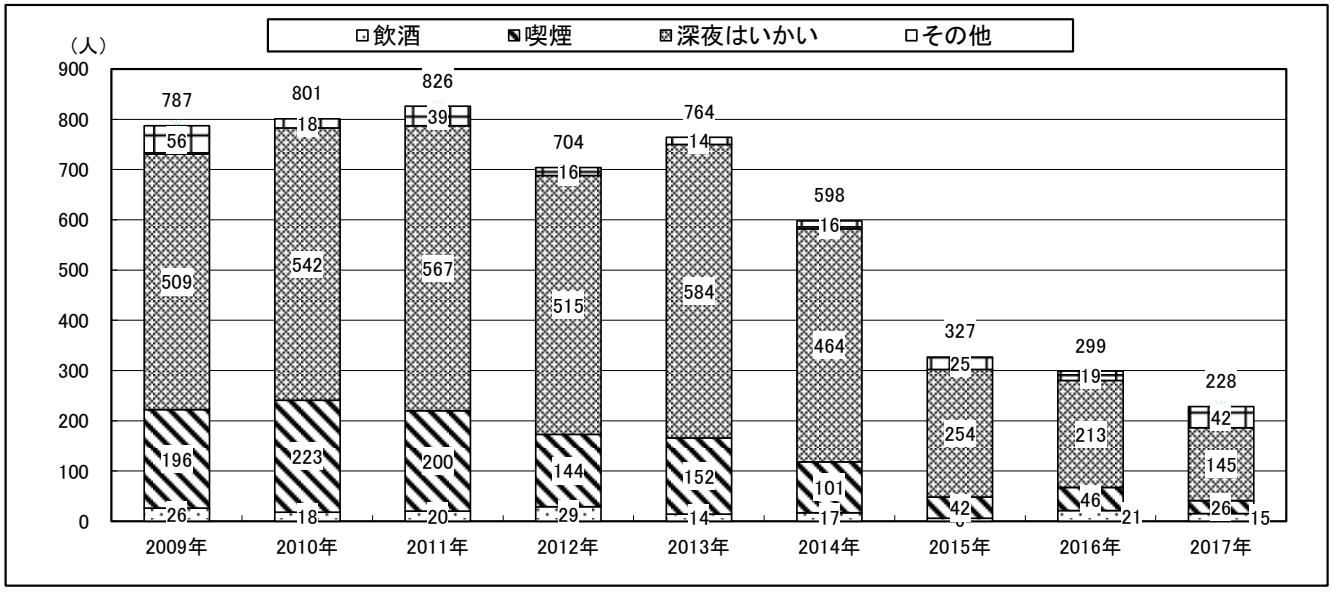

（２）生涯学習

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆第３期教育振興基本計画：2018 年３月に策定

- 国は、2018 年３月に「第３期教育振興基本計画（計画期間：2018～2022 年度）を策定しました。その計画によると、2030 年以降の社会を展望した中で、生涯学習に関わる今後５年間の教育施策の目標を次のように掲げています。

図表３－３－５ 生涯学習に関わる今後５年間の教育政策の目標
出典：中央教育審議会「第３期教育振興基本計画（2018 年３月）」

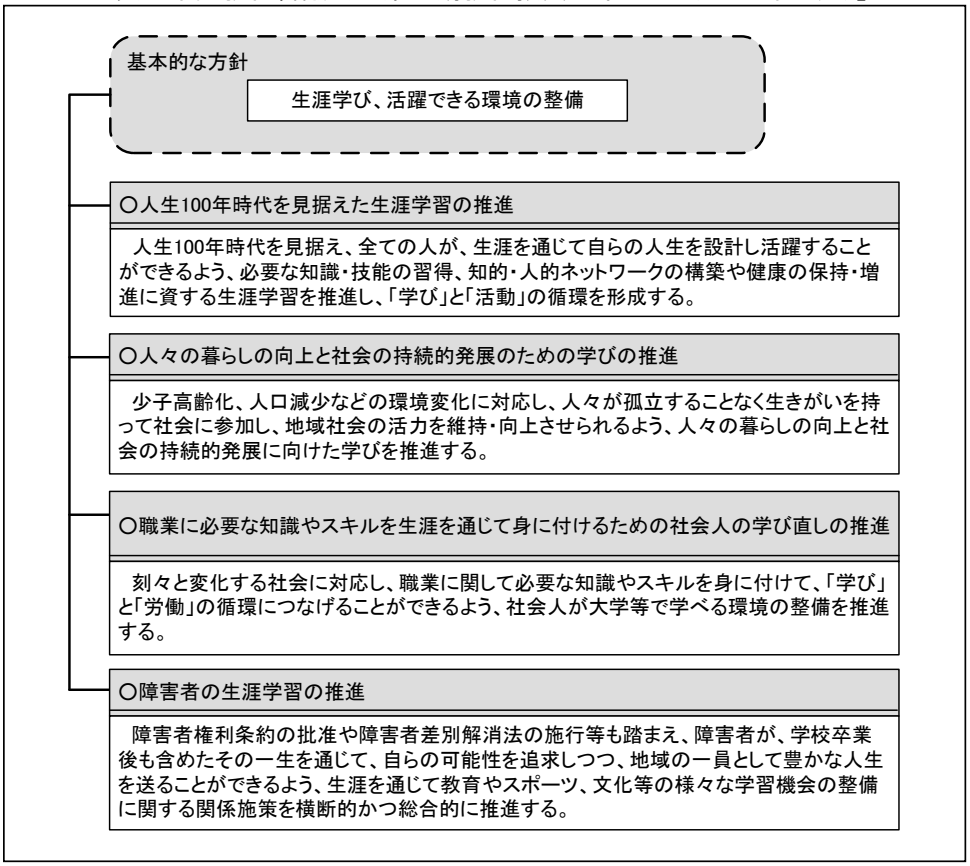

- 本資料では、今後、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測される中、人生 100 年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のために活動することにつなげていくことの必要性が一層高まっていくとしています。

②　本市の動向

- 地域住民にとって最も身近な市立図書施設としては、現在図書館が８施設、移動図書館が２施設整備されています。
- 図書館の貸出点数をみると、近年は概ね減少傾向にあります。2017 年度には 3,801,891 冊と 2009 年度の 4,335,654 冊と比較して 533,763 冊（12.3%）減少しています。その内訳をみると、一般向けの貸出点数が 2009 年度の 3,253,459 冊から、2017 年度の 2,677,542 冊へと 575,917 冊(17.7%)減少している一方で、児童向けの貸出点数は 1,095,699 冊から 1,109,615 冊へと 13,916 冊(1.3%)増加しています。

図表３－３－６ 図書館の貸出点数

出典：町田市「町田市統計書」

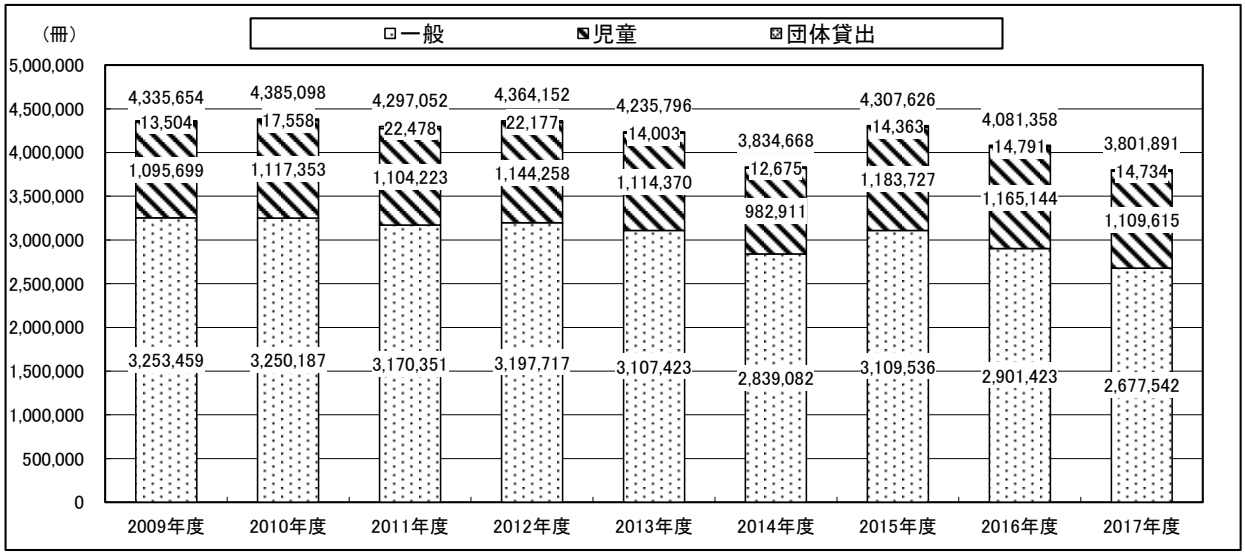

- また、本市では 2012 年度に市民の生涯学習を総合的に支援するために「町田市生涯学習センター」を開設しています。町田市の生涯学習の拠点として、様々なテーマの講座や講演会を実施するほか、生涯学習に関する情報の収集・発信、「まちだ中央公民館」として施設の貸出し業務などを行っています。
- 町田市生涯学習センターの延利用者数は増減を繰り返しながら推移しており、2014 年度には 182,631 人に上りましたが、2017 年度には 152,522 人となっています。また、利用回数も増減を繰り返しながら推移しており、2017 年度には 13,302 件となっています。

図表３－３－７ 町田市生涯学習センターの延利用者数・利用回数の推移

出典：町田市「町田市統計書」

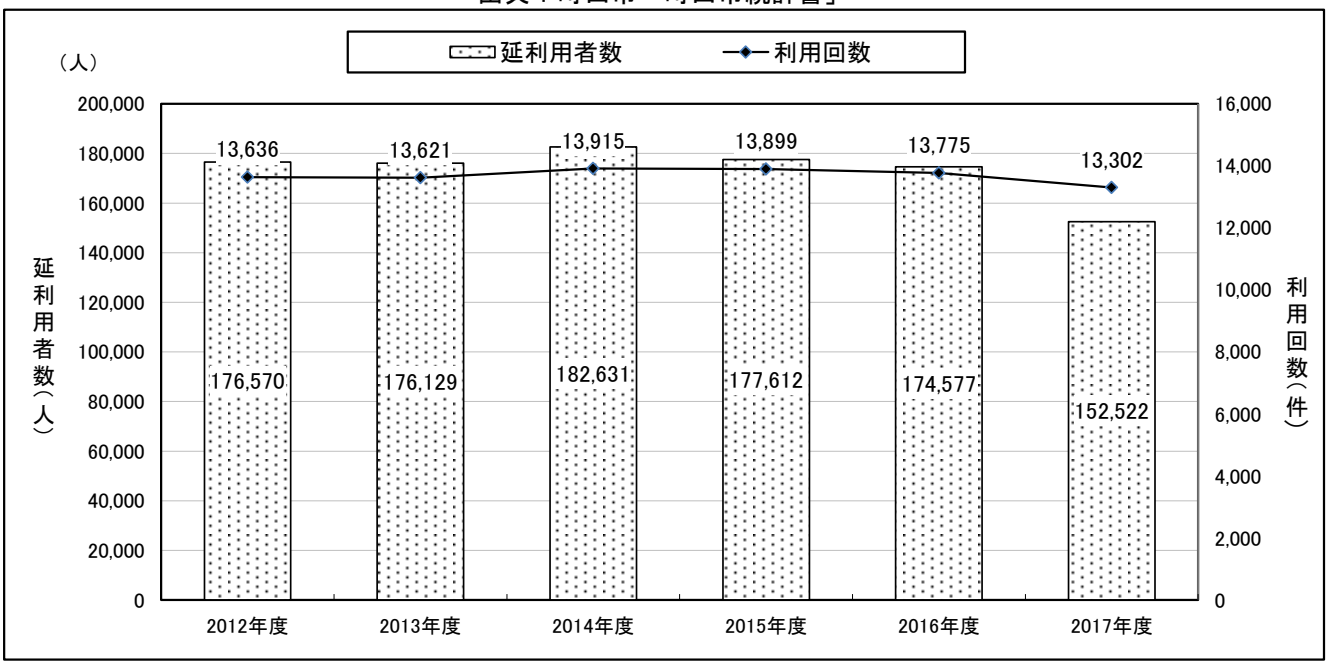

4 健康・医療

（1）健康

① 国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 健康状態を示す包括的な指標である「平均寿命」は、1950 年以降、一貫して延伸を続け、2016 年では男性が 80.98 年、女性が 87.14 年となっています。
- 平均寿命は、今後さらに延伸し、2065 年には男性が 84.95 年、女性が 91.35 年と、女性の平均寿命が 90 年を超えると推計されています。
- 一方、死因別死亡率の推移をみると、生活環境の改善や医学の進歩により、結核に代表される感染症が激減する一方、近年は、悪性新生物（がん）や心疾患、肺炎が増加するなど、疾病構造が大きく変化しています。

図表３－４－１ 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「平成 30 年版高齢社会白書」

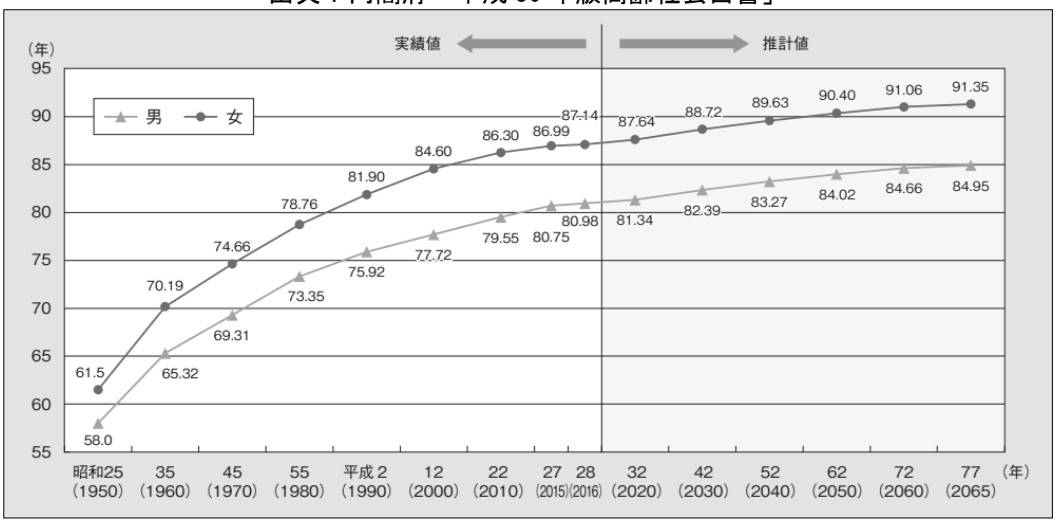

図表３－４－２ 主な死因別にみた死亡率(人口 10 万対)の年次推移
出典：厚生労働省「平成 29 年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況」

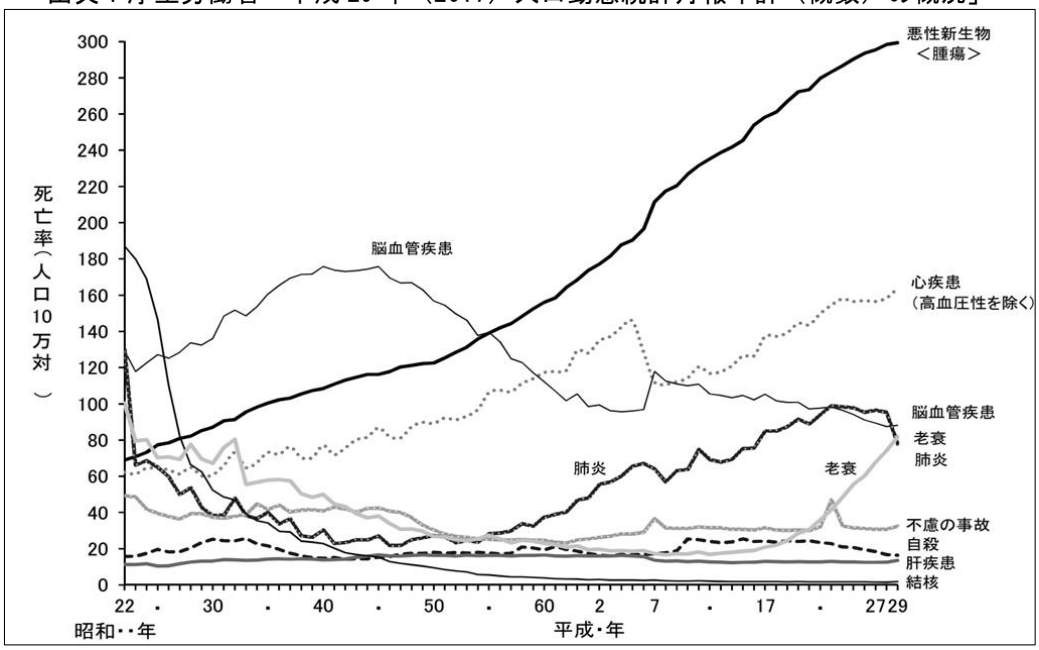

② 本市の動向

● 東京都福祉保健局が公表する「都内各区市町村の 65 歳健康寿命」によると、町田市の 65 歳の健康寿命[24]は男性が 83.48 歳、女性が 86.20 歳で、東京都と比較すると男性が 0.8 歳、女性が 0.41 歳高くなっており、2008 年以降男女とも概ね上昇傾向で推移しています。

図表３－４－３ 東京都及び町田市の 65 歳健康寿命
出典：東京都保健福祉局「都内各区市町村の 65 歳健康寿命」

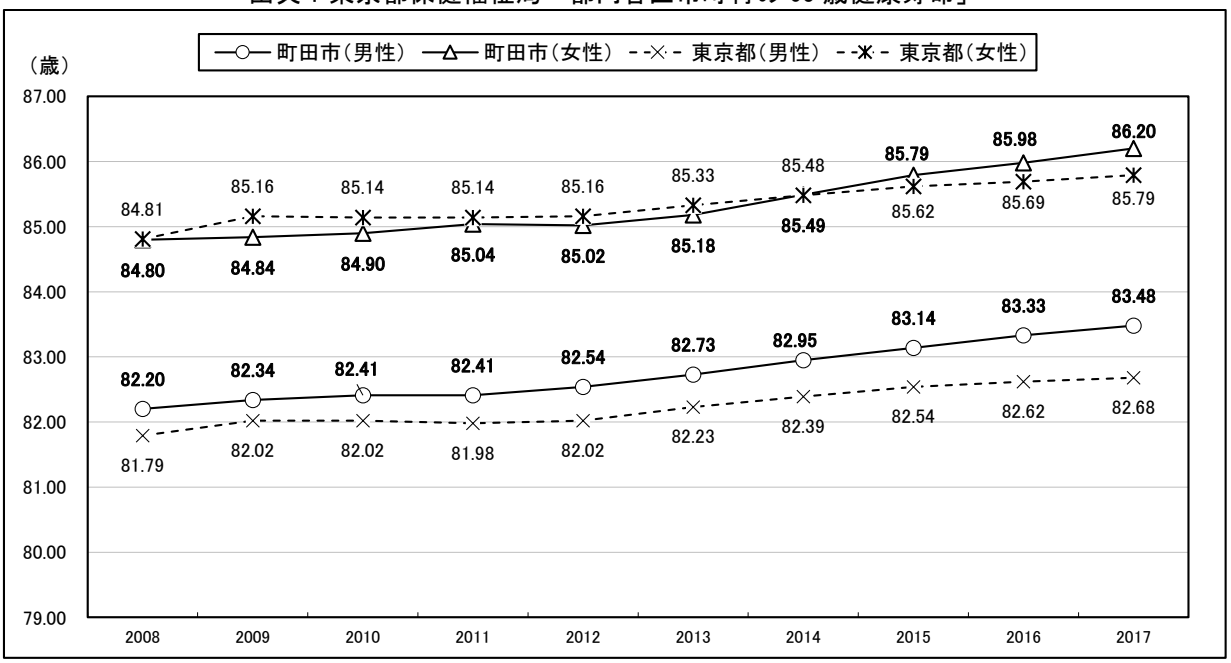

● 65 歳平均余命と 65 歳健康寿命の差である 65 歳平均障害期間は、2014 年以降一貫して減少傾向にあります。なお、東京都との差異は縮小しており、2017 年では本市男性の平均障害期間は 1.66 年と東京都男性の 1.73 年と比較して短くなっています。

図表３－４－４ 東京都及び町田市の 65 歳平均障害期間
出典：東京都保健福祉局「都内各区市町村の 65 歳健康寿命」

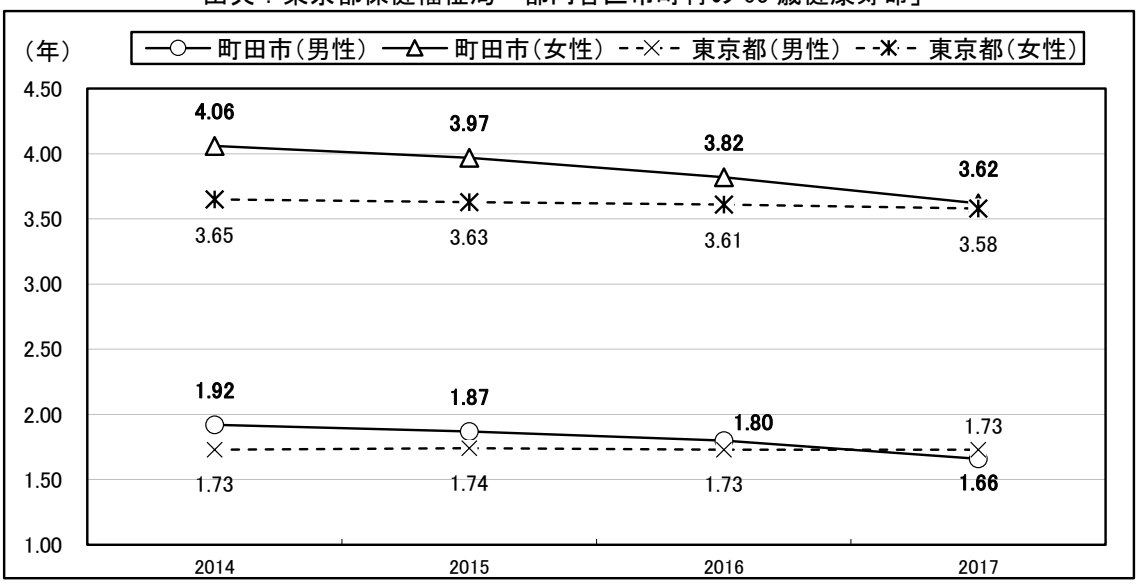

[24] 65 歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもので、東京都は「東京都健康推進プラン２１（第二次）」において、健康寿命の延伸を総合目標に取り入れています。

● 2017 年の主要死因別死亡者数の構成をみると、悪性新生物が 1,111 人（29.4%）で最も多く、次いで心疾患が 592 人（15.6%）、脳血管疾患が 300 人（7.9%）、肺炎が 285 人（7.5%）、老衰が 281 人（7.4%）と続いています。なお、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の上位３位までの合計で 2,003 人と全体の 52.9%を占めています。

● 最近 10 年の推移をみると、死亡者数は概ね増加傾向で推移しており、2017 年には 3,783 人と 2008 年の 2,895 人と比較して 888 人（30.7%）増加しています。内訳をみると、この 10 年間では老衰が 2008 年の 77 人から 2017 年の 281 人へと 204 人（264.9%）と最も増加しており、次いで心疾患が 436 人から 592 人へと 156 人（35.8%）の増加、悪性新生物が 973 人から 1,111 人へと 138 人（14.2%）の増加と続いています。

図表３－４－５ 主要死因別死亡者数の構成（2017 年）

出典：町田市「町田市統計書」

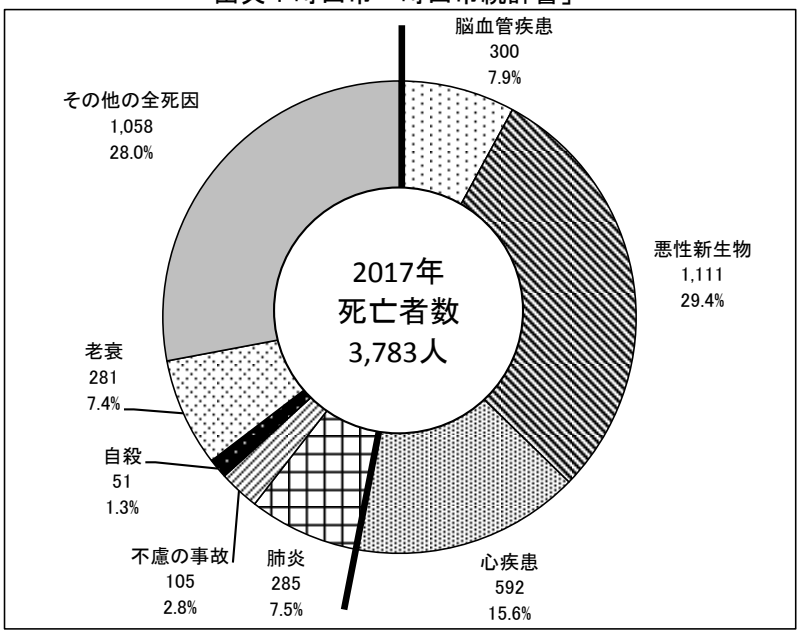

図表３－４－６ 主要死因別死亡者数の推移

出典：町田市「町田市統計書」

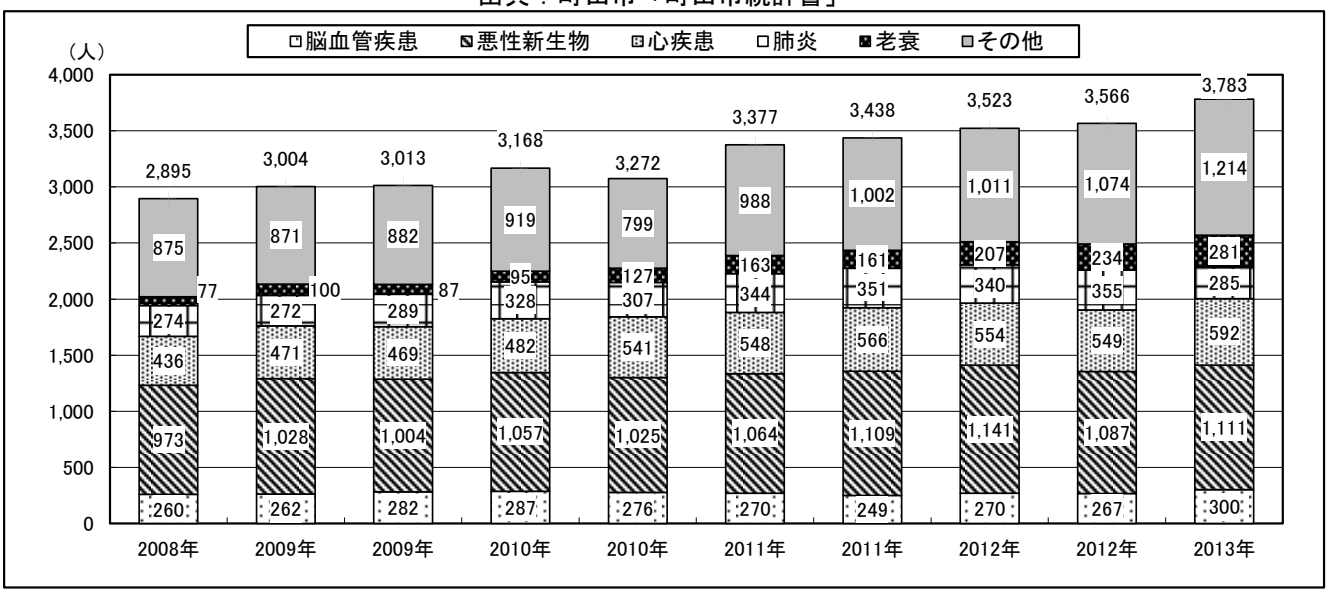

● 本市の標準化死亡比（2008～2012）について東京都を 100 として比較すると、女性では肺炎、腎不全、自殺が若干高い傾向にあります。

図表３－４－７ 標準化死亡比

出典：厚生労働省「平成 20～24 年人口動態保健所・市町村別統計」

		死亡総数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
東京都を100とした場合の町田市	男性	89.6	95.6	92.0	78.2	92.6	69.1	96.3	82.3	93.7	88.4
	女性	95.0	94.5	97.2	89.8	102.5	86.4	103.0	88.8	82.4	102.9
町田市	男性	87.1	95.2	89.5	75.3	87.6	86.9	83.4	79.1	63.9	77.8
	女性	94.0	98.0	94.8	84.6	98.7	90.7	88.7	88.5	57.1	109.1
東京都	男性	97.2	99.6	97.3	96.3	94.6	125.8	86.6	96.1	68.2	88.0
	女性	98.9	103.7	97.5	94.2	96.3	105.0	86.1	99.7	69.3	106.0

図表３－４－８ 標準化死亡比（東京都を 100 とした場合）

出典：厚生労働省「平成 20～24 年人口動態保健所・市町村別統計」

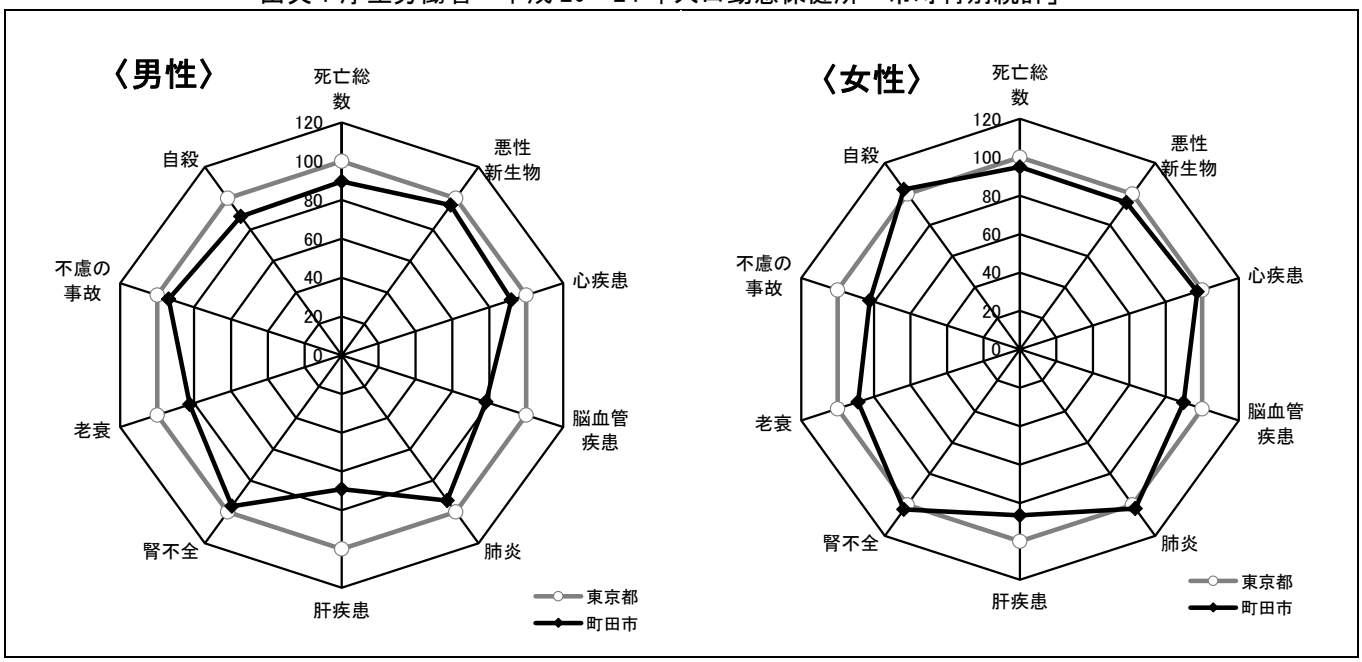

- 本市では、2012 年に策定した「まちだ健康づくり推進プラン（第４次町田市保健医療計画）」の成果や、「町田市民の保険医療意識調査」で明らかになった、働き盛り世代の健康意識や生活習慣改善への関心向上等の課題、今後の在宅療養ニーズの増加等の社会情勢の変化などを踏まえ、今後さらに総合的な健康づくり試作を推進するため、「みんなでつくる『健康のまち』まちだ」を理念とする「まちだ健康づくり推進プラン（第５次町田市保健医療計画）」（計画期間：2018～2023 年）を策定しています。
- 本計画では、働き盛り世代の健康意識や生活習慣改善への関心向上に向けた取組の強化、市民が安心できる地域医療の充実を目指すとともに、科学的根拠に基づく適切な指導、啓発による公衆衛生の向上を図るとしています。

（２）医療

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆医療介護総合確保推進法：2014 年６月施行

- 厚生労働省の「平成 29 年版厚生労働白書」によると、今後、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが必要としています。
- このような状況下、2014 年６月に施行された医療介護総合確保推進法では、都道府県において、地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度により報告された情報等を活用し、病床の機能ごとの将来の必要量など、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、医療計画に新たに盛り込むことにより、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進めることが掲げられています。

図表３－４－９　「地域医療構想」の概要
出典：厚生労働省資料

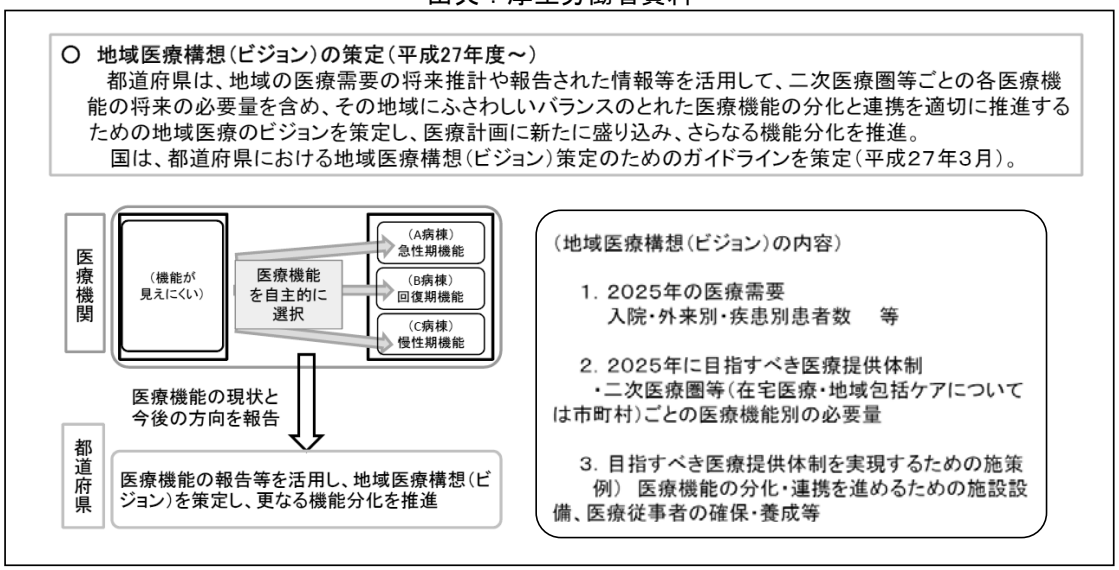

②　東京都の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆地域医療構想：2016 年７月策定

- 医療介護総合確保推進法の施行を受け、東京都では 2016 年７月に「地域医療構想」を医療計画の一部として新たに策定しています。
- 本構想によると、町田市を含め、八王子、日野市、多摩市、稲木市の５市で構成させる南多摩区域では、今後高齢化の進展とともに、65 歳以上の医療需要が増大すると見込まれています。また、南多摩地区は、高度急性機能、急性機能の自構想区域完結率[25]が多摩地区に比べて低い点が特徴とされています。

[25] 自分の区域の医療機関に入院している人の割合。

● 東京都は、地域医療構想を推進するためには、都民、東京都、区市町村、医療機関、医療関係団体、保険者等が協力して効率的で質の高い医療提供体制を確保していく必要があるとして、東京の「2025 年の医療～グランドデザイン～」の実現に向けて、以下に示す４つの基本目標を設定しています。

図表３－４－10 南多摩区域における医療需要推計
出典：東京都保健福祉局「地域医療構想」

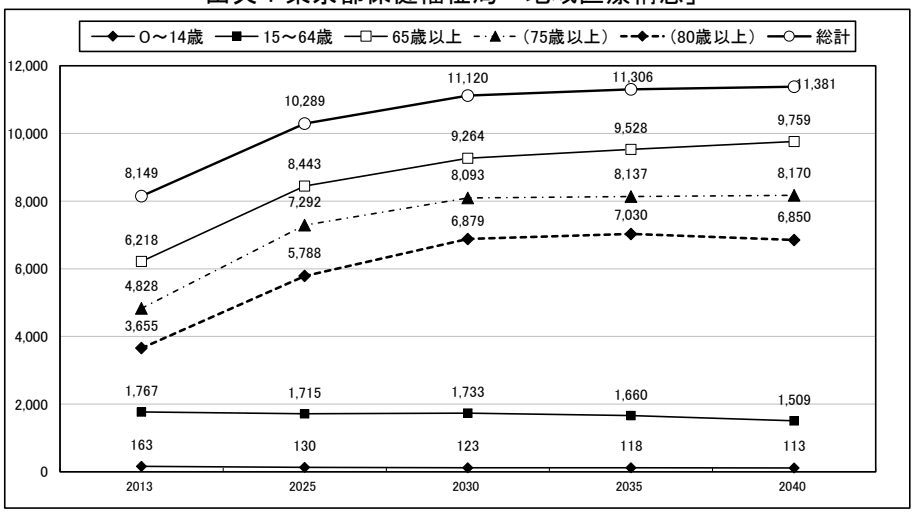

図表３－４－11 東京の「2025 年医療～グランドデザイン～」の実現に向けた４つの基本目標
出典：東京都保健福祉局「地域医療構想」

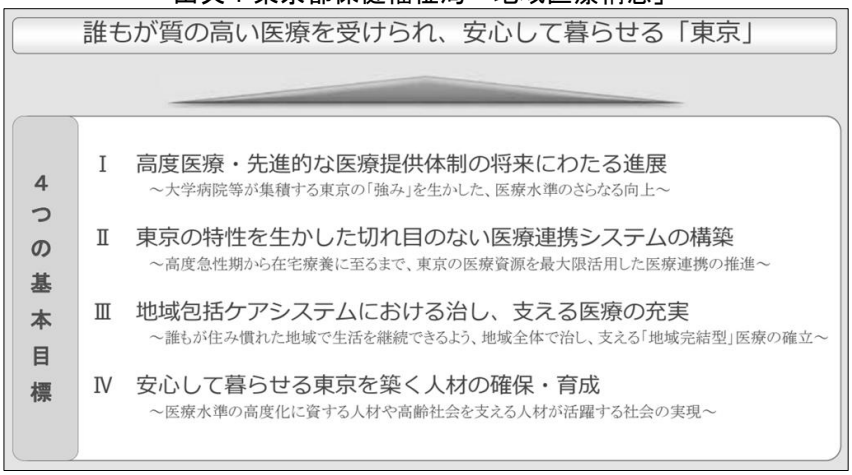

② 本市の動向

● 市内の医療施設は（2017 年 10 月 1 日現在）、一般病院が 15 施設、一般診療所が 319 施設、歯科診療所が 228 施設、病院病床数が 4,190 床、また、医師数は（2016 年 12 月 31 日現在）611 人となっています。

● 人口 10 万人あたりで換算した医療施設数等をみると、一般診療所数は 74 施設と多摩 26 市の中では上から８番目、病院病床数は 978 床と上から 13 番目、医師数は 143 人と上から 16 番目に位置しています。

図表３－４－12 医療施設数・病床数・医師数の状況
出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

施設数（施設）			病床数（床）						医師数（人）
			病院						
一般病院	一般診療所	歯科診療所	総数	感染症病床	療養病床	一般病床	精神病床	一般診療所	医師
15	319	228	4,190	－	1,065	1,533	1,592	128	611

図表３－４－13 医療施設数・病床数・医師数の都市間比較（人口 10 万人当たり）

出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」、
東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

注）人口は 2017 年 1 月 1 日現在、医師数は 2016 年 12 月 31 日現在、診療所・病床数は 2017 年 10 月 1 日現在

市名	人口（人）
八王子市	563,228
立川市	181,554
武蔵野市	143,964
三鷹市	185,101
青梅市	135,985
府中市	258,000
昭島市	112,789
調布市	229,886
町田市	**428,571**
小金井市	119,359
小平市	189,885
日野市	183,589
東村山市	150,739
国分寺市	120,656
国立市	75,452
福生市	58,554
狛江市	80,807
東大和市	85,945
清瀬市	74,510
東久留米市	116,867
武蔵村山市	72,238
多摩市	148,293
稲城市	89,089
羽村市	56,244
あきる野市	81,403
西東京市	199,790
市部合計	4,142,498

順位	市名	一般診療所数（施設）
1	武蔵野市	146
2	国立市	111
3	国分寺市	96
4	立川市	87
5	調布市	81
6	多摩市	76
7	小金井市	75
8	**町田市**	**74**
9	三鷹市	72
10	福生市	72
11	府中市	71
12	狛江市	71
13	西東京市	69
14	小平市	68
15	日野市	68
16	八王子市	66
17	羽村市	64
18	東村山市	64
19	青梅市	63
20	清瀬市	62
21	東大和市	61
22	昭島市	59
23	東久留米市	56
24	稲城市	56
25	あきる野市	53
26	武蔵村山市	35
市部全体		73

順位	市名	病院病床数（床）
1	青梅市	3,374
2	清瀬市	2,805
3	東村山市	1,613
4	八王子市	1,580
5	多摩市	1,516
6	三鷹市	1,501
7	府中市	1,403
8	小平市	1,245
9	福生市	1,175
10	武蔵村山市	1,161
11	昭島市	1,084
12	稲城市	1,041
13	**町田市**	**978**
14	小金井市	957
15	狛江市	887
16	立川市	876
17	武蔵野市	781
18	あきる野市	716
19	調布市	700
20	日野市	659
21	西東京市	659
22	東大和市	479
23	羽村市	437
24	東久留米市	282
25	国分寺市	208
26	国立市	87
市部全体		1,146

順位	市名	医師数（人）
1	三鷹市	523
2	狛江市	355
3	清瀬市	344
4	武蔵野市	341
5	府中市	340
6	立川市	309
7	多摩市	288
8	小平市	281
9	青梅市	246
10	福生市	213
11	八王子市	200
12	東村山市	166
13	武蔵村山市	158
14	稲城市	149
15	東大和市	148
16	**町田市**	**143**
17	小金井市	141
18	国立市	137
19	昭島市	135
20	調布市	131
21	日野市	131
22	西東京市	125
23	あきる野市	122
24	国分寺市	111
25	羽村市	87
26	東久留米市	67
市部全体		212

- 本市は、急性期医療を担う地域の中核医療機関である町田市民病院を有しています。町田市民病院は東京都の「二次救急医療機関」として手術や入院を必要とする重症患者を受け入れるほか、「災害拠点病院」、「地域周産期母子医療センター」の指定を受け、地域に対して二次医療・救急医療・周産期医療などを提供しています。

- 町田市民病院の入院患者数・外来患者数の推移をみると、外来患者数は 2013 年度の 328,979 人を境に減少傾向に転じ、2017 年度には 281,386 人と 47,593 人（14.5%）減少しています。一方、入院患者数は 13 万人前後で概ね横ばいで推移しています。

図表３－４－14 町田市民病院の入院患者数・外来患者数

出典：町田市「町田市統計書」

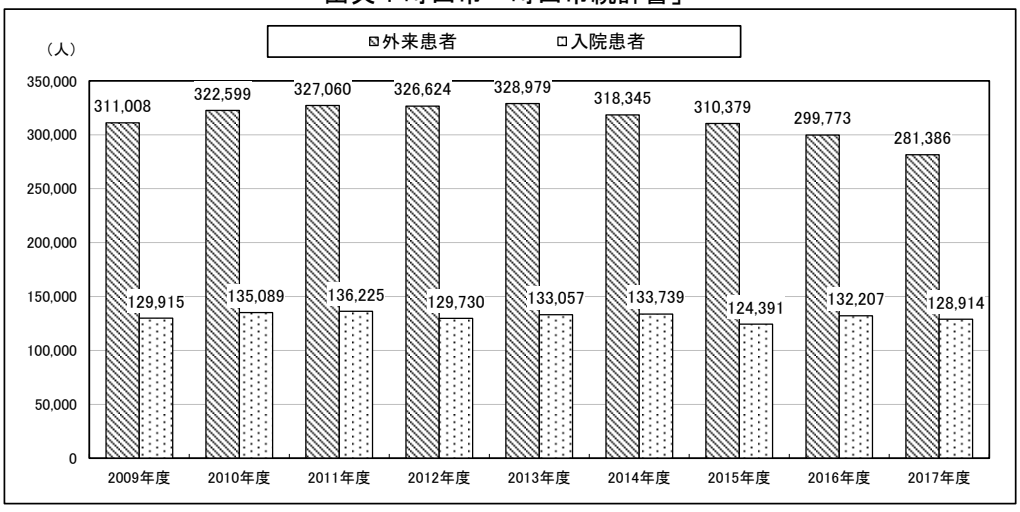

5 福祉

（1）高齢者福祉

① 国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

- 内閣府の「平成 30 年版高齢社会白書」によると、65 歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった 2015 年に 3,387 万人となった後、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 3,677 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増え続け、2042 年に 3,935 万人でピークを迎えた後、減少に転じると推計されています。

- 総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、2036 年は 33.3％で３人に１人、2065 年には 38.4％に達し、国民の約 2.6 人に１人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。また、総人口に占める 75 歳以上人口の割合は、2065 年には 25.5％となり、約 3.9 人に１人が 75 歳以上の高齢者になると推計されています。

図表３－５－１ 高齢化の推移と将来推計
出典：内閣府「平成 30 年高齢社会白書」

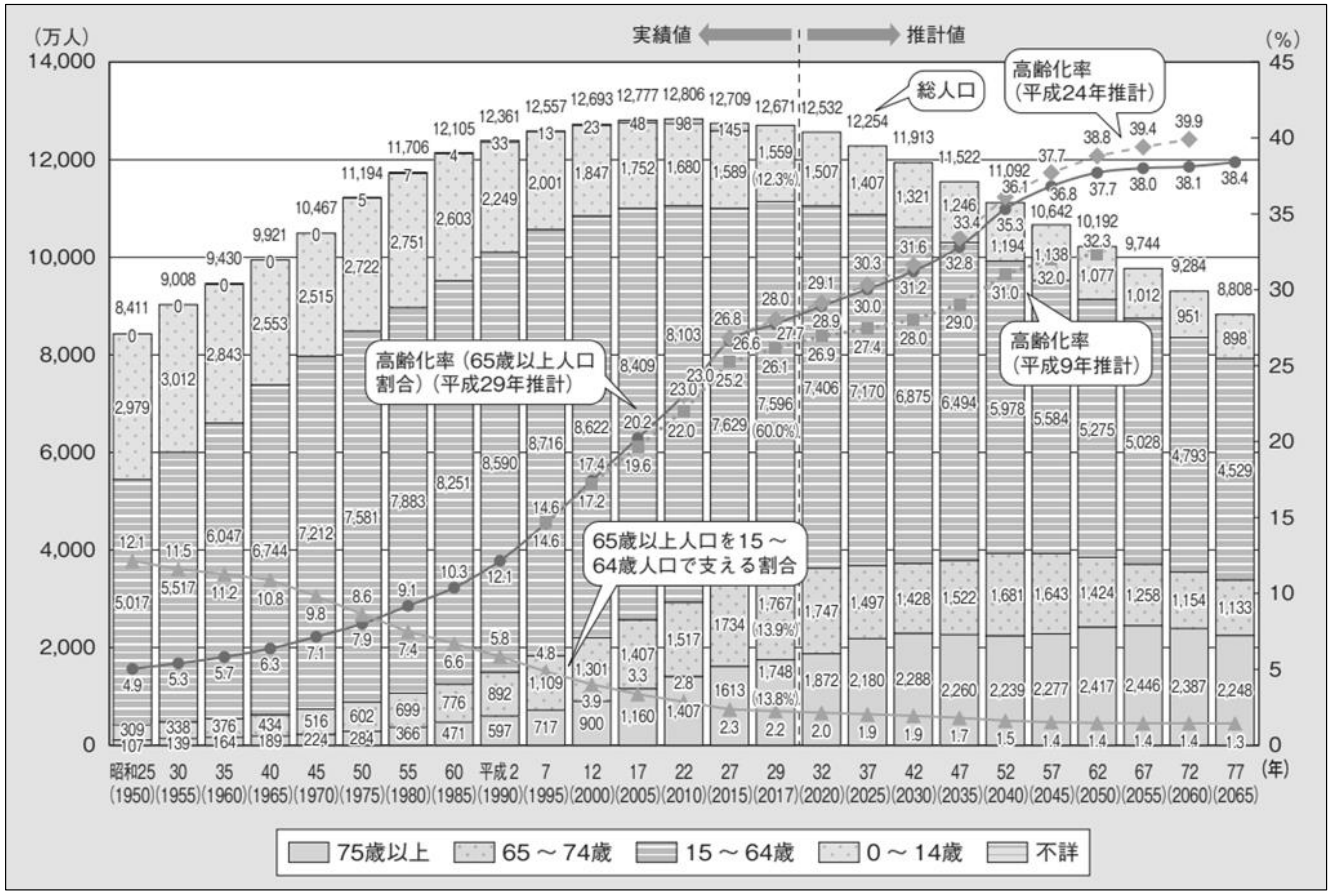

- 介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人は、2015 年度末で 606.8 万人となっており、2003 年度末の 370.4 万人と比べて約 1.6 倍（236.4 万人増）に増加しています。

- 65～74 歳で要支援の認定を受けた人は 1.4％、要介護の認定を受けた人は 2.9％であるのに対し、75 歳以上で要支援の認定を受けた人は 9.0％、要介護の認定を受けた人は 23.5％となっており、75 歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇しているのが特徴的といえます。

図表３－５－２ 要介護等認定状況(2015 年度)

出典：内閣府「平成 30 年高齢社会白書」に基づき作成

	65～74歳			75歳以上			合計		
	要支援	要介護	合計	要支援	要介護	合計	要支援	要介護	合計
実数(千人)	246	510	756	1,470	3,842	5,312	1,716	4,352	6,068
被保険者に占める割合(%)	1.4	2.9	4.3	9.0	23.5	32.5	10.4	26.4	36.8

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆地域包括ケアシステムの構築：2025 年を目途

- 今後、我が国では、「団塊の世代（約 800 万人)」が 75 歳以上となる 2025 年以降は、医療や介護に対する需要がさらに増加すると見込まれています。このような状況下、国では、2025 年を目途に、重要な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。
- これにより、各自治体では、2025 年に向けて、３年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

図表３－５－３ 市町村における地域包括ケアシステムの構築プロセス

出典：厚生労働省資料

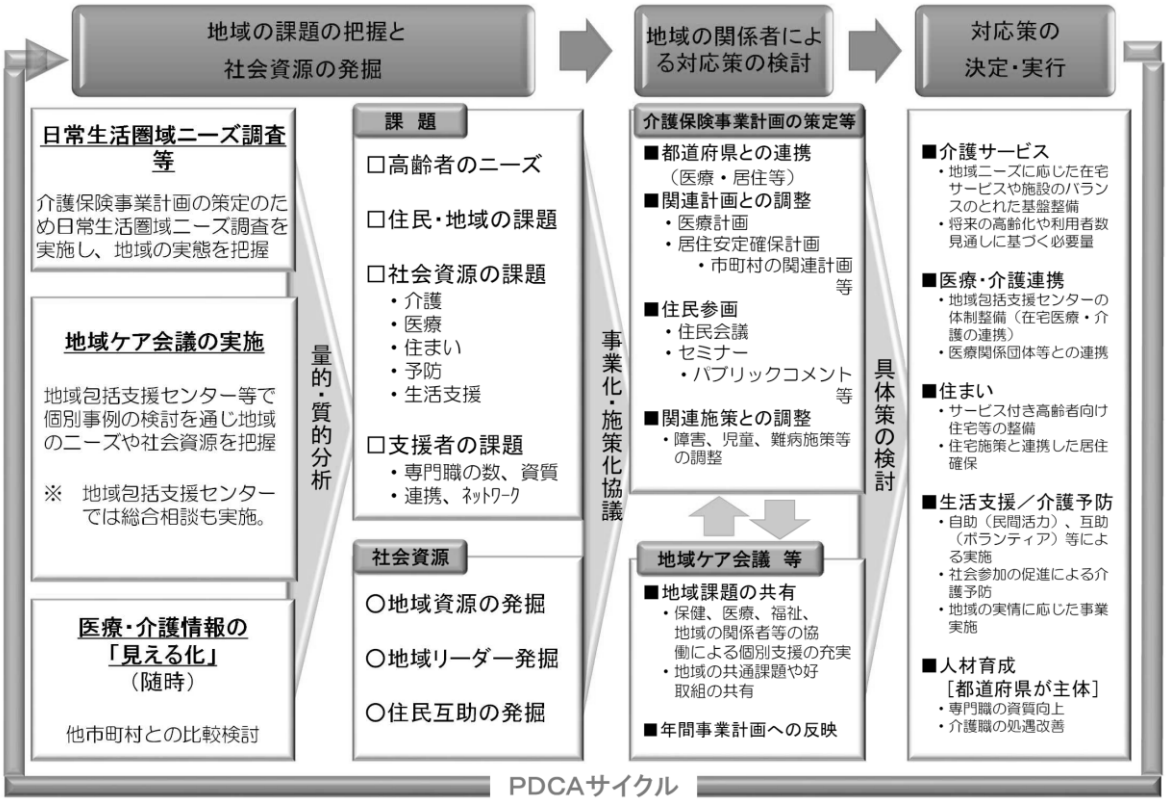

② 本市の動向

- 65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加傾向にあり、2018 年には 112,893 人と、10 年前の 2008 年の 80,797 人と比較して 32,096 人（39.7%）増加し、20 年前の 1998 年の 44,654 人と比較すると 68,239 人（152.8%）と大きく増加しています。高齢者人口の内訳をみると、2018 年には 75 歳以上人口が 56,719 人と 65～74 歳人口の 56,174 人を 545 人上回っています。
- 2018 年１月１日現在の高齢化率を多摩 26 市で比較すると、本市は高い方から７番目に位置しています。

図表３－５－４ 高齢者人口及び高齢化率の推移

出典：町田市「住民基本台帳人口（年齢別人口表）」（各年１月１日現在）

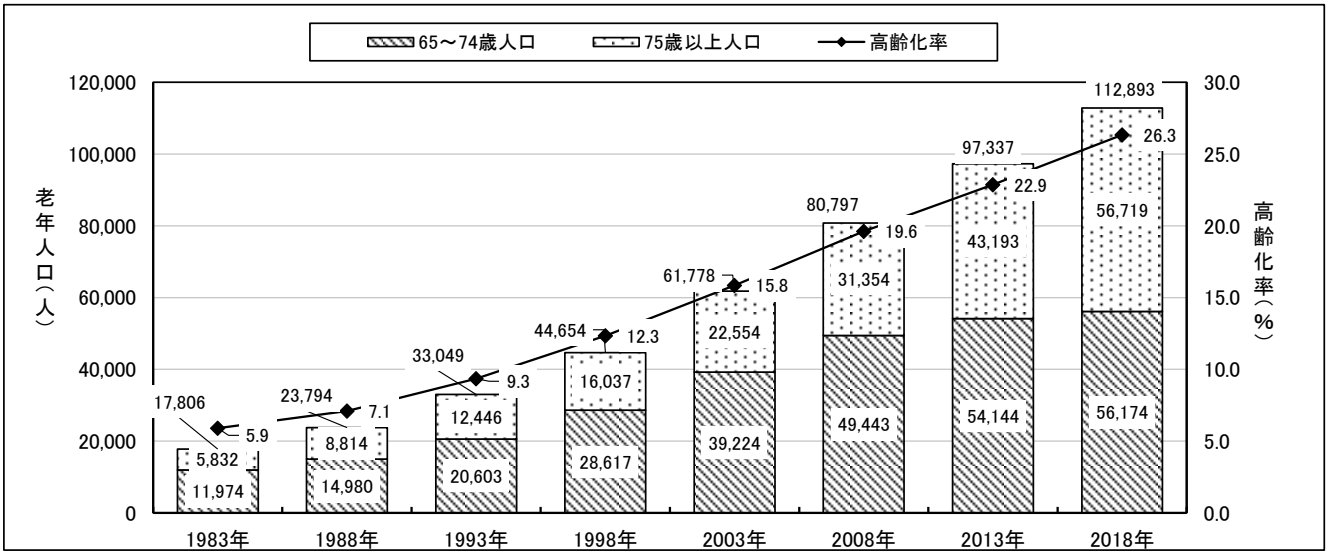

図表３－５－５ 高齢化率の都市間比較

出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）（2018 年１月１日現在）

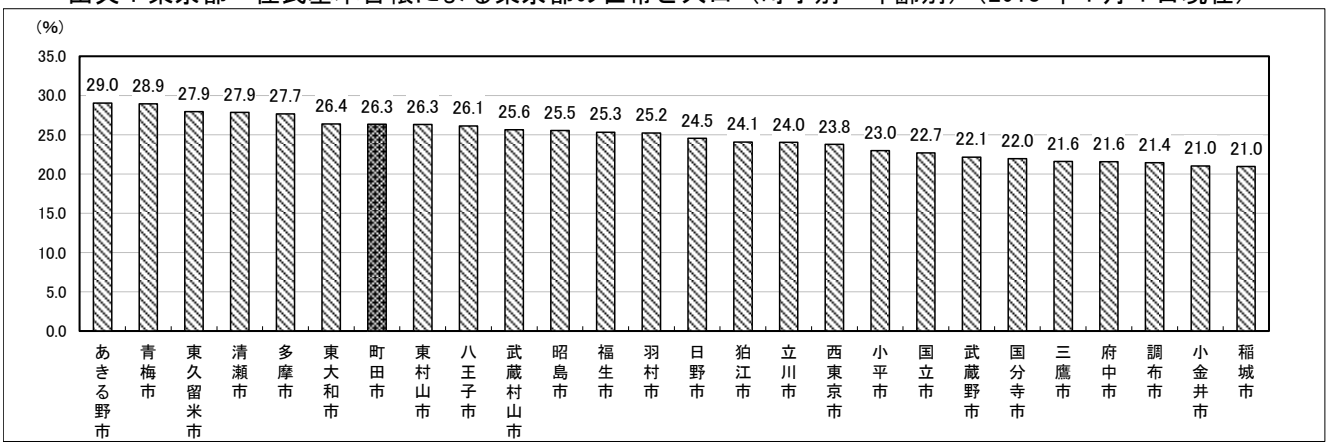

- 近年、高齢化が急速に進展している中、介護保険認定者数は一貫して前年度を上回る状況が続いています。2017 年度には 20,254 人と、2012 年度の 16,478 人と比較すると 3,776 人（22.9%）増加しています。

図表３－５－６ 介護認定者数の推移
出典：町田市「町田市統計書」

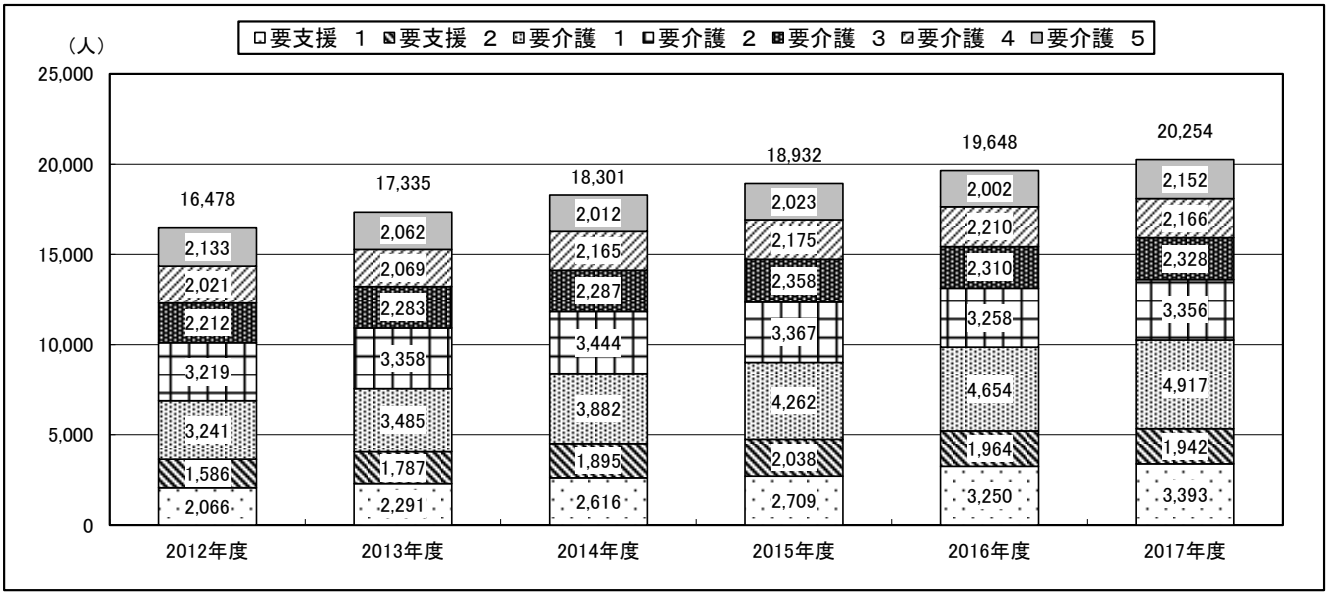

（２）障がい者福祉

① 国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

- 内閣府の「平成 30 年版障害者白書」に基づき、2016 年の在宅の身体障がい者 428.7 万人の年齢構成をみると、18 歳未満 6.8 万人（構成比 1.6%）、18 歳以上 65 歳未満 101.3 万人（23.6%）、65 歳以上 311.2 万人（72.6%）となっています。
- 65 歳以上の高齢者が占める割合は 2018 年に 27.3%であり、在宅の身体障がい者の 65 歳以上人口の割合は 72.6%と約 2.7 倍になっています。今後、高齢化の進展に伴って、身体に障がいをもつ高齢者の増加傾向に拍車がかかっていくと考えられます。

図表３－５－７ 年齢階層別障がい者数の推移（身体障がい児・者（在宅））
出典：内閣府「平成 30 年版障害者白書」
注）1980 年は身体障がい児（18 歳未満）に係る調査が行われていない。

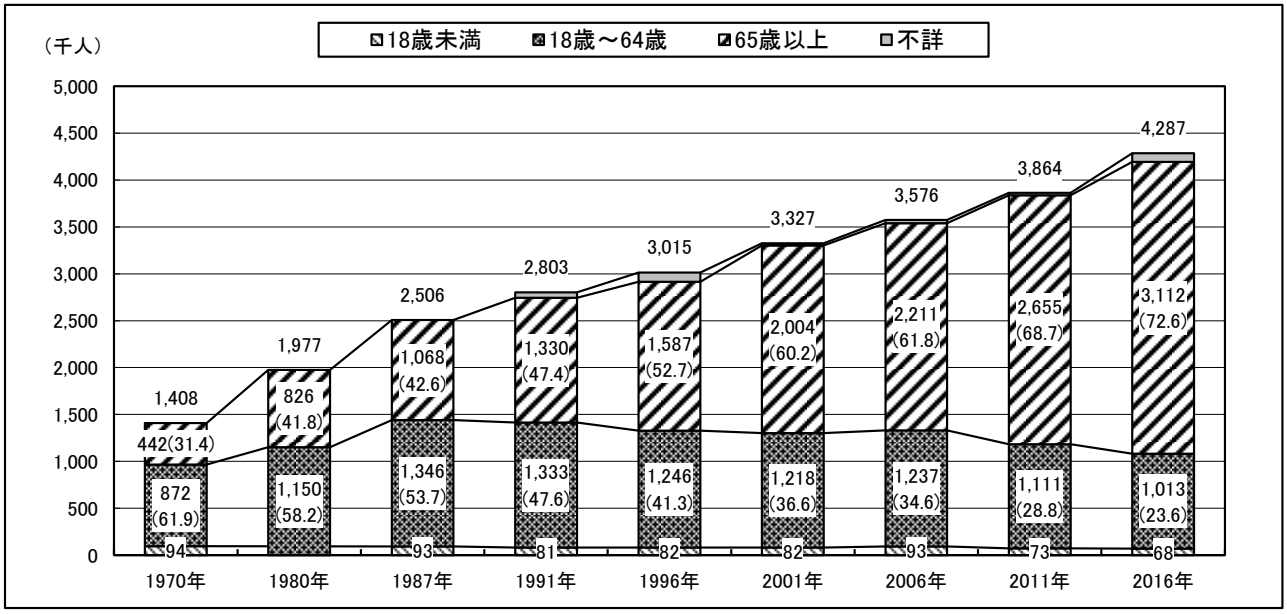

①－２ 近年の主要な制度改正等

１　障害者総合支援法の改正：2018 年４月施行
２　発達障害者支援法の改正：2016 年８月施行

①－２－１ 障害者総合支援法の改正

- 障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、2013 年４月に障害者総合支援法が施行されました。その後、障がい者を取り巻く状況の変化を背景に、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として、2016 年５月に障害者総合支援法が改正されました。
- 今回の法改正により、各自治体は、厚生労働大臣が定める障がい児通所・入所支援、障がい児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、「障害児福祉計画」を策定することなどが規定されました。

図表３－５－８ 改正された障害者総合支援法の概要
出典：内閣府「平成 29 年版障害者白書」

概 要

1.障害者の望む地域生活の支援

(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2.障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
(4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3.サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

①－２－２ 発達障害者支援法の改正

- 2005 年４月に発達障害者支援法が施行され、これまで関連する法制度がなく「制度の谷間」の中にあった発達障がいのある子ども及び発達障がいのある人の支援についても法的な位置づけが明示されました。
- その後、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていることを背景に、2016 年５月に同法の改正が行われました。
- 今回の法改正により、各自治体の責務として、発達障がい者及びその家族・関係者からの各種相談に対し、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応じることができるよう、関係機関等との有機的連携のもとに、必要な相談体制を整備することが規定されました。

②　本市の動向

- 2018 年１月１日現在、本市における障がいのある方の人数（障がいのある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）は、身体障がい者が 11,947 人、精神障がい者が 2,227 人（2017 年度末現在）となっています。

図表３－５－９ 障がいのある方の人数の推移
出典：町田市「町田市統計書」

		身体障がい者手帳交付数								精神障がい福祉手帳交付数			
		総数	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声言語機能障がい	肢体不自由障がい	内部障がい			総数	1級（重度）	2級（中度）	3級（軽度）
2013年	実 数（人）	11,403	719	996	113	6,356	3,219	2012年度	実 数（人）	1,617	126	916	575
2014年	実 数（人）	11,631	748	1,006	108	6,424	3,345	2013年度	実 数（人）	1,666	134	890	642
	増減率（%）	2.0	4.0	1.0	▲ 4.4	1.1	3.9		増減率（%）	3.0	6.3	▲ 2.8	11.7
2015年	実 数（人）	11,686	770	1,020	116	6,411	3,369	2014年度	実 数（人）	1,706	113	878	715
	増減率（%）	0.5	2.9	1.4	7.4	▲ 0.2	0.7		増減率（%）	2.4	▲ 15.7	▲ 1.3	11.4
2016年	実 数（人）	11,681	763	1,049	113	6,289	3,467	2015年度	実 数（人）	1,852	116	959	777
	増減率（%）	▲ 0.0	▲ 0.9	2.8	▲ 2.6	▲ 1.9	2.9		増減率（%）	8.6	2.7	9.2	8.7
2017年	実 数（人）	11,773	777	1,090	111	6,200	3,595	2016年度	実 数（人）	2,018	124	1,108	786
	増減率（%）	0.8	1.8	3.9	▲ 1.8	▲ 1.4	3.7		増減率（%）	9.0	6.9	15.5	1.2
2018年	実 数（人）	11,947	785	1,144	114	6,179	3,725	2017年度	実 数（人）	2,227	124	1,184	919
	増減率（%）	1.5	1.0	5.0	2.7	▲ 0.3	3.6		増減率（%）	10.4	0.0	6.9	16.9
2013～2018年増減	増減数（人）	544	66	148	1	▲ 177	506	2012～2017年度増減	増減数（人）	610	▲ 2	268	344
	増減率（%）	4.8	9.2	14.9	0.9	▲ 2.8	15.7		増減率（%）	37.7	▲ 1.6	29.3	59.8

- 2016 年の発達障害者支援法の改正を受け、本市では障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、「町田市子ども発達支援計画」（計画期間：2018～2020 年度）を 2018 年３月に策定しています。
- 本計画では、基本理念「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」の実現に向け、一人ひとりの子どもの権利実現、子どもと親がともに成長すること、地域の中で家族を孤立させないこと、市民（子どもと大人）と行政の協働を進めることを目指しています。

（３）地域福祉

①　国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

- 厚生労働省の「平成 29 年版厚生労働白書」によると、生活保護の受給者数（被保護者数）は、1995 年を境に増加に転じ、2017 年４月では約 213.7 万人となっています。

図表３－５－10 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移
出典：厚生労働省「平成 29 年版厚生労働白書」

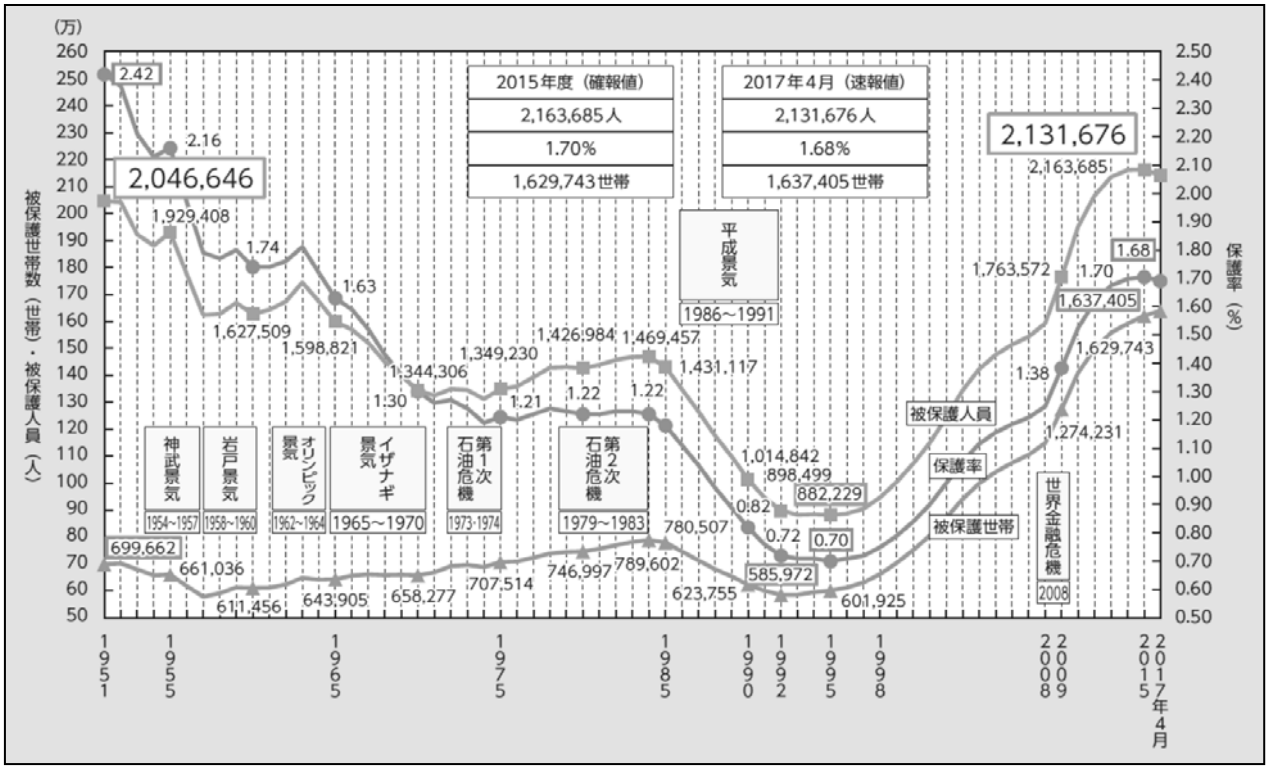

● また、世帯類型別に生活保護の受給世帯数（被保護世帯数）の推移をみると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にあるものの、高齢者世帯を除いた世帯数は、近年減少傾向が続いています。

図表３－５－11 世帯類型別の被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移
出典：厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」

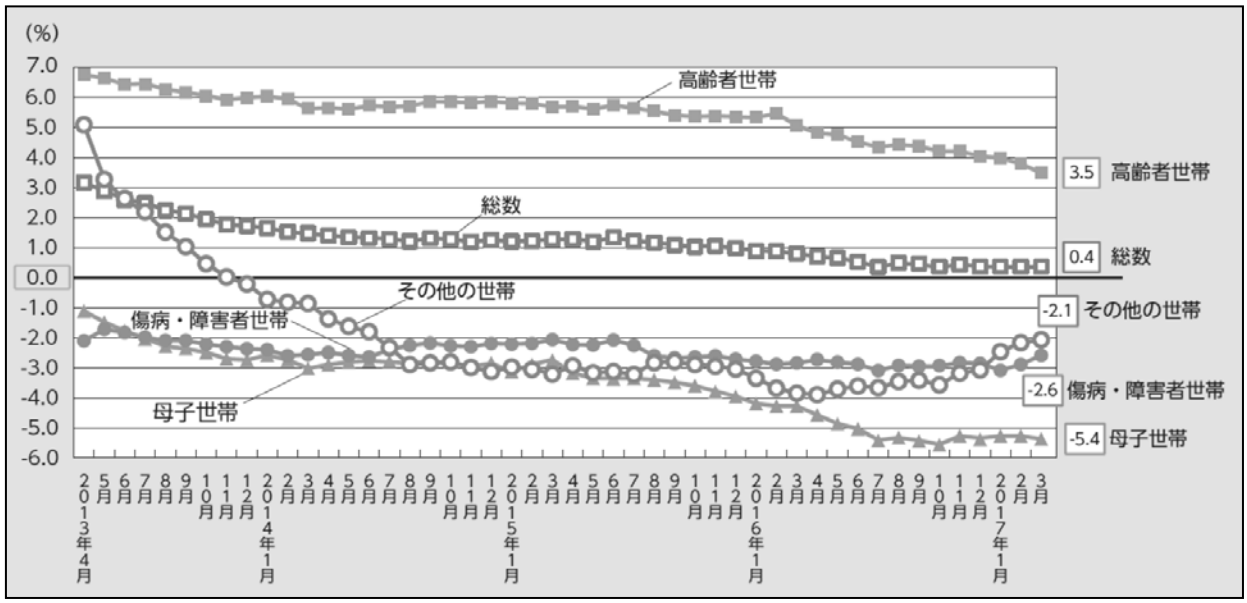

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆生活困窮者自立支援法：2015 年４月施行

● 2015 年４月１日に「生活困窮者自立支援法」が施行され、福祉事務所を設置する地方自治体は、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、以下の各種事業を実施するとともに、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることが掲げられています。

＜「生活困窮者自立支援制度」の概要＞

①生活困窮者からの相談を受け、ニーズに応じた計画的・継続的な支援をコーディネートする「自立相談支援事業」
②離職により住居を失った者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」
③生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な者に集中的な支援を行う「就労準備支援事業」（任意事業）
④緊急的・一時的に衣食住を提供する「一時生活支援事業」（任意事業）
⑤家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」（任意事業）
⑥生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」（任意事業）

② 本市の動向

● 近年、生活保護の受給者数は一貫して増加傾向にあります。2017 年度における被保護世帯数は 5,605 世帯、被保護人員は 7,834 人であり、対 2012 年度比で世帯数は 868 世帯（18.3%）、被保護人員は 829 人（11.8%）増加しています。

● この結果、保護率（人口 1,000 人対被保護人員）は、2017 年には 18.3‰まで上昇しており、多摩 26 市で比較すると、本市の保護率は高い方から 12 番目に位置しています。

図表３－５－12 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

出典：町田市「町田市統計書」

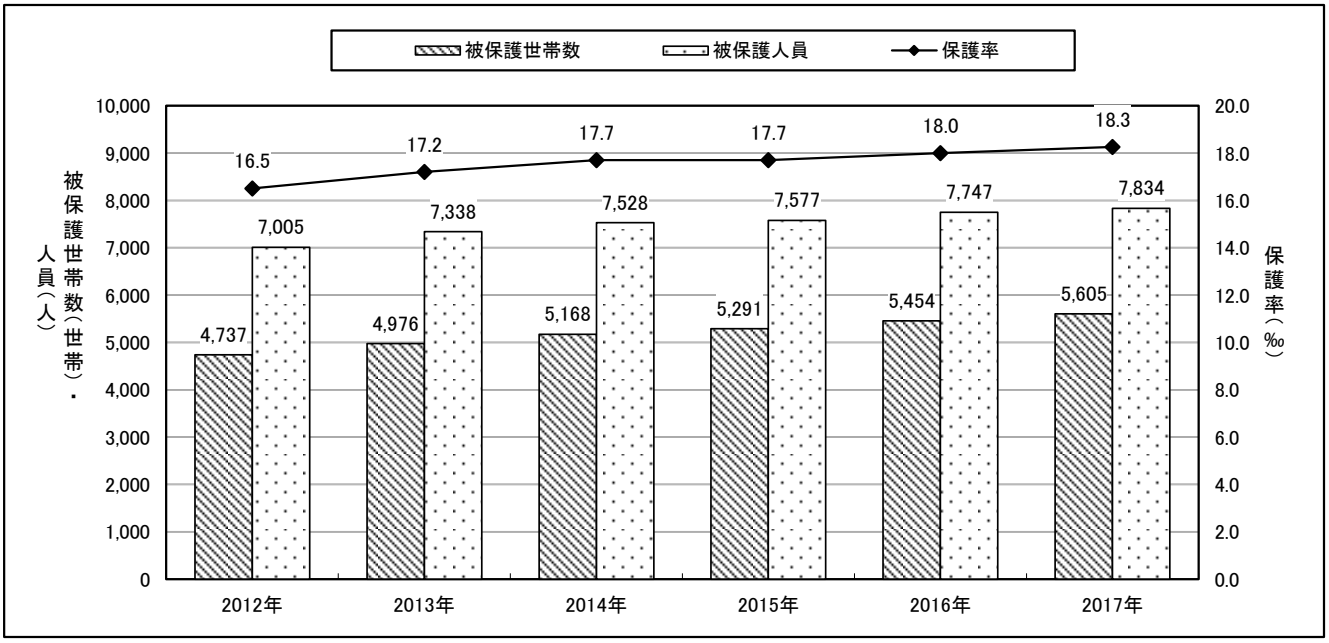

図表３－５－13 2017 年度（月平均）保護率の都市間比較

出典：東京都「福祉統計年報」

順位	市名	保護率（‰）	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）	順位	市名	保護率（‰）	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）
1	清瀬市	30.2	1,666	2,279	15	八王子市	17.0	7,566	9,836
2	立川市	28.0	3,867	5,027	16	小平市	17.0	2,463	3,290
3	武蔵村山市	24.0	1,210	1,715	17	国立市	15.1	896	1,128
4	東村山市	22.7	2,583	3,403	18	羽村市	14.1	584	780
5	東大和市	22.6	1,337	1,918	19	小金井市	13.8	1,489	1,704
6	青梅市	21.2	2,082	2,874	20	狛江市	13.7	947	1,127
7	昭島市	21.1	1,807	2,357	21	日野市	13.3	1,910	2,498
8	府中市	20.3	4,019	5,330	22	稲城市	13.3	877	1,195
9	西東京市	20.2	3,047	4,072	23	調布市	13.0	2,482	3,041
10	福生市	19.9	921	1,162	24	武蔵野市	12.7	1,623	1,856
11	東久留米市	19.8	1,676	2,308	25	あきる野市	12.1	694	976
12	**町田市**	**18.0**	**5,605**	**7,834**	26	国分寺市	9.3	970	1,163
13	多摩市	17.4	1,877	2,571	市部合計		17.8	56,861	74,745
14	三鷹市	17.3	2,664	3,303					

- 2017 年度の被保護人員を保護の種類別にみると、住宅扶助が 7,160 人（33.1%）で最も多く、次いで生活扶助が 6,814 人（31.5%）、医療扶助が 5,717 人（26.5%）、介護扶助が 1,029 人（4.8%）、教育扶助が 595 人（2.8%）と続いています。
- 2012 年度と比較すると、医療扶助が 1,129 人（24.6%）増加し、介護扶助が 283 人（37.9%）増加するなど、全国的な傾向と同様に、高齢化の進展の影響が見てとれます。

図表３－５－14 2017 年度の保護種類別の被保護人員（月平均）

出典：町田市「町田市統計書」

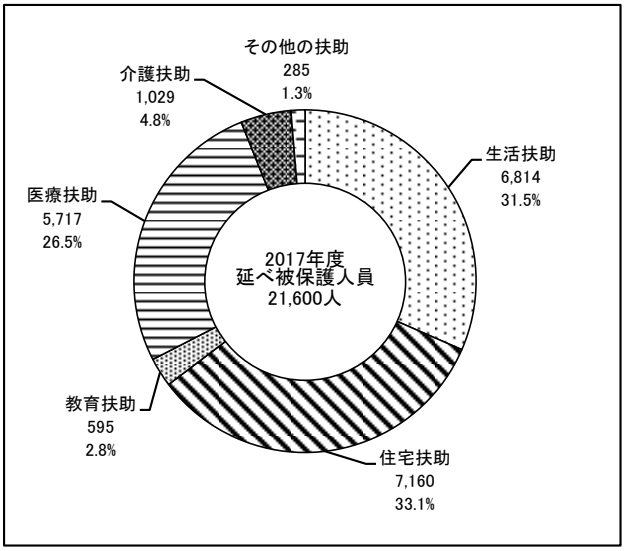

図表３－５－15 保護種類別の被保護人員の推移

出典：町田市「町田市統計書」（各年度間月平均）

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
生活扶助	実数（人）	6,227	6,490	6,651	6,636	6,770	6,814
	増減率（%）	4.8	4.2	2.5	▲ 0.2	2.0	0.6
住宅扶助	実数（人）	6,419	6,727	6,899	6,942	7,097	7,160
	増減率（%）	5.4	4.8	2.6	0.6	2.2	0.9
教育扶助	実数（人）	645	675	655	623	614	595
	増減率（%）	▲ 0.2	4.6	▲ 2.9	▲ 4.9	▲ 1.4	▲ 3.1
医療扶助	実数（人）	4,588	4,749	4,919	4,983	5,429	5,717
	増減率（%）	4.8	3.5	3.6	1.3	9.0	5.3
介護扶助	実数（人）	746	807	860	922	968	1,029
	増減率（%）	5.4	8.2	6.5	7.2	5.0	6.3
その他の扶助	実数（人）	291	290	300	302	312	285
	増減率（%）	11.1	▲ 0.3	3.4	0.7	3.3	▲ 8.7
被保護人員	実数（人）	18,916	19,738	20,284	20,408	21,190	21,600
	増減率（%）	5.0	4.3	2.8	0.6	3.8	1.9

6 地域コミュニティ等

（1）地域コミュニティ

① 国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 内閣府が 2011 年７月に公表した「平成 22 年度国民生活選好度調査 」によると、「今までに住まいの地域（市区町村）で、次のような活動に参加したことがあるか。また、今後参加したいと思うか」を質問したところ、いずれの活動も「参加したことはないが、機会があれば参加したい」と「参加したことはなく、参加したいとも思わない」を合せた「参加したことはない」が最も高くなっています。
- 住みやすい地域づくりのために、住まいの地域で特に力を入れて行うことが大切だと考える活動では、「防犯・防災・交通安全の活動」が 58.5%で最も高く、次いで「要介護のお年寄りや障害者などを助ける活動」の 57.1%、「子育てを助ける活動」の 48.9%の順となっています。

図表３－６－１ 居住地域における地域活動への参加経験

出典：内閣府「平成 22 年度国民生活選好度調査（2011 年３月実施）（以下、同様）」

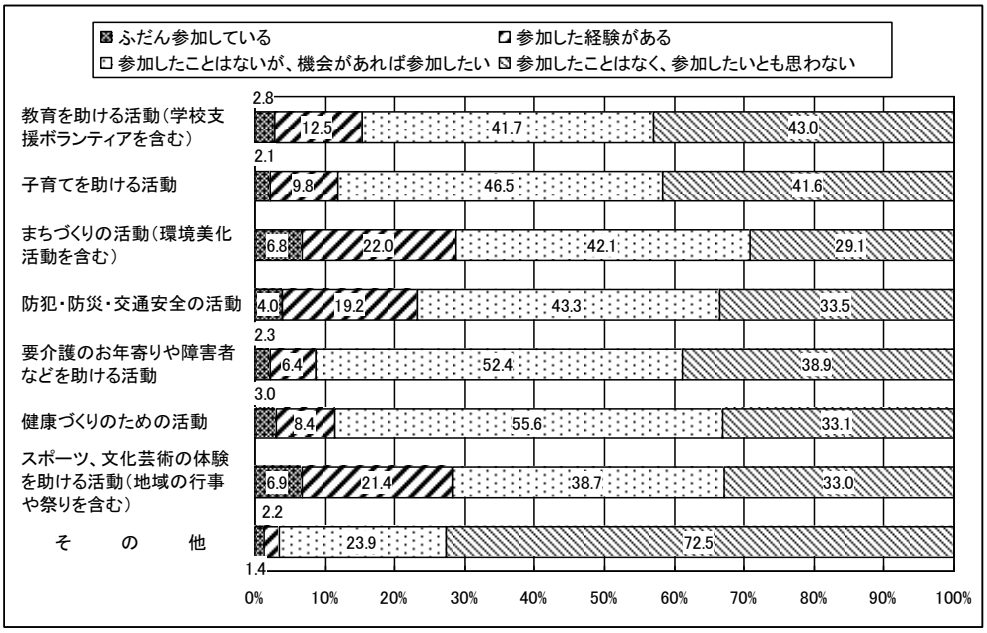

図表３－６－２ 住みやすい地域づくりのため、大切だと考える活動

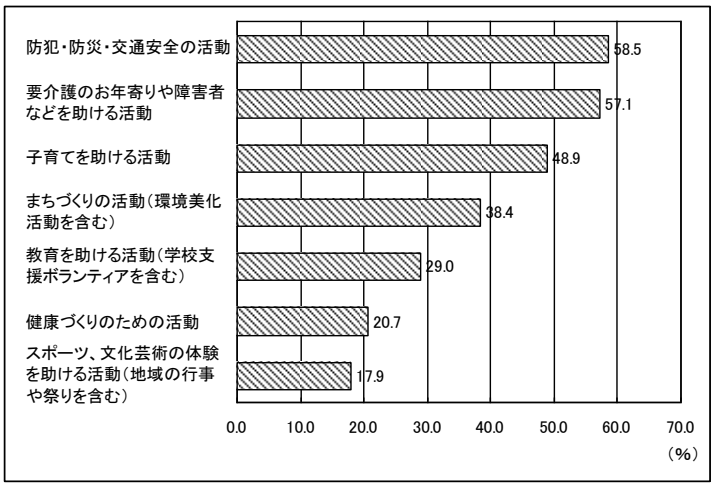

● また、住まいの地域で特に力を入れて行うことが大切だと考える活動を担ってほしい団体を質問した結果、「まちづくりの活動（環境美化活動を含む）」、「防犯・防災・交通安全の活動」及び「スポーツ、文化芸術の体験を助ける活動（地域の行事や祭りを含む）」では、いずれも住民生活に最も身近な地域コミュニティ組織と考えられる「自治会・町内会」の回答比率が最も高くなっています。

図表３－６－３　住まいの地域で特に力を入れて行うことが大切だと考える活動を担ってほしい団体
出典：内閣府「平成 22 年度国民生活選好度調査（2011 年３月実施）」

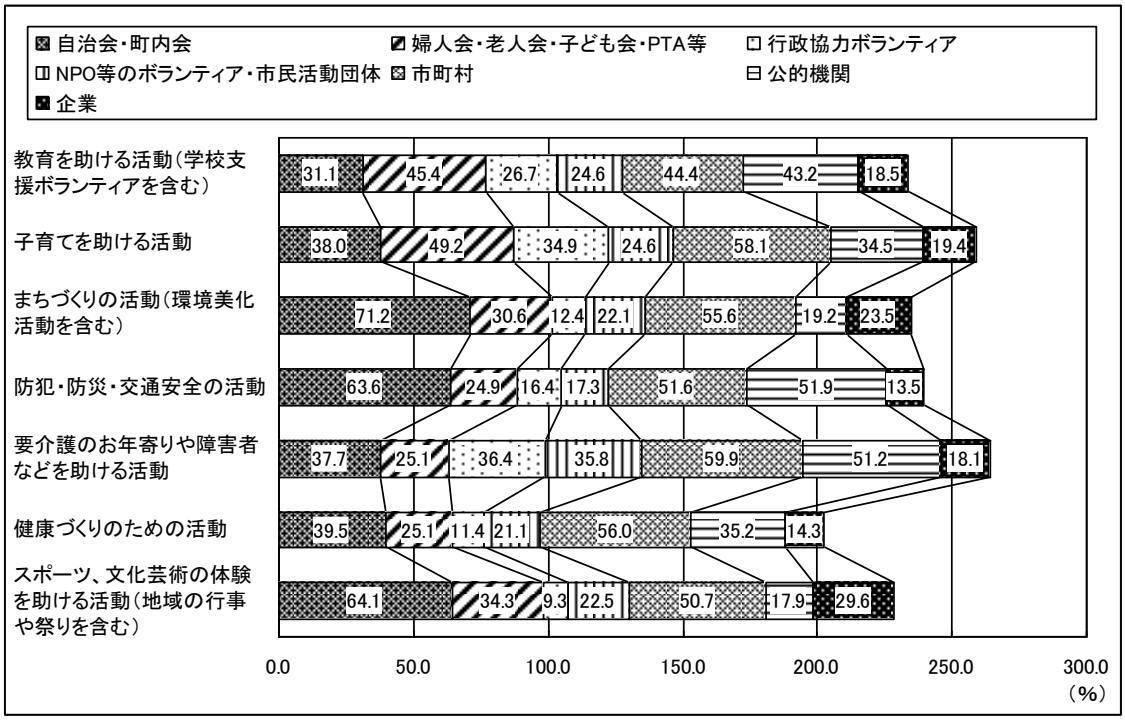

②　本市の動向

● 本市の１世帯当たりの人員は一貫して減少傾向にあり、2018 年１月１日現在では 2.21 人／世帯となっています。

図表３－６－４　１世帯当たり人員の推移
出典：町田市「町田市統計書」（各年１月１日現在）

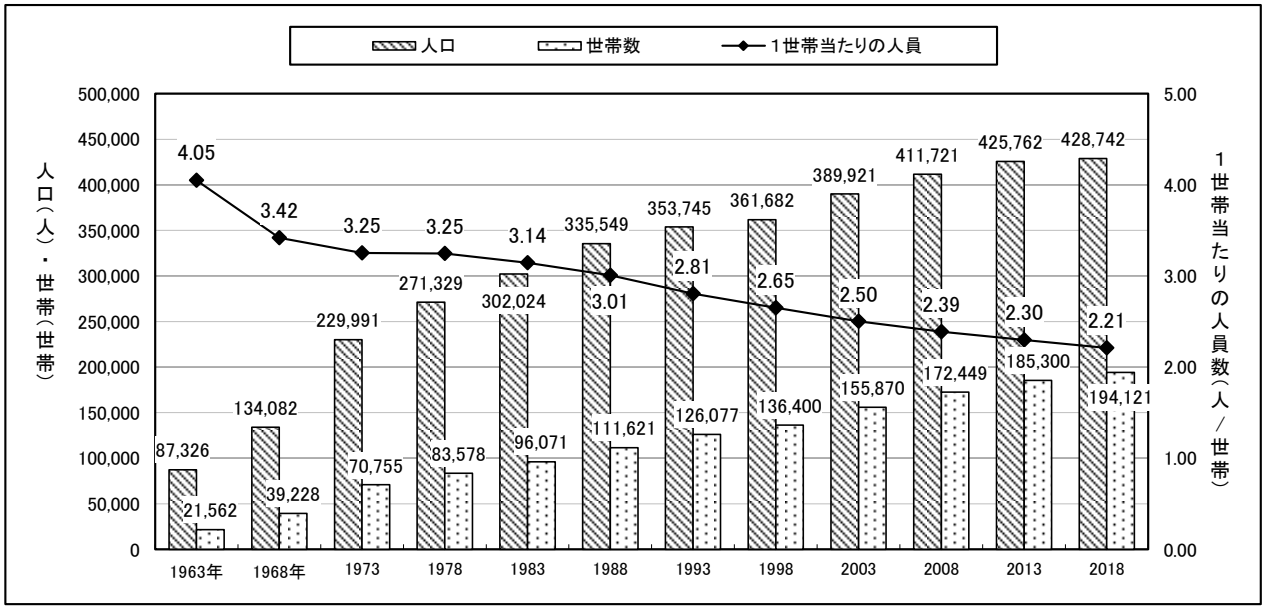

● 「自治会」は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成された任意団体であり、住民相互の親睦を深めることのほか、防犯・防災など地域の様々な課題解決に向けた取組等を通じ、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

● 本市の自治体加入率は一貫して減少傾向にあり、2017 年度における加入世帯は 103,477 世帯、加入率は 53.6%と、2008 年度と比較して加入世帯は 615 世帯、加入率は 4.5 ポイントいずれも減少しています。

図表３－６－５ 自治会加入率の推移
出典：町田市「町田市統計書」

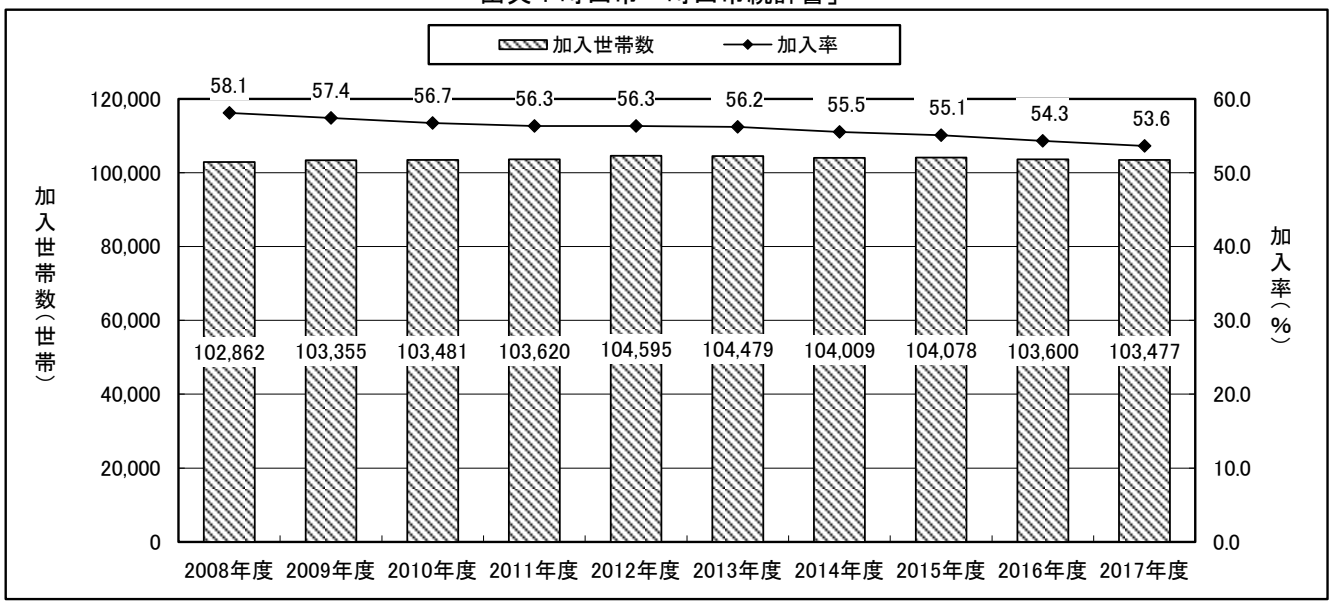

（２）男女共同参画

① 国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

● 内閣府の「男女共同参画白書 平成 30 年版」によると、15～64 歳の生産年齢人口における女性の就業率は、男女雇用機会均等法が施行された 1986 年は 53.1%でしたが、2017 年は 67.4%と、この約 30 年間に 14.3 ポイント上昇しています。特に、2007 年～2017 では 7.9 ポイントの上昇、2012 年～2017 年では 6.7 ポイントの上昇と、この数年間の上昇幅が著しい傾向にあります。

● 子育て期にあたる 25～44 歳の女性の就業率は、1986 年に 57.1%、2017 年 74.3%と、この約 30 年間に 17.2 ポイント上昇しています。特に、2012 年～2017 年にかけては 6.6 ポイント上昇するなど、女性の生産年齢人口と同様にこの数年間の上昇幅が大きくなっています。

図表３－６－６ 就業率の推移

出典：内閣府「男女共同参画白書　平成 30 年版」

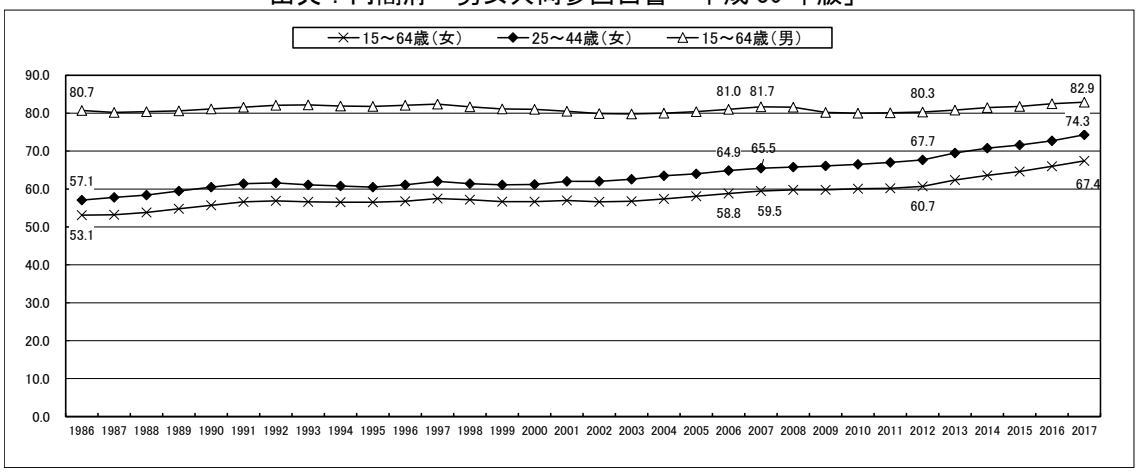

- 2001 年 10 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置が義務（市町村は努力義務）付けられています。内閣府の「男女共同参画白書 平成 30 年版」によると、2018 年３月現在、全国 278 か所（うち市町村が設置する施設は 105 か所）が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っています。
- 2002 年度以降、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、概ね増加傾向で推移しており、2015 年度では 11 万 1,172 件で 2002 年度の 35,943 件と比べて約 3.1 倍（75,229 件増）に増加しています。

図表３－６－７配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移

出典：内閣府「男女共同参画白書　平成 30 年版」

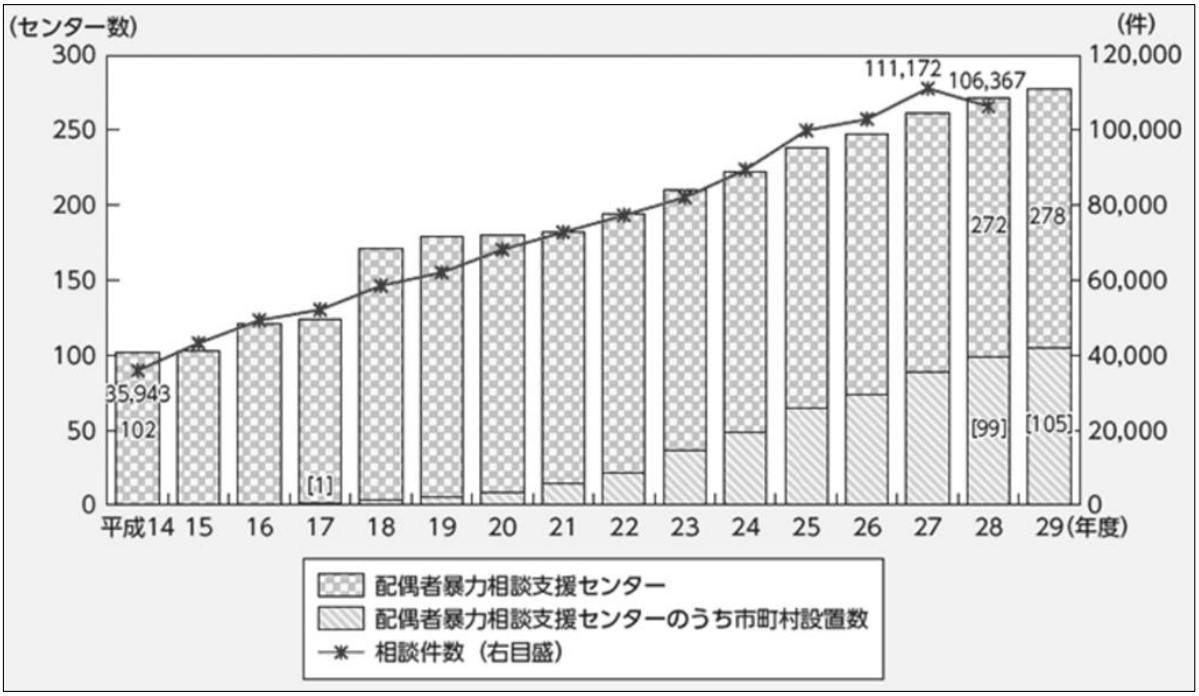

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆女性活躍推進法：2016 年４月施行

- 本法律の施行により、国や地方自治体、301 人以上の労働者を常時雇用する事業主は、女性の活躍推進に向けた「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられました。この行動計画の策定にあたって、各事業主は先ず自らの事業における女性の活躍についての現状把握や課題分析を行った上で、その結果を勘案し、女性の活躍推進に向けた数値目標や取組を計画の中に盛り込むこととされています。

② 本市の動向

- 2015 年の町田市の女性の労働力率（総人口に占める、就業者と完全失業者の割合）を見ると、2005 年と比較して高まっていることが分かります。また、男性では 25 ～ 59 歳のいずれの年齢層においても労働力率が 90%以上であり、年齢による差は見られませんが、女性では全体的に男性より低く、特に 30 ～ 40 歳代の値が低くなっています。

図表３－６－８ 女性の就業率の推移

出典：町田市「町田市産業振興計画 19-28」

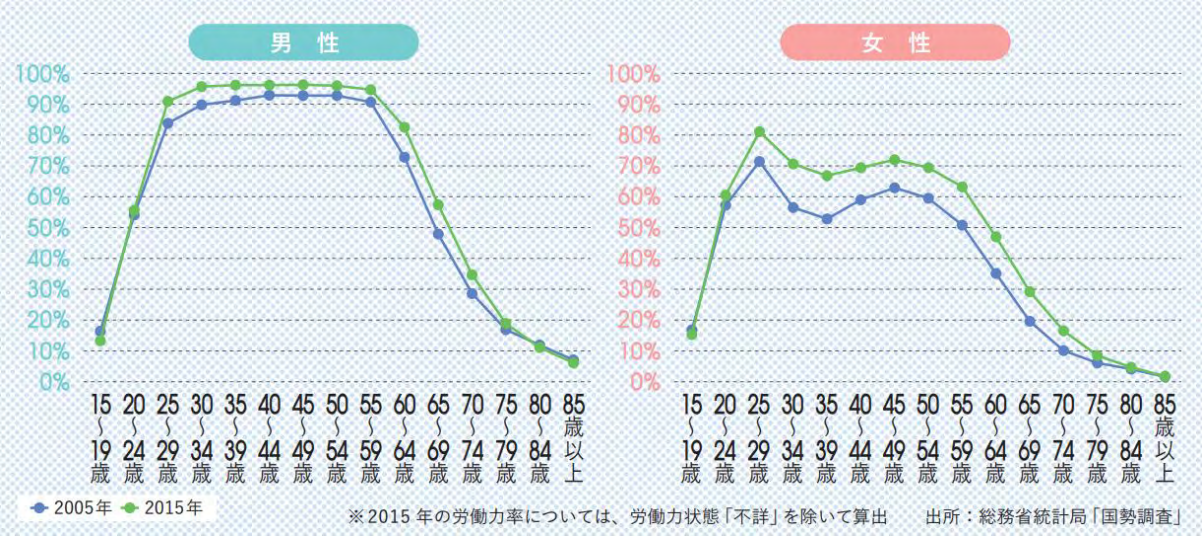

- 本市では、2001 年２月１日に「男女平等参画都市宣言」を行い、男女が平等で人権を尊重しあい、個性と能力を発揮し、自立していきる「男女平等参画社会」を目指すことを明らかにしています。
- 男女平等参画都市宣言に基づき「第３次町田市男女平等推進計画」（計画期間：2012～2016 年度）を推進してきましたが、社会環境の変化や女性活躍推進に関する法律の制定等を背景に、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第４次町田市男女平等推進計画）」（計画期間：2017～2021 年度）を 2017 年３月に策定しています。
- 本計画では、「一人ひとりの人権を尊重するまち」、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」をめざすべき姿として掲げ、「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」や「仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援」などに取り組むこととしています。
- また、女性活躍推進法の施行を受け、本市では 2016 年４月に「町田市特定事業主行動計画（第三次）」を改訂し、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法で定める特定事業主として、「ワーク・ライフ・バランス」「次世代育成」「女性の活躍」「地域の手本」を目指しています。

● 計画期間である 2015～2019 年度の間に、「管理職に占める女性職員の割合を 24%にすること」や「産休・育休取得者へのフォロー体制を構築すること」などが目標に掲げられています。

（３）多文化共生

①　国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

● 法務省の「平成 30 年版出入国管理」によると、2017 年 12 月 31 日現在、在留外国人数は 256 万 1,848 人であり、前年と比べて 17 万 9,026 人（7.5%）増加しています。

● 2017 年 12 月 31 日現在、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口１億 2,670 万人（2017 年 10 月１日現在人口推計（総務省統計局））に対し 2.02%であり、前年と比べて 0.14 ポイント上昇しています。

● 2017 年 12 月 31 日現在における在留外国人数について、上位５位を国別にみると、中国が 73 万 890 人で全体の 28.5%を占め、以下、韓国の 45 万 663 人（構成比 17.6%）、ベトナムの 26 万 2,405 人（10.2%）、フィリピン 26 万 553 人（10.2%）、ブラジル 19 万 1,362 人（7.5%）の順となっています。

図表３－６－９ 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

出典：法務省「平成 30 年版出入国管理（各年 12 月 31 日現在）」

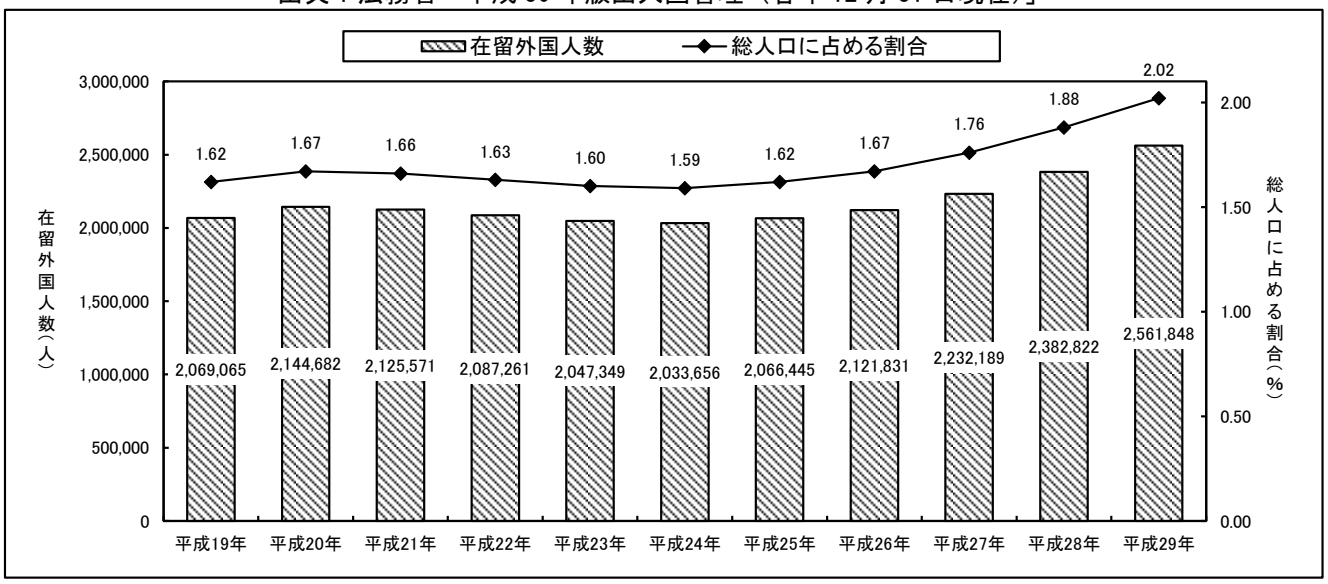

図表３－６－10 在留外国人数の内訳（2017 年 12 月 31 日現在）
出典：法務省「平成 30 年版出入国管理」

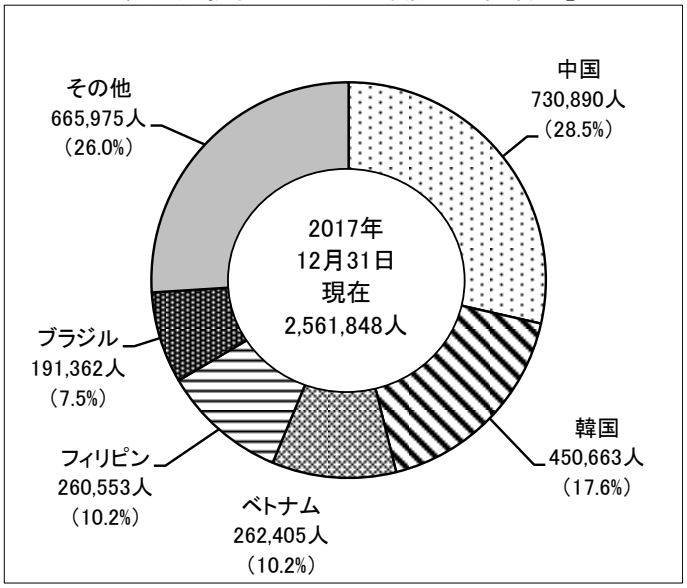

①－２ 近年の主な制度改正等

◆出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の改正：2019 年４月施行

● 深刻な人手不足等を背景として、2018 年 12 月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の改正が成立し、新たな在留資格として、「特定技能１号」及び「特定技能２号」が創設されました。「特定技能１号」は介護、農業、外食業などの 14 の業種が、「特定技能２号」は建設業、造船・舶用工業の２つの業種が対象とされています。

図表３－６－11 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設
出典：法務省資料

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

(1) 特定技能1号：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
(2) 特定技能2号：同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

(1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」（閣議決定）に関する規定
(2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
(3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
(4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
(5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

(1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
(2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

(1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
(2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

(1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
(2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
(3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

(1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
(2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
(3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

② 本市の動向

- 本市の外国人人口は 2013 年までは減少傾向で推移してきたものの、その後は増加傾向に転じており、2018 年には 5,852 人と 2013 年の 4,747 人と比較して 1,105 人（23.3%）増加しています。外国人人口の占める割合は 2018 年に 1.36%となっています。
- 2018 年 1 月 1 日現在における在留外国人数について国別にみると、中国が 2,438 人（構成比 41.7%）で最も多く、次いで韓国・朝鮮が 1,026 人（17.5%）、フィリピンが 558 人（9.5%）、ベトナムが 312 人（5.3%）、米国が 208 人（3.6%）と続いています。
- 直近 10 年間の国別の在留外国人数の増加率をみると、ベトナムが 387.5%（248 人）で最も多く、次いで中国が 12.5%（270 人）、フィリピンが 10.5%（53 人）と続いています。
- 外国人人口の割合を多摩 26 市で比較すると、本市は低い方から 4 番目と相対的に外国人人口の割合が低い水準にあります。

図表３－６－12 外国人人口の推移
出典：町田市「町田市統計書」

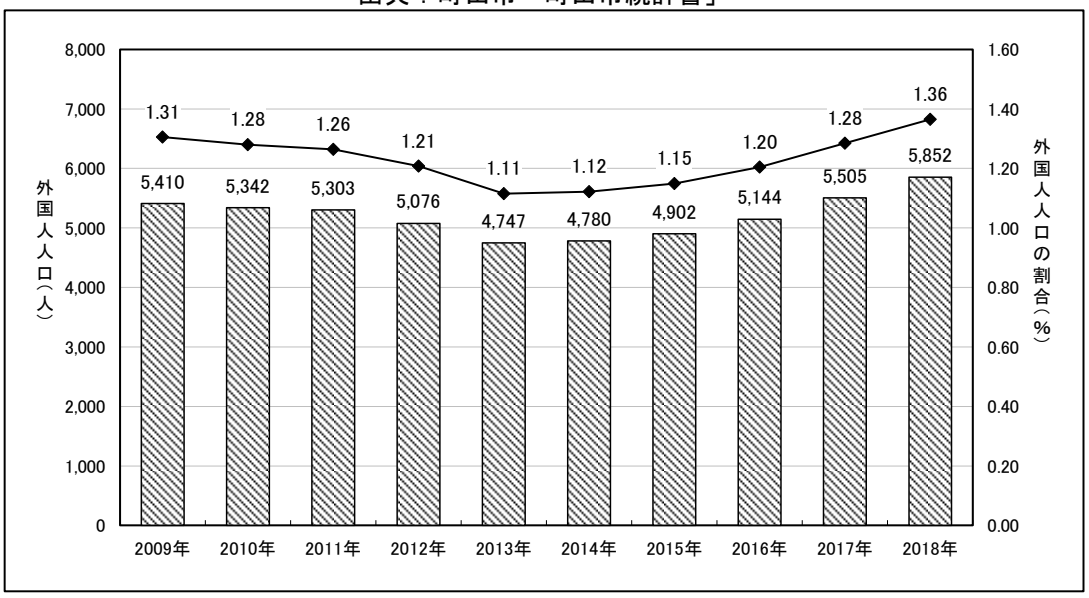

図表３－６－13 在留外国人の国籍別内訳（2018 年１月１日現在）
出典：町田市「町田市統計書」

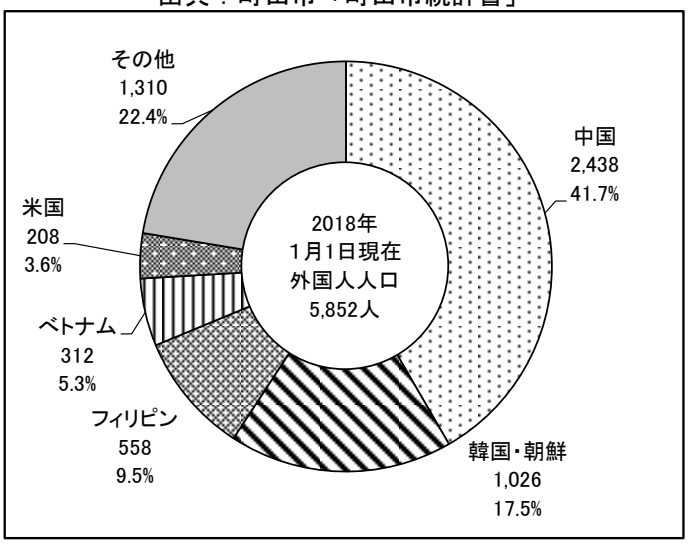

図表３－６－14 国籍別外国人人口の推移

出典：町田市「町田市統計書」

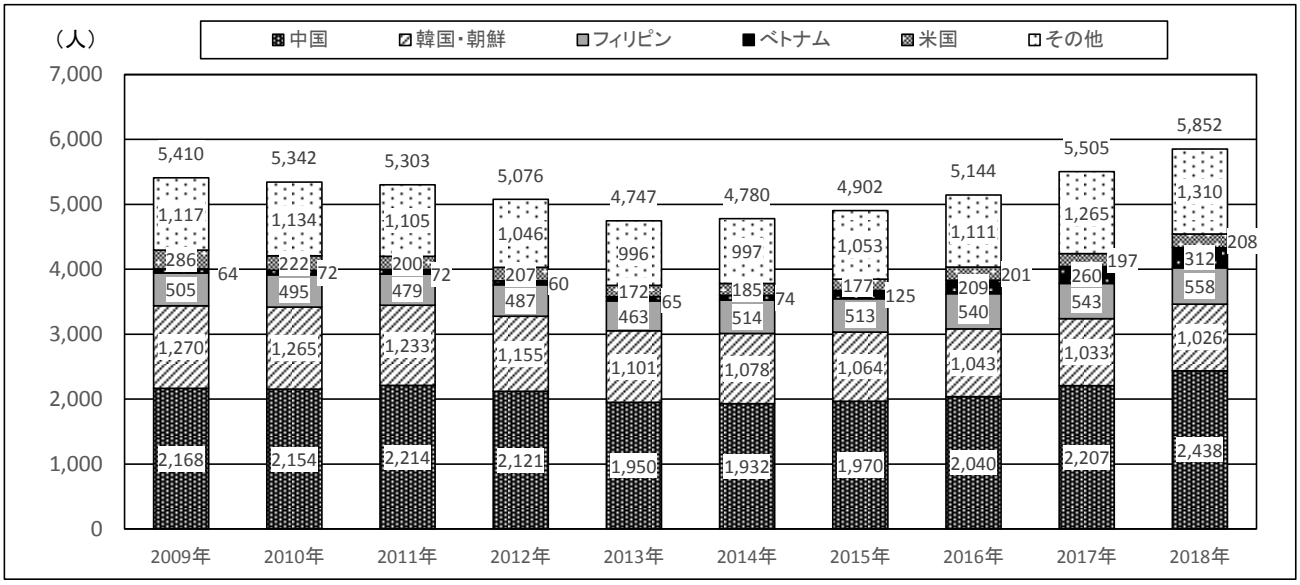

図表３－６－15 外国人人口の割合の都市間比較（2018 年１月１日現在）

出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）」

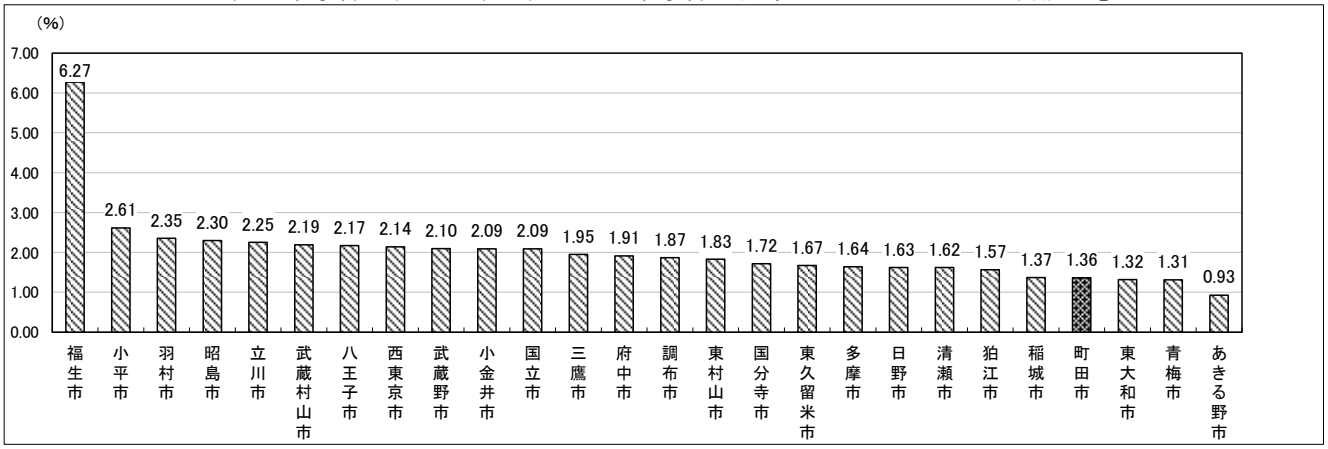

7 防災・防犯等

（1）防災

① 国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

①国土強靭化基本法：2013 年 12 月施行
②国土強靭化基本計画：2014 年６月策定

- 近年、国では、大規模な自然災害等から人命、社会経済の致命傷を回避するための強さと被害から迅速に回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築し、想定外の災害等から守る考え方を国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）と称しています。
- 2013 年 12 月に、議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が施行された後、本法に基づき国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、2014 年３月には「国土強靭化基本計画」が閣議決定されています。
- 本計画では、国土強靭化を効果的に進めるため、国と地方自治体の間及び地方自治体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靭化を担う人材の育成など、地方自治体等における組織体制の強化及び「国土強靭化地域計画」の策定・実施の支援、促進を図ることが位置づけられています。

図表３－７－１ 国土強靭化基本計画と国土強靭化地域計画の関係
出典：内閣官房国土強靭化推進室「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第６版）」

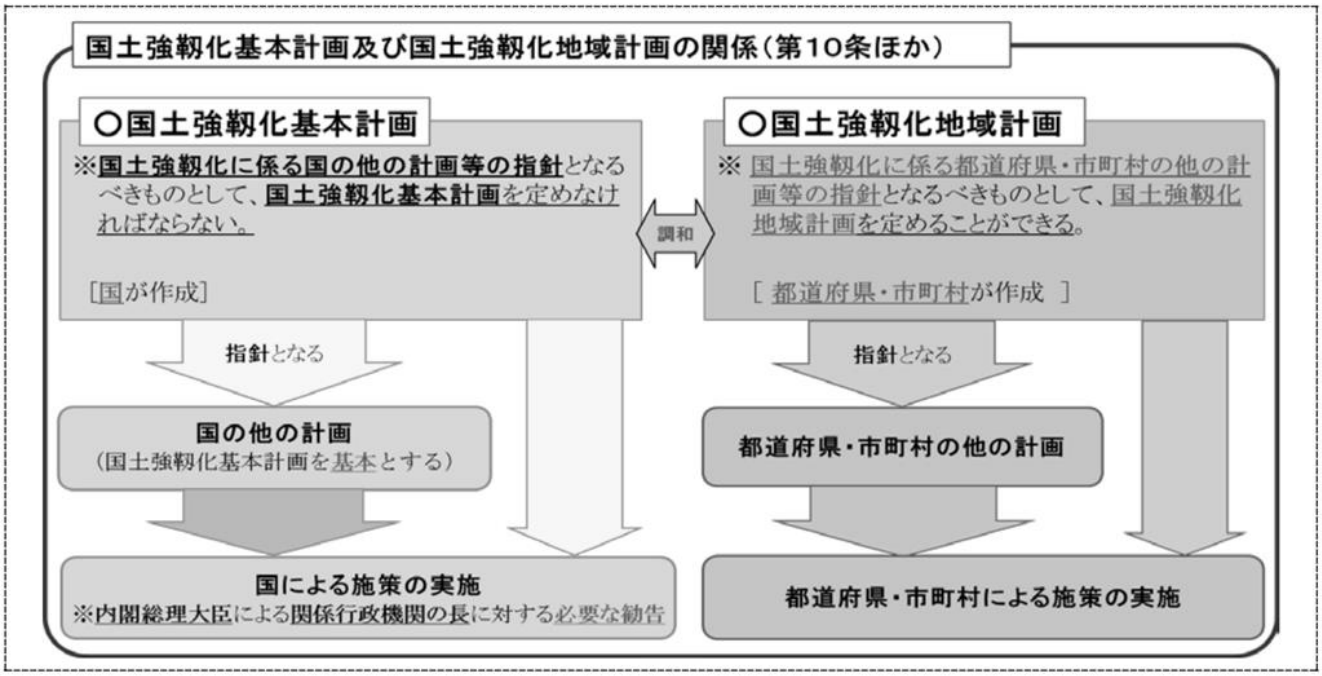

② 東京都の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 東京都では 2012 年４月に「首都直下地震等による東京の被害想定」、、2013 年５月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しています。

● 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東日本大震災を踏まえ、以下の４種類の地震について、冬の夕方 18 時・風速８ｍ／秒という前提条件のもと、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき被害想定を算出しており、東京湾北部地震では死者約 9,700 人、負傷者約 147,600 人などの被害想定を出しています。

図表３－７－２ 被害想定の前提となる地震
出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」

再検証	【首都直下地震】	東京湾北部地震 多摩直下地震	(M7.3) (M7.3)	首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
追 加	【海溝型地震】	元禄型関東地震	(M8.2)	大規模海溝型地震の検証
追 加	【活断層で発生する地震】	立川断層帯地震	(M7.4)	地下の浅い部分で発生する地震の検証

図表３－７－３ 被害の概要（冬の夕方 18 時・風速８ｍ／秒）
出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」

			【首都直下地震】 東京湾北部地震 (M7.3)	【首都直下地震】 多摩直下地震 (M7.3)	【海溝型地震】 元禄型関東地震 (M8.2)	【活断層で発生する地震】 立川断層帯地震 (M7.4)
人的被害		死者	約 9,700 人	約 4,700 人	約 5,900 人	約 2,600 人
	原因別	揺れ	約 5,600 人	約 3,400 人	約 3,500 人	約 1,500 人
	原因別	火災	約 4,100 人	約 1,300 人	約 2,400 人	約 1,100 人
		負傷者	約 147,600 人	約 101,100 人	約 108,300 人	約 31,700 人
		（うち重傷者）	(約 21,900) 人	(約 10,900) 人	(約 12,900) 人	(約 4,700) 人
	原因別	揺れ	約 129,900 人	約 96,500 人	約 98,500 人	約 27,800 人
	原因別	火災	約 17,700 人	約 4,600 人	約 9,800 人	約 3,900 人
物的被害		建物被害	約 304,300 棟	約 139,500 棟	約 184,600 棟	約 85,700 棟
物的被害	原因別	揺れ	約 116,200 棟	約 75,700 棟	約 76,500 棟	約 35,400 棟
物的被害	原因別	火災	約 188,100 棟	約 63,800 棟	約 108,100 棟	約 50,300 棟
避難者の発生（ピーク：1日後）			約 339万 人	約 276万 人	約 320万 人	約 101万 人
帰宅困難者			約 517万 人			

● また、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、国の南海トラフ巨大地震モデル（Ｍ９クラス）を使用して、津波高・浸水域、人的・建物被害などについて検証した結果として、区部・多摩におけるゆれ・津波にいては、最大震度、液状化危険度、津波高などは、首都直下地震等の想定結果より低いため、既存の対策の推進が、南海トラフ巨大地震の備えとなることが示されています。

③ 本市の動向

● 消防団は、消防組織法に基づき市区町村に設置されている消防機関です。消防団員は、地域住民が地域を災害から守るために自らの意思で入団し、地域における消防防災のリーダーとして、住民の安全・安心を守る重要な役割を担っています。消防団員数は概ね横ばいで推移しており、2017 年度には 592 人となっています。

図表３－７－４ 消防団員数及び活動状況の推移
出典：防災安全部防災課「事業別行政評価シート」

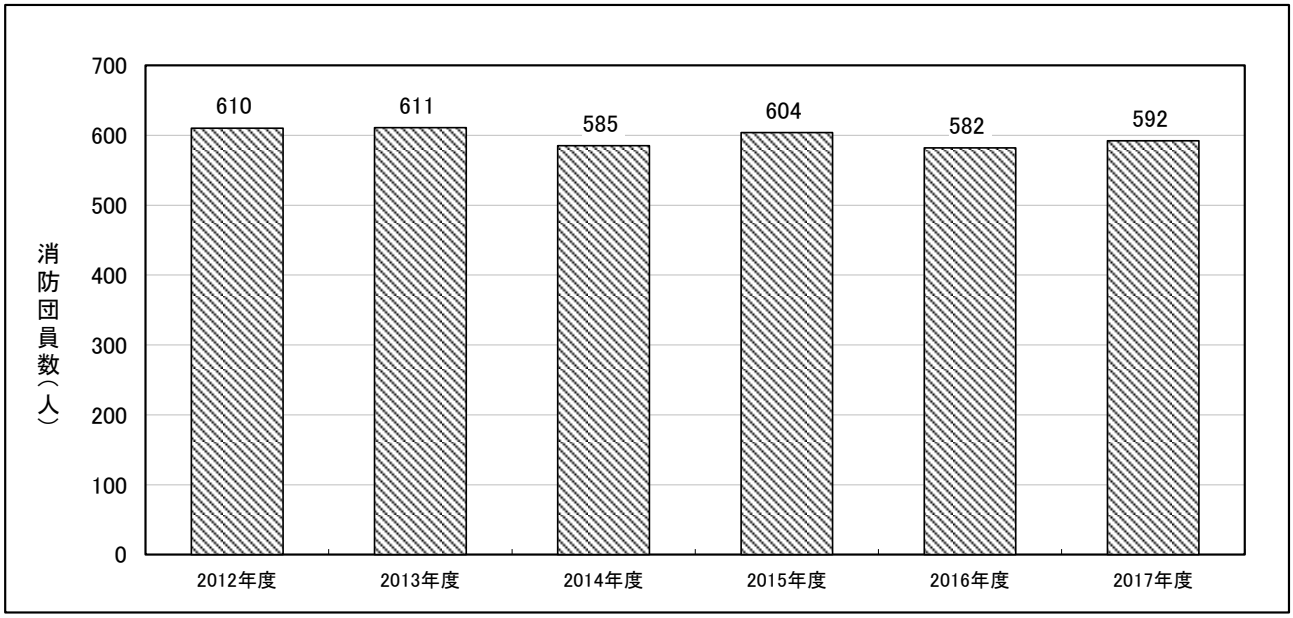

- 大規模な災害が発生した場合に備えて地域住民によって任意に結成される自主防災組織は、2016年度において本市に291組織存在しています。
- 本市では、地域防災活動におけるリーダーの役割を期待されている自主防災組織の長及び代表者の方を対象に、災害時に率先して活動できる地域防災リーダーを養成することを目的として自主防災組織リーダー講習会を開催しています。
- 自主防災組織リーダー講習会修了者延べ数は順調に増加しており、2016年度には401人と2012年度の84人と比較337人増加しており、約4.0倍となっています。

図表３－７－５ 自主防災組織の組織数等の推移
出典：防災安全部防災課「事業別行政評価シート」

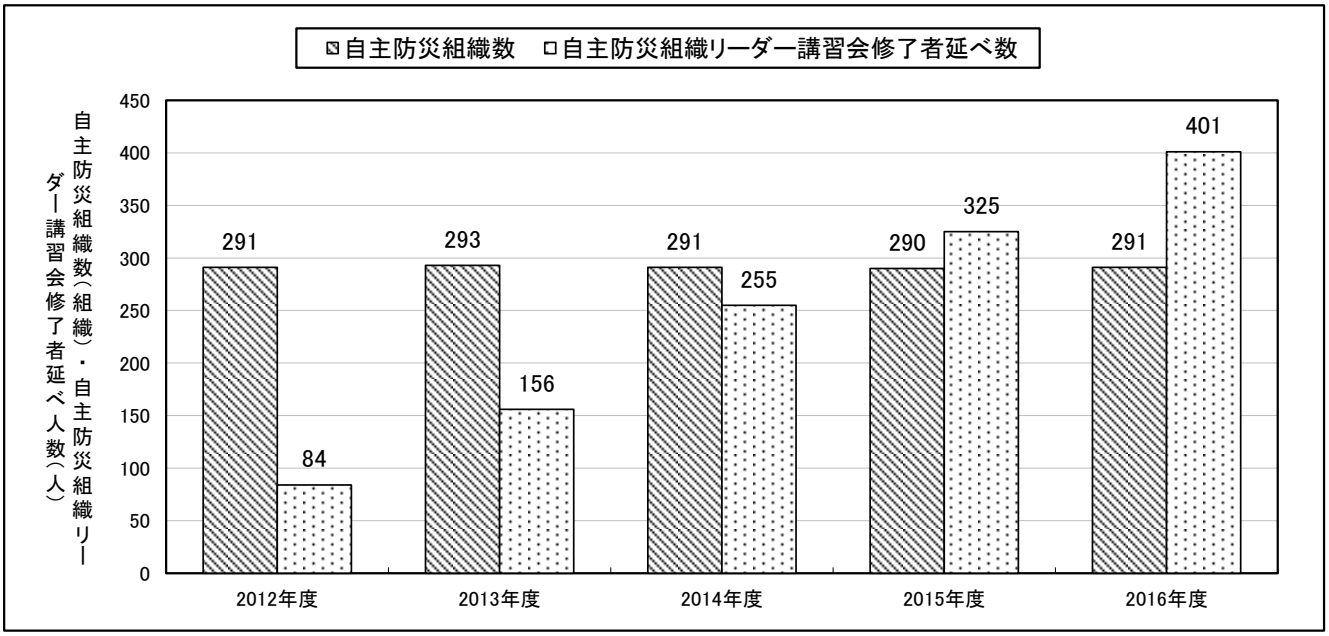

（２）防犯・交通安全

①　国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 警察庁の「平成 30 年警察白書」によると、2017 年中の刑法犯の認知件数は 91 万 5,042 件と、前年より 8.1%（８万 1,078 件）減少し、過去最も多かった 2002 年の約 285 万件と比べて約３分の１に大きく減少しています。

- 人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数は、1973 年に 11.0 件となって以降 2002 年の 22.4 件まで増加傾向で推移したものの、以降は減少傾向に転じ 2017 年には 7.2 件まで減少しています。

図表３－７－６ 刑法犯認知件数の推移

出典：警察庁「平成 30 年警察白書」

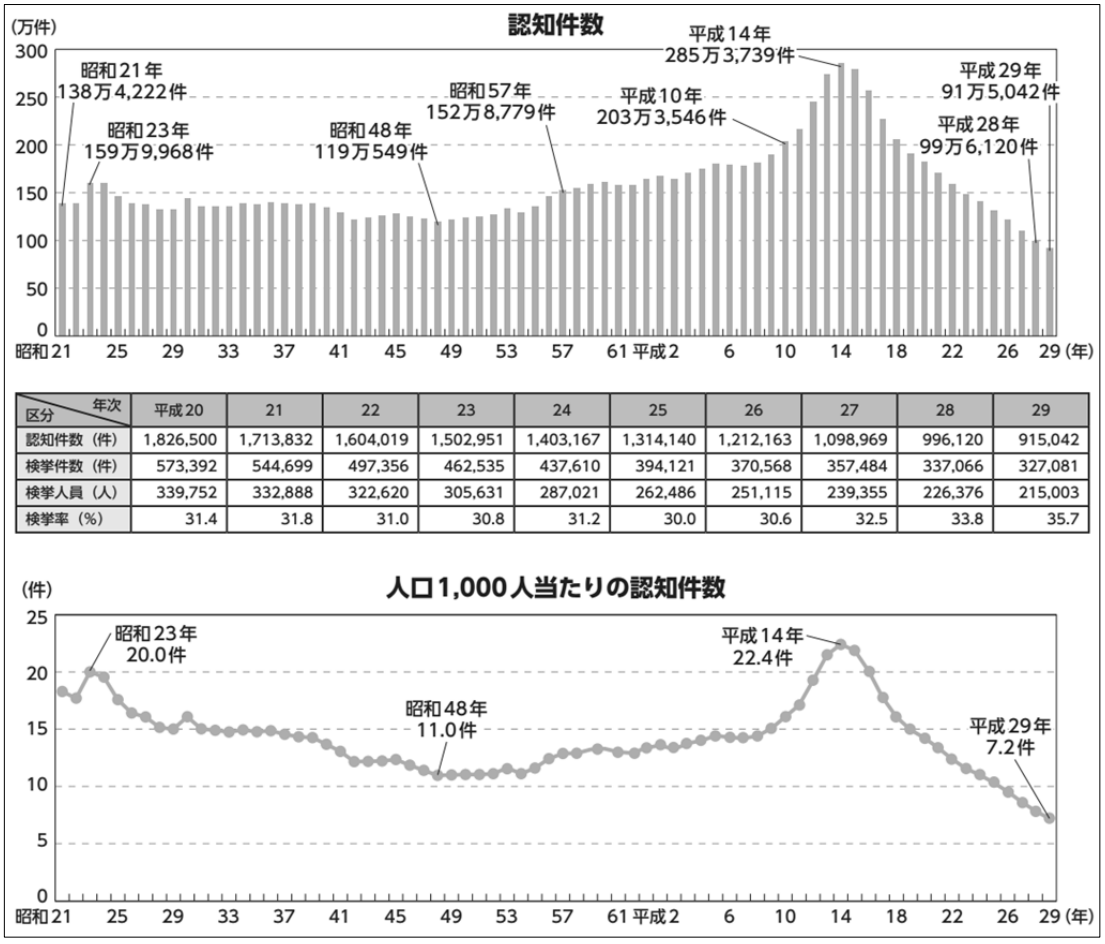

区分＼年次	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数（件）	1,826,500	1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042
検挙件数（件）	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081
検挙人員（人）	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003
検挙率（%）	31.4	31.8	31.0	30.8	31.2	30.0	30.6	32.5	33.8	35.7

- 一方、犯罪による 65 歳以上の高齢者の被害の状況について、高齢者の刑法犯被害認知件数でみると、全刑法犯被害認知件数が戦後最多を記録した 2002 年に 2,486,055 件となり、ピークを迎えて以降、近年は減少傾向にあるものの、高齢者が占める割合は 2010 年以降７年連続で対前年比プラスで推移しており、2016 年では 14.1%に上っています。

図表３－７－７ 高齢者の刑法犯被害認知件数の推移

出典：内閣府「平成 30 年版高齢社会白書」

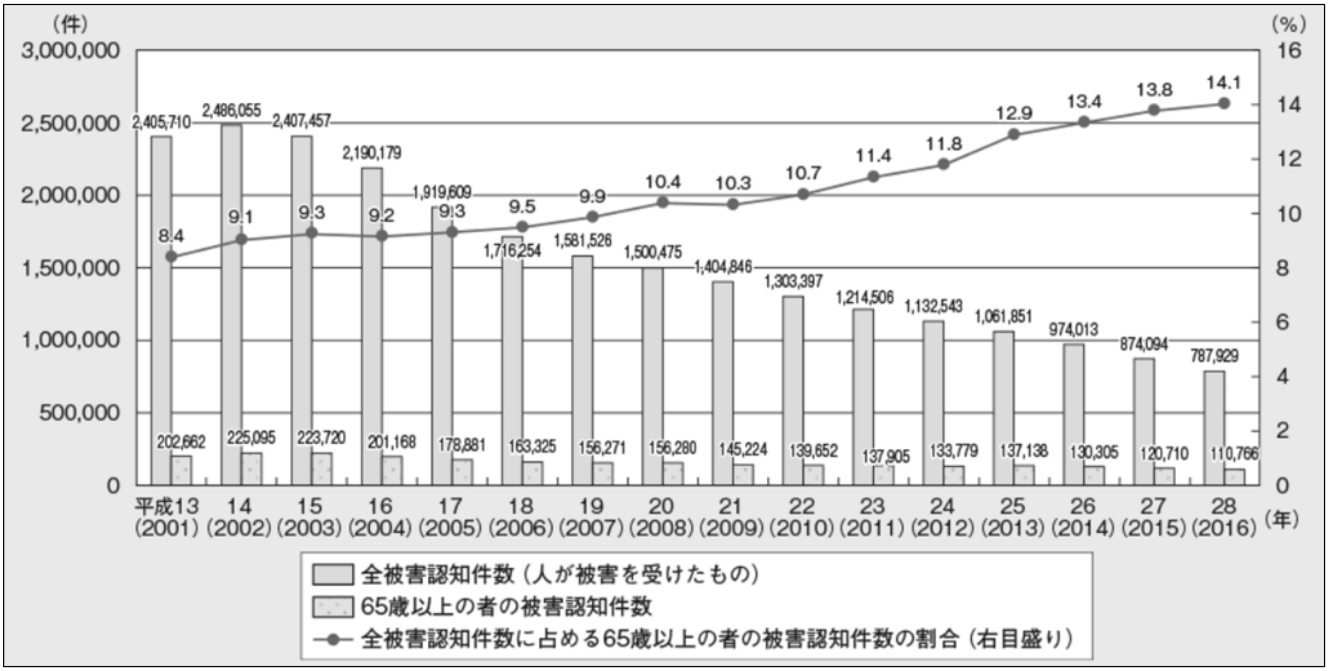

- また、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称）の認知件数は 2017 年には 17,915 件と対前年比で 4,310 件（31.7%）と大きく増加しています。内訳をみると、オレオレ詐欺が 2,722 件（47.3%）、架空請求詐欺が 2012 件（53.8%）と大きく増加しています。なお、還付金等詐欺は 2017 年に 3,137 件と、対前年比で 545 件（14.8%）減少しています。
- 内閣府の「平成 30 年版高齢社会白書」によると、2017 年中の振り込め詐欺の被害者のうち、60 歳以上の割合は 77.9%、オレオレ詐欺の被害者に限ると 98.0%に上っており、特に 70 歳以上の女性はオレオレ詐欺被害者の 77.6%を占めているほか、還付金等詐欺の被害者についても、60 歳以上の高齢者の割合が 98.0%に上り、このうち 70 歳以上の女性が 50.8%を占めています。

図表３－７－８ 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移

出典：内閣府「平成 30 年版高齢社会白書」

注）2010 年以降の被害総額は、キャッシュカードを直接受け取る手口の振り込め詐欺（ただし、2010～2012 年はオレオレ詐欺のみ）におけるＡＴＭからの引出（窃取）額を含む。

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
認知件数	実　数（件）	7,340	6,637	6,233	6,348	9,204	11,256	12,762	13,605	17,915
	増減率（%）	－	▲ 9.6	▲ 6.1	1.8	45.0	22.3	13.4	6.6	31.7
オレオレ詐欺	実　数（件）	3,057	4,418	4,656	3,634	5,396	5,557	5,806	5,753	8,475
	増減率（%）	－	44.5	5.4	▲ 22.0	48.5	3.0	4.5	▲ 0.9	47.3
架空請求詐欺	実　数（件）	2,493	1,774	756	1,177	1,522	3,180	4,125	3,742	5,754
	増減率（%）	－	▲ 28.8	▲ 57.4	55.7	29.3	108.9	29.7	▲ 9.3	53.8
融資保証金詐欺	実　数（件）	1,491	362	525	404	469	591	454	428	549
	増減率（%）	－	▲ 75.7	45.0	▲ 23.0	16.1	26.0	▲ 23.2	▲ 5.7	28.3
還付金等詐欺	実　数（件）	299	83	296	1,133	1,817	1,928	2,377	3,682	3,137
	増減率（%）	－	▲ 72.2	256.6	282.8	60.4	6.1	23.3	54.9	▲ 14.8
被害総額	実数（億円）	95.8	100.9	127.2	160.4	258.7	379.8	390.5	375.0	373.7
	増減率（%）	－	5.3	26.1	26.1	61.3	46.8	2.8	▲ 4.0	▲ 0.3

② 本市の動向

- 近年の刑法犯認知件数をみると、2015 年までは減少傾向にあり 2011 年の 5,222 件から 2015 年の 3,386 件まで 1,836 件（35.2%）減少しています。2015 年以降は概ね横ばいで推移しており、2017 年には 3,406 件となっています。
- 内訳をみると、窃盗犯が 2011 年の 3,886 件から 2017 年の 2,237 件へと 1,649 件（42.4%）減少している一方で、知能犯が 2011 年の 121 件から 2017 年の 242 件へと 121 件（100.0%）と大きく増加しています。
- 2018 年における人口 1 万人当たりに換算した刑法犯認知件数を多摩 26 市で比較すると、本市は総数が少ない方から 16 番目、窃盗犯が少ない方から 13 番目であり、自転車盗は最も少なくなっています。

図表３－７－９ 刑法犯認知件数の推移

出典：警視庁刑事部刑事総務課資料

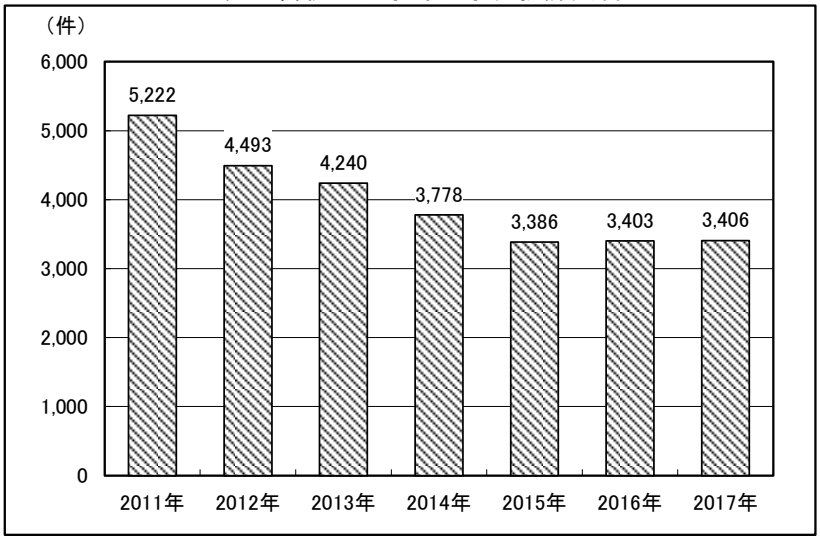

図表３－７－10 主な罪種別の刑法犯認知件数の推移

出典：警視庁刑事部刑事総務課資料

		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
2011年	実　数(件)	5,222	34	165	3,886	121	57	959
	構成比(%)	100.0	0.7	3.2	74.4	2.3	1.1	18.4
2012年	実　数(件)	4,493	29	172	3,251	117	43	881
	構成比(%)	100.0	0.6	3.8	72.4	2.6	1.0	19.6
	増減率(%)	▲ 14.0	▲ 14.7	4.2	▲ 16.3	▲ 3.3	▲ 24.6	▲ 8.1
2013年	実　数(件)	4,240	37	203	2,911	125	40	924
	構成比(%)	100.0	0.9	4.8	68.7	2.9	0.9	21.8
	増減率(%)	▲ 5.6	27.6	18.0	▲ 10.5	6.8	▲ 7.0	4.9
2014年	実　数(件)	3,778	27	183	2,592	159	45	772
	構成比(%)	100.0	0.7	4.8	68.6	4.2	1.2	20.4
	増減率(%)	▲ 10.9	▲ 27.0	▲ 9.9	▲ 11.0	27.2	12.5	▲ 16.5
2015年	実　数(件)	3,386	25	198	2,410	136	28	589
	構成比(%)	100.0	0.7	5.8	71.2	4.0	0.8	17.4
	増減率(%)	▲ 10.4	▲ 7.4	8.2	▲ 7.0	▲ 14.5	▲ 37.8	▲ 23.7
2016年	実　数(件)	3,403	19	200	2,381	165	29	609
	構成比(%)	100.0	0.6	5.9	70.0	4.8	0.9	17.9
	増減率(%)	0.5	▲ 24.0	1.0	▲ 1.2	21.3	3.6	3.4
2017年	実　数(件)	3,406	25	202	2,237	242	30	670
	構成比(%)	100.0	0.7	5.9	65.7	7.1	0.9	19.7
	増減率(%)	0.1	31.6	1.0	▲ 6.0	46.7	3.4	10.0

図表３－７－11 人口１万人当たりの刑法犯認知件数の都市間比較（2018 年）

出典：警視庁「東京都の自治体別刑法犯発生状況（2018 年）」、
東京都「「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）」」

注）人口は 2018 年１月１日現在

順位	市名	総数（件）	人口1万人当たり	順位	市名	窃盗犯（件）	人口1万人当たり	順位	市名	自転車盗（件）	人口1万人当たり
1	狛江市	378	46.2	1	狛江市	260	31.8	**1**	**町田市**	**526**	**12.3**
2	稲城市	444	49.4	2	稲城市	301	33.5	2	青梅市	193	14.3
3	三鷹市	951	51.0	3	日野市	645	34.9	3	多摩市	214	14.4
4	東村山市	797	52.8	4	三鷹市	659	35.4	4	稲城市	141	15.7
5	日野市	1,010	54.7	5	東村山市	556	36.8	5	日野市	302	16.4
6	多摩市	816	54.9	6	多摩市	581	39.1	6	狛江市	134	16.4
7	小平市	1,062	55.5	7	府中市	1,018	39.4	7	八王子市	1,009	17.9
8	府中市	1,503	58.1	8	青梅市	552	40.8	8	三鷹市	348	18.7
9	青梅市	791	58.5	9	小平市	784	41.0	9	福生市	115	19.70
10	国分寺市	712	58.5	10	国分寺市	499	41.0	10	国分寺市	241	19.81
11	西東京市	1,244	61.9	11	西東京市	892	44.4	11	府中市	538	20.80
12	あきる野市	505	62.4	12	八王子市	2,537	45.0	12	東村山市	325	21.5
13	東久留米市	776	66.4	**13**	**町田市**	**1,963**	**45.8**	13	あきる野市	186	23.0
14	八王子市	3,779	67.1	14	あきる野市	376	46.4	14	小平市	449	23.5
15	小金井市	808	67.2	15	小金井市	581	48.3	15	東久留米市	285	24.4
16	**町田市**	**2,915**	**68.0**	16	東久留米市	578	49.5	16	武蔵村山市	190	26.2
17	清瀬市	515	68.8	17	清瀬市	375	50.1	17	西東京市	537	26.7
18	国立市	531	70.1	18	国立市	393	51.9	18	清瀬市	213	28.5
19	羽村市	413	73.9	19	調布市	1,236	53.2	19	昭島市	323	28.5
20	調布市	1,721	74.0	20	福生市	311	53.3	20	小金井市	357	29.7
21	武蔵村山市	538	74.2	21	武蔵村山市	400	55.2	21	調布市	694	29.9
22	東大和市	678	79.1	22	羽村市	312	55.8	22	羽村市	169	30.2
23	福生市	462	79.1	23	東大和市	511	59.6	23	国立市	252	33.3
24	昭島市	944	83.4	24	昭島市	683	60.3	24	東大和市	307	35.8
25	立川市	1,874	102.6	25	立川市	1,389	76.0	25	立川市	693	37.9
26	武蔵野市	1,623	112.0	26	武蔵野市	1,229	84.8	26	武蔵野市	686	47.3
市部合計		27,790	66.9	市部合計		19,621	47.2	市部合計		9,427	22.7

- 近年、本市での交通事故発生件数、死傷者数は概ね減少傾向で推移しています。2017 年の発生件数は 947 件、死傷者数は 1,099 人であり、2008 年と比較するといずれも約６割減少しています。
- 2018 年の人口１万人当たりに換算した交通事故の発生件数は 19.8 件、死傷者数は 23.0 件でありいずれも多摩 26 市の中では少ない方から 10 番目に位置しています。

図表３－７－12 交通事故発生件数等の推移

出典：町田警察署察 南大沢警察署資料

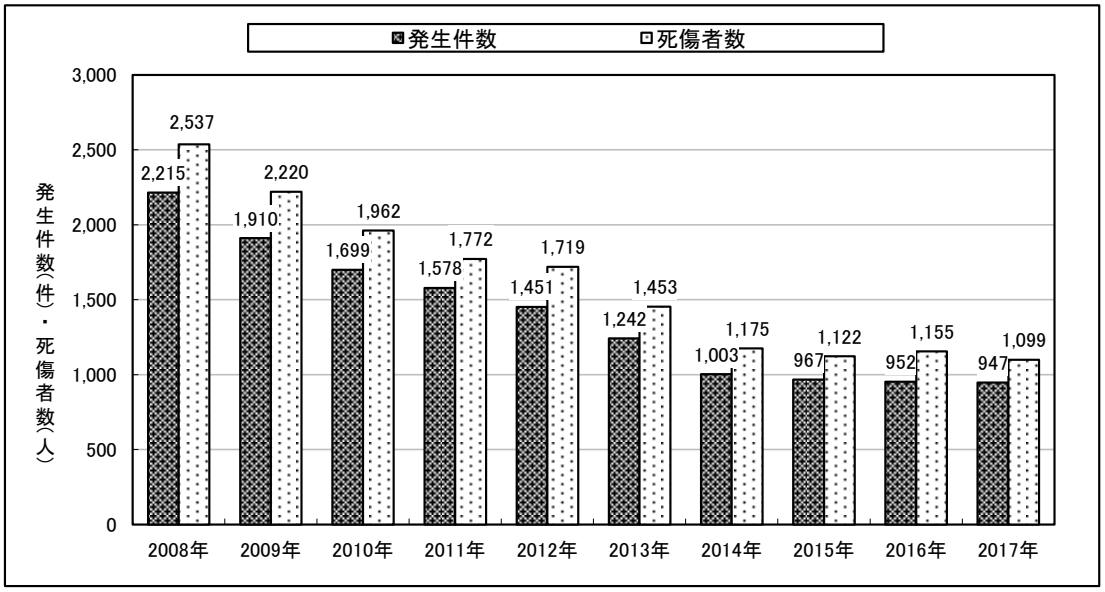

図表３－７－13 人口１万人当たりの交通事故発生件数及び死傷者数の都市間比較（2018 年）

出典：警視庁「交通統計・交通事故発生状況」

順位	市名	発生件数（件）	人口1万人当たり	順位	市名	死傷者数（人）	人口1万人当たり
1	狛江市	79	9.7	1	狛江市	86	10.5
2	府中市	388	15.0	2	清瀬市	124	16.6
3	東村山市	227	15.0	3	小金井市	206	17.1
4	清瀬市	113	15.1	4	府中市	446	17.2
5	小金井市	185	15.4	5	東村山市	262	17.3
6	国分寺市	200	16.4	6	国分寺市	226	18.6
7	調布市	386	16.6	7	調布市	442	19.0
8	武蔵野市	267	18.4	8	西東京市	423	21.0
9	西東京市	381	18.9	9	武蔵野市	310	21.4
10	**町田市**	**851**	**19.8**	**10**	**町田市**	**984**	**23.0**
11	小平市	406	21.2	11	小平市	451	23.6
12	日野市	392	21.2	12	日野市	442	23.9
13	多摩市	316	21.2	13	稲城市	225	25.0
14	稲城市	192	21.4	14	多摩市	374	25.1
15	東久留米市	260	22.3	15	三鷹市	474	25.4
16	三鷹市	419	22.5	16	東久留米市	301	25.8
17	羽村市	142	25.4	17	羽村市	153	27.4
18	東大和市	233	27.2	18	東大和市	263	30.7
19	八王子市	1,652	29.3	19	八王子市	1,895	33.6
20	青梅市	402	29.7	20	青梅市	470	34.8
21	あきる野市	257	31.7	21	あきる野市	291	35.9
22	国立市	247	32.6	22	国立市	279	36.8
23	福生市	223	38.2	23	福生市	262	44.9
24	立川市	727	39.8	24	立川市	824	45.1
25	武蔵村山市	294	40.6	25	昭島市	546	48.2
26	昭島市	460	40.6	26	武蔵村山市	358	49.4
市部合計		9,699	23.3	市部合計		11,117	26.7

（３）消費生活

①　国の動向

①－１　主要な統計指標の推移等

- 消費者庁の「平成 30 年版消費者白書」によると、近年、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、2004 年の 192.0 万件をピークに概ね減少傾向で推移しており、2017 年には 91.1 万件となっています。

- 65 歳以上の高齢者に関する消費生活相談件数についてこの 10 年間の推移をみると、2013 年の 26 万 5,455 件以降減少傾向にあったものの 2017 年には 265,625 件と前年と比較して 19,988 件（8.1%）増加しています。

図表３－７－14 消費生活相談件数の推移

出典：消費者庁「平成 30 年版消費者白書」

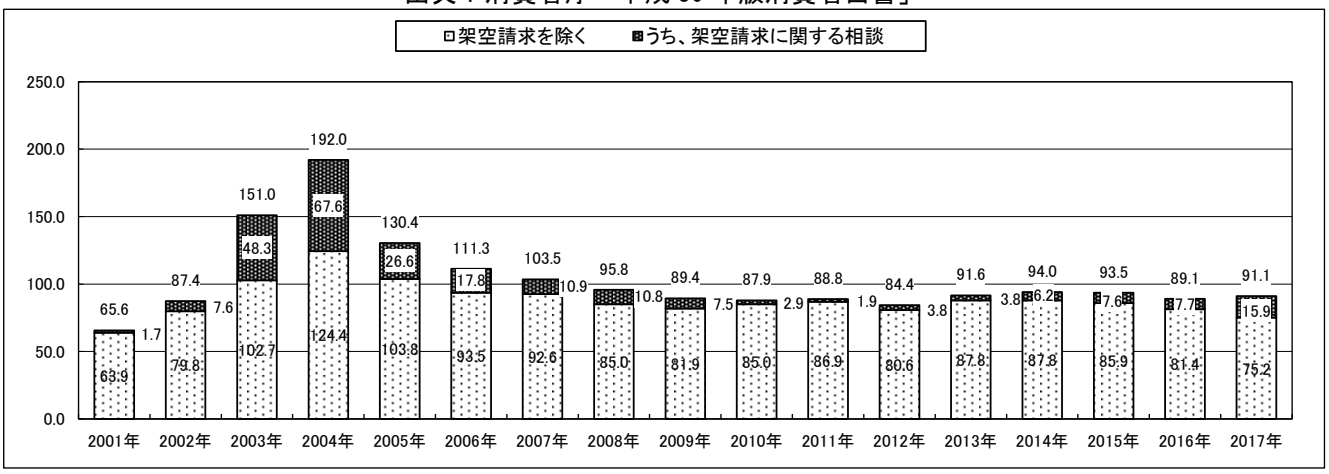

図表３－７－15 高齢者の消費生活相談件数の推移

出典：消費者庁「平成 30 年版消費者白書」

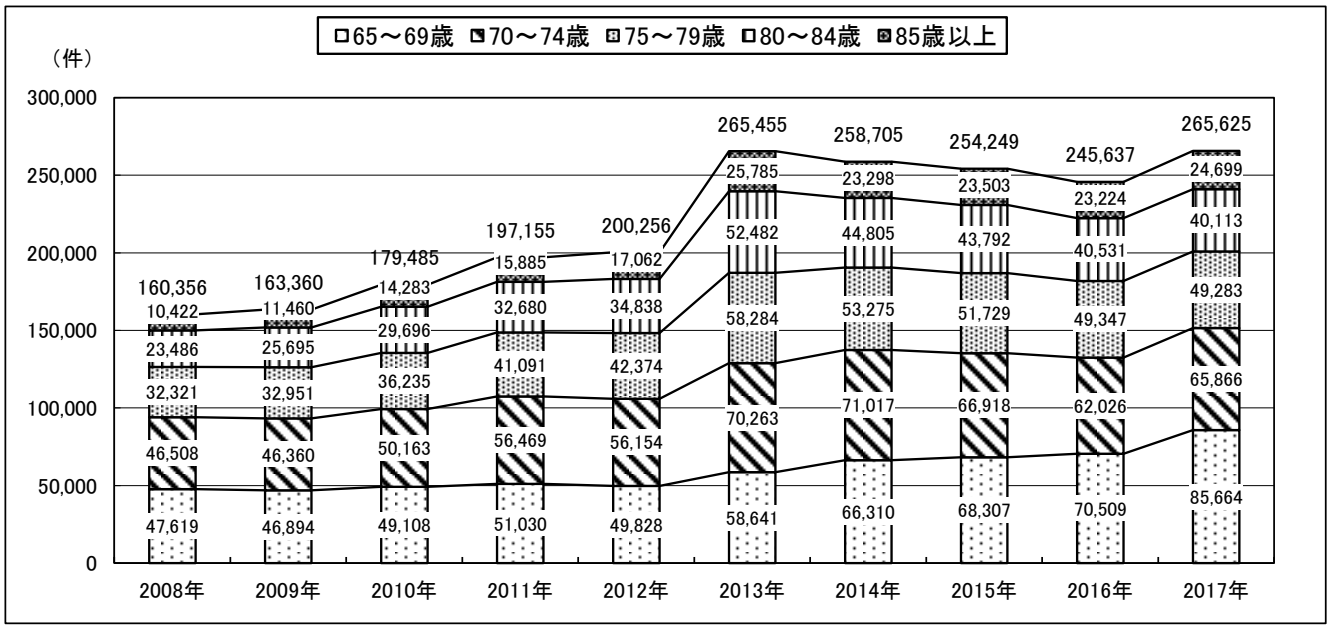

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆改正消費者安全法：2016 年４月施行

- 2016 年４月、消費生活相談体制のさらなる充実・強化を図るとともに、地域社会において高齢者等の消費者被害に遭いやすい消費者を守るための見守りネットワークの整備を図ることを内容とする消費者安全法の改正法が施行されています。
- 本法律では、消費生活相談体制の充実・強化のための施策として、市区町村支援のための都道府県の役割の明確化や、広域連携等の活用による消費生活相談体制の整備について規定するとともに、消費生活センターを設置する地方自治体が消費生活センターの組織及び運営についての条例を整備することなどが定められています。

② 本市の動向

- 本市では、消費生活に係る相談、苦情及び問い合わせの受付処理を行うとともに、消費生活に関わる知識の普及・啓発により消費者被害の未然防止を図り、消費生活の安定向上に資することを目的に、「町田市消費生活センター」を設置しています。
- 2017 年度の相談受付件数は 3,411 件で、前年度と比較すると 125 件（3.8%）増加しています。相談者年齢別にみると、50 代が 615 件と最も多く、次いで 60 代の 571 件、40 代の 568 件と続いています。
- また、商品・役務（サービス）別にみると、放送・コンテンツ等に関する相談が 547 件（構成比 16.0%）で最も多く、次いで商品一般の 358 件（10.5%）、役務その他が 141 件（4.1%）、移動通信サービスが 116 件（3.4%）と続いています。

図表３－７－16 消費生活相談の受付件数

出典：町田市ＨＰ

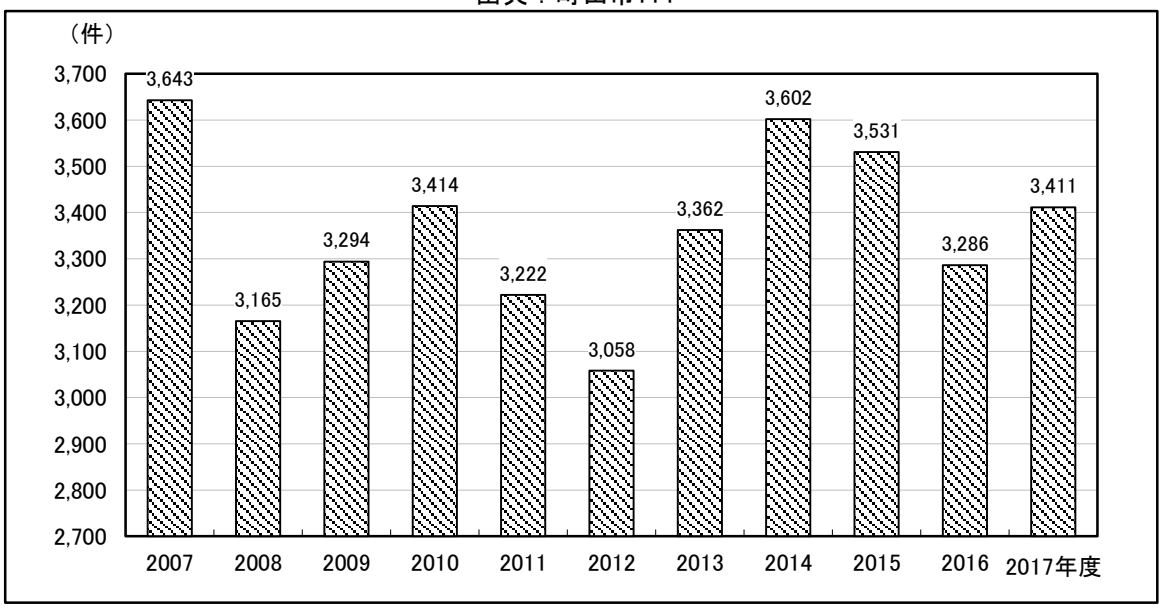

図表３－７－17 相談者年齢別の相談受付件数（2017 年度）

出典：町田市ＨＰ

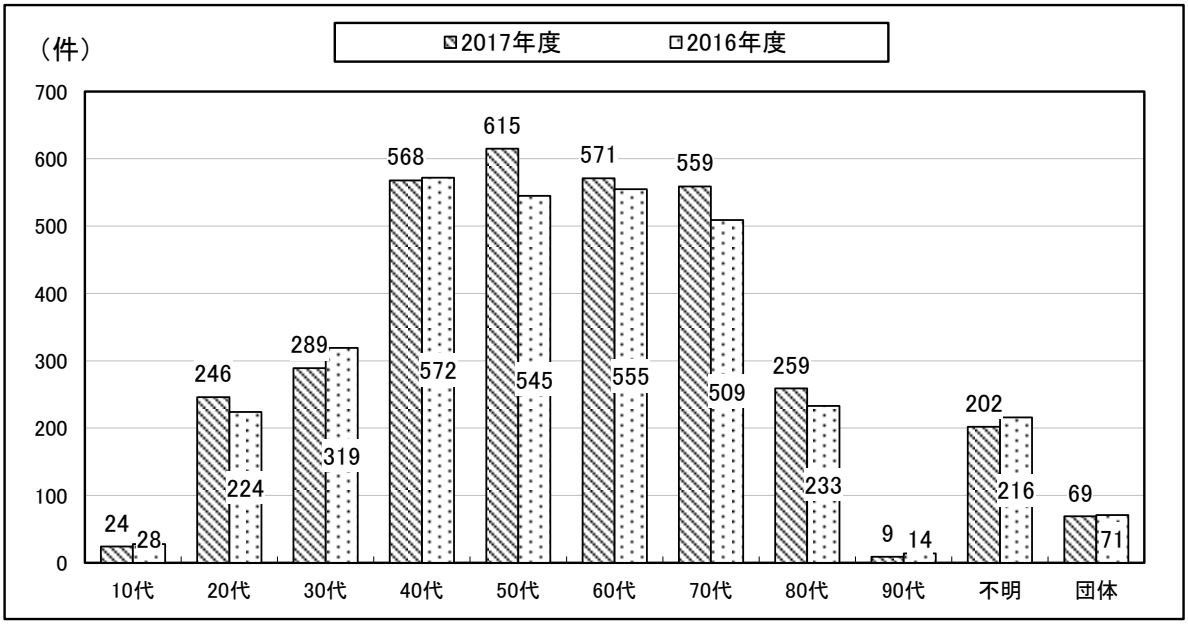

図表３－７－18 商品・役務（サービス）別相談受付状況（2017 年度）

出典：町田市ＨＰ

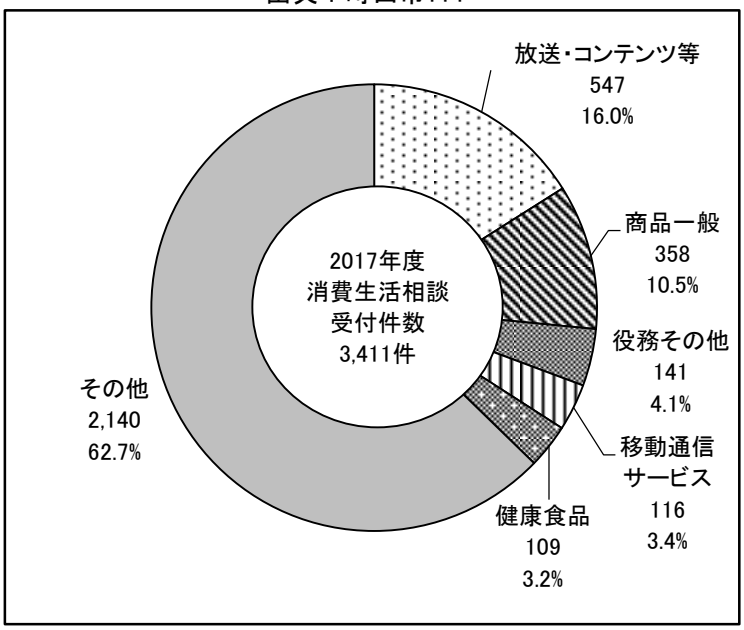

商品・サービス分類	主な内容
放送・コンテンツ等	放送サービスやインターネットから得られる情報サービス。不当請求等を含む
商品一般	内容不明の不当請求、商品全般の相談等
役務その他	結婚相談所、不用品回収等
移動通信サービス	携帯電話、モバイルデータ通信サービス等
健康食品	健康食品等
その他	その他

8 産業

（1）商業・サービス業

① 国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 経済産業省の「商業動態統計調査」によると、1998 年以降、小売業販売額の約 15%を占める百貨店・スーパーのうち、百貨店の年間販売額は、ほぼ一貫して減少傾向で推移し、2016 年度には６兆 5,600 億円、1998 年の 10 兆 5,400 億円と比べ約４割（３兆 9,800 億円）と大きく減少しています。
- 一方、コンビニエンスストアは一貫して増え続け、2016 年度には 11 兆 5,200 億円、1998 年の６兆 1,300 億円と比べ約２倍（５兆 3,900 億円）に大きく増加しており、小売業全体の中でも存在感を増しています。

図表３－８－１百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの年間販売額の推移

出典：経済産業省「商業動態統計調査」

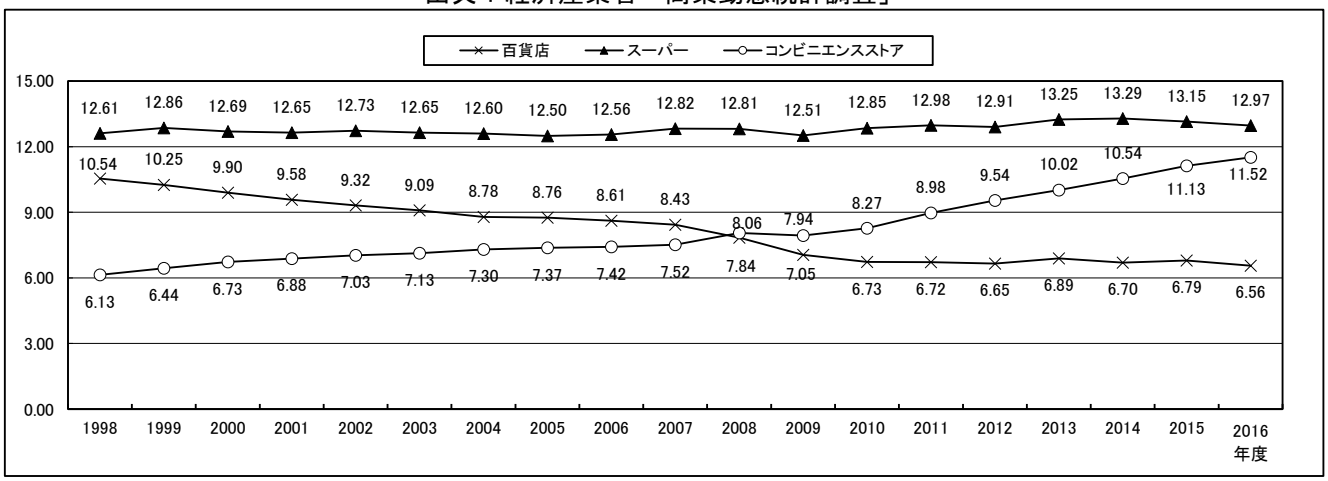

- 総務省の「家計消費状況調査」によると、２人以上の世帯におけるネットショッピングを利用した割合は、家計消費状況調査が始まった 2003 年では 7.3%であったのに対し、2017 年では 34.3%と約 4.7 倍に増加しています。
- 世帯主の年齢階級別にみると、50 歳代が 19 万 104 円で最も多く、40 歳代が 18 万 2,904 円でこれに次いでいる一方、60 歳以上の高齢層では 60 歳代が 11 万 3,220 円、70 歳以上が５万 6,676 円で、60 歳未満を大きく下回っています。
- ２人以上の世帯において、2017 年の１年間にネットショッピングを利用した支出総額は、１世帯当たり平均 12 万 7,032 円となっています。その内訳をみると、旅行関係費の支出が 22.9%で最も多く、以下、食料の 14.3%、衣類・履物の 10.8%の順となっています。

図表３－８－２ ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移（２人以上の世帯）

出典：経済産業省「商業動態統計調査」（以下同様）

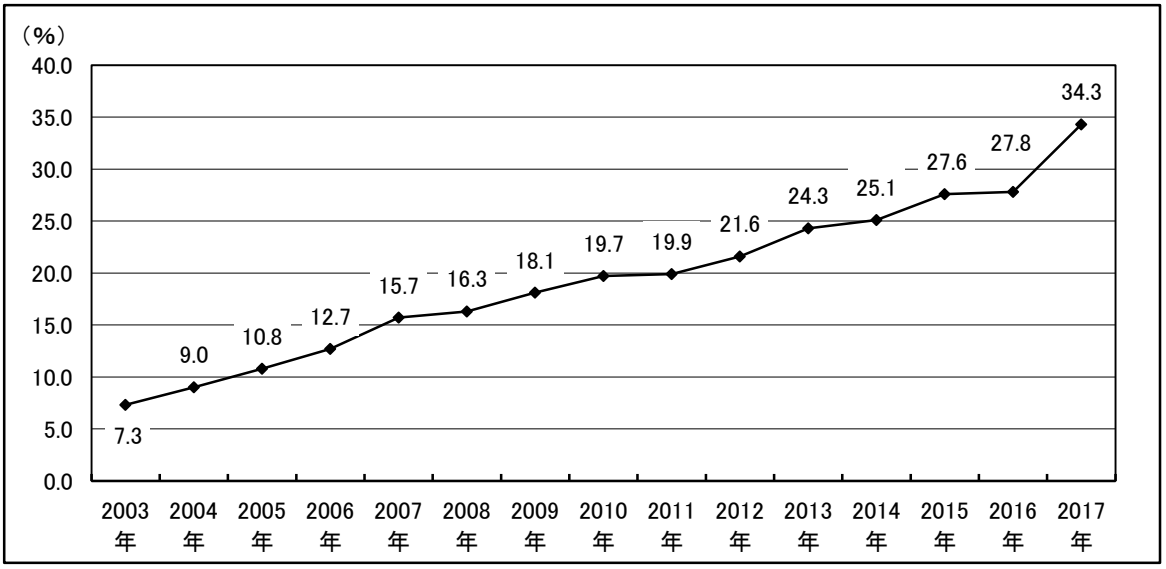

図表３－８－３ 世帯主の年齢階級別１世帯当たりのネットショッピングを利用した支出総額（２人以上の世帯、2017 年）

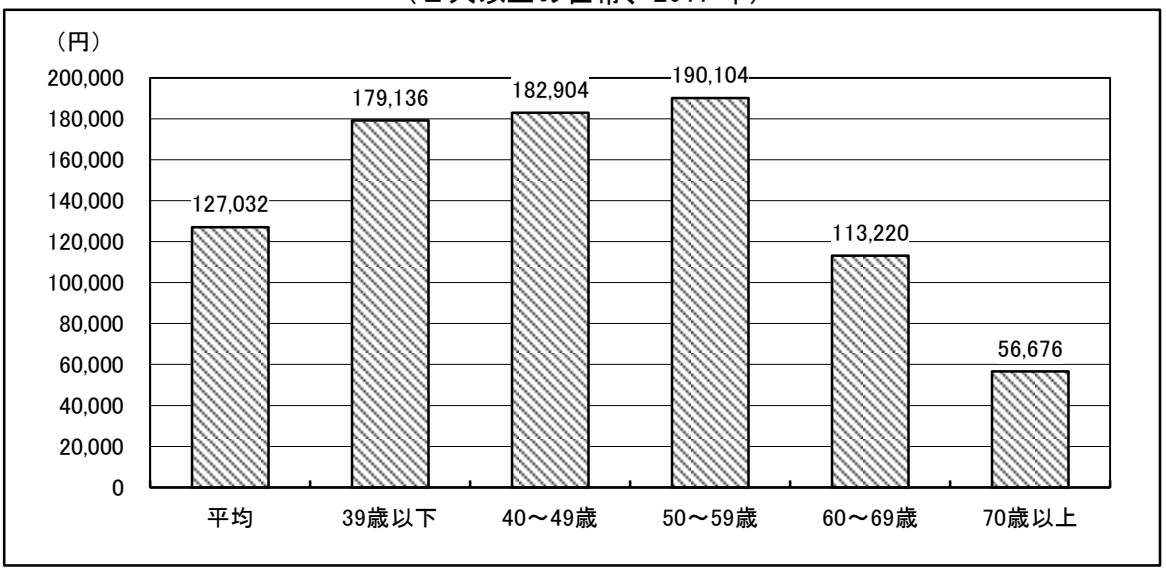

図表３－８－４ ネットショッピングの項目別支出割合（２人以上の世帯、2017 年）

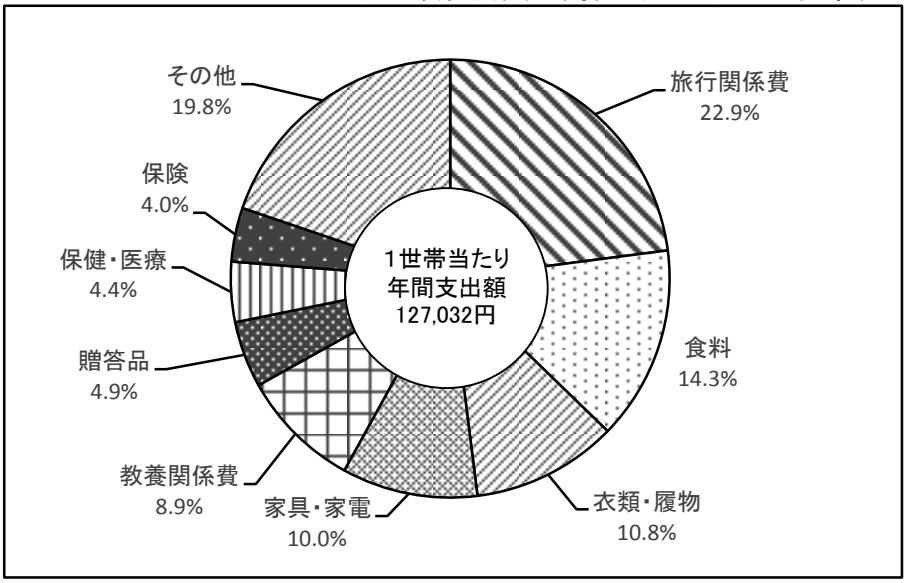

② 本市の動向

- 2016 年２月１日現在の卸売業及び小売業を合わせた商業は、事業所数 2,261 事業所、従業者数 23,941 人、年間商品販売額 6,602 億円となっています。
- また、商業統計に基づき小売業の事業所数等の推移をみると、事業所数は 2016 年には 1,907 事業所と 2012 年の 1,728 事業所と比較すると 179 事業所（10.4%）増加しています。また、従業者数をみると 2012 年の 17,752 人から 2016 年の 21,303 人へと 3,551 人（20.0%）増加しており、年間商品販売額も 2012 年の 3,956 億円から 2016 年の 4,931 億円へと 975 億円（24.6%）増加しています。なお、売り場面積は 2012 年の 349,307 ㎡から 2016 年の 400,822 ㎡へと 51,515 ㎡(14.7%)増加しています。

図表３－８－５ 商業の状況

出典：2012・2016 年は総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査（各年２月１日現在)」
2002・2007・2014 年は経済産業省「商業統計調査（各年６月１日現在)、
注）2002・2007・2014 年と 2012・2016 年では出典元が異なるため、前者のデータはあくまで参考値扱いとする。

	合計			卸売業			小売業			
	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（億円）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（億円）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（億円）	売り場面積（㎡）
2002年(参考)	2,952	28,337	6,898	469	3,879	1,692	2,483	24,458	5,206	392,840
2007年(参考)	2,842	26,897	8,097	392	3,271	3,048	2,450	23,626	5,048	438,488
2012年	2,065	20,093	5,331	337	2,341	1,375	1,728	17,752	3,956	349,307
2014年(参考)	2,124	21,194	5,739	369	2,594	1,438	1,755	18,600	4,301	377,643
2016年	2,261	23,941	6,602	354	2,638	1,670	1,907	21,303	4,931	400,822

● 「平成 28 年度経済センサス―活動調査」に基づき小売業事業所数を多摩 26 市で比較すると、本市は八王子市の 2,499 事業所に次いで２番目に多くなっています。また、小売業の年間商品販売額も八王子市の 5,692 億円に次いで２番目に大きくなっています。

● また、2012 年から 2016 年における小売業事業所数の増加率を多摩 26 市で比較すると、本市は 10.4％であり高い方から７番目に位置しています。また、2011 年から 2015 年における年間商品販売額の増加率をみると、本市は 24.7％であり多摩 26 市の中では低い方から 10 番目に位置しています。

図表３－８－６ 小売業事業所数の都市間比較
出典：経済産業省「平成 28 年経済センサス－活動調査」

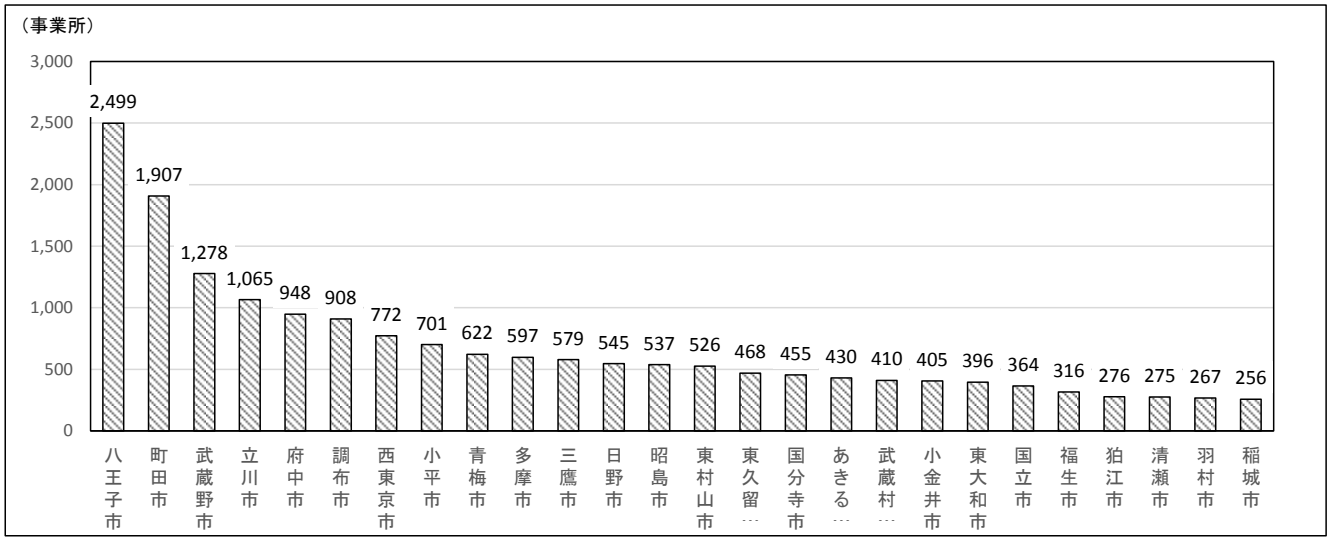

図表３－８－７ 小売業年間商品販売額の都市間比較
出典：経済産業省「平成 28 年経済センサス－活動調査」

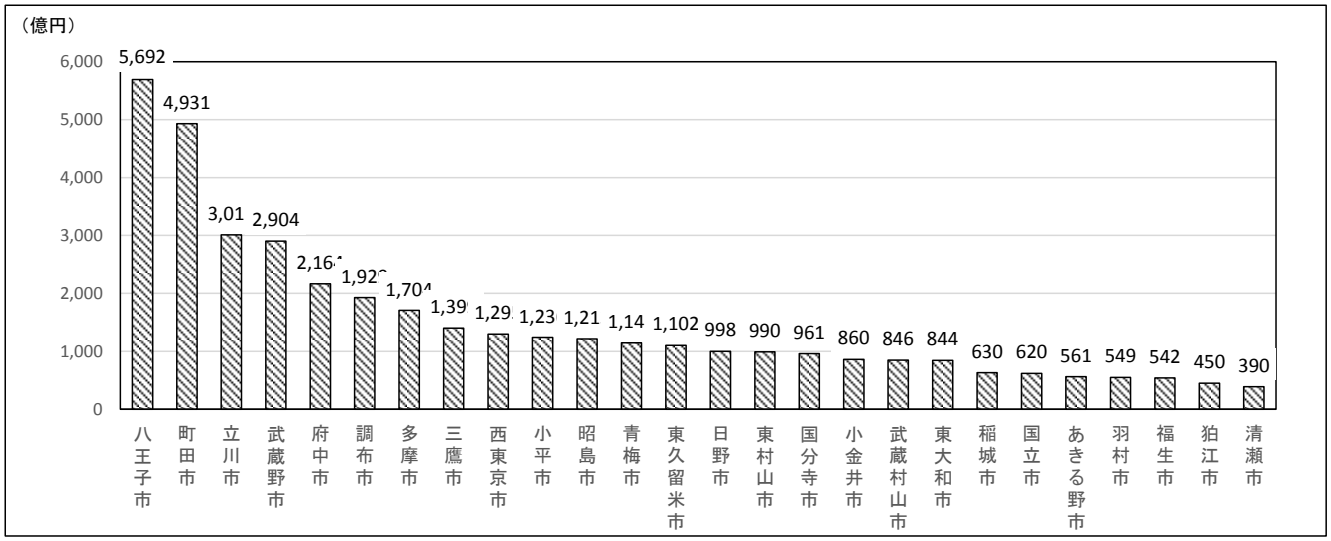

図表３－８－８ 小売業売上高・事業所数の都市間比較

出典：経済産業省「平成 24・28 年経済センサス－活動調査」

順位	市	事業所数（事業所）		増加率（%）
		2012年	2016年	
1	武蔵野市	1,081	1,278	18.2
2	東久留米市	404	468	15.8
3	日野市	472	545	15.5
4	立川市	924	1,065	15.3
5	稲城市	227	256	12.8
6	八王子市	2,236	2,499	11.8
7	**町田市**	**1,728**	**1,907**	**10.4**
8	多摩市	544	597	9.7
9	小平市	656	701	6.9
10	武蔵村山市	385	410	6.5
11	福生市	297	316	6.4
12	府中市	896	948	5.8
13	狛江市	262	276	5.3
14	東大和市	376	396	5.3
15	昭島市	510	537	5.3
16	調布市	865	908	5.0
17	羽村市	259	267	3.1
18	東村山市	511	526	2.9
19	国立市	357	364	2.0
20	国分寺市	449	455	1.3
21	三鷹市	573	579	1.0
22	あきる野市	429	430	0.2
23	小金井市	409	405	▲ 1.0
24	西東京市	784	772	▲ 1.5
25	青梅市	663	622	▲ 6.2
26	清瀬市	294	275	▲ 6.5

順位	市	年間商品販売額（百万円）		増加率（%）
		2012年	2016年	
1	武蔵野市	193,919	290,433	49.8
2	狛江市	30,127	45,003	49.4
3	国立市	43,818	61,978	41.4
4	羽村市	38,987	54,910	40.8
5	福生市	38,635	54,195	40.3
6	東久留米市	78,966	110,193	39.5
7	三鷹市	104,302	139,907	34.1
8	日野市	75,125	99,815	32.9
9	小金井市	64,956	86,014	32.4
10	多摩市	130,586	170,434	30.5
11	立川市	233,260	301,251	29.1
12	東大和市	66,222	84,438	27.5
13	青梅市	90,343	114,599	26.8
14	武蔵村山市	67,135	84,590	26.0
15	東村山市	78,684	99,003	25.8
16	昭島市	97,040	121,344	25.0
17	**町田市**	**395,567**	**493,106**	**24.7**
18	府中市	177,287	216,411	22.1
19	小平市	102,341	123,632	20.8
20	稲城市	52,309	63,032	20.5
21	八王子市	476,491	569,177	19.5
22	国分寺市	81,238	96,052	18.2
23	西東京市	115,190	129,452	12.4
24	清瀬市	35,859	39,026	8.8
25	調布市	177,888	192,875	8.4
26	あきる野市	52,012	56,146	7.9

● 各地域の小売業が買物客を引き付ける総合的な力を指数化したものであり、この値が１より大きいと他地域から買物客を吸引し、地域の購買力以上の売上を獲得していることを示し 1.22 であり、多摩 26 市の中では高い方から５番目となっています。

図表３－８－９ 小売吸引力指数等の都市間比較（2016 年）

出典：出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査（2016 年２月１日現在)」、人口は東京都総務局統計部「東京都の人口（推計)」

注）小売吸引力指数＝各市の人口１人当たり年間商品販売額／市部全体の人口１人当たり年間商品販売額

順位	市名	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（億円）	1事業所当たり（百万円）	売場面積（㎡）	1事業所当たり（㎡）	2016.2.1現在人口（人）	小売吸引力指数
1	武蔵野市	1,278	11,912	2,904	227	222,995	174	144,725	2.14
2	立川市	1,065	12,377	3,013	283	277,682	261	176,592	1.82
3	武蔵村山市	410	4,009	846	206	98,014	239	71,369	1.26
4	多摩市	597	7,767	1,704	285	164,888	276	146,864	1.24
5	**町田市**	**1,907**	**21,303**	**4,931**	**259**	**400,822**	**210**	**432,071**	**1.22**
6	昭島市	537	5,590	1,213	226	135,551	252	111,507	1.16
7	東大和市	396	4,101	844	213	72,318	183	85,035	1.06
8	羽村市	267	2,437	549	206	43,550	163	55,665	1.05
9	八王子市	2,499	27,744	5,692	228	500,692	200	577,262	1.05
10	東久留米市	468	5,077	1,102	235	116,551	249	116,638	1.01
11	福生市	316	2,367	542	172	53,117	168	58,572	0.99
12	調布市	908	9,105	1,929	212	143,261	158	229,251	0.90
13	国立市	364	3,286	620	170	42,006	115	73,867	0.895
14	青梅市	622	5,551	1,146	184	130,722	210	137,205	0.89
15	府中市	948	10,160	2,164	228	182,707	193	259,960	0.89
16	国分寺市	455	4,699	961	211	68,357	150	122,738	0.835
17	三鷹市	579	6,218	1,399	242	82,698	143	186,953	0.80
18	稲城市	256	3,357	630	246	80,702	315	87,844	0.77
19	小金井市	405	4,359	860	212	70,639	174	121,560	0.755
20	あきる野市	430	3,121	561	131	55,786	130	80,836	0.74
21	東村山市	526	5,284	990	188	82,664	157	149,867	0.70
22	小平市	701	6,548	1,236	176	102,907	147	190,127	0.694
23	西東京市	772	6,957	1,295	168	110,482	143	200,039	0.69
24	狛江市	276	2,262	450	163	25,892	94	80,631	0.60
25	日野市	545	5,622	998	183	80,668	148	186,441	0.57
26	清瀬市	275	2,210	390	142	27,665	101	74,978	0.56
市部合計		17,802	183,423	38,970	174	3,373,336	189	4,158,597	－

- 本市では、2009 年 12 月に「ゆったりとめぐる もてなしのまち 町田～住む人、働く人、訪れる人がはぐくむ、にぎわい都市～」を基本理念とする「町田市中心市街地活性化基本方針」を策定し、2014 年３月に市民・事業者・市の協働のまちづくりの指針として「町田市中心市街地整備構想」を策定しています。
- 2016 年７月には、中心市街地におけるまちづくりを具体的に進めるための計画として「町田市中心市街地まちづくり計画（計画期間：2016-2030 年度)」を策定しています。本計画では、将来のまちの姿の実現に向けて、「駅が快適・便利」や「まちに行く目的がたんさんある」などの６つのことを目指して「個性と魅力あるふれる商店街づくり」や「快適で便利な交通ターミナルをつくる」などの 10 のプロジェクトの実施を掲げています。
- 2010 年のたまプラーザテラスオープン、2011 年の二子玉川ライズオープン、2015 年のららぽーと立川立飛オープンなど、本市周辺において大型商業施設や駅前開発が行われており、商業都市間での競争が激しくなっています。
- また、本市の中心市街地は 1970 年代より大規模店舗の立地が進んだため、現在では施設の老朽化が進んでいます。

図表３－８－10 町田市周辺の商業施設

出典：町田市「町田市中心市街地まちづくり計画」

周辺都市発展による商業停滞

周辺都市の発展

左上：南町田（グランベリーモール）／右上：二子玉川（二子玉川ライズ）／左下：相模大野（ボーノ相模大野）／右下：海老名（ららぽーと海老名）

町田市周辺の商業施設分布

（２）工業

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆改正産業競争力強化法：2018 年７月より施行

● 国では、2014 年１月 20 日に、地域の創業を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO 法人、商工会議所・商工会等）と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」について国が認定する「産業競争力強化法」を施行しています。

● 2018 年７月９日には、「改正産業競争力強化法」が施行され、創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）を支援対象に含めるなど、開業率のさらなる向上が目指されています。

図表３－８－11 産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム

出典：中小企業庁・総務省「産業競争力強化法における市区町村による創業支援／創業機運醸成のガイドライン」

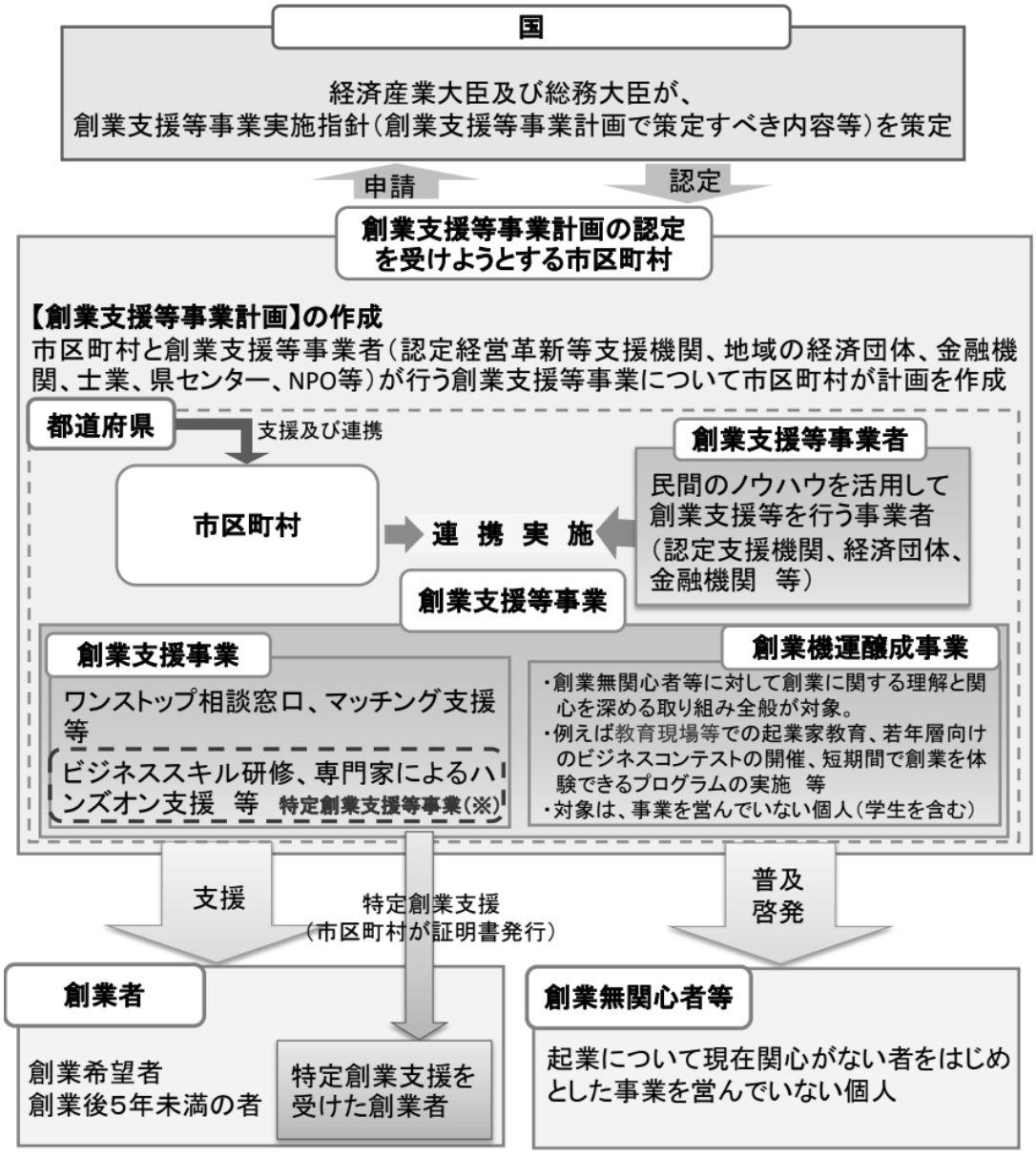

② 本市の動向

- 事業所数・従業者数等の推移をみると、事業所数は 2012 年の 161 事業所から 2016 年の 129 事業所へと 32 事業所（19.9%）減少しています。従業者数は 2012 年の 4,248 人から 2016 年の 4,482 人へと 234 人（5.5%）増加しています。また、製造品出荷額等や１事業所当たりの製造品出荷額等は 2012 年からの４年間ですべて増加しています。

- 2016 年 12 月 31 日現在の１事業所当たり製造品出荷額等を多摩 26 市で比較すると、本市は 730 百万円であり、高い方から 15 番目に位置しています。

図表３－８－12 事業所数・従業者数等の推移

出典：経済産業省「工業統計調査（各年 12 月 31 日現在、従業者４人以上）」

注）2015 年は経済産業省「平成 28 年経済センサス」によるため、数値は参考

	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	１事業所当たり（百万円）	粗付加価値額（百万円）
2012年	161	4,248	81,018	503	37,804
2013年	146	4,466	82,383	564	35,232
2014年	143	4,692	95,867	670	38,237
2015年	178	5,745	128,688	723	54,919
2016年	129	4,482	94,192	730	39,165

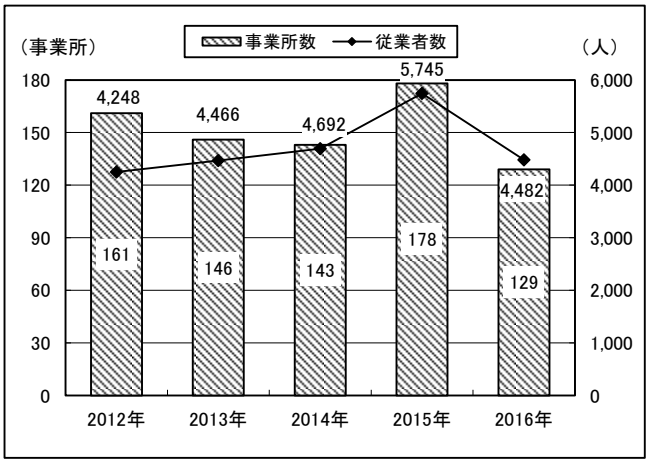

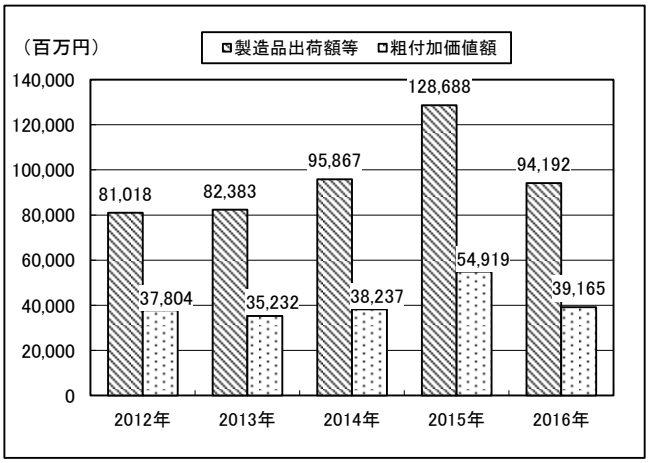

図表３－８－13 １事業所当たりの製造品出荷額等の都市間比較

出典：経済産業省「工業統計調査（2016 年 12 月 31 日現在、従業者４人以上）」

順位	市名	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	１事業所当たり（百万円）	粗付加価値額（百万円）	順位	市名	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）	１事業所当たり（百万円）	粗付加価値額（百万円）
1	日野市	62	12,945	800,621	12,913	465,958	14	青梅市	237	7,370	178,001	751	72,401
2	羽村市	70	7,768	663,973	9,485	249,304	**15**	**町田市**	**129**	**4,482**	**94,192**	**730**	**39,165**
3	府中市	118	13,150	848,204	7,188	287,996	16	八王子市	521	16,029	370,513	711	178,433
4	昭島市	118	9,560	441,710	3,743	183,600	17	西東京市	34	1,050	23,554	693	9,123
5	東久留米市	46	3,396	138,166	3,004	49,740	18	国分寺市	24	966	16,622	693	8,220
6	東大和市	38	1,085	93,653	2,465	33,503	19	福生市	38	1,227	23,914	629	11,524
7	小平市	73	3,404	105,178	1,441	24,343	20	あきる野市	77	1,972	43,629	567	19,385
8	立川市	81	3,736	95,789	1,183	37,080	21	調布市	85	2,099	45,276	533	21,395
9	多摩市	21	897	24,020	1,144	11,828	22	稲城市	60	1,675	29,784	496	14,488
10	東村山市	82	3,059	82,446	1,005	36,329	23	三鷹市	77	1,515	29,771	387	13,368
11	清瀬市	19	905	18,615	980	9,208	24	小金井市	14	326	3,950	282	1,893
12	狛江市	23	439	22,124	962	3,653	25	武蔵野市	22	299	4,526	206	2,510
13	武蔵村山市	130	4,675	97,733	752	40,357	26	国立市	21	296	4,097	195	1,964
								市部合計	2,220	104,325	4,300,062	1,937	1,826,770

- 本市では、2013 年４月に創業支援施設である「町田新産業創造センター」を開設し、2014 年には産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画「町田創業プロジェクト」を策定しています。2019

年３月時点では、「町田創業プロジェクト」において、「会社設立にかかる登録免許税の 50%減税」や「日本政策金融公庫の新創業融資制度における自己資金要件の緩和」などの取組が行われています。

- また、技術革新や消費行動など産業を取り巻く環境の変化に対応し、ビジネスの場や働く場として本市が「選ばれるまち」であり続けるために、「町田市産業振興計画 19-28」を 2019 年３月に策定しています。
- 当該計画では、将来都市像を「ビジネスに、働く人に、心地よいまち」と設定し、「立ち上げる」・「拡げる」・「つなぐ」の「３つチャレンジ」の促進・支援と、「ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり」からなる４つの施策の柱を掲げ、事業の立ち上げや拡大、事業承継にチャレンジする事業者への支援などを実施することとしています。

図表３－８－14 本市の産業をめぐる現状と予想される変化
出典：町田市「町田市産業振興計画 19-28」

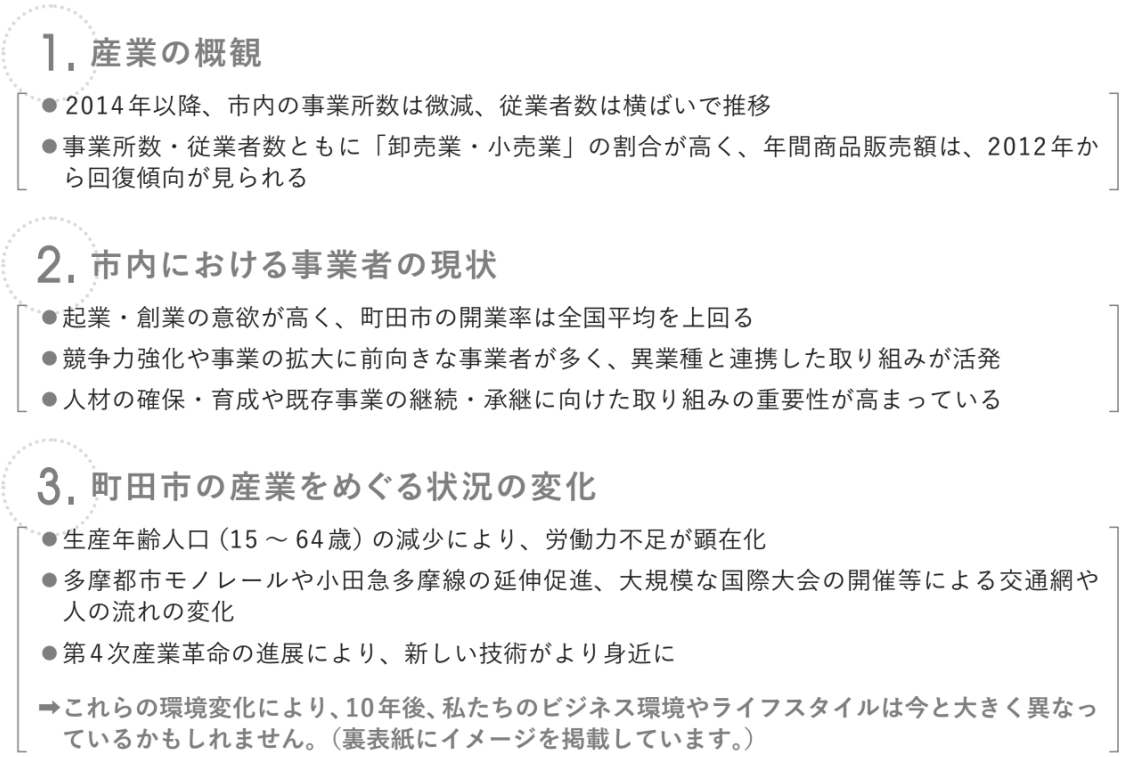

（３）農業

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

１ 都市農業基本法：2015 年４月施行
２ 生産緑地法の改正：2018 年４月施行
３ 都市農地の賃借の円滑化に関する法律：2018 年８月施行

①－１ 都市農業基本法

● 2015 年４月 22 日に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、新鮮な農産物の供給や防災空間の確保、良好な景観の罫線、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、「都市農業振興基本法」が施行されました。

● 2016 年５月には、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めた「都市農業振興基本計画」が閣議決定されています。当該計画では、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、「担い手の確保」、「土地の確保」「農業施策の本格展開」が掲げられています。

図表３－８－15 都市農業振興基本法の概要
出典：農林水産省「都市農業をめぐる情勢について（令和元年５月）」

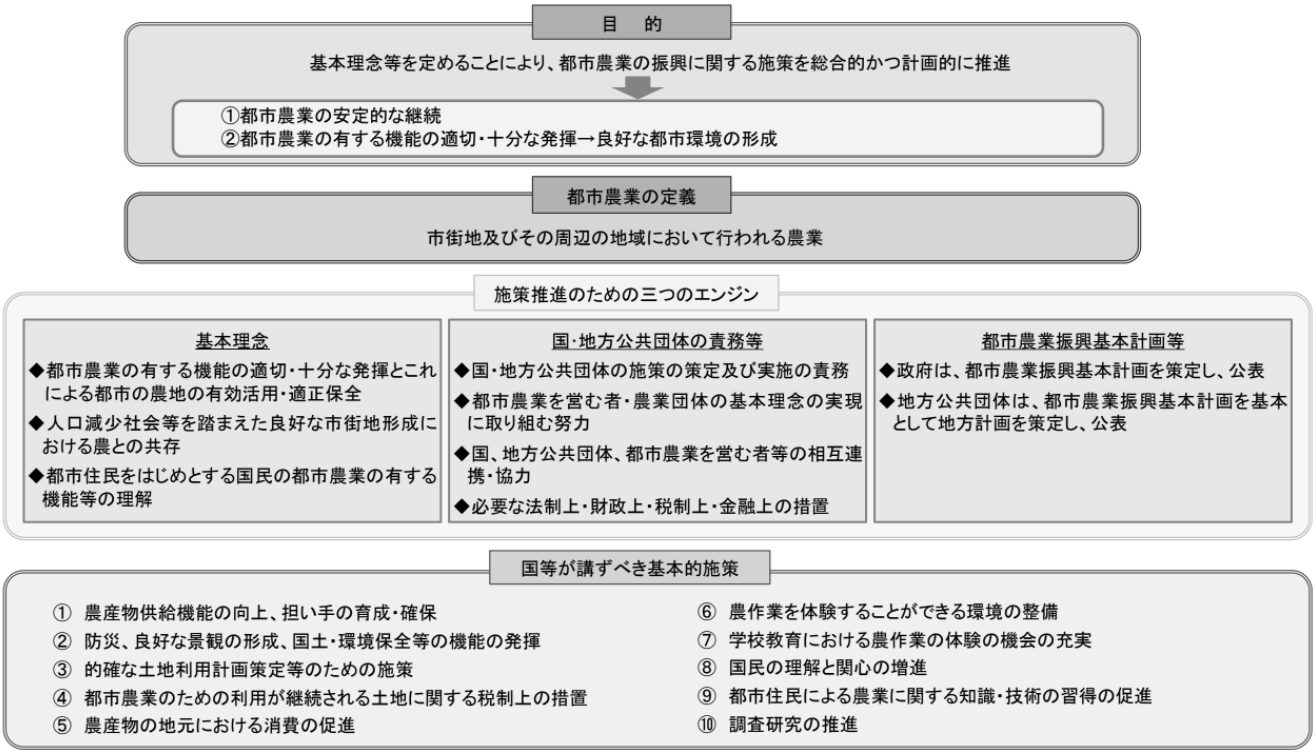

①－２ 生産緑地法の改正

● 2017 年５月には生産緑地法が一部改正され、①生産緑地地区の面積要件が 500 ㎡以上から 300 ㎡以上に市区町村が条例により引き下げ可能となり、②生産緑地地区内において、農作物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランの設置を可能とされ、③生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出可能時期を 10 年延長できる特定生産緑地制度（2018 年４月１日施行）が創設されました。

①－３ 都市農地の賃借の円滑化に関する法律

● 2018 年８月には、「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」が施行され、意欲ある都市農業者等の賃借によるその有効活用を図るため、生産緑地を対象として農地法の法定める更新が適用されない等の都市農地の賃借の円滑化の措置が講じられています。

図表３－８－16 都市農地の賃借の円滑化に関する法律
出典：農林水産省「都市農業をめぐる情勢について（令和元年５月）」

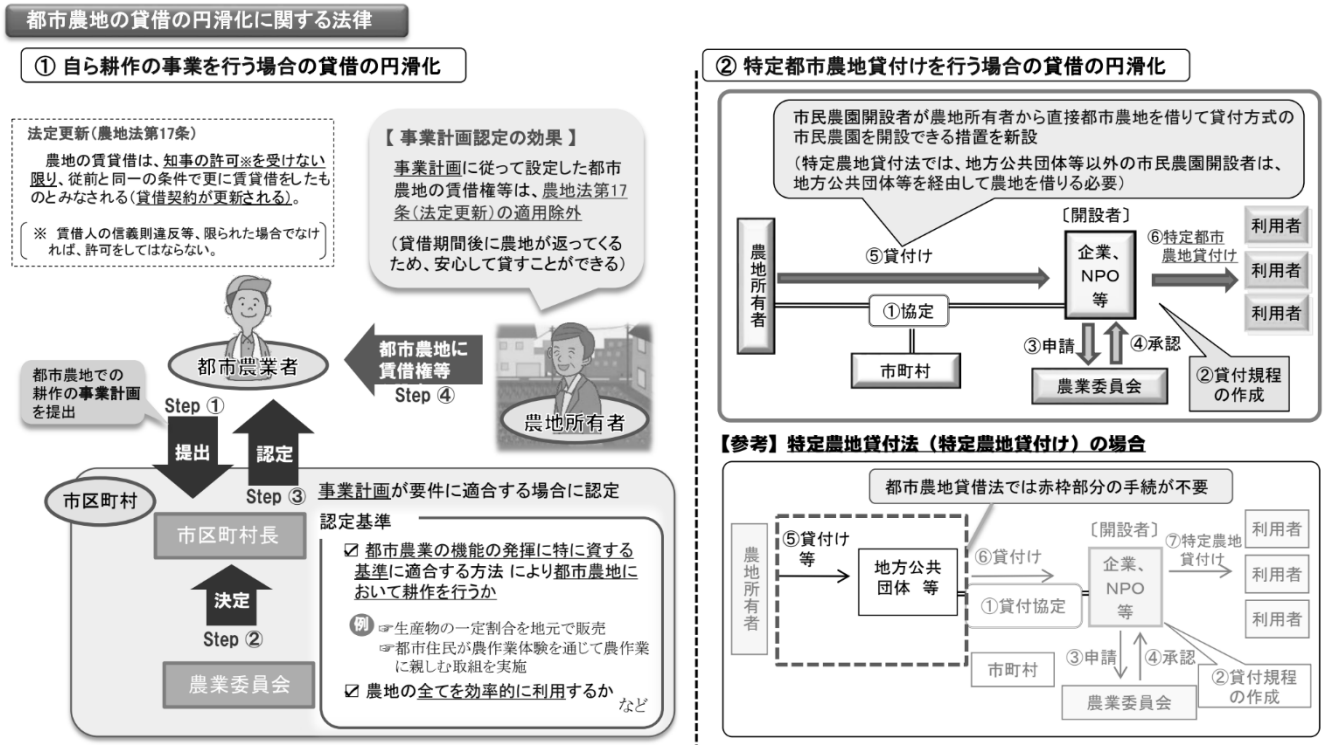

② 本市の動向

● 本市の農家数は 2015 年には 849 戸と、2005 年の 1,072 戸から 223 戸（20.8%）減少しています。その内訳をみると、専業農家は 2005 年の 83 戸から 2015 年の 92 戸へと 9 戸（10.8%）増加している一方で、第１種兼業農家、第２種兼業農家、自給的農家は 10 年間で 39 戸（30.0%）、105 戸（35.5%）、88 戸（15.6%）減少しています。

● 基幹的農業従事者数の推移をみると、全体で 2005 年の 767 人から 2015 年の 576 人へと 10 年間で 191 人（24.9%）減少しています。なお、2010 年から 2015 年にかけては、539 人から 576 人へと 37 人（6.8%）増加しています。

● また、基幹的農業従事者の年代別に 2005 年から 2015 年の推移をみると、40 歳以下は 91 人から 62 人へと 29 人（31.9%）減少、50 歳以上は 103 人から 84 人へ 19 人（18.4%）減少、60 歳以上は 573 人から 430 人へと 143 人（25.0%）減少しています。

● 経営耕地面積の推移を見ると、2005 年の 381.97ha から 2015 年の 252.00ha へと 10 年間で 129.97ha（34.0%）と大きく減少しています。その内訳を見ると、田が 31.54ha から 15.65ha へと 15.89ha（50.4%）、畑が 266.33ha から 188.42ha へ 77.91ha（29.3%）、樹園地が 84.10ha から 47.93ha へと 36.17ha（43.0%）減少しています。

図表３－８－17 専兼業別農家数の推移
出典：農林水産省「農林業センサス（各年２月１日）」
注）2010 年は世界農林業センサス

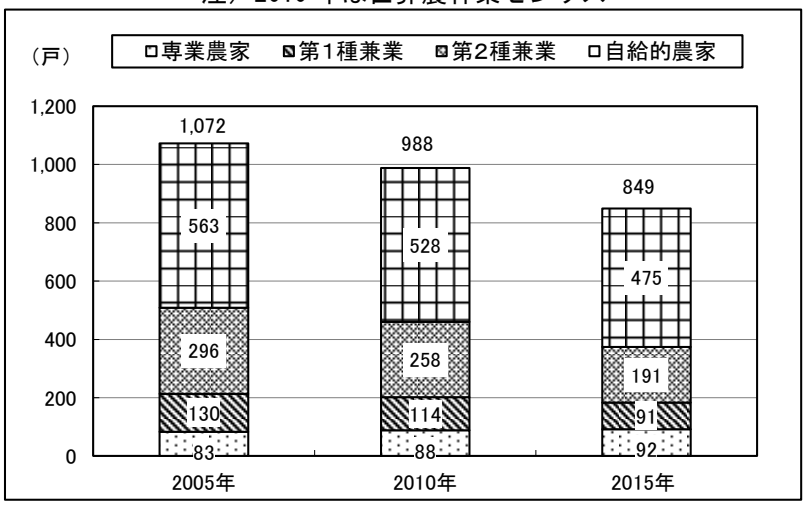

図表３－８－18 年代別基幹的農業従事者数の推移
出典：農林水産省「農林業センサス（各年２月１日）」
注）2010 年は世界農林業センサス

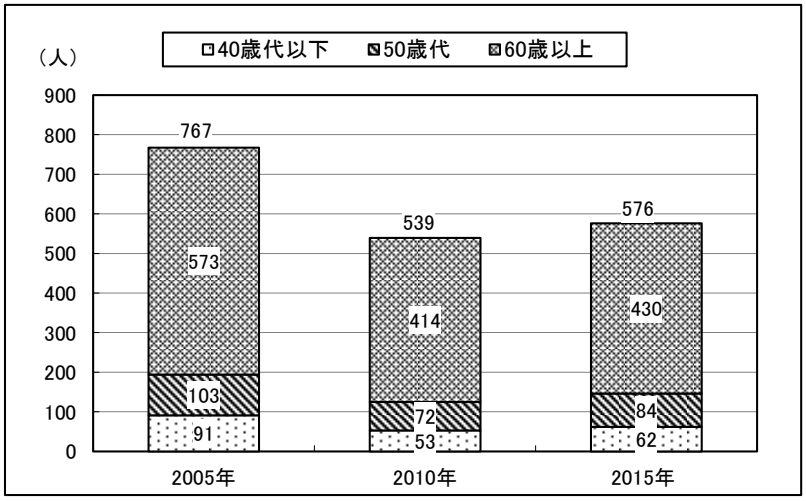

図表３－８－19 経営耕地面積の推移
出典：農林水産省「農林業センサス（各年２月１日）」
注）2010 年は世界農林業センサス

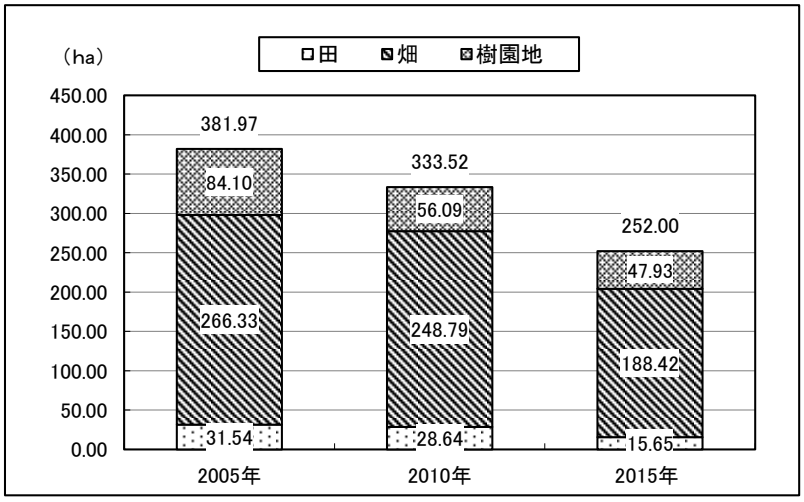

● 2015 年２月１日現在の総農家数のうち専業農家の占める割合を多摩 26 市で比較すると、本市は 27.0%であり、多摩 26 市の中では下から５番目に低い水準にあります。

● 農家１戸当たりの経営耕地面積を多摩 26 市で比較すると、本市は 29.68 a であり大きい方から 17 番目の水準にあります。なお、経営耕地面積を多摩 26 市で比較すると、大きい方から 3 番目の水準にあります。

図表３－８－20 農家数の都市間比較（専業農家の割合の高位順）
出典：農林水産省「農林業センサス（2015 年２月１日）」

順位	市名	実数							構成比						
		総農家数（戸）	自給的農家	販売農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業	第2種兼業	総農家数（%）	自給的農家	販売農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業	第2種兼業
1	清瀬市	225	51	174	99	75	18	57	100.0	22.7	77.3	44.0	33.3	8.0	25.3
2	武蔵野市	68	7	61	26	35	3	32	100.0	10.3	89.7	38.2	51.5	4.4	47.1
3	国分寺市	205	47	158	77	81	8	73	100.0	22.9	77.1	37.6	39.5	3.9	35.6
4	調布市	231	78	153	82	71	17	54	100.0	33.8	66.2	35.5	30.7	7.4	23.4
5	小平市	312	97	215	106	109	17	92	100.0	31.1	68.9	34.0	34.9	5.4	29.5
6	西東京市	234	71	163	78	85	14	71	100.0	30.3	69.7	33.3	36.3	6.0	30.3
7	国立市	109	55	54	35	19	1	18	100.0	50.5	49.5	32.1	17.4	0.9	16.5
8	稲城市	251	76	175	80	95	18	77	100.0	30.3	69.7	31.9	37.8	7.2	30.7
9	立川市	341	72	269	108	161	38	123	100.0	21.1	78.9	31.7	47.2	11.1	36.1
10	東久留米市	274	88	186	84	102	11	91	100.0	32.1	67.9	30.7	37.2	4.0	33.2
11	三鷹市	265	61	204	79	125	18	107	100.0	23.0	77.0	29.8	47.2	6.8	40.4
12	狛江市	118	55	63	33	30	1	29	100.0	46.6	53.4	28.0	25.4	0.8	24.6
13	羽村市	104	46	58	28	30	3	27	100.0	44.2	55.8	26.9	28.8	2.9	26.0
14	小金井市	149	56	93	40	53	3	50	100.0	37.6	62.4	26.8	35.6	2.0	33.6
15	東村山市	284	107	177	74	103	17	86	100.0	37.7	62.3	26.1	36.3	6.0	30.3
16	日野市	301	151	150	75	75	9	66	100.0	50.2	49.8	24.9	24.9	3.0	21.9
17	府中市	326	164	162	77	85	9	76	100.0	50.3	49.7	23.6	26.1	2.8	23.3
18	東大和市	170	83	87	40	47	5	42	100.0	48.8	51.2	23.5	27.6	2.9	24.7
19	武蔵村山市	327	160	167	76	91	12	79	100.0	48.9	51.1	23.2	27.8	3.7	24.2
20	福生市	45	28	17	8	9	－	9	100.0	62.2	37.8	17.8	20.0	－	20.0
21	昭島市	142	79	63	25	38	5	33	100.0	55.6	44.4	17.6	26.8	3.5	23.2
22	**町田市**	**849**	**475**	**374**	**145**	**229**	**33**	**196**	**100.0**	**55.9**	**44.1**	**17.1**	**27.0**	**3.9**	**23.1**
23	八王子市	1,197	805	392	168	224	44	180	100.0	67.3	32.7	14.0	18.7	3.7	15.0
24	多摩市	83	60	23	11	12	－	12	100.0	72.3	27.7	13.3	14.5	－	14.5
25	あきる野市	711	514	197	84	113	16	97	100.0	72.3	27.7	11.8	15.9	2.3	13.6
26	青梅市	697	506	191	68	123	26	97	100.0	72.6	27.4	9.8	17.6	3.7	13.9
市部合計		8,018	3,992	4,026	1,806	2,220	346	1,874							

図表３－８－21 経営耕地面積の都市間比較（農家１戸当たり経営耕地面積の大きい順）
出典：農林水産省「農林業センサス（2015 年２月１日）」

順位	市名	経営耕地面積（ha）	田	畑	果樹園	農家1戸当たり経営耕地面積(a)
1	立川市	270.11	1.15	198.59	70.37	79.21
2	清瀬市	168.32	－	157.07	11.25	74.81
3	国分寺市	147.20	0.25	123.73	23.22	71.80
4	西東京市	151.61	1.40	127.17	23.04	64.79
5	武蔵野市	40.14	4.13	27.12	8.89	59.03
6	三鷹市	139.94	0.40	99.29	40.25	52.81
7	東久留米市	144.30	0.33	117.51	26.46	52.66
8	小金井市	70.76	1.41	55.43	13.92	47.49
9	小平市	146.92	0.02	111.52	35.38	47.09
10	東村山市	128.79	0.56	87.99	40.24	45.35
11	調布市	98.08	3.46	77.46	17.16	42.46
12	武蔵村山市	128.81	1.14	103.09	24.58	39.39
13	稲城市	96.11	6.06	34.61	55.44	38.29
14	府中市	106.94	22.28	71.12	13.54	32.80
15	国立市	34.11	6.94	23.62	3.55	31.29
16	羽村市	32.26	3.73	25.86	2.67	31.02
17	**町田市**	**252.00**	**15.65**	**188.42**	**47.93**	**29.68**
18	多摩市	24.25	1.63	11.58	11.04	29.22
19	東大和市	46.80	－	32.52	14.28	27.53
20	昭島市	36.91	5.64	24.30	6.97	25.99
21	日野市	77.12	9.69	47.85	19.58	25.62
22	狛江市	28.84	－	22.59	6.25	24.44
23	八王子市	275.32	28.46	198.75	48.11	23.00
24	青梅市	154.64	12.48	114.09	28.07	22.19
25	あきる野市	134.56	17.40	91.44	25.72	18.93
26	福生市	7.69	0.20	6.13	1.36	17.09
市部合計		2,942.53	144.41	2,178.85	619.27	36.70

● 2017 年３月 31 日時点において、本市には 225.9ha、1,066 地区の生産緑地があり、対市街化面積比は 4.1%となっています。生産緑地決定面積を多摩 26 市で比較すると、本市は八王子市の 238.8ha に次いで、２番目に大きくなっています。

図表３－８－22 生産緑地面積の都市間比較（決定面積の大きい順）
出典：国土交通省「都市計画現況調査（2017 年３月 31 日）」

順位	市名	市街化区域面積（ha）	生産緑地		
			決定面積（ha）	地区数（地区）	対市街化区域面積比（%）
1	八王子市	7,980	238.8	1,072	3.0
2	**町田市**	**5,481**	**225.9**	**1,066**	**4.1**
3	立川市	2,083	203.2	380	9.8
4	清瀬市	1,019	174.2	264	17.1
5	小平市	2,046	169.2	368	8.3
6	東久留米市	1,280	144.4	306	11.3
7	三鷹市	1,650	138.2	303	8.4
8	青梅市	2,183	133.3	719	6.1
9	東村山市	1,696	131.2	335	7.7
10	国分寺市	1,148	127.6	256	11.1
11	調布市	2,048	122.7	432	6.0
12	西東京市	1,585	118.2	296	7.5
13	日野市	2,244	114.8	442	5.1
14	稲城市	1,581	112.3	467	7.1
15	府中市	2,725	100.1	458	3.7
16	武蔵村山市	1,171	94.5	333	8.1
17	あきる野市	1,198	68.5	395	5.7
18	小金井市	1,133	62.8	211	5.5
19	昭島市	1,440	47.4	213	3.3
20	東大和市	989	45.7	202	4.6
21	国立市	792	44.9	140	5.7
22	羽村市	814	32.3	172	4.0
23	狛江市	582	31.2	141	5.4
24	多摩市	2,019	28.1	140	1.4
25	武蔵野市	1,073	26.6	85	2.5
26	福生市	663	6.3	48	1.0
市部合計		48,623	2,742.4	9,244	5.6

● 本市では、目指すべき農業振興の方向や施策展開に関する考え方を示すとともに、農業者や農業団体、民間団体、行政のそれぞれが役割を果たしていくことにより町田市の農業振興を図るため 2017 年３月に「第４次町田市農業振興計画」を策定しています。

● 当該計画では、「意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり」、「都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮」、「立地を活かした地産地消の推進」、「多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上」を基本目標として掲げています。

９　芸術・文化・スポーツ

（１）芸術文化・歴史

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆文化芸術振興基本法：2017 年６月改正

- 国は、2017 年６月に文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法に法律の題名を改めるとともに、趣旨に「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」を盛り込むとともに、基本理念に「多様な主体の参画」などを盛り込んでいます。
- また、同法に基づき、2018 年３月に文化芸術推進基本計画を策定し、今後５年間の文化芸術政策の基本的な方向性を示しています。

図表３－９－１　「文化芸術推進基本計画（第１期）」の概要

出典：文化庁資料

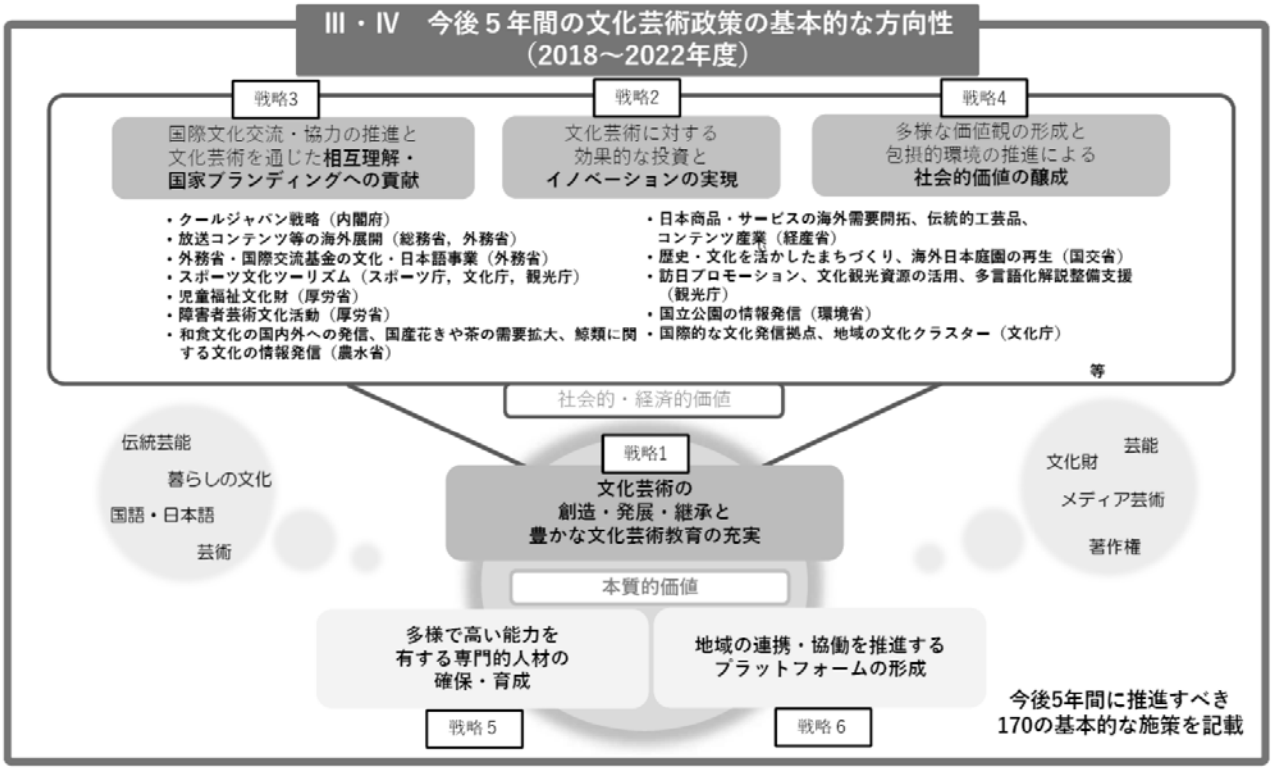

②　本市の動向

- 本市には 2018 年度現在、内外のすぐれた版画作品とそれに付随する美術資料を収集保存する「町田市立国際版画美術館」、展示の企画や写真愛好家の個展、グループ展での利用や撮影会、講座の開催などの活動が行われる「町田市フォトサロン」、コンサート・演劇等各種主催事業を実施するほか、施設の貸し出しなどを行う「町田市市民ホール」、音響性能を重視した 300 席のホール等を備える「和光大学ポプリホール鶴川」などの施設が整備されています。

- 市民及び文化関連団体等が文化芸術を振興していくにあたり、そのイメージを共有し、連携していくための基本的な方向性を指し示すため「町田市文化芸術振興施策の基本方針」を 2011 年３月に策定しています。当該基本方針では「文化芸術をベースにしたシティーセールスの実施」、「文化芸術に関する鑑賞・創作・練習・発表の機会の提供」、「文化芸術を振興する組織・体制の整備、連携」が施策として掲げられています。
- 本市には約 23,000 年前の旧石器時代から近代までの遺跡が約 1,000 ヶ所あり、1960 年に町田市文化財保護条例を制定し失われつつある文化財の保護に努めるとともに郷土の歴史・文化を未来へ継承するために資料の収集、保存、展示、調査研究を行なっています。
- また、本市では市内の文化財の今後の有効な活用方法について、文化財・事業ごとに活用方針や事業内容をまとめた「町田市文化財総合活用プラン（計画期間：2013～2017 年度)」を 2013 年７月に策定し、文化財の活用促進等に取り組んできました。(「町田市文化財総合活用プラン（2018 年度追加版)」により、１年間計画期間は延長されました。) 2019 年度からは、「町田市生涯学習推進計画（計画期間：2019～2023 年度)」に基づき引き続き取組が進められる予定されています。
- 2019 年２月に策定された「町田市教育プラン 2019-2023」では、「文化資源の保全・活用の促進」について、貴重な文化資源を後世に伝えていけるような適正な維持管理の必要性や、地域への愛着や誇りを育むきっかけとなるよう地域の文化資源の公開・活用を一層進めていく必要性などが課題として掲げられ、重点事業として「歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進」や「町田の歴史情報の提供」、「文化財の保存と活用環境の整備」などが位置づけられています。
- 現在、市内には国指定２件（有形２)、都指定 16 件（有形 16)、市指定 54 件（有形 49、無形５）の計 72 件の指定文化財があります。

図表３－９－２ 指定文化財一覧

出典：町田市「町田市統計書」

区分	整理No.	文化財名	分類	区分	整理No.	文化財名	分類
国指定（2）	1	旧永井家住宅	重要文化財	市指定（54）	37	菩薩立像脇侍像	有形文化財
	2	高ケ坂石器時代遺跡 （牢場･稲荷山･八幡平）	史跡		38	誕生釈迦仏立像	有形文化財
都指定（16）	3	妙福寺祖師堂	有形文化財		39	聖徳太子立像	有形文化財
	4	無極和尚坐像	有形文化財		40	薬師如来坐像	有形文化財
	5	観世音菩薩立像	有形文化財		41	箭幹八幡宮随身門	有形文化財
	6	旧荻野家住宅	有形文化財		42	熊野神社本殿	有形文化財
	7	異形台付土器 （2点）	有形文化財		43	村野常右衛門生家	有形文化財
	8	旧多摩郡小野路村名主小島家文書	有形文化財		44	能ヶ谷出土銭遺跡出土品一式	有形文化財
	9	小野路組合農兵隊関係資料	有形文化財		45	北条氏照朱印状 永禄5（1562）年7月5日	有形文化財
	10	田端環状積石遺構	史跡		46	北条氏照朱印状 永禄8（1565）年3月20日	有形文化財
	11	青木家屋敷	史跡		47	彫刻付大形石棒	有形文化財
	12	小山田1号遺跡	史跡		48	土偶一式	有形文化財
	13	本町田遺跡	史跡		49	深鉢形土器	有形文化財
	14	西谷戸横穴墓群	史跡		50	細野喜代四郎書斎（処静小斎）[注]	有形文化財
	15	下三輪玉田谷戸横穴墓群	史跡		51	隆起線文土器	有形文化財
	16	相原かま跡	旧跡		52	爪形文土器	有形文化財
	17	井手の沢古戦場	旧跡		53	南多摩郡各町村縮図	有形文化財
	18	福王寺旧園地（薬師池公園）	名勝		54	中空土偶頭部	有形文化財
市指定（54）	19	十六羅漢図	有形文化財		55	クルミ形土器	有形文化財
	20	長福寺 山門	有形文化財		56	細野利平家（角屋）ガラス乾板	有形文化財
	21	〃 文珠堂	有形文化財		57	村野常右衛門関係史料	有形文化財
	22	〃 本堂格天井花丸絵画	有形文化財		58	なすな原遺跡出土 透かし彫り土製耳飾り一式（12点）	有形文化財
	23	清水寺 観音堂	有形文化財		59	日枝神社本殿	有形文化財
	24	〃 鐘楼	有形文化財		60	金井獅子舞	無形民俗文化財
	25	〃 水屋	有形文化財		61	丸山獅子舞	無形民俗文化財
	26	青木家住宅	有形文化財		62	矢部八幡宮獅子舞	無形民俗文化財
	27	神蔵家住宅	有形文化財		63	大戸囃子	無形民俗文化財
	28	妙福寺 本堂	有形文化財		64	三ツ目囃子	無形民俗文化財
	29	〃 鐘楼門	有形文化財		65	（通称）代官屋敷	史跡
	30	〃 高麗門（総門）	有形文化財		66	木曽一里塚	史跡
	31	天神社本殿	有形文化財		67	三輪白坂横穴群	史跡
	32	阿弥陀三尊像	有形文化財		68	（通称）鎌倉井戸	史跡
	33	阿弥陀三尊像	有形文化財		69	白洲次郎・正子旧宅	史跡
	34	阿弥陀如来坐像	有形文化財		70	アカガシ群落	天然記念物
	35	地蔵菩薩立像	有形文化財		71	シダレザクラ	天然記念物
	36	釈迦如来坐像	有形文化財		72	シイ	天然記念物

（２）スポーツ

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆第２期スポーツ基本計画：2017 年３月策定

- 国は、2017 年３月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方自治体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となる、「第２期スポーツ基本計画（計画期間：　2017～2021 年度)」を策定しています。

- 本計画では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、
  ・スポーツで「人生」が変わる!
  ・スポーツで「社会」を変える!
  ・スポーツで「世界」とつながる!
  ・スポーツで「未来」を創る!
  の４つの方針を立て、それらの方針のもとに、今後５年間のスポーツに関する施策の柱として、以下の４つを打ち出しています。
  ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
  ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
  ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
  ④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

図表３－９－３　「第２期スポーツ基本計画」のポイント
出典：スポーツ庁資料

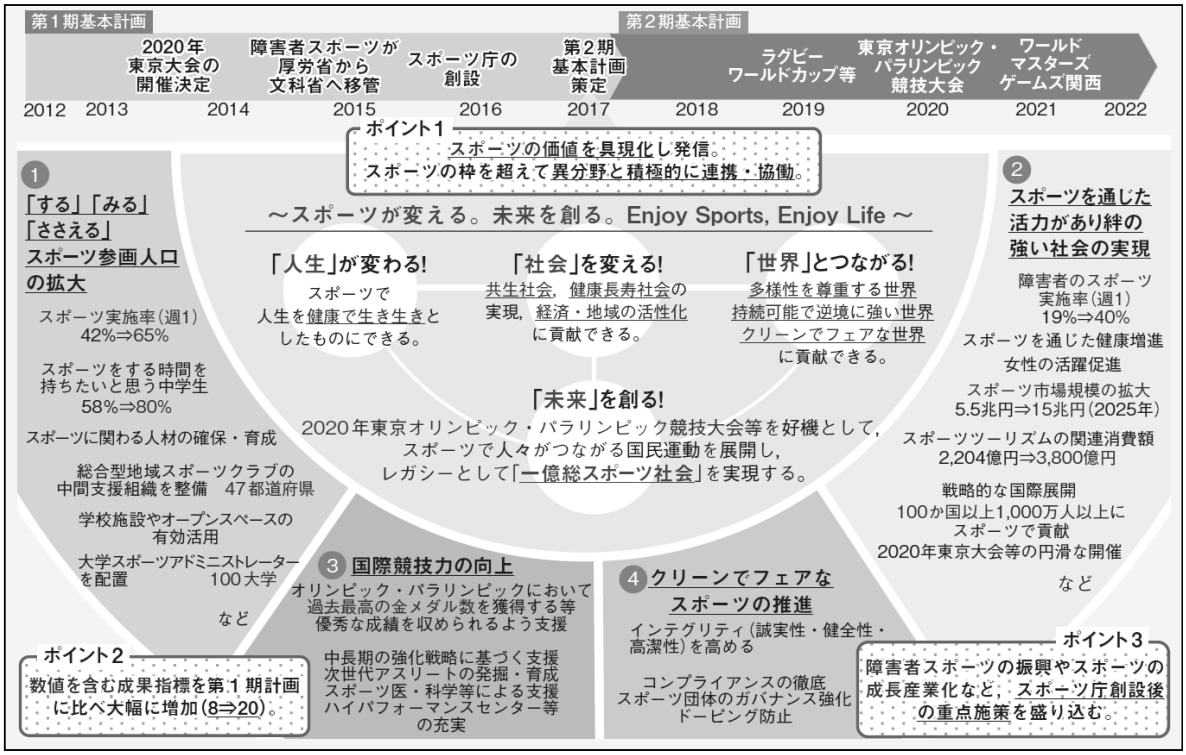

② 東京都の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆東京都スポーツ推進総合計画：2018 年３月策定

- 東京都では 2018 年３月に、2020 年とその先を見据え、スポーツを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤として「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しています。「東京都スポーツ推進計画」は従来の「東京都スポーツ推進計画（2013 年３月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画」を統合する形で策定されています。
- 本計画では、ラグビーワールドカップ 2019™及び東京大会 2020 大会という大規模な国際スポーツイベント前後において、施策展開の考え方を以下のとおりとしています。

図表３－９－４ 計画期間中の施策展開の勧化方
出典：東京都「東京都スポーツ推進総合計画」

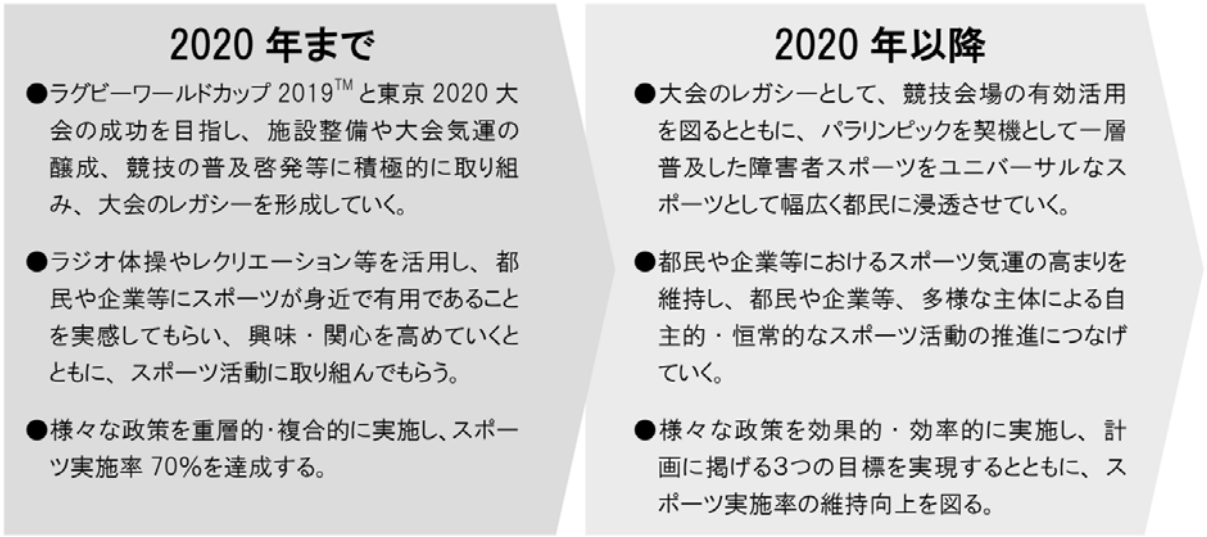

③ 本市の動向

- 2018 年度には、本市には、総合体育館や野津田公園（陸上競技場）、相原中央公園など 26 のスポーツ施設が整備されています。
- 市内に立地する主要な体育施設の利用人員数の推移をみると、2013 年度の 1,153 千人から 2017 年度の 1,314 千人へと 161 千人（13.9%）利用人員数は増加しています。
- 主要な体育施設の利用人員数の 2013 年度から 2017 年度における増加率をみると、小野路グラウンドが 54.3%（51 千人）で最も大きく、次いで成瀬クリーンセンターテニスコートが 19.6%（18 千人）、サン町田旭体育館が 16.6%（34 千人）、市立室内プールが 13.3%（34 千人）と続いています。

図表３－９－５ 本市のスポーツ施設
出典：町田市「町田市スポーツ推進計画 19-28」

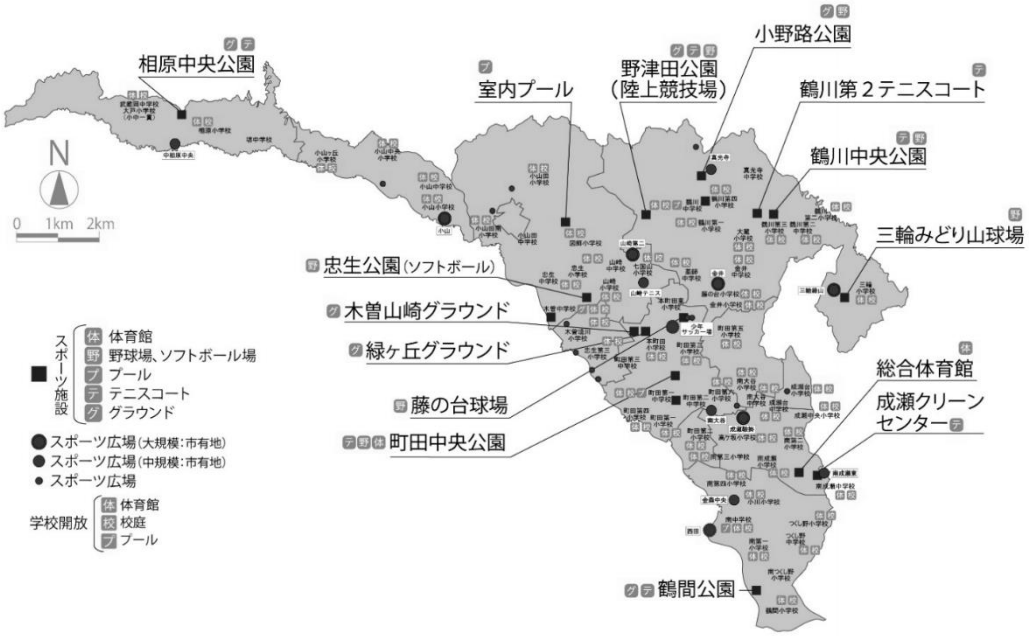

図表３－９－６ 主な市営体育施設の利用人員の推移
出典：町田市「町田市統計書」
注）対象施設は施設種別で 10 万人を超えるものまたは種別で最も利用人員の多いものである。

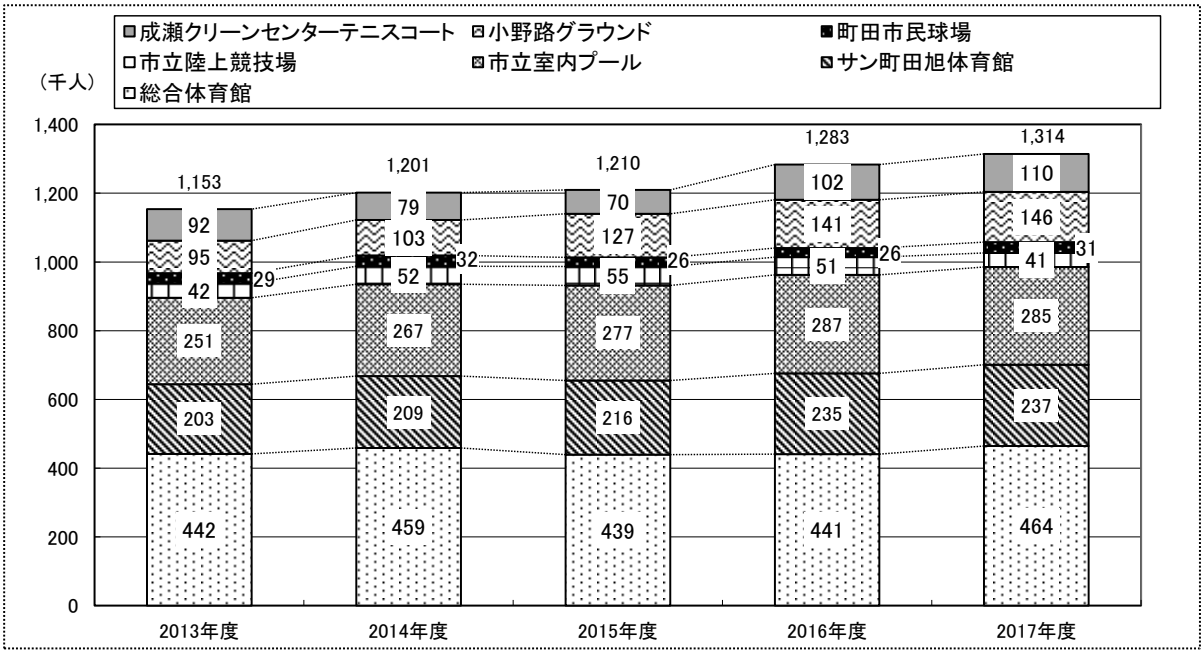

- 「町田市スポーツに関する市民意識調査アンケート（2014～2018 年度）」によると、週に１日以上スポーツを実施する市民の割合は 2014 年度の 51.8%から 2018 年度の 60.9%へと４年間で 9.1 ポイント増加しています。
- 2018 年度における週に１日以上スポーツを実施する割合を年代別にみると、30～39 歳が 47.8%で最も低く、60～69 歳が 67.9%で最も高くなっています。また、年代別に 2014 年度から 2018 年度におけるスポーツ実施率の割合の増加量をみると、18～29 歳が 25.7 ポイントと最も上昇しており、次いで 50～59 歳が 14.3 ポイント、40～49 歳が 13.6 ポイントと続いています。なお、60～69 歳は 1.4 ポイント、70 歳以上は 14.3 ポイントと高齢者の増加量は相対的に小さくなっています。

図表３－９－７ 町田市民のスポーツ実施率（週に１日以上スポーツを実施する割合）の経年比較
出典：町田市「町田市スポーツ推進計画 19-28」

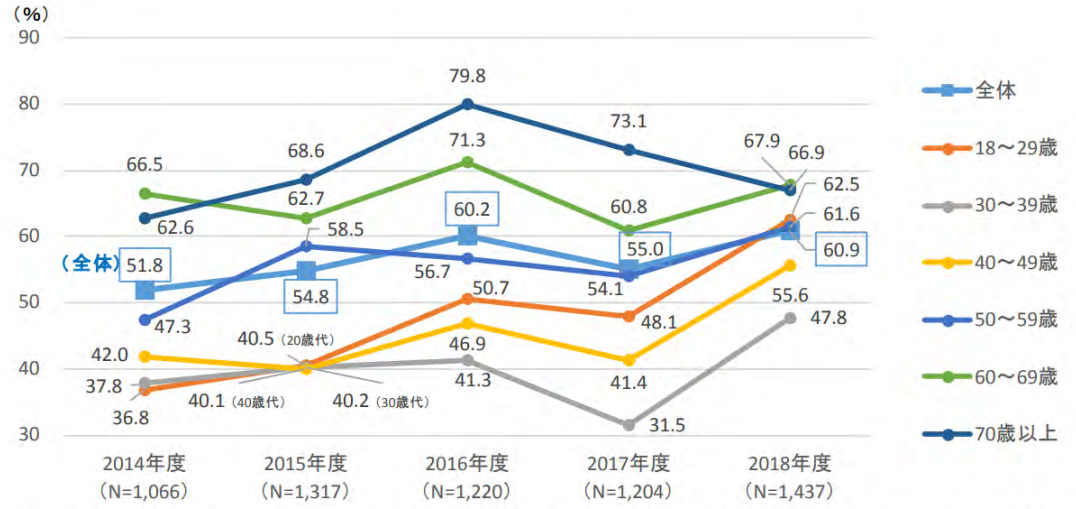

出典：町田市スポーツに関する市民意識調査アンケート（2014 年度～2018 年度）

● 本市では、スポーツ基本法の制定を受け、2013 年３月に「町田市スポーツ推進条例」を制定しています。条例では、スポーツ推進に対する基本理念と、行政、市民等、スポーツ関連団体、ホームタウンチーム、それぞれの役割と４者の連携協力ならびにスポーツ推進計画の策定等を規定しています。

● 2009 年に「町田市スポーツ振興計画」、2014 年に「町田スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツ振興などスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。2018 年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会の開催を目前に控え、スポーツを取り巻く環境の急激な変化を好機と捉え、「町田市スポーツ推進計画 19-28」を策定しています。

図表３－９－８ 町田市スポーツ推進計画 19-28 の計画体系
出典：町田市「町田市スポーツ推進計画 19-28」

● また、日本最高峰のフットサルリーグであるＦリーグに所属する「ＡＳＶペスカドーラ町田」、日本ラグビーの最高峰であるジャパンラグビートップリーグに所属する「キャノンイーグルス」、日本プロサッカーリーグＪ２リーグに所属する「ＦＣ町田ゼルビア」が本市をホームタウンとして活動をしています。

10 シティプロモーション等

（1）観光・シティプロモーション

① 国の動向

＜主要な統計指標の推移等＞

- 日本政府観光局によると、2018 年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった 2017 年の 2,869 万人をさらに上回る 3,119 万人（対前年比 8.0%増）となり、６年連続で過去最高を更新しています。
- 2018 年の訪日外国人旅行者数を国別にみると、「中国」が 838.0 万人（構成比 26.9%）で最も多く、以下、「韓国」の 753.9 万人（24.2%）、「台湾」の 475.7 万人（15.3%）の順であり、上位１～３位までの合計が 2067.6 万人で訪日外国人旅行者全体の約６割を占めています。

図表３－10－１ 訪日外国人旅行者数の推移

出典：日本政府観光局「月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）」

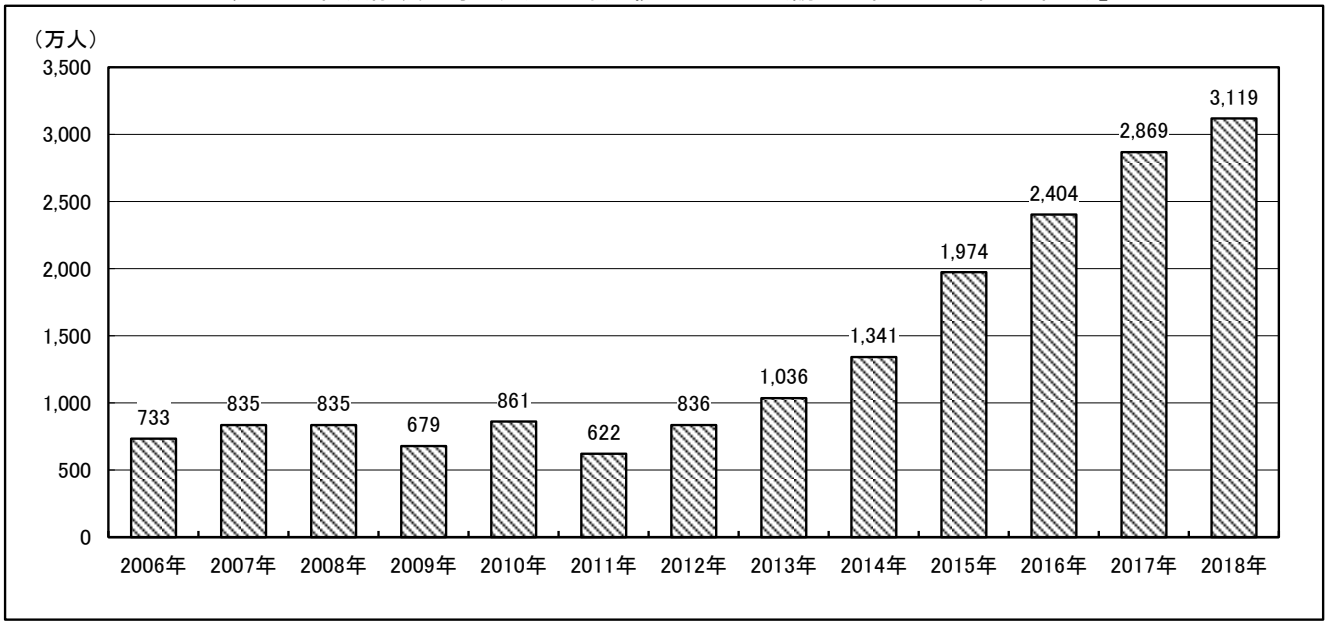

図表３－10－２ 国別訪日外国人旅行者数

出典：日本政府観光局「月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）」

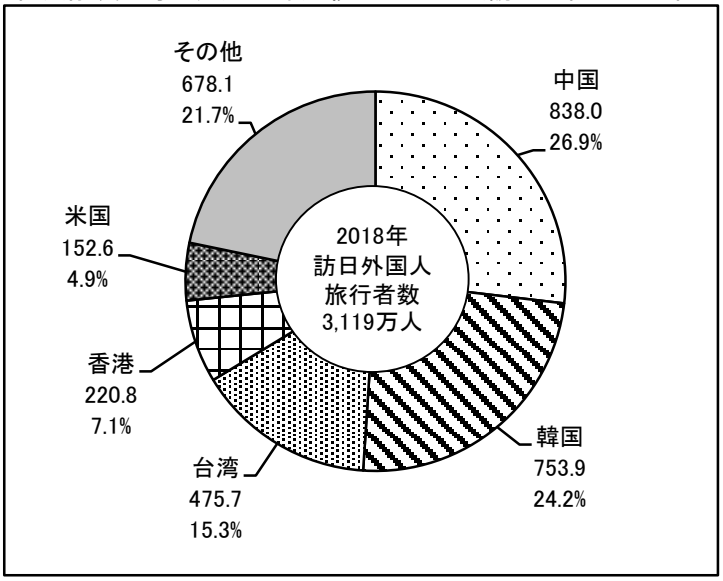

● 観光庁の「平成 30 年版観光白書」では、近年の訪日外国人旅行者数が好調に増加している要因としては、観光を我が国の成長戦略の柱と位置付け、ビザ緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充など、これまでにない大胆な取組を国を挙げて実行してきた結果であり、また、多言語表記など受入環境整備等への関係者の協力、日本政府観光局（JNTO）をはじめとしたインバウンド関係者が連携して取り組んだプロモーション等の成果によるものとしています。

② 本市の動向

● 本市の観光客数実態調査によると、2013 年には観光入込み客地点延べ人数は 4,475 千人であり、2009 年には 3,568 千人と比較すると、907 千人（25.4%）増加しています。

図表３－10－３ 観光入込客数[26]の推移
出典：町田市観光客数等実態調査
注）調査対象となる観光関連施設やイベントは一定ではない。

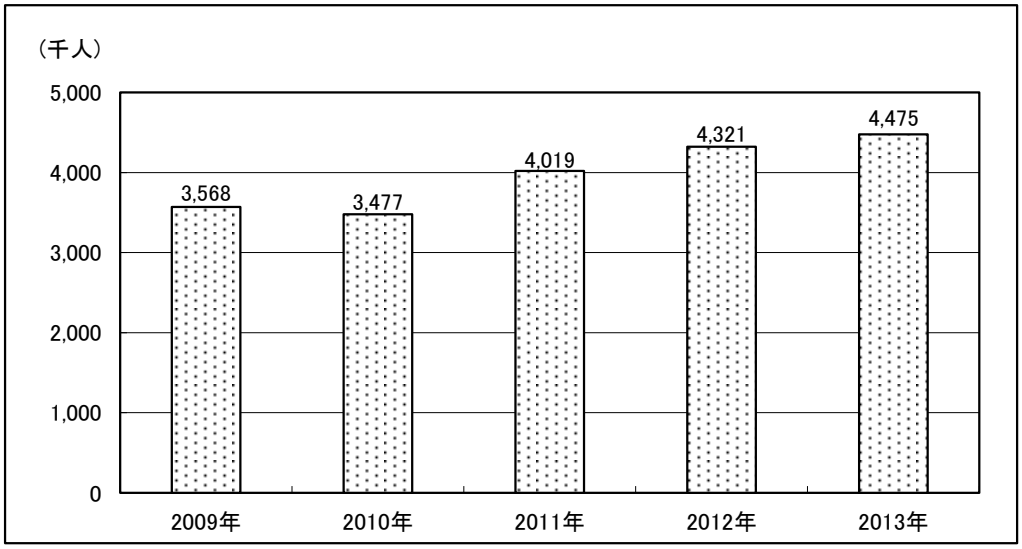

● 2017 年 12 月に本市では、「観光」を成長戦略の大きな柱として位置づけ、「観光」による消費拡大で経済活性化等を図り、まちの活力の維持・向上を目指すため、市民と行政が協働で「観光まちづくり」に取り組むための道しるべとして「町田市観光まちづくり基本方針」を策定しています。

● 当該方針では、「～友を招き、歩きたいまち～住んでよし、訪れてよし、交流感動都市まちだ」を目指すべき将来都市像に掲げ、実現のために「町田ならではの地域素材の洗い出し・磨き上げ」、「観光まちづくりの担い手と態勢づくり」、「地域素材が持つ魅力の伝達と交流の拡大」を基本施策としています。

● 本市では、「市民が愛着を持って住み続けたいまち」、「魅力あふれ何度でも訪れたいまち」を目指して、「幅広い市民参画を促す仕組みづくり」、「戦略的・継続的な情報発信の積極展開」、「『町田らしさ』を意識した都市イメージの構築」、「情報発信活動を効果的に進めるためのロゴマークの活用」を基本方針に掲げる「まちだシティプロモーション基本方針」を 2012 年度に策定しています。

[26] 町田市全体での観光施設やイベント等に訪れた方の合計。一人の観光客が複数の施設を利用すると重複してカウントされる。一人の観光客が三つの施設を利用した場合には３人としてカウントする。

- また、2013 年度には「『まちだ自慢』推進計画（計画期間：2014～2016 年度)」を策定し、市内外に戦略的・継続的なＰＲを実施してきました。2017 年度には「『まちだ自慢』推進計画」における活動を踏まえ、「まちだ自慢推進計画 17-20」を策定しています。
- 本計画では、「皆が主役になるオールまちだの魅力創造と発信」、「『訪れるまち』『住むまち』『育むまち』としてのイメージ強化」、「市民の誇りに繋がる話題性のあるイベントを開催」の３つの推進戦略を掲げています。
- 「まちだ自慢推進計画 17-20」の策定に際して実施された町田市に関する意識調査（2016 年 12 月に実施）では、「町田市に愛着を持つ市民は約６割、誇りを持つ市民は約３割。前回調査と同様の傾向」や「定住意欲がある市民は約８割と前回より微増。子育てがしやすいと感じているのは約半数」などの結果が出ています。

11 交通

（1）道路

① 国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆第４次社会資本重点整備計画： 2015 年９月策定

- 国は 2015 年９月に閣議決定した「第４次社会資本整備重点計画（計画期間：2015～2020 年度)」において、「社会資本の戦略的な維持・更新を行う」ことを１つ目の重点目標に掲げ、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率（2020 年度に 100%）をはじめとする指標を設定するなど、インフラ老朽化対策に重点的に取り組むとしています。
- 具体的には、国、地方自治体や民間企業等の様々な社会資本の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することで、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとしています。

図表３－11－１ 「メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立」のイメージ
出典：国土交通省「第４次社会資本整備重点計画」

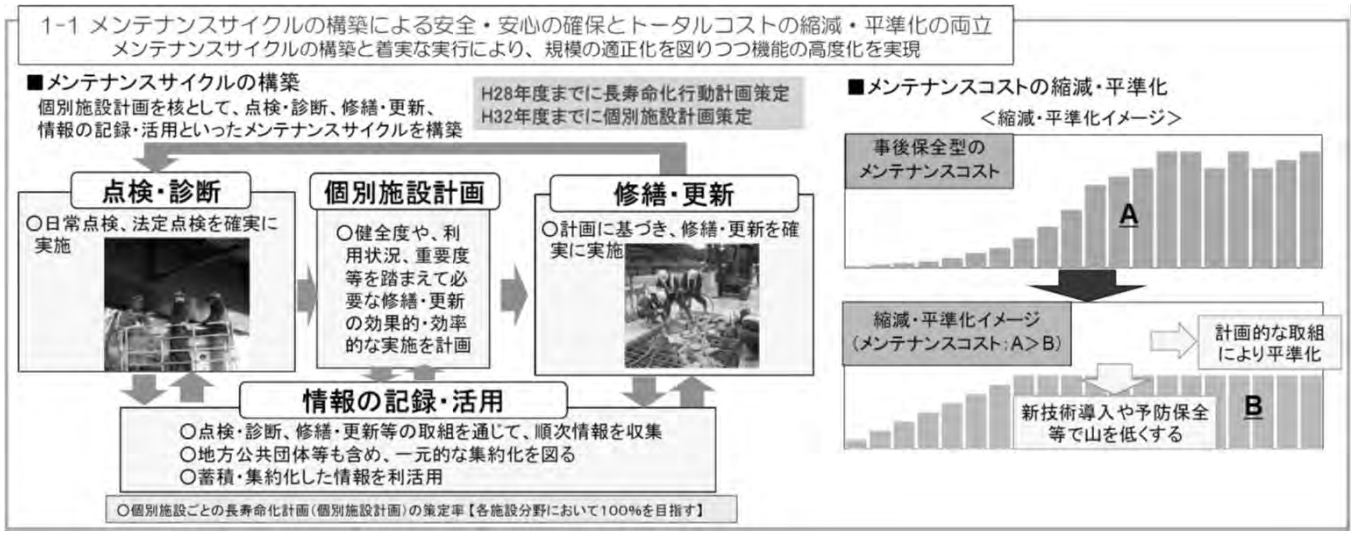

② 本市の動向

- 本市が 2016 年３月に策定した「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画)」によると、市が所管する道路の延長は 1,260 ㎞であり、また、道路を形成する施設として、道路舗装、橋りょう、標識や街路等の道路附属物、雨水排水施設（排水機場・ポンプ場、雨水貯留施設、雨水管）などを管理しています。また、市所管の橋りょうは 203 橋、延長として 2,321ｍとなっています。
- 都市計画道路は、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づく都市計画決定した道路です。2017 年３月 31 日現在、都市計画道路は総延長 161.08 ㎞、このうち改良済み延長は 98.76 ㎞、改良率は 61.3%となっており、改良率は多摩 26 市の中では 12 番目に高い水準となっています。

● また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の３分の２以上又は４車線以上の幅員を有す概成済みの都市計画道路の延長は 16.14%であり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は 114.90 ㎞、整備率は 71.3%となっています。

図表３－11－２ 都市計画道路の改良率・整備率の都市間比較

出典：国土交通省「平成 29 年都市計画現況調査（2017 年３月 31 日現在)」

順位	市名	計画延長（km）	改良済延長（km）	改良率（%）	概成済延長（km）	整備率（%）
1	羽村市	26.98	24.09	89.3	0.09	89.6
2	多摩市	44.40	35.69	80.4	7.44	97.1
3	府中市	71.98	56.53	78.5	3.26	83.1
4	八王子市	234.92	181.01	77.1	15.79	83.8
5	福生市	22.61	17.34	76.7	2.46	87.6
6	日野市	68.69	48.62	70.8	6.21	79.8
7	あきる野市	39.01	27.31	70.0	1.26	73.2
8	青梅市	76.05	52.7	69.3	7.30	78.9
9	東大和市	27.40	18.8	68.6	0.77	71.4
10	昭島市	36.23	24.72	68.2	3.19	77.0
11	稲城市	43.57	29.7	68.2	0.64	69.6
12	**町田市**	**161.08**	**98.76**	**61.3**	**16.14**	**71.3**
13	立川市	70.10	41.05	58.6	7.94	69.9
14	東久留米市	33.34	19.15	57.4	0.00	57.4
15	武蔵野市	40.76	22.03	54.0	9.57	77.5
16	調布市	61.20	32.23	52.7	7.59	65.1
17	狛江市	25.36	13.17	51.9	2.38	61.3
18	武蔵村山市	25.79	13.39	51.9	2.80	62.8
19	小金井市	33.16	15.93	48.0	5.01	48.0
20	西東京市	52.79	23.51	44.5	4.59	53.2
21	小平市	45.59	18.16	39.8	7.18	55.6
22	三鷹市	53.97	21.47	39.8	7.78	54.2
23	国立市	28.73	11.32	39.4	9.36	72.0
24	清瀬市	22.93	7.94	34.6	1.61	41.6
25	国分寺市	31.29	6.8	21.7	7.49	45.7
26	東村山市	44.84	9.06	20.2	1.24	23.0
市部合計		1,422.77	870.48	61.2	139.09	71.0

（２）公共交通

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律：2014 年 11 月施行

- 近年、全国的に人口減少や少子高齢化が加速度的に進展することで、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されています。
- このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方自治体を中心として、関係者の合意のもとに、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、2014 年 11 月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律の施行により、地方自治体は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めた「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになりました。
- 国は、そのメリットの１つとして、本計画の策定をきっかけに、地域全体のネットワークのあり方について、鉄道、バス、タクシー等を一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができるとしています。

図表３－11－３　「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の概要

出典：国土交通省

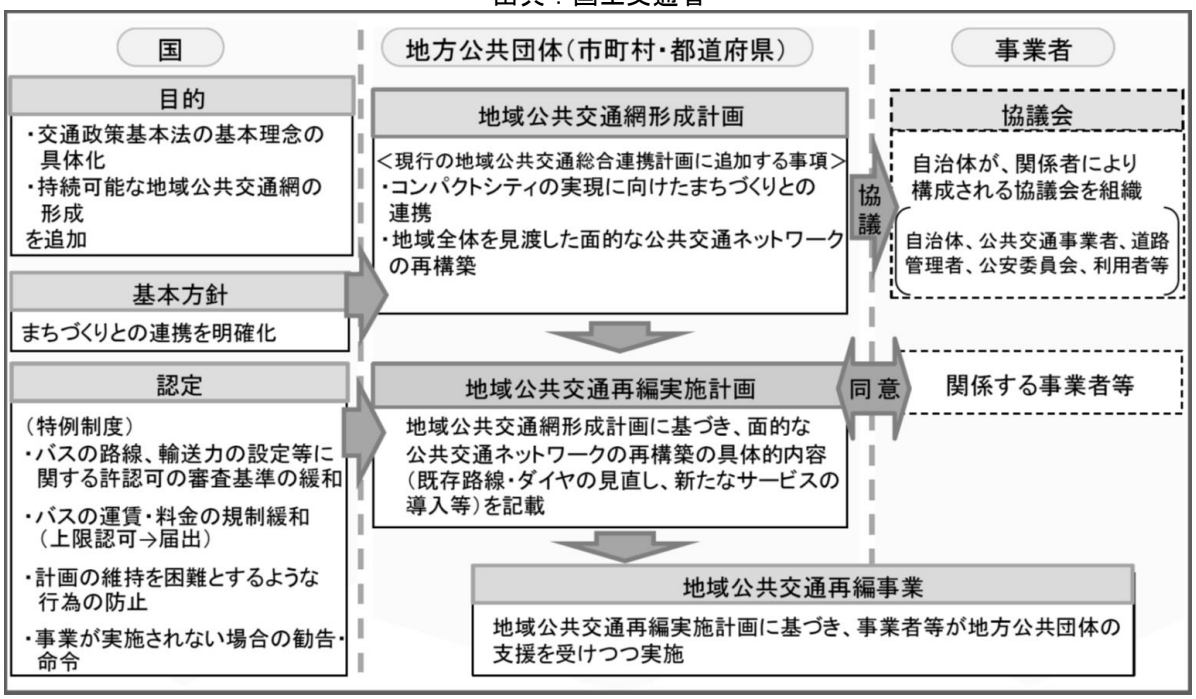

② 本市の動向

- 鉄道は、市の中心駅である町田駅から新宿駅を繋ぐ小田急電鉄小田原線が通り、市内には町田駅、玉川学園前駅、鶴川駅の３駅が設置されています。市の南西部及び西部にはＪＲ横浜線がとおり、市内には町田駅、成瀬駅、相原駅が設置されています。市の南部には、東京急行電鉄田園都市線が通り、市内にはつくし野駅、すずかけ台駅、南町田駅が設置されています。また、市の西部には京王電鉄相模原線が通り、市内には多摩境駅が設置されています。これらの鉄道駅は市の外縁部に集中しています。

- 鉄道の駅別乗降延人員の推移をみると、多くの駅の乗降延人員は増減を繰り返しながら一定の範囲内で推移しています。なお、東京急行電鉄田園都市線の南町田駅では、2017 年度には 10,738 千人と、2016 年度の 12,522 千人から 1,784 千人（14.2%）と大きく減少しています。また、京王電鉄相模原線の多摩境駅では 2013 年度以降乗降延人員は一貫して増加しており、2017 年度には 7,407 千人と 2013 年度の 6,680 千人と比較して 727 千人（10.9%）増加しています。

図表３－11－４ 鉄道の駅別乗降延人員の推移

出典：小田急電鉄㈱・東京急行電鉄㈱・京王電鉄㈱・東日本旅客鉄道㈱資料

注）ＪＲ東日本横浜線は乗車人員のみの集計

＜小田急電鉄小田原線＞

		鶴川駅			玉川学園前駅			町田駅		
		総数	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
2013年度	実　数(千人)	25,371	16,590	8,781	18,025	11,884	6,141	106,865	61,738	45,127
2014年度	実　数(千人)	24,951	16,224	8,727	17,465	11,502	5,963	105,490	60,794	44,696
	増減率(%)	▲ 1.7	▲ 2.2	▲ 0.6	▲ 3.1	▲ 3.2	▲ 2.9	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.0
2015年度	実　数(千人)	25,350	16,438	8,912	17,641	11,646	5,995	106,840	61,656	45,184
	増減率(%)	1.6	1.3	2.1	1.0	1.3	0.5	1.3	1.4	1.1
2016年度	実　数(千人)	25,268	16,474	8,794	17,599	11,670	5,929	106,508	61,742	44,766
	増減率(%)	▲ 0.3	0.2	▲ 1.3	▲ 0.2	0.2	▲ 1.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.9
2017年度	実　数(千人)	25,237	16,494	8,743	17,631	11,748	5,883	106,791	61,991	44,800
	増減率(%)	▲ 0.1	0.1	▲ 0.6	0.2	0.7	▲ 0.8	0.3	0.4	0.1

＜東京急行電鉄田園都市線 ＞

		つくし野駅			すずかけ台駅			南町田駅		
		総数	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
2013年度	実　数(千人)	4,521	2,896	1,625	4,315	2,844	1,471	12,410	7,290	5,120
2014年度	実　数(千人)	4,402	2,824	1,578	4,172	2,732	1,440	12,292	7,264	5,028
	増減率(%)	▲ 2.6	▲ 2.5	▲ 2.9	▲ 3.3	▲ 3.9	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 1.8
2015年度	実　数(千人)	4,442	2,872	1,570	4,185	2,730	1,455	12,454	7,426	5,028
	増減率(%)	0.9	1.7	▲ 0.5	0.3	▲ 0.1	1.0	1.3	2.2	0.0
2016年度	実　数(千人)	4,449	2,866	1,583	4,178	2,744	1,434	12,522	7,486	5,036
	増減率(%)	0.2	▲ 0.2	0.8	▲ 0.2	0.5	▲ 1.4	0.5	0.8	0.2
2017年度	実　数(千人)	4,362	2,832	1,530	4,244	2,818	1,426	10,738	7,388	3,350
	増減率(%)	▲ 2.0	▲ 1.2	▲ 3.3	1.6	2.7	▲ 0.6	▲ 14.2	▲ 1.3	▲ 33.5

＜京王電鉄相模原線 ＞　　＜ JR東日本横浜線＞

		多摩境駅			成瀬駅			町田駅			相原駅		
		総数	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
2013年度	実　数(千人)	6,680	4,444	2,236	7,069	4,504	2,564	40,493	24,853	15,640	3,803	2,707	1,096
2014年度	実　数(千人)	6,852	4,582	2,270	6,957	4,444	2,513	40,230	24,512	15,718	3,701	2,623	1,078
	増減率(%)	2.6	3.1	1.5	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 0.6	▲ 1.4	0.5	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.6
2015年度	実　数(千人)	7,140	4,796	2,344	7,019	4,523	2,496	40,937	25,059	15,878	3,767	2,683	1,084
	増減率(%)	4.2	4.7	3.3	0.9	1.8	▲ 0.7	1.8	2.2	1.0	1.8	2.3	0.5
2016年度	実　数(千人)	7,315	4,928	2,387	6,920	4,485	2,435	41,043	25,214	15,829	3,873	2,783	1,090
	増減率(%)	2.5	2.8	1.8	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 2.4	0.3	0.6	▲ 0.3	2.8	3.7	0.6
2017年度	実　数(千人)	7,407	5,002	2,405	6,986	4,535	2,451	41,139	25,335	15,804	3,886	2,792	1,094
	増減率(%)	1.3	1.5	0.8	1.0	1.1	0.7	0.2	0.5	▲ 0.2	0.3	0.3	0.4

● 2007 年度及び 2012 年度、2017 年度における JR 横浜線の駅における乗降客数をみると、町田駅の乗降客数は 2007 年度に 105,682 人、2012 年度に 110,543 人、2017 年度に 112,710 人と JR 横浜線の駅においては常に最も乗降客数が多くなっています。

● なお、2012 年度から 2017 年度における乗降客数の増加率をみると、新横浜駅（乗降客数：63,110 人）が 9.9%、橋本駅（65,871 人）が 7.8%、長津田駅（61,045 人）が 5.4%、八王子駅（85,302 人）が 3.4%、町田駅（112,710 人）が 2.0%と、2017 年度に乗降客数が多い５駅の中で町田駅の増加率は最も小さくなっています。

● また、2017 年度における乗降客数を定期外利用・定期利用別にみると、本市の定期外利用の割合は 38.4%であり定期外利用の割合が高い６番目となっています。

図表３－11－５　ＪＲ横浜線の駅における乗降客数

出典：東日本旅客鉄道㈱資料

2007年度			2012年度				2017年度			
順位	駅名	乗降客数（人）	順位	駅名	乗降客数（人）	増加率（%）	順位	駅名	乗降客数（人）	増加率（%）
1	**町田**	**105,682**	**1**	**町田**	**110,543**	**4.6**	**1**	**町田**	**112,710**	**2.0**
2	八王子	82,032	2	八王子	82,521	0.6	2	八王子	85,302	3.4
3	橋本	58,080	3	橋本	61,127	5.2	3	橋本	65,871	7.8
4	長津田	56,792	4	長津田	57,919	2.0	4	新横浜	63,110	9.9
5	新横浜	52,110	5	新横浜	57,439	10.2	5	長津田	61,045	5.4
6	菊名	51,380	6	菊名	51,612	0.5	6	菊名	52,958	2.6
7	鴨居	39,540	7	淵野辺	40,435	7.5	7	中山	41,992	8.2
8	淵野辺	37,601	8	中山	38,821	17.7	8	鴨居	39,187	1.9
9	中山	32,988	9	鴨居	38,443	▲ 2.8	9	淵野辺	38,654	▲ 4.4
10	東神奈川	29,354	10	東神奈川	32,553	10.9	10	東神奈川	36,690	12.7
11	相模原	28,079	11	相模原	28,283	0.7	11	相模原	29,191	3.2
12	十日市場	21,300	12	古淵	21,685	3.4	12	古淵	22,901	5.6
13	古淵	20,978	13	十日市場	20,420	▲ 4.1	13	十日市場	21,175	3.7
14	成瀬	19,393	14	成瀬	19,057	▲ 1.7	14	成瀬	19,140	0.4
15	八王子みなみ野	18,088	15	大口	17,320	1.1	15	大口	18,520	6.9
16	大口	17,138	16	八王子みなみ野	16,787	▲ 7.2	16	八王子みなみ野	18,356	9.3
17	矢部	11,303	17	矢部	11,480	1.6	17	矢部	12,478	8.7
18	相原	10,304	18	相原	10,196	▲ 1.0	18	相原	10,647	4.4
19	小机	10,069	19	小机	9,715	▲ 3.5	19	小机	10,087	3.8
20	片倉	5,269	20	片倉	5,121	▲ 2.8	20	片倉	5,205	1.6
合計		707,480	合計		731,477	3.4	合計		765,219	4.6

図表３－11－６　ＪＲ横浜線の駅における乗降客数

出典：東日本旅客鉄道㈱資料（2017 年度）

順位	駅名	合計	定期外		定期	
		乗降客数（人）	乗降客数（人）	構成比（%）	乗降客数（人）	構成比（%）
1	新横浜	63,110	29,219	46.3	33,891	53.7
2	東神奈川	36,690	16,442	44.8	20,248	55.2
3	八王子	85302	36,155	42.4	49,147	57.6
4	小机	10,087	3,926	38.9	6,161	61.1
5	片倉	5,205	2,000	38.4	3,205	61.6
6	**町田**	**112,710**	**43,299**	**38.4**	**69,411**	**61.6**
7	菊名	52,958	20,209	38.2	32,749	61.8
8	橋本	65,871	24,016	36.5	41,855	63.5
9	相模原	29,191	10,498	36.0	18,693	64.0
10	成瀬	19,140	6,714	35.1	12,426	64.9
11	長津田	61,045	21,124	34.6	39,921	65.4
12	十日市場	21,175	7,307	34.5	13,868	65.5
13	古淵	22,901	7,832	34.2	15,069	65.8
14	大口	18,520	6,257	33.8	12,263	66.2
15	鴨居	39,187	13,109	33.5	26,078	66.5
16	中山	41,992	13,682	32.6	28,310	67.4
17	淵野辺	38,654	11,938	30.9	26,716	69.1
18	矢部	12,478	3,812	30.5	8,666	69.5
19	八王子みなみ野	18,356	5,260	28.7	13,096	71.3
20	相原	10,647	2,997	28.1	7,650	71.9
合計		765,219	285,796	37.3	479,423	62.7

● 2016 年度における小田急小田原線の駅における乗降客数をみると、町田駅は 291,802 人であり新宿駅の 499,919 人に次いで２番目に多くなっています。

図表３－11－７ 小田急小田原線の駅における乗降客数
出典：小田急電鉄㈱資料（2016 年度）

順位	駅名	乗降人員	定期		定期外		順位	駅名	乗降人員	定期		定期外	
			乗降客数（人）	構成比（%）	乗降客数（人）	構成比（%）				乗降客数（人）	構成比（%）	乗降客数（人）	構成比（%）
1	新宿	499,919	304,722	61.0	195,197	64.1	25	相武台前	39,399	23,638	60.0	15,761	66.7
2	**町田**	**291,802**	**169,158**	**58.0**	**122,644**	**72.5**	26	柿生	37,413	24,652	65.9	12,761	51.8
3	代々木上原	255,378	163,394	64.0	91,984	56.3	27	読売ランド前	35,412	22,592	63.8	12,820	56.7
4	登戸	162,422	108,434	66.8	53,988	49.8	28	喜多見	33,662	20,916	62.1	12,746	60.9
5	本厚木	153,562	97,488	63.5	56,074	57.5	29	梅ヶ丘	32,408	20,592	63.5	11,816	57.4
6	海老名	148,434	89,906	60.6	58,528	65.1	30	渋沢	28,547	18,696	65.5	9,851	52.7
7	相模大野	129,096	73,884	57.2	55,212	74.7	31	豪徳寺	26,724	15,030	56.2	11,694	77.8
8	新百合ヶ丘	125,659	71,594	57.0	54,065	75.5	32	新松田	24,546	15,296	62.3	9,250	60.5
9	下北沢	114,922	59,864	52.1	55,058	92.0	33	座間	21,613	13,736	63.6	7,877	57.3
10	成城学園前	88,727	55,306	62.3	33,421	60.4	34	百合ヶ丘	21,293	11,820	55.5	9,473	80.1
11	経堂	76,363	47,458	62.1	28,905	60.9	35	厚木	21,098	13,492	63.9	7,606	56.4
12	鶴川	69,224	45,134	65.2	24,090	53.4	36	代々木八幡	20,541	10,224	49.8	10,317	100.9
13	向ヶ丘遊園	66,684	44,156	66.2	22,528	51.0	37	和泉多摩川	15,923	10,676	67.0	5,247	49.1
14	小田原	66,612	33,776	50.7	32,836	97.2	38	参宮橋	15,626	5,636	36.1	9,990	177.3
15	千歳船橋	57,112	36,482	63.9	20,630	56.5	39	鶴巻温泉	15,021	8,584	57.1	6,437	75.0
16	小田急相模原	56,153	36,024	64.2	20,129	55.9	40	開成	11,033	7,550	68.4	3,483	46.1
17	愛甲石田	52,110	36,686	70.4	15,424	42.0	41	栢山	9,287	6,430	69.2	2,857	44.4
18	伊勢原	51,909	31,926	61.5	19,983	62.6	42	世田谷代田	8,150	4,060	49.8	4,090	100.7
19	玉川学園前	48,216	31,972	66.3	16,244	50.8	43	富水	6,850	4,320	63.1	2,530	58.6
20	祖師ヶ谷大蔵	48,170	29,378	61.0	18,792	64.0	44	東北沢	6,523	2,662	40.8	3,861	145.0
21	狛江	46,431	29,716	64.0	16,715	56.2	45	螢田	6,428	3,922	61.0	2,506	63.9
22	生田	45,735	30,582	66.9	15,153	49.5	46	足柄	3,877	2,078	53.6	1,799	86.6
23	秦野	43,026	27,672	64.3	15,354	55.5	47	南新宿	3,782	882	23.3	2,900	328.8
24	東海大学前	41,306	29,388	71.1	11,918	40.6		合計	3,184,128	1,951,584	61.3	1,232,544	63.2

● バスは、鉄道駅を中心に路線バスとコミュニティバス、町田市民バス「まちっこ」が市内各所を結んでいます。鉄道駅が市の外縁部に集中しているため、鉄道利用者が駅に行くための交通手段としても重要な役割を果たしています。

● 事業者別バスの運行状況をみると、神奈川中央交通㈱の営業キロ数は 2013 年度の 10,504 千kmから 2017 年度の 9,677 千kmへと 827 千km（7.9%）減少している一方で、輸送人員は 2013 年度の 34,650 千人から 2017 年度の 36,149 千人へと 1,499 千人（4.3%）増加しています。

● また、小田急バス㈱では営業キロ数は 2013 年度から 2017 年度まで 982 千kmで一定ですが、輸送人員は 2017 年度には 2,928 千人と 2016 年度の 3,880 千人と比較して 952 千人（24.5%）減少しています。

図表３－11－８ 事業者別バスの運行状況
出典：神奈川中央交通㈱・小田急バス㈱資料
注）2017 年度から小田急バス㈱の輸送人員の集計方法は変更している

	神奈川中央交通㈱			小田急バス㈱		
	営業キロ数（千km）	輸送人員（千人）	営業キロあたり輸送人員（人／km）	営業キロ数（千km）	輸送人員（千人）	営業キロあたり輸送人員（人／km）
2013年度	10,504	34,650	3.30	982	3,575	3.64
2014年度	10,427	33,772	3.24	982	3,691	3.76
	▲ 0.7	▲ 2.5	▲ 1.8	0.0	3.2	3.2
2015年度	10,054	33,708	3.35	982	3,766	3.84
	▲ 3.6	▲ 0.2	3.5	0.0	2.0	2.0
2016年度	10,240	34,543	3.37	982	3,880	3.95
	1.9	2.5	0.6	0.0	3.0	3.0
2017年度	9,677	36,149	3.74	982	2,928	2.98
	▲ 5.5	4.6	10.7	0.0	▲ 24.5	▲ 24.5

- 本市では、東西に長い地形に起因する交通不便地域の解消や市民の交通利便性の向上、また、町田市の中心市街地に点在する市民病院など公共施設の利便性の向上に向け、町田市民バス「まちっこ」を運行しています。現在は、「相原ルート」と「公共施設循環ルート」の２ルートで、月曜日から金曜日まで運行しています。運行については、バス事業者との協定に基づき、本市がその路線の運行経費の不足分を補助金として交付しています。
- また、地域住民と民間事業者との三者協働のもとで、公共交通不便地域の解消とだれもが利用可能な公共交通サービスの拡大を目指し、地域コミュニティバスの運行にも取り組んでいます。コミュニティバスでは、玉川学園コミュニティバス（玉ちゃんバス）の北ルート・東ルート・南ルートおよび金森地区コミュニティバス(かわせみ号)の成瀬駅ルートの４路線で運行しています。
- 本市では、市民にとって利用しやすい便利なバス路線の構築に向けて、バス路線網再編の指針として「町田市便利なバス計画（計画期間：2014～2021 年)」を 2014 年６月に策定しています。本計画では、「町田市内の移動しやすさの向上」、運行効率化による「定時性・速達性の向上」、及び「交通空白地区のサービス向上」を目的としています。

12 住環境

（１）市街地整備

① 国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

１ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律：2014 年 12 月施行
２ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律：2016 年９月施行
３ 住生活基本計画（全国計画）：2016 年３月策定

①－１ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

- 2014 年２月に国土交通省が公表した資料によると、2016 年３月末時点で我が国の分譲マンションのストック総数は約 634 万戸、そのうち築 30 年以上経過したものが約 173 万戸あり、旧耐震基準により建設されたものが約 104 万戸に上っています。
- 一方、これまでのマンション建替えの実績は累計で 232 件の実施にとどまっており、首都直下地震等の巨大地震発生のおそれがある中、生命・身体の保護の観点から、耐震性不足のマンションの耐震化の促進が喫緊の課題となっているとしています。
- このような課題認識のもと、国では、耐震性が不足している老朽化マンションの再生が円滑に行われるよう、2014 年 12 月、マンション敷地売却制度や容積率の緩和特例の創設等を内容とする「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

図表３－12－１ 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の概要
出典：国土交通省資料

現行制度と今回の改正案

	一般のマンション	耐震性不足のマンション
改修	・区分所有法による改修 ⇒3/4以上の賛成	H25改正で措置 ・耐震改修促進法による改修 ⇒過半数の賛成、容積率等の緩和特例
建替え	・区分所有法による建替え（個別売却） ・マンション建替法による建替え（権利変換） ⇒4/5以上の賛成	本法案で措置 **・マンション敷地売却制度の創設** ⇒4/5以上の賛成
取壊して住替え	民法原則に基づき全員同意が必要	**・容積率の緩和特例**

①－２ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 国では、都市の国際競争力と防災機能の強化を実現するとともに、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、あわせて、老朽化が進んでいる住宅団地を地域の拠点として再生することを目的に、2016 年９月、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。

図表３－12－２　「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の概要
出典：国土交通省資料

①－３住生活基本計画（全国計画）

- 本格的な少子高齢社会の到来、人口・世帯数の減少といった社会経済情勢の変化を踏まえ、国では 2016～2025 年度を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を 2016 年３月に閣議決定しています。
- 本計画では、住宅ストック活用型市場への転換を加速することを方針の１つとして打ち出し、その実現に向けた基本的な施策として、「建物状況調査（インスペクション）の普及など既存住宅を適正に評価する仕組の構築」、「密集市街地の安全を確保するための住宅の建替えやリフォームの促進策の検討」などが掲げられています。

②　本市の動向

- 本市では 1964 年以降、累計で 49 の土地区画整理事業が実施されています。2019 年３月現在では、野津田東土地区画整理事業、小山片所土地区画整理事業、町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の３つの土地区画整理事業が事業中となっています。
- 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の施行地区では、町田市と東京急行電鉄株式会社の共同で「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」として、都市基盤、都市公園、商業施設、都市型住宅などを、一体的に再整備・再構築し「新しい暮らしの拠点」の創出が進められています。

図表３－12－３ 土地区画整理事業の一覧（2016 年 12 月１日現在）

出典：町田市 HP

整理No.	事業地区名	事業主体	施行面積（ha）	施行期間	施行状況	整理No.	事業地区名	事業主体	施行面積（ha）	施行期間	施行状況
1	小山御嶽堂沼	組合	8.3	2002～	完了	26	真光寺広袴	組合	22.1	1969～	完了
2	小山町田端	組合	1.7	2001～	完了	27	金井中央	組合	5.4	2000～	完了
3	小山町馬場	組合	5.6	1995～	完了	28	野津田東	組合	17.7	1998～	事業中
4	相原町根岸	組合	1.9	1995～	完了	29	三輪	組合	71.3	1981～	完了
5	相原・小山	東京都	174.2	1988～	完了	30	鶴川駅北	町田市	5.9	1992～	完了
6	小山片所	組合	3.3	2015～	事業中	31	鶴川駅前	町田市	2.8	1980～	完了
7	山崎町横峰	組合	3.4	2005～	完了	32	野津田丸山	組合	3.6	2001～	完了
8	木曽横町	組合	1.0	1997～	完了	33	三輪沢谷戸	組合	18.1	1993～	完了
9	木曽境川	組合	1.9	2005～	完了	34	南町田駅周辺	町田市・民間	18.2	2016～	事業中
10	上小山田杉谷戸	組合	22.9	1994～	完了	35	三蔵寺橋	個人	1.0	2000～	完了
11	忠生（第一工区）	町田市	90.9	1965～	完了	36	成瀬東	組合	13.2	1991～	完了
12	忠生（第二工区）	町田市	101.9	1965～	完了	37	高ヶ坂	組合	6.1	1983～	完了
13	竹桜	組合	9.9	1982～	完了	38	成瀬西	組合	15.6	1979～	完了
14	馬駈	組合	6.8	1983～	完了	39	上谷戸	組合	1.7	1978～	完了
15	下小山田	組合	14.5	1990～	完了	40	成瀬南	組合	99.8	1972～	完了
16	能ヶ谷藤の木	共同施行	0.6	2009～	完了	41	小川第一	組合	95.1	1965～	完了
17	鶴川	公団	121.3	1964～	完了	42	小川第二	組合	70.6	1968～	完了
18	鶴川第二	公団	64.3	1987～	完了	43	小川蜂谷戸	組合	30.6	1969～	完了
19	大蔵	組合	2.5	2001～	完了	44	小川蜂谷戸第二	組合	22.4	1970～	完了
20	能ヶ谷東部	組合	25.2	1997～	完了	45	南町田第一	組合	38.9	1972～	完了
21	能ヶ谷	組合	7.2	1997～	完了	46	南町田第二	組合	4.3	1977～	完了
22	野津田中央	組合	4.1	1993～	完了	47	成瀬	組合	92.2	1970～	完了
23	野津田薬師池下	組合	3.5	1993～	完了	48	京浜団地	組合	31.0	1985～	完了
24	金井関山	組合	27.4	1987～	完了	49	成瀬中央	組合	23.2	1973～	完了
25	金井	組合	18.7	1985～	完了						

● 本市の居宅世帯の有無別住宅数の推移をみると、住宅数は 1998 年の 148,040 戸から 2013 年の 224,130 戸へと 76,090 戸（51.4%）増加しています。内訳を見ると、居住世帯ありが 72,430 戸（54.2%）、空き家が 5,020 戸（40.7%）増加している一方で、一時現在者のみが 1,120 戸（60.5%）、建築中が 240 戸（72.7%）減少しています。

図表３－12－４ 居住世帯の有無別住宅数

出典：総務省「住宅・土地統計調査（各年 10 月１日現在）

注）一時現在者のみとは、昼間だけ使用しているとか，何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅を意味する。

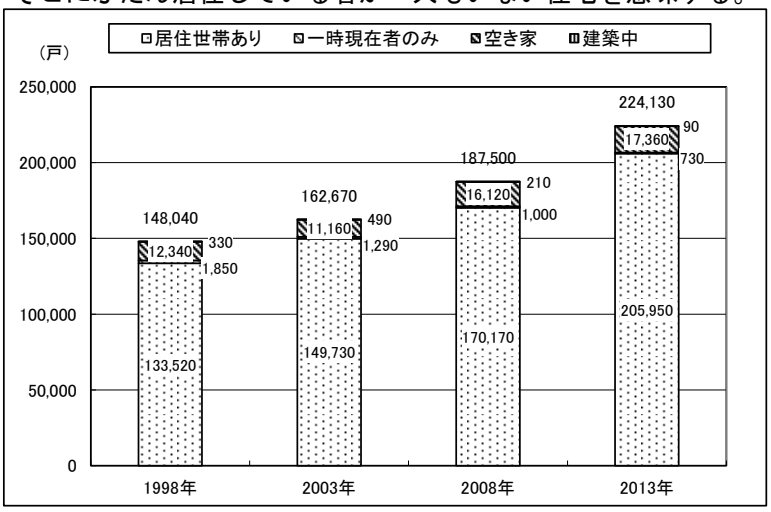

● 2017 年度における公的賃貸住宅数を多摩 26 市で比較すると、本市は 27,390 戸あり多摩 26 市内で最も多くなっています。その内訳をみると、東京都住宅供給公社一般賃貸住宅が 9,830 戸で最も多く、次いで独立行政法人都市再生機構賃貸住宅が 8,661 戸、都営住宅が 8,065 戸と続いています。

図表３－12－５ 公的賃貸住宅数の都市間比較
出典：東京都「東京都統計年鑑平成 29 年」

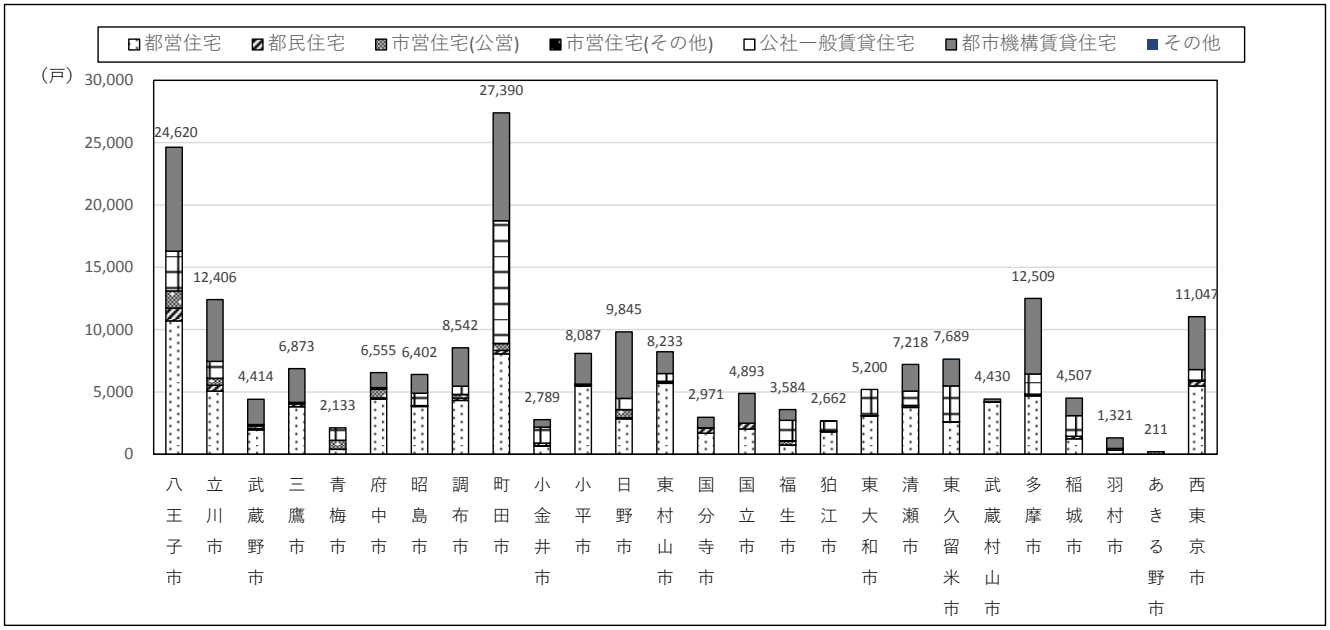

- 1960 年代から 1970 年代にかけて、日本住宅公団（現・独立行政法人都市再生機構）と東京都住宅供給公社による多数の大規模団地が建設されたため、現在では大規模団地における高齢化が進んでいます。
- 本市では、団地周辺を含めたまちの活性化を実現するため、独立行政法人都市再生機構（旧日本住宅公団）及び東京都住宅供給公社が供給した 100 戸以上かつ複数の棟からなる大規模な団地、合計 12 団体を対象として、20 年後の住宅都市町田の目指すべき方向性を示す「町田市団地再生基本方針」を策定しています。
- 当該基本方針では、本市における団地の課題として「団地の人口の減少」、「建物の老朽化」、「子育て世帯の減少」、「高齢化率の上昇」、「団地センターの活力低下」、「コミュニティ活動の低下」をあげた上で、基本理念として「時代の変化に対応しつつ、地域とともに歩み続ける団地」を掲げています。

（２）景観

①　国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

- 国土交通省の「平成 29 年度国土交通白書」によると、2017 年３月末時点で景観法に基づく景観行政団体は 698 団体に増加し、景観計画は 538 団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組が推進されているとしています。
- また、景観行政団体となることで、都道府県事務である屋外広告物法に基づく条例制定を行った市町村は、2017 年３月 31 日時点で 88 団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められているとしています。

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆無電柱化の推進に関する法律：2016 年 12 月施行

- 国は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関して、基本理念や国の責務など、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献することを目的に、2016 年 12 月、「無電柱化の推進に関する法律」を施行しています。
- 本法律では、地方自治体の責務として、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有すること、また、「無電柱化推進計画」を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることなどが位置づけられています。

②　本市の動向

- 本市は、地域の身近な個性や魅力を生かした良好な景観づくりに取り組むため、2009 年８月１日から景観行政団体となり、景観行政を進めており、2009 年 12 月に「「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」を基本理念とした「町田市景観計画」を策定しています。
- 2010 年３月には、「町田市景観計画」に定めている色彩基準をわかりやすく解説し、良好な景観形成の推進を図るため、2010 年３月に「町田市景観色彩ガイドライン」を策定、景観法に基づく届出の際に、市民・事業者の方々に「町田市景観計画」の景観づくりの方針や景観形成基準について理解を深めていただけるように、2012 年 4 月に「町田市景観みちしるべ」（景観づくりガイドライン）を策定、屋外広告物による良好な景観づくりを進めていくため、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」を 2018 年３月に策定しています。
- また、景観を五感で感じるという”新たな視点”をもって、魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、2016 年８月に「『町田市景観計画』アクションプラン（計画期間：2016～2020 年度）」を策定しています。

図表３－12－６ 五感で感じる景観の例

出典：町田市「町田市景観計画アクションプラン（2016～2020 年度）」

（３）公園・緑地

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

1　都市緑地法の一部を改正する法律：2017 年６月施行
2　水循環基本法：2014 年７月施行

①－１　都市緑地法の一部を改正する法律

- 国は、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、2017 年６月、「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律の施行によって、ＮＰＯ法人や企業等の民間主体が空地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するため、民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理する「市民緑地認定制度」などが創設されたほか、市区町村が策定する「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」の内容に、公園の管理の方針や都市農地の保全が新たに追加されました。

図表３－12－７　「都市緑地法の一部を改正する法律」の概要
出典：国土交通省資料

①－２ 水循環法基本法

- 国は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、2014 年７月に「水循環基本法」を施行しています。本法律では、「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の５つを基本理念として定めています。
- また、地方自治体の責務として、「基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが定められています。

② 本市の動向

- 2018 年４月１日現在の都市公園等の整備状況をみると、本市には合計 712 箇所、面積にして 30,611ha の都市公園等が整備されています。その内訳を見ると、箇所数でみると街区公園が 490 箇所で最も多く、次いで都市緑地が 181 箇所、近隣・地区公園が 28 箇所となっています。
- また、面積別にみると近隣・地区公園が 7,427ha で最も大きく、次いで総合公園の 7,096ha、街区公園の 6,450ha と続いています。

図表３－12－８ 都市公園等の整備状況
出典：町田市「町田市統計書」（2018 年４月１日現在）

総数		住区基幹公園				都市基幹公園				特殊公園				その他	
		街区公園		近隣・地区公園		運動公園		総合公園		特殊公園		都市緑地		広場公園	
箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）	箇所数（箇所）	面積（ha）
712	30,611	490	6,450	28	7,427	2	841	4	7,096	5	2,757	181	6,040	2	2

図表３－12－９ 市内に立地する都市公園の種類
出典：国土交通省資料

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置
都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置
緩衝地帯等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置

- 2018 年４月１日現在の人口１人当たりの都市公園面積を多摩 26 市で比較すると、本市は人口１人当たり公園面積が 9.50 ㎡と広い方から６番目の水準にあります。

図表３－12－10 人口１人当たりの都市公園面積の都市間比較

出典：東京都建設局公園緑地部「公園調書（2018 年４月１日）」
東京都「東京都の人口（推計）2018 年４月１日現在」

順位	市名	都市公園								都市公園以外の都・市立公園		人口1人当たり公園面積（㎡）
		総数		市立公園		都立公園		国営公園				
		施設数（施設）	面積（ha）	施設数（施設）	面積（ha）	施設数（施設）	面積（ha）	施設数（施設）	面積（ha）	施設数（施設）	面積（ha）	
1	武蔵村山市	19	123.9	18	22.0	1	101.9	－	－	48	2.9	17.46
2	多摩市	210	235.3	209	201.4	1	33.9	－	－	－	－	15.89
3	八王子市	801	688.6	796	563.7	5	124.9	－	－	64	7.1	11.51
4	稲城市	121	98.4	121	98.4	－	－	－	－	－	－	11.18
5	昭島市	40	111.1	40	48.2	－	1.3	－	61.60	49	3.3	10.00
6	**町田市**	**716**	**419.2**	**713**	**319.1**	**3**	**100.1**	**－**	**－**	**31**	**5.8**	**9.50**
7	立川市	98	169.1	97	58.0	－	3.3	1	107.8	151	5.5	9.34
8	東大和市	98	69.2	96	30.7	2	38.5	－	－	18	2.4	8.52
9	日野市	201	130.2	200	70.0	1	60.1	－	－	24	3.1	7.35
10	府中市	277	178.9	274	130.0	3	48.9	－	－	76	5.6	7.16
11	小金井市	12	79.5	11	6.8	1	72.8	－	－	129	4.2	6.84
12	福生市	55	40.2	55	40.1	－	0.0	－	－	14	0.6	6.72
13	羽村市	72	33.9	72	33.9	－	－	－	－	20	1.6	6.31
14	青梅市	102	60.4	102	60.4	－	－	－	－	59	26.3	6.18
15	調布市	202	123.6	199	28.9	3	94.7	－	－	22	5.7	5.73
16	あきる野市	33	29.9	32	18.1	1	11.8	－	－	38	14.4	5.47
17	東村山市	20	77.3	17	11.9	3	65.4	－	－	134	6.7	5.13
18	武蔵野市	113	60.6	112	19.7	1	40.9	－	－	66	3.5	4.47
19	三鷹市	39	59.9	38	12.6	1	47.3	－	－	140	8.6	3.46
20	清瀬市	4	5.1	4	5.1	－	－	－	－	97	19.3	3.02
21	小平市	315	51.7	313	35.6	2	16.1	－	－	－	－	2.69
22	国立市	25	15.4	25	15.4	－	－	－	－	58	4.8	2.52
23	国分寺市	15	21.9	13	8.3	2	13.6	－	－	146	9.0	2.35
24	東久留米市	141	24.4	140	19.4	1	5.0	－	－	4	0.2	1.87
25	西東京市	51	25.8	50	16.7	1	9.1	－	－	217	8.4	1.64
26	狛江市	27	10.6	27	10.6	－	－	－	－	52	1.6	1.51
市部合計		3,807	2,944.1	3,774	1,885.0	32	889.7	1	169.40	1,657	150.7	7.38

- 本市では、2011 年６月に緑の基本計画の見直しを行い、「町田市緑の基本計画 2020」を策定し、2016 年３月には一部見直しを行い「緑の基本計画 2020 一部改訂」を策定しています。当該計画では、本市の緑の課題として、「緑の拠点・核づくり」、「公有地緑地の推進」、「民有地緑地の推進」、「民有地の保全と活用」、「緑のしくみづくり」などをあげています。
- また、2014 年６月に「町田薬師池公園 四季彩の杜 魅力向上計画」を策定して、薬師池公園周辺を一つの公園として捉え、町田市を代表する観光拠点としての魅力を高めるために、各種整備が進められています。

13 環境

（1）環境保全・公害

① 国の動向

①－1 主要な統計指標の推移等

- 近年、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素（C0２）、メタン等の温室効果ガスが大気中に排出されることで、世界規模で地球温暖化による気候変動が進行しているとされ、我が国においても、異常気象等に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっています。
- 環境省の「平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」によると、20 世紀末と比較した、21 世紀末の年平均気温の将来予測について、気温上昇の程度をかなり低くするために必要となる温暖化対策を講じた場合には、日本全国で平均 1.1℃上昇し、また、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合には、日本全国で平均 4.4℃上昇するとの予測が示されています。
- さらに、このような気候変動の影響について、将来的に農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化、水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加、高潮・高波リスクの増大、夏季の熱波の頻度の増加等のおそれがあるとしています。
- 「平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」によると、2016 年度における国内の温室効果ガス排出量は、約 13 億 700 万トン CO2、2015 年度／2013 年度の総排出量（13 億 2,300 万トン CO2／14 億 1,000 万トン CO2）と比べ、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴うエネルギー起源の CO2 排出量の減少により、前年度比 1.2%、2013 年度比 7.3%減少しています。
- 温室効果ガスごとにみると、2016 年度の CO2 排出量は 12 億 600 万トン CO2（2013 年度比 8.3%減少、2005 年度比 6.5%減少）となっています。その内訳を部門別に見ると産業部門からの排出量は 4 億 1,800 万トン CO2（同 10.5%減少、10.4%減少）、運輸部門からの排出量は 2 億 1,500 万トン CO2（同 3.8%減少、11.9%減少）、業務その他部門からの排出量は 2 億 1,400 万トン CO2（同 10.4%減少、1.2%減少）、家庭部門からの排出量は 1 億 8,800 万トン CO2（同 8.3%減少、8.2%増加）となっています。

図表３－13－１ 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移
出典：環境省「平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

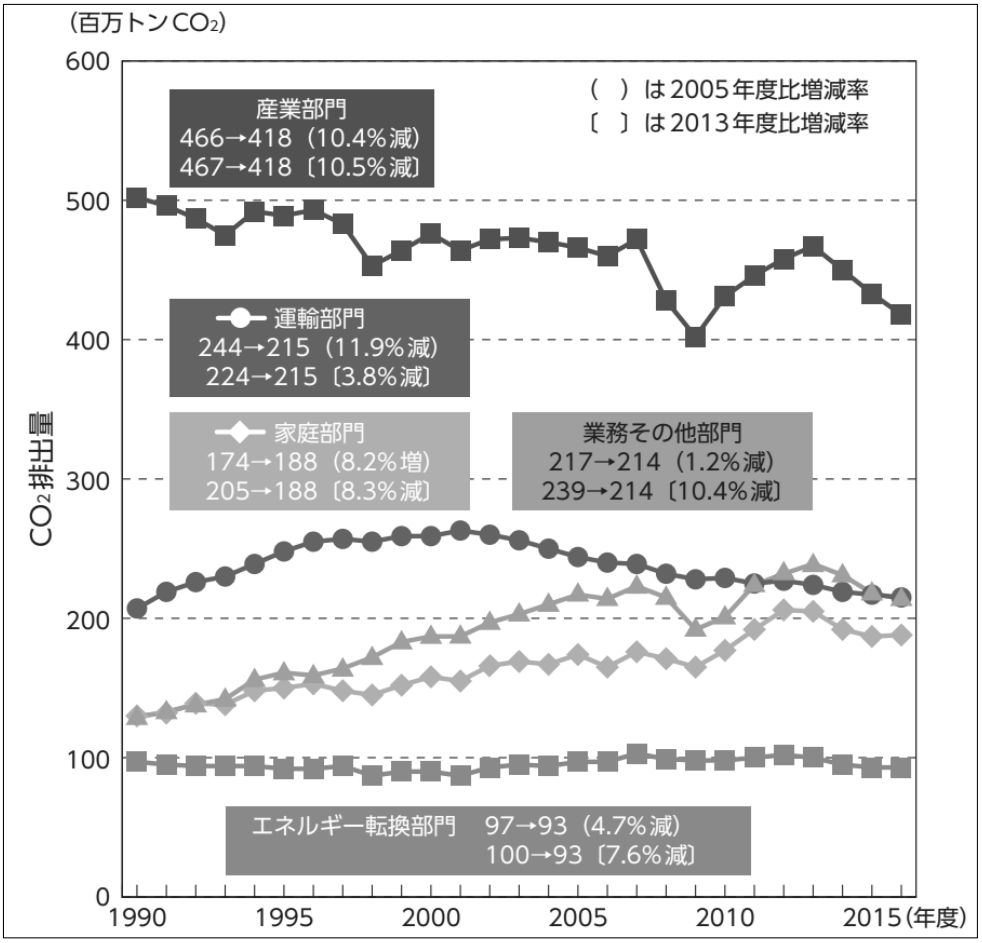

①－２ 近年の主要な制度改正等

１ パリ協定：2015 年 12 月採択
２ 地球温暖化対策計画：2016 年５月策定

①－２－１ パリ協定

- 2015 年末に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）が開催され、全ての国が参加する 2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されています。
- 本協定では、世界共通の目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を２℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されています。また、全ての国が、削減目標を５年ごとに提出・更新することが義務づけられました。

①－２－２ 地球温暖化対策計画

- 2016 年５月、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。本計画では、地方自治体の基本的役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」、「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の規範となることを目指す」ことなどが掲げられています。

② 本市の動向

● 本市の温室効果ガス排出量の推移をみると、2017 年には 1,673 千ｔCO2 と、2010 年の 1,598 千ｔCO2 から 75 千ｔCO2（4.7%）増加しています。内訳をみると、電気使用が 633 千ｔCO2 から 730 千ｔCO2 へと 97 千ｔCO2（15.3%）増加している一方で、一般廃棄物の焼却が 140 千ｔCO2 から 112 千ｔCO2 へと 28 千ｔCO2（20.1%）減少しています。

図表３－13－２ 発生源別温室効果ガス排出量の推移
出典：町田市環境白書 2018（データ集）

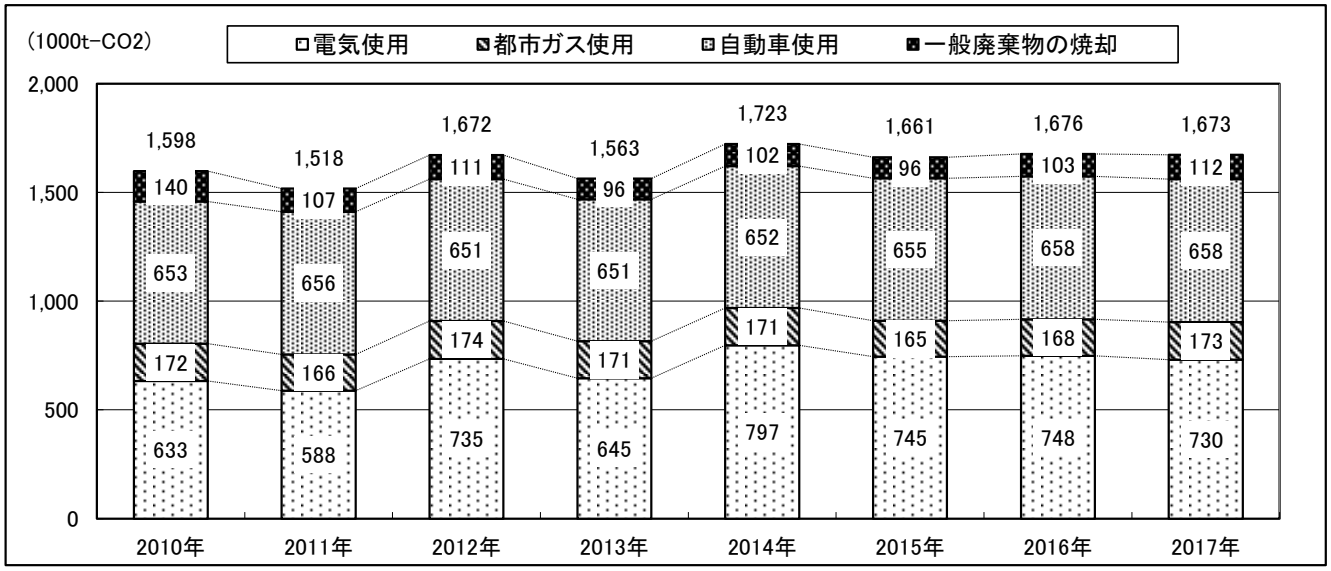

● 本市における公害発生件数の推移をみると、直近５年では 2016 年度の 229 件が最も多く、2014 年度の 153 件が最も少なくなっています。

● 2017 年度における構成比をみると、粉じんが 42.1%（77 件）で最も多く、次いで騒音が 26.8%（49 件）、悪臭が 16.9%（31 件）と続いています。

図表３－13－３ 公害発生件数の推移
出典：町田市「町田市統計書」

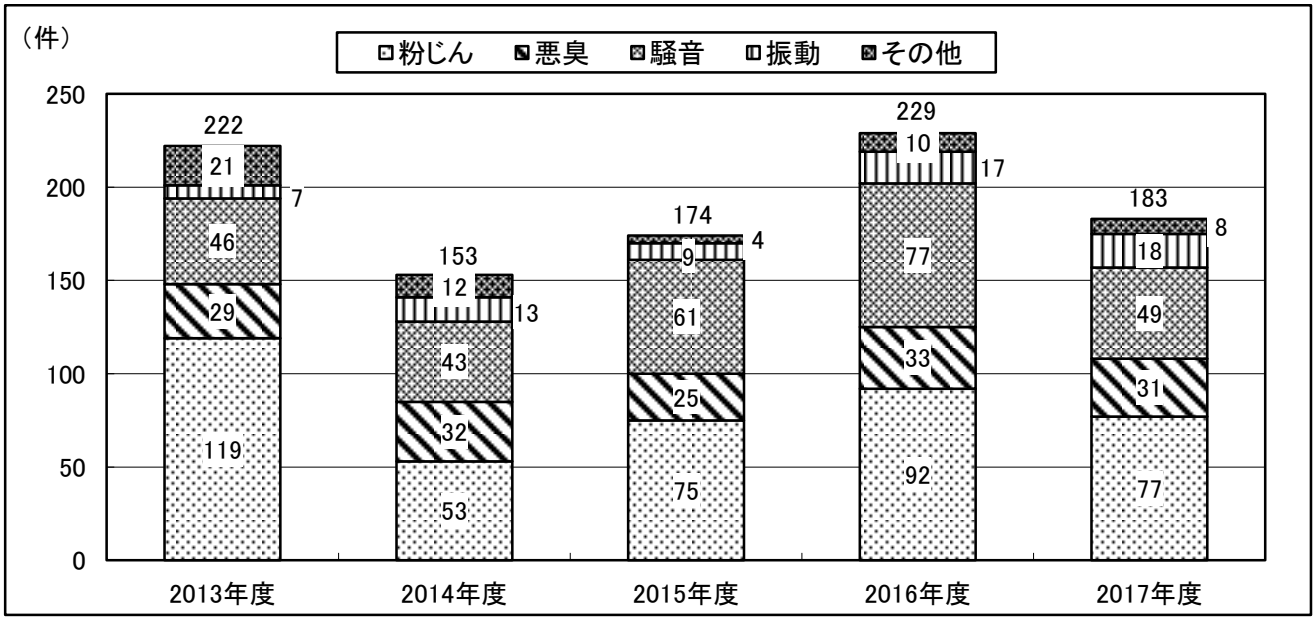

- 本市では、2000 年に「町田市環境基本条例」を制定し、2002 年に「町田市環境マスタープラン」を策定して環境保全等に取り組んできました。2012 年には、再生可能エネルギーへの関心の高まりや節電に対する意識の行動の変化などを踏まえ、地球温暖化防止やエネルギー政策に力を入れた「第二次町田市環境マスタープラン」を策定しています。
- 「第二次町田市環境マスタープラン」では、「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を望ましい環境像として設定し、「地域で取り組む地球温暖化の防止」、「自然環境と歴史的文化的環境の保全」、「持続可能な循環型社会の構築」、「良好な生活環境の創造」及び「環境に配慮した生活スタイルの定着」の５つの基本目標を掲げ、環境施策を推進しています。

図表３－13－４ 第二次町田市環境マスタープランの対象と基本目標

出典：町田市「第二次町田市環境マスタープラン」

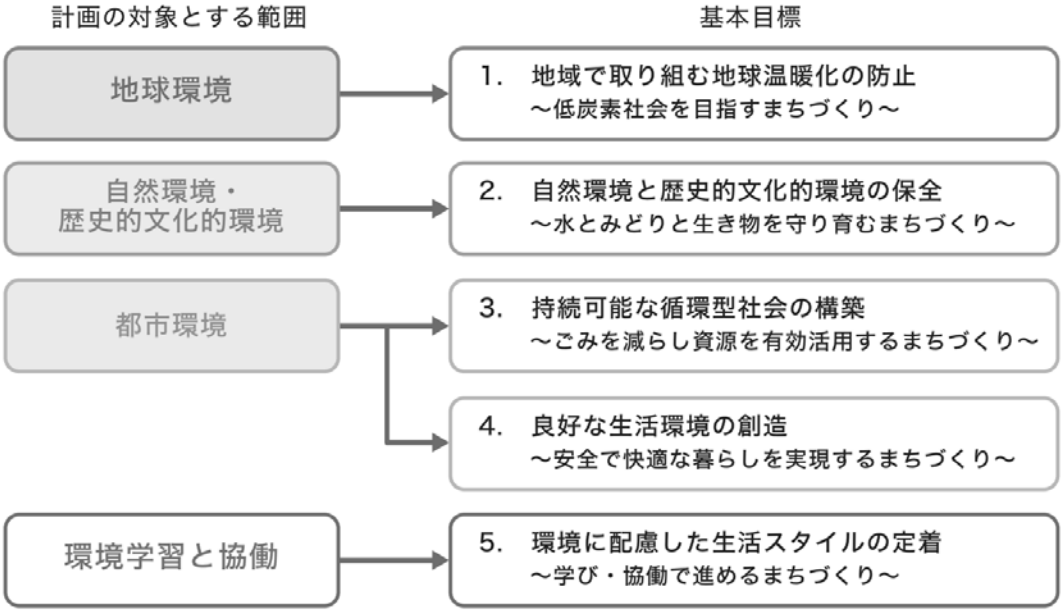

（２）ごみ処理

①　国の動向

＜近年の主要な制度改正等＞

◆第三次循環型社会形成基本計画：2013 年５月策定

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会 の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね５年ごとに見直しを行うものとされており、平成 25（2013）年５月に「第三次循環型社会形成基本計画」が閣議決定されました。
- 本計画の中で地方自治体は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められるとしています。特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位で住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められるとしています。

②　本市の動向

- 本市のごみ収集量の推移を見ると、一貫して減少傾向にあり 2017 年度には 109,156ｔと 2013 年度の 117,462ｔと比較して 8,306ｔ（7.1%）減少しています。
- その内訳をみると、可燃物が 2013 年度の 88,058ｔから 2017 年度の 83,356ｔへと 4,702ｔ(5.3%)、その他が 2013 年度の 22,853ｔから 2017 年度の 19,272ｔへと 3,581ｔ（15.7%）減少しています。なお、不燃物については 2013 年度から 2017 年度にかけては 23ｔ（0.4%）減少しているものの、2016 年度の 6,050ｔから 2017 年度の 6,528ｔへと 478ｔ（7.9%）増加しています。

図表３－13－５　ごみ収集量の推移
出典：町田市「町田市統計書」

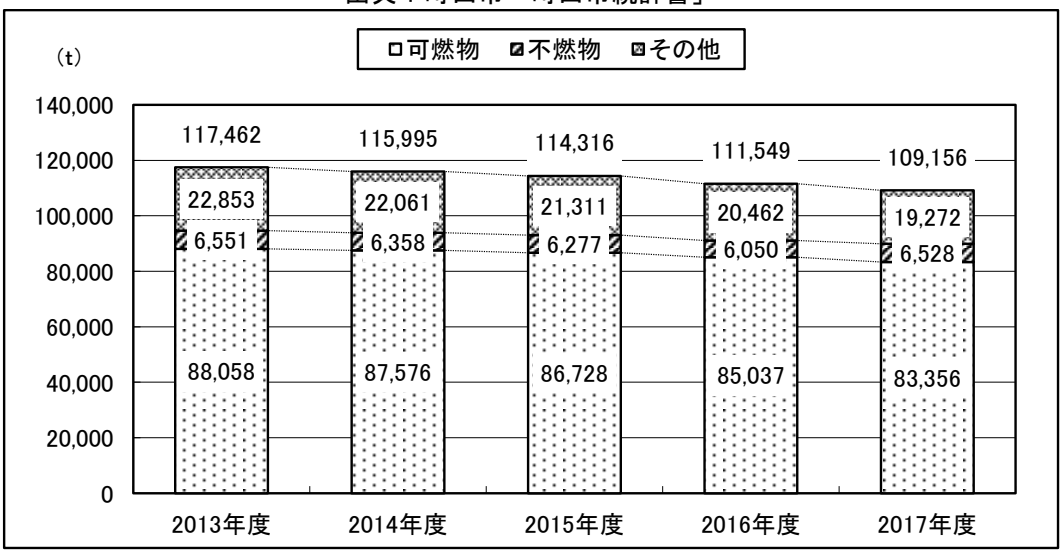

- 2017 年度における総資源化率を多摩 26 市で比較すると、本市は 32.3%と総資源化率が低い方から３番目に位置しています。
- また、2017 年度の１人１日当たりの総ごみ量を多摩 26 市で比較すると、本市は 697.0ｇと市部平均 681.5ｇを上回り、少ない方から 16 番目に位置しています。

図表３－13－６ 総資源化率・１人１日当たりの総ごみ量の都市間比較

出典：多摩地域ごみ実態調査（2017 年度）

順位	市名	総資源化量（t）	総資源化率（%）	順位	市名	総ごみ量	1人1日当たりの総ごみ量（g）
1	小金井市	15,185	56.5	1	小金井市	25,267	576.9
2	国分寺市	13,748	45.6	2	府中市	57,238	604.3
3	調布市	26,171	43.5	3	国分寺市	27,517	620.1
4	東村山市	16,597	43.2	4	立川市	41,537	622.8
5	立川市	19,012	42.4	5	日野市	42,225	627.1
6	西東京市	21,174	42.2	6	狛江市	18,789	630.6
7	府中市	25,623	40.5	7	東大和市	19,795	631.6
8	三鷹市	18,895	40.0	8	西東京市	47,014	641.4
9	武蔵野市	16,806	39.9	9	稲城市	21,763	644.0
10	東久留米市	12,743	39.5	10	清瀬市	17,752	650.0
11	狛江市	7,571	37.6	11	東村山市	35,946	653.1
12	東大和市	7,663	36.5	12	三鷹市	44,579	655.3
	清瀬市	6,877	36.5	13	調布市	56,186	663.8
14	国立市	7,935	36.3	14	東久留米市	29,384	688.7
15	羽村市	6,073	36.1	15	小平市	48,352	692.1
16	昭島市	11,027	35.9	**16**	**町田市**	**109,156**	**697.0**
17	福生市	5,947	35.7	17	多摩市	38,098	701.4
18	青梅市	14,247	35.1	18	昭島市	29,340	711.3
	多摩市	14,735	35.1	19	福生市	15,652	733.5
20	日野市	15,292	34.9	20	八王子市	152,180	739.8
21	小平市	17,220	34.2	21	武蔵野市	39,231	741.2
22	八王子市	54,093	33.9	22	青梅市	36,746	744.1
23	武蔵村山市	6,841	33.8	23	武蔵村山市	19,681	745.4
24	**町田市**	**38,904**	**32.3**	24	国立市	20,674	748.2
25	稲城市	7,456	31.5	25	あきる野市	23,024	777.5
26	あきる野市	7,829	31.2	26	羽村市	15,922	777.8
市部平均		15,987	38.1	市部平均		39,733	681.5

- 本市では、ビン・カンの分別収集をはじめ水銀電池の回収では全国的にみて先進の実績があったものの、プラスチックの資源化の取組は十分に進んでいなかったことなどを背景として、2011 年４月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画（計画期間：2011～2020 年度)」を策定しています。
- 本計画では、「町田市 43 万市民は、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。」を基本理念として設定した上で、「家庭から出る生ごみの 100%の資源化を推進します」、「プラスチックごみの減量・資源化を推進します」、「市民、事業者、行政の協働を進めます」、「次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます」、「ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます」という５つの基本方針を定めています。
- また、2013 年度に策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田リサイクル文化センター内に新たな熱回収施設等として、生ごみ等からエネルギーを回収する「バイオガス化施設」、ごみを焼却し発生した熱をエネルギーとして回収する「熱回収施設」と「不燃・粗大ごみ処理施設」の整備を進めています。

（３）下水道

①　国の動向

①－１ 主要な統計指標の推移等

- 国土交通省の「平成 29 年度国土交通白書」によると、今後、我が国では 1964 年の東京オリンピック以降に整備された首都高速１号線など、高度経済成長期以降に整備されたインフラ施設が一斉に老朽化し、今後 20 年間で建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みとなっています。

- 下水道管きょは、建設後 50 年以上経過する施設の割合が 2018 年３月の約４％から、５年後には約８％、10 年後には約 21％に急増するなど、一斉に老朽化するインフラ施設を戦略的に維持管理・更新することが求められるとしています。

図表３－13－７ 建設後 50 年以上経過するインフラ施設の割合
出典：国土交通省「平成 28 年度国土交通白書」

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋[注1)]（橋長2m以上の橋）]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本[注2)]]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設（水門等） [約1万施設[注3)]]	約32%	約42%	約62%
下水道管きょ [総延長：約47万km[注4)]]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設[注5)]（水深－4.5m以深）]	約17%	約32%	約58%

（注）
1　道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）
2　トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）
3　国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）（2017年度集計）
4　建設年度が不明な約2万kmを含む。（30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）（2017年度集計）
5　建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）

①－２ 近年の主要な制度改正等

◆第４次社会資本重点整備計画：2015 年９月策定

- 「第４次社会資本整備重点計画（計画期間：2015～2020 年度）」では、「社会資本の戦略的な維持・更新を行う」ことを１つ目の重点目標に掲げ、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率（2020 年度に 100%）をはじめとする指標を設定するなど、インフラ老朽化対策に重点的に取り組むとしています。
- 本計画の実効性を確保するためには、社会資本の既存施設のメンテナンスを社会資本整備のメインストリームの１つとして取り組んでいくとともに、PPP／PFI 等の多様な取組を効果的に推進していくため、全国共通の課題として、国と地方自治体が連携を強化し、総合的に取り組む必要があるとしています。

② 本市の動向

- 多摩地域における自治体の多くは、東京都が整備・維持管理を行っている流域下水道の下水処理場で汚水を処理しているものの、本市では、多摩丘陵を境にそのほとんどが鶴見川流域及び境川流域という地形条件であったこと、住環境の改善を図るため汚水処理を早期に行う必要があったことから、流域下水道による処理を行わず、単独で整備・維持管理する単独公共下水道による下水処理を実施しています。また、本市の下水道は、家庭から出た汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を採用しています。
- 「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」によると、本市における下水道の管路は約 5,422ha、管路延長は約 1,600 ㎞となっています。また、本市には成瀬クリーンセンターと鶴見川クリーンセンターの２か所の下水処理場を維持管理しています。
- 本市の下水道の普及率の推移を見ると、2014 年の 98.2%から 2018 年の 98.7%へと増加しています。本市では、2013 年度末には市街化区域内の汚水管整備が概ね完了しており、2017 年度からは、「町田市公共用水域水質改善 10 ヵ年計画」に基づいて市街化調整区域の一部を事業計画区域とし、下水道整備を進めています。
- 多摩 26 市で下水道普及率を比較すると、本市は 98.7%と低い方から４番目の水準に位置しています。また、整備率は 90.0%であり低い方から７番目の水準にあります。

図表３－13－８ 下水道の整備状況

出典：町田市「町田市統計書」（各年３月 31 日現在）

	行政区域			処理区域			普及率(%)		
	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
2014年	7,165	187,357	426,209	4,887	183,742	418,617	68.2	98.1	98.2
2015年	7,180	188,995	426,659	4,906	185,591	419,634	68.3	98.2	98.4
2016年	7,180	190,737	427,180	4,919	187,509	420,634	68.5	98.3	98.5
2017年	7,155	193,144	429,114	4,921	190,214	423,251	68.8	98.5	98.6
2018年	7,155	194,583	428,571	4,980	191,757	422,998	69.6	98.6	98.7

図表３－13－９ 下水道の普及率・整備率の都市間比較

出典：東京都下水道局総務部広報サービス課，同都市整備局都市基盤部調整課資料（2018 年 3 月 31 日現在）

順位	市名	全体人口（人）	普及人口（人）	普及率(%)	順位	市名	計画面積（ha）	供用面積（ha）	整備率(%)
	武蔵野市	145,491	145,491	100.0		武蔵野市	1,073	1,073	100.0
	三鷹市	186,680	186,680	100.0		三鷹市	1,650	1,650	100.0
	小金井市	120,618	120,618	100.0		小金井市	1,133	1,133	100.0
	小平市	191,064	191,064	100.0		小平市	2,046	2,046	100.0
	東村山市	150,818	150,818	100.0	1	東村山市	1,696	1,696	100.0
	国立市	75,932	75,932	100.0		国立市	792	792	100.0
	狛江市	82,048	82,048	100.0		狛江市	582	582	100.0
	東久留米市	116,869	116,869	100.0		東久留米市	1,292	1,292	100.0
	西東京市	201,292	201,292	100.0		西東京市	1,585	1,585	100.0
1	多摩市	148,654	148,641	100.0	10	多摩市	2,019	2,014	99.8
	国分寺市	122,201	122,197	100.0	11	国分寺市	1,148	1,140	99.3
	福生市	58,448	58,448	100.0	12	福生市	1,000	990	99.0
	東大和市	85,698	85,689	100.0	13	東大和市	1,009	985	97.6
	府中市	258,567	258,567	100.0	14	府中市	2,725	2,634	96.7
	調布市	233,408	233,408	100.0	15	八王子市	8,757	8,428	96.2
	立川市	182,843	182,843	100.0	16	調布市	2,037	1,955	96.0
	昭島市	113,251	113,172	100.0	17	立川市	2,278	2,173	95.4
	武蔵村山市	72,510	72,502	100.0	18	日野市	2,397	2,242	93.5
	羽村市	55,710	55,487	100.0	19	昭島市	1,507	1,378	91.4
	清瀬市	74,835	74,830	100.0	**20**	**町田市**	**5,256**	**4,733**	**90.0**
21	八王子市	562,036	558,327	99.0	21	武蔵村山市	1,290	1,159	89.8
	稲城市	90,149	89,388	99.0	22	羽村市	905	803	88.7
23	**町田市**	**428,571**	**422,998**	**98.7**	23	青梅市	2,459	2,145	87.2
24	青梅市	134,708	131,358	97.5	24	清瀬市	1,019	872	85.6
25	日野市	184,761	176,521	95.5	25	あきる野市	1,659	1,257	75.6
26	あきる野市	80,925	75,949	94.0	26	稲城市	1,747	1,053	60.3
市部合計		4,158,087	4,131,137	99.4	市部合計		51,061	47,810	93.6

- 本市では、施設の老朽化や多発するゲリラ豪雨、震災に伴う下水道施設の機能停止等の恐れなどの課題に対応しながら、重要な都市基盤として安定的に機能し続け、快適で安全な市民の暮らしを支えていくため、概ね 30 年先を見据えて、下水道事業の基本的な方針や施策の方向性を示す「町田市下水道ビジョン」を 2012 年３月に策定しています。
- 当該ビジョンでは、「次世代につなげる良好な水環境を目指して」を基本理念とし、「環境に配慮した施設整備を行い、より良い環境づくりを進めます」、「災害に強いまちづくりを進め、安心な暮らしを築きます」、「効率的で健全な経営を図り、より良い下水道サービスに取り組みます」という３つの基本方針を掲げ、下水道事業の運営を実施しています。
- 下水道施設の耐用年数は、設備が 10～30 年程度、下水道管や構造物は 50 年となっています。本市では、1964 年に下水道施設に整備したため、2010 年度末時点で最初に整備した下水道管は 47 年を経過しており、2019 年末時点では 1969 年までに整備した管が概ね整備後 50 年を経過しており、今後も整備後 50 年を超える下水道管の増加が見込まれます。

図表３－13－10 下水道管路整備延長の推移と施設の経過年数
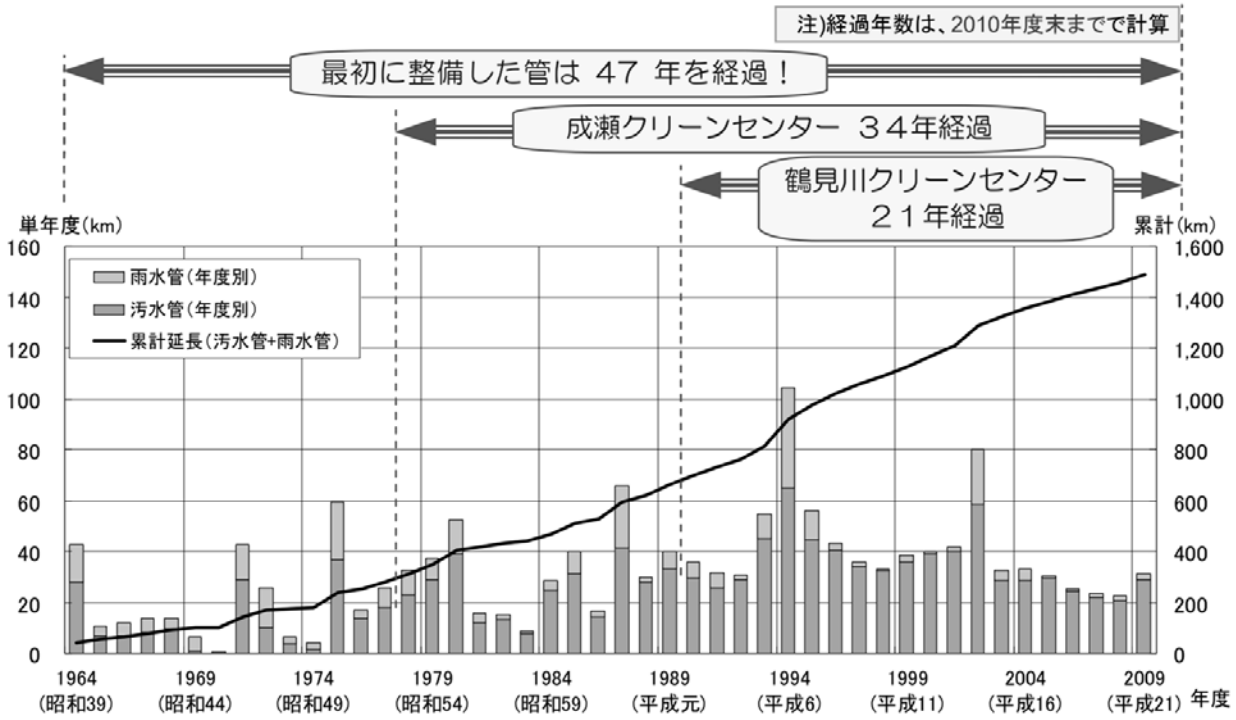
出典：町田市「町田市下水道ビジョン」